令 和 5 年 旭 市 議 会 第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第　1　号　（9月4日）

議事日程……1

本日の会議に付した事件……1

出席議員……1

欠席議員……2

説明のため出席した者……2

事務局職員出席者……2

開　　会……3

人事の紹介……3

議長報告事項……4

会議録署名議員の指名……4

会期の決定……4

議案上程……5

議案第　1号　令和4年度旭市一般会計決算の認定について

議案第　2号　令和4年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について

議案第　3号　令和4年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第　4号　令和4年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

議案第　5号　令和4年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について

議案第　6号　令和4年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　7号　令和4年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　8号　令和4年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　9号　令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第10号　令和5年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第11号　旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号　旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号　旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号　専決処分の承認について（令和5年度旭市一般会計補正予算）

報告第　1号　令和4年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について

報告第　２号　令和４年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について
報告第　３号　令和４年度旭市公営企業決算における資金不足比率について
報告第　４号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和４事業年度の業務実績に係る評価結果について
報告第　５号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の第２期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に係る評価結果について
報告第　６号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況について
報告第　７号　株式会社季楽里あさひの事業経営状況について
報告第　８号　私債権等の放棄について
提案理由の説明並びに政務報告……６
議案の補足説明及び報告の説明……１４
散　　会……６０

第　２　号　（９月７日）

議事日程……６１
本日の会議に付した事件……６１
出席議員……６１
欠席議員……６２
説明のため出席した者……６２
事務局職員出席者……６２
開　　議……６３
議案質疑……６３
決算審査特別委員会設置……１１９
決算審査特別委員会委員の選任……１１９
決算審査特別委員会議案付託……１２０
常任委員会議案付託……１２０
常任委員会請願付託……１２１
散　　会……１２１

第　３　号　（９月１１日）

議事日程……１２３
本日の会議に付した事件……１２３
出席議員……１２３
欠席議員……１２３
説明のため出席した者……１２３
事務局職員出席者……１２４
開　　議……１２５
一般質問……１２５
　８番　井　田　　孝……１２５
　１番　常世田　正　樹……１３５
　６番　﨑　山　華　英……１４８
１３番　宮　内　　保……１６６
　７番　永　井　孝　佳……１７９
２０番　松　木　源太郎……１９３
散　　会……２０９

第　４　号　（９月１２日）

議事日程……２１１
本日の会議に付した事件……２１１
出席議員……２１１
欠席議員……２１１
説明のため出席した者……２１１
事務局職員出席者……２１２
開　　議……２１３
一般質問……２１３
　４番　戸　村　ひとみ……２１３
１６番　伊　藤　房　代……２３１
１１番　遠　藤　保　明……２４０
１５番　宮　澤　芳　雄……２４５
　２番　伊　藤　春　美……２６０

５番　伊　場　哲　也……２７１
散　　会……３００

第　５　号　（９月２７日）

議事日程……３０１
本日の会議に付した事件……３０１
出席議員……３０１
欠席議員……３０２
説明のため出席した者……３０２
事務局職員出席者……３０２
開　　議……３０３
決算審査特別委員長報告……３０３
質疑、討論、採決……３０５
常任委員長報告……３０９
質疑、討論、採決……３１２
常任委員長請願報告……３１４
質疑、討論、採決……３１４
議員派遣の件……３１５
事務報告……３１５
閉　　会……３１６

令和５年旭市議会第３回定例会会議録

議　事　日　程　（第１号）

令和５年９月４日（月曜日）午前１０時開会

第　１　開　　会
第　２　人事の紹介
第　３　議長報告事項
第　４　会議録署名議員の指名
第　５　会期の決定
第　６　議案上程
第　７　提案理由の説明並びに政務報告
第　８　議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

日程第　１　開　　会
日程第　２　人事の紹介
日程第　３　議長報告事項
日程第　４　会議録署名議員の指名
日程第　５　会期の決定
日程第　６　議案上程
日程第　７　提案理由の説明並びに政務報告
日程第　８　議案の補足説明及び報告の説明

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫

１１番	遠藤保明	１２番	林　晴道
１３番	宮内　保	１４番	飯嶋正利
１５番	宮澤芳雄	１６番	伊藤房代
１７番	向後悦世	１８番	景山岩三郎
１９番	木内欽市	２０番	松木源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	飯島　茂
教育長	向後依明	代表監査委員	木村哲三
秘書広報課長	椎名　実	行政改革推進課長	榎澤　茂
総務課長	小倉直志	企画政策課長	柴　栄男
財政課長	山崎剛成	税務課長	向後秀敬
市民生活課長	江波戸政和	環境課長	髙根浩司
保険年金課長	髙野　久	健康づくり課長	飯島正寛
社会福祉課長	向後利胤	子育て支援課長	多田英子
高齢者福祉課長	椎名　隆	商工観光課長	大八木利武
農水産課長	池田勝紀	建設課長	齊藤孝一
都市整備課長	飯島和則	会計管理者	小澤　隆
消防長	伊東秀貴	上下水道課長	多田一徳
教育総務課長	向後　稔	生涯学習課長	伊藤弘行
体育振興課長	金杉高春	監査委員事務局長	杉本芳正
農業委員会事務局長	戸葉正和		

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二

開会　午前１０時　０分

○議長（木内欽市）　おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第１　開　　会

○議長（木内欽市）　ただいまの出席議員は 20 名、議会は成立いたしました。

これより令和５年旭市議会第３回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第２　人事の紹介

○議長（木内欽市）　日程第２、人事の紹介。

ここで人事の紹介をいたします。

去る８月 19 日、教育長に就任されました向後依明氏をご紹介いたします。

向後依明教育長より挨拶の申出がございますので、これを許可いたします。

向後依明教育長、ご登壇願います。

（教育長　向後依明　登壇）

○教育長（向後依明）　おはようございます。

８月 19 日付で教育長に就任いたしました向後依明と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

大変貴重なお時間とは存じますが、木内議長から許可をいただきましたので、一言ご挨拶させていただきます。

初めに、６月の第２回定例市議会におきまして、私こと教育長の任命について皆様のご同意

を賜り、誠にありがとうございました。今この場に立たせていただき、改めてこの職責の重さを認識し、身の大変引き締まる思いでございます。

ここで、就任しての思いを申し述べさせていただきます。

教育は人づくりであり、人づくりはまちづくりへとつながってまいります。旭市の未来を担う子どもたちに学校教育を核として、それぞれの持つ無限の可能性を最大限に引き出しながら、知・徳・体バランスの取れた生きる力を育むため、そして生涯学習、文化スポーツ等の振興を通して、市民の皆様に希望に満ちた明るく豊かで充実した人生を送っていただくため、教育長として誠心誠意努めてまいる所存でございます。

何とぞ議会の皆様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎日程第３　議長報告事項

○議長（木内欽市）　日程第３、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第４　会議録署名議員の指名

○議長（木内欽市）　日程第４、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

１番、常世田正樹議員、２番、伊藤春美議員、以上の２議員を指名いたします。

◎日程第５　会期の決定

○議長（木内欽市）　日程第５、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から９月 27 日までの 24 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から９月 27 日までの 24 日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思います。ご協力をお願いいたします。

○議長（木内欽市）　市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第 14 号までの 14 議案と報告第１号から報告第８号までの報告８件であります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第６　議案上程

○議長（木内欽市）　日程第６、議案上程。

議案第１号から議案第 14 号までの 14 議案と報告第１号から報告第８号までの報告８件を一括上程いたします。

議案第　１号　令和４年度旭市一般会計決算の認定について

議案第　２号　令和４年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について

議案第　３号　令和４年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第　４号　令和４年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

議案第　５号　令和４年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について

議案第　６号　令和４年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　７号　令和４年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　８号　令和４年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第　９号　令和５年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第１０号　令和５年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第１１号　旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１２号　旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１３号　旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１４号　専決処分の承認について（令和５年度旭市一般会計補正予算）

報告第　１号　令和４年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について

報告第　２号　令和４年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について

報告第　３号　令和４年度旭市公営企業決算における資金不足比率について

報告第　４号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和４事業年度の業務実績に係る評価結果について

報告第　５号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の第２期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に係る評価結果について

報告第　６号　地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況について

報告第　７号　株式会社季楽里あさひの事業経営状況について

報告第　８号　私債権等の放棄について

◎日程第７　提案理由の説明並びに政務報告

○議長（木内欽市）　日程第７、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　本日、ここに令和５年旭市議会第３回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第１号から議案第８号までは、令和４年度各会計の決算の認定についてでありまして、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第１号は、令和４年度旭市一般会計決算についてでありまして、歳入総額 324 億 7,712

万 4,349 円、歳出総額 310 億 5,000 万 1,551 円となり、翌年度へ繰り越すべき財源 9,509 万 1,891 円を差し引いた実質収支は、13 億 3,203 万 907 円となりました。

議案第２号は、令和４年度旭市病院事業債管理特別会計決算についてでありまして、歳入総額 24 億 8,870 万 6,071 円、歳出総額 24 億 8,870 万 6,071 円、歳入歳出同額となりました。

議案第３号は、令和４年度旭市国民健康保険事業特別会計決算についてでありまして、事業勘定は、歳入総額 82 億 7,439 万 685 円、歳出総額 79 億 2,611 万 5,240 円、差引き３億 4,827 万 5,445 円となりました。

施設勘定は、歳入総額 7,543 万 5,555 円、歳出総額 6,349 万 9,884 円、差引き 1,193 万 5,671 円となりました。

議案第４号は、令和４年度旭市後期高齢者医療特別会計決算についてでありまして、歳入総額７億 8,134 万 7,797 円、歳出総額７億 6,694 万 9,746 円、差引き 1,439 万 8,051 円となりました。

議案第５号は、令和４年度旭市介護保険事業特別会計決算についてでありまして、歳入総額 55 億 2,795 万 3,089 円、歳出総額 52 億 4,797 万 3,108 円、差引き２億 7,997 万 9,981 円となりました。

議案第６号は、令和４年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでありまして、収益的収支における事業収益は 15 億 1,988 万 6,937 円、事業費用は 13 億 2,502 万 3,807 円となり、当年度純利益は１億 9,486 万 3,130 円となりました。

資本的収支については、収入 6,310 万 4,000 円に対し、支出は２億 2,247 万 5,148 円となり、収支不足額１億 5,937 万 1,148 円は、建設改良積立金等で補填いたしました。

決算の認定と併せて剰余金の処分についてでありますが、当年度末未処分利益剰余金３億 4,094 万 9,108 円について、2,806 万 3,130 円を減債積立金として、１億 6,680 万円を建設改良積立金として、１億 4,608 万 5,978 円を資本金として処分するものであります。

議案第７号は、令和４年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでありまして、収益的収支における事業収益は５億 8,435 万 2,493 円、事業費用は５億 1,109 万 5,594 円となり、当年度純利益は 7,325 万 6,899 円となりました。

資本的収支については、収入１億 9,518 万 4,600 円に対し、支出は２億 9,283 万 9,349 円となり、収支不足額 9,765 万 4,749 円は、減債積立金等で補填いたしました。

決算の認定と併せて剰余金の処分についてでありますが、当年度末未処分利益剰余金１億 2,545 万 8,254 円について、1,836 万 4,105 円を減債積立金として、3,383 万 7,250 円を資本金

として処分するものであります。

議案第８号は、令和４年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでありまして、収益的収支における事業収益は 8,113 万 3,304 円、事業費用は 7,035 万 81 円となり、当年度純利益は 1,078 万 3,223 円となりました。

資本的収支については、収入 2,680 万 5,000 円に対し、支出は 3,442 万 7,522 円となり、収支不足額 762 万 2,522 円は、建設改良積立金等で補填いたしました。

決算の認定と併せて剰余金の処分についてでありますが、当年度末未処分利益剰余金 2,354 万 3,632 円について、100 万円を減債積立金として、413 万 7,887 円を建設改良積立金として、762 万 2,522 円を資本金として処分するものであります。

議案第９号は、令和５年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ９億 8,400 万円を追加し、予算の総額を 322 億 300 万円とするものであります。

議案第 10 号は、令和５年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出それぞれ 1,475 万 4,000 円を追加し、予算の総額を 56 億 1,775 万 4,000 円とするものであります。

議案第 11 号は、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 12 号は、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 13 号は、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 14 号は、専決処分の承認についてでありまして、新型コロナウイルスワクチンの令和５年度秋開始接種に係る経費について専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

また、報告が第１号から第８号までの８件であります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種は、９月 20 日から令和６年３月末までの期間で、初回接種を終了している５歳以上の全ての方を対象とした秋開始接種が始まります。

海上庁舎にて実施する集団接種を９月 20 日から開始するとともに、個別接種については、市内 10 か所の協力医療機関にて、９月 22 日から順次実施してまいります。

なお、５月から実施した春開始接種の接種率は、８月 25 日現在、65 歳以上の接種対象者１万 8,972 人に対して、58.3％となっております。

次に、各種支援について申し上げます。

住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金については、原油価格・物価高騰等による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等を対象に、１世帯当たり３万円を給付するもので、８月末日現在、支給件数は 5,277 件で、１億 5,831 万円を給付いたしました。

子育て世帯生活支援特別給付金については、食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受けるひとり親世帯とひとり親以外の低所得の子育て世帯を対象に、児童１人当たり５万円を給付するもので、８月末日現在、支給件数は 1,283 件で、6,415 万円を給付いたしました。

また、就学前児童応援臨時給付金については、市内在住の小学校就学前児童を養育する世帯を対象に、児童１人当たり３万円を給付するもので、９月末の初回給付に向けた事務を進めているところであります。

千葉県子どもの成長応援臨時給付金については、将来を担う子どもたちの豊かな成長につながる機会が得られるよう、市内に在住する小・中学生を養育する主たる生計維持者に対し、子ども１人当たり１万円を給付するもので、８月末日現在、支給件数は 2,873 件で、4,213 万円を給付いたしました。

いずれの給付金とも、支給漏れのないよう引き続き制度の周知に努めてまいります。

次に、８月 21 日に発生した漏水事故について報告いたします。

漏水は、横根地先の口径 300 ミリの水道管に設置している消火栓の破損によるものでありました。緊急に断水による復旧工事を行う必要がありましたが、漏水量から判断し、影響の範囲が広範囲に及ぶことや夕方の水需要が多くなる時間帯であることから、一時的な対策を講じた上で、午後 10 時から復旧工事を行いました。

また、給水車２台を旧飯岡支所に配備し、住民対応に当たったところであります。

翌 22 日の午前３時には、修繕及び水道管の洗浄作業を完了し、給水を再開することができました。

給水再開までの間、大変ご迷惑をおかけしましたが、市民の皆様のご協力により、早期に復旧できましたことに感謝申し上げます。

今後も、水道設備の計画的な更新により、漏水事故リスクの軽減に努めてまいります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、私のまちづくり方針の一つであります対話による開かれた市政について申し上げます。

幅広い世代の意見を取り入れ、豊かな旭を次世代へつなぐための取り組みとして「市民と市長との対話集会」の本年度第２弾「移住者編」を８月 26 日に開催いたしました。対話を通じ、旭市の魅力やまちづくりについて率直な意見や感想を聴くことができました。

また、市の主要事業や財政状況などについて各区の役員方に説明し直接話し合うための地域意見交換会は、10 月に４年ぶりの開催を予定しております。

私としましては、対話集会や地域意見交換会においてのご意見やご提案を今後の市政に反映してまいりたいと考えております。

次に、農業について申し上げます。

本市においては、需要に応じた米作りの実現に向けて、主食用米から飼料用米への転換を推進しており、８月 10 日現在の飼料用米作付面積は、昨年と比較して約 30 ヘクタール増加の 783.9 ヘクタールとなりました。

引き続き、国や県と連携して転換面積の拡大を進め、生産者の経営安定に努めてまいります。

産業まつりについては、11 月 12 日、旭文化の杜公園を会場として４年ぶりに開催いたします。市内外から大勢の方にご来場いただき、秋の一日を楽しんでいただくとともに、農畜水産物、商工業製品を中心とした地元特産物の販売やＰＲ活動など、大いににぎわうことを期待しております。

次に、観光振興について申し上げます。

矢指ケ浦海水浴場については７月 15 日から８月 20 日まで、市営海浜プールについては７月 21 日から８月 31 日まで開設いたしました。暑い日が続く中、大勢の人でにぎわい、事故もなく無事終了することができました。

サマーフェスタｉｎ矢指ケ浦については、７月 23 日に開催され、青空の下、地元の小学生や海水浴客が地引き網体験などを楽しんでいました。

旭市いいおかＹＯＵ・遊フェスティバルについては、７月 29 日、30 日に開催され、多くの協賛をいただき、４年ぶりとなる海浜花火大会を実施することができました。また、ビーチバレーボール大会や宝探しも行われ、飯岡海岸が大いににぎわいました。

旭市七夕市民まつりについては、８月６日、７日に開催され、みこし、おはやし、踊りのパレードやステージショー、工夫を凝らした七夕飾りや露店での食べ歩きなど、訪れた多くの

方々には旭の夏を満喫していただいたものと思っております。

４年ぶりの制限のない夏のイベントは、いずれも想定を超える入り込みとなり、大変うれしく思いますとともに、各イベント実行委員会、観光物産協会をはじめ、ご協力いただいた関係機関の皆様に心から感謝を申し上げます。

次に、交流事業について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業については、７月１日に大原幽学先生ゆかりの水田で生き物調査を実施いたしました。当日は、東京都や県内東葛地域などから 21 家族 82 名の参加があり、子どもたちはふだんあまり目にすることのない田んぼの昆虫やオタマジャクシを観察するなど、都市住民と交流することができました。

次に、母子保健事業について申し上げます。

近年、食物アレルギーやアトピー性皮膚炎などのアレルギー疾患を持つ児童・生徒が全国的に増加していることから、本市と千葉大学医学部附属病院において、アレルギーマーチ予防研究に関する連携協定を締結する予定であります。今後、アレルギーの発症を抑える研究を医師会や旭中央病院などの医療機関に協力をいただきながら行ってまいります。

次に、社会福祉について申し上げます。

敬老大会につきましては、４年ぶりに保育園・幼稚園の児童や文化協会等の皆様のご協力をいただき、今月 18 日の敬老の日に、東総文化会館、海上公民館、いいおかユートピアセンターの３施設を会場として開催いたします。

次に、公立保育所の再編について申し上げます。

中央第二保育所とゆたか保育所の統合については、設計業務が完了したことから、建設工事のための補正予算を本定例会に提案いたしました。

また、８月９日、10 日には、日の出保育所ととみうら保育所の保護者を対象とした説明会を開催し、保育所再編の計画等について説明いたしました。

今後も、保護者や地域の方のご意見を伺いながら、事業の円滑な推進に努めてまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

小・中学校の再編については、干潟地域の各小学校に地域検討会議を設置し、各地区の区長、ＰＴＡ役員及び保護者などから再編に向けての意見や要望について伺っているところであります。海上地域の各小学校では、保護者向けの説明会を開催するとともに、アンケートも行ったところであります。

今後も、地域の皆様に十分ご理解いただけますよう努めてまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

令和４年度からの繰越事業であります中央小学校特別教室棟の大規模改造工事については、今月末の完了予定であります。

今後も、安全、快適な教育環境の充実に努めてまいります。

次に、生涯学習について申し上げます。

青少年健全育成活動については、海上キャンプ場夏の宿泊体験として、７月 15 日から１泊２日で実施いたしました。市内児童 36 名と青少年相談員が参加し、野外活動やテントでの宿泊体験を通して、児童の自主性や協調性などを高めることができました。

今後は、秋の宿泊体験を 10 月７日から１泊２日で実施する予定であります。

次に、文化振興について申し上げます。

あさひのまつりについては、４年ぶりの開催となるもので、９月 24 日に東総文化会館で開催いたします。本年は７団体、161 名が参加する予定となっております。

大原幽学記念館事業については、椿海の干拓事業が完了してから今年で 350 年の節目の年となることから、干拓の歴史を伝える特別展として、「椿海干拓 350 周年記念　干潟八万石物語」を 11 月 25 日から来年６月 16 日まで開催する予定であります。

次に、スポーツ振興について申し上げます。

ドイツ、デュッセルドルフ市卓球チームを迎えた日独交流事業については、７月 26 日から 31 日までの６日間行われました。市内外の選手との練習やデュッセルドルフ市の学校とオンライン交流を行っている第二中学校への訪問、市内観光など様々な交流が行われました。

パラ卓球ナショナルチーム旭合宿については、８月３日から６日までの４日間、パラ卓球強化指定選手８名を含む車椅子選手 14 名、立位選手 19 名が参加し、総合体育館で一般公開により実施されました。

合宿期間中、市内中学校卓球部などの生徒及び障害のある方が参加した交流練習が行われました。

また、ナショナルチーム監督による技術解説などが行われ、パラスポーツの普及促進や共生社会への理解が深められました。

日本一身近な海づくり事業、イベント名「ぽるぽろ」については、９月 17 日に本年度第２回目の開催を予定しております。今回は、夕方の時間帯にビーチクリーン、ビーチヨガ、ビーチダンスを実施いたします。

本事業を通して、市内外を問わず多くの人が本市の海岸に集い、海の大切さと地域の魅力を

再発見していただくことを期待しております。

あさひスポーツフェスティバルについては、10 月 22 日に複数のスポーツ施設で、誰でも自由に参加できる様々な体験型スポーツイベントを予定しております。市民の皆様には、本事業を通して、自ら進んでスポーツに親しみ、健康増進に取り組んでいただくことを期待しております。

次に、銚子連絡道路について申し上げます。

千葉県により進められている銚子連絡道路の整備については、２期区間、横芝光町から匝瑳市間までの約５キロメートルについて、令和５年度の供用開始に向け全面的に工事が進められております。

また、令和４年度に事業化された匝瑳市から旭市間までの約 13 キロメートルについても、測量や地質調査を行うとともに道路設計を進め、関係機関との協議が進められると伺っております。

次に、市道の整備について申し上げます。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業については、鉄道横断工事が順調に進捗しており、今後、鉄道横断部前後の道路整備を進めてまいります。

次に、交通安全について申し上げます。

以前より要望しておりました生涯活躍のまち・イオンタウン旭北側の交差点については、安全対策として信号機が設置されました。

また、交通安全施設整備事業については、市道の区画線、防護柵及び道路反射鏡などの安全施設の更新及び修繕を継続的に実施しているところであります。

今後も、通学路合同点検や道路パトロールにより状況を把握し、安全施設の整備に努めてまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

夏期観光シーズンのタイミングに合わせた海岸清掃については、７月２日に実施しました。海岸沿線 27 地区のほか、ボランティア団体等から合わせて 1,230 名の参加があり、集められたごみの総重量は 5,870 キログラムとなり、海岸の美しい景観が保たれたところであります。

秋のゴミゼロ運動については、５月に実施した春のゴミゼロ運動同様、各区や自治会の皆様にご協力をいただき、市内全域で一斉に 10 月１日に実施する予定であります。

引き続き、市民の皆様のご協力をいただきながら、きれいな旭をつくる会を中心として、地域ぐるみで生活環境の保全及び美化を推進してまいります。

次に、消防・防災力の強化について申し上げます。

海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事については、設計業務が完了したところであります。

今後は、令和６年度中の業務開始を目指し、順次必要な手続きを進めてまいります。

旭市総合防災訓練については、10 月 15 日に旭文化の杜公園をメイン会場として、４年ぶりに開催いたします。避難訓練や救助訓練を通じ防災意識を高め、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

次に、生涯活躍のまち形成事業について申し上げます。

本事業においては、７月 19 日に計画地内の特別養護老人ホーム建設工事に先立ち、事業者主催による起工式が執り行われ、工事期間中の安全、建物の無事竣工が祈願されたところであります。

施設は、鉄骨造り地上２階建てで、建築面積は約 1,900 平方メートル、延べ床面積は約 3,100 平方メートルで、定員 80 名、令和６年度中の供用開始を予定しております。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げました。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木内欽市）　提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第８　議案の補足説明及び報告の説明

○議長（木内欽市）　日程第８、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、決算議案について説明を求めます。

議案第１号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長　山崎剛成　登壇）

○財政課長（山崎剛成）　議案第１号、令和４年度旭市一般会計決算の承認について補足説明を申し上げます。

初めに、決算の概要について申し上げますので、お手元にお配りしております令和４年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をご覧いただきたいと思います。こちらの資料になります。別冊でございます。

それでは、資料の１ページをお願いいたします。

１の決算規模です。

一番下の表をご覧ください。

令和４年度一般会計の決算額は、歳入が 324 億 7,712 万 4,000 円で、前年度と比較してマイナス 43 億 6,549 万 2,000 円、11.8％の減、歳出が 310 億 5,000 万 1,000 円で、前年度と比較してマイナス 37 億 3,813 万 4,000 円、10.7％の減となり、翌年度へ繰り越すべき財源 9,509 万 2,000 円を差し引いた実質収支額は 13 億 3,203 万 1,000 円となりました。

次に、２ページをお願いいたします。

２、歳入の決算額です。

第２－１表は、歳入の構成比の推移を表したもので、グラフの一番下になりますが、令和４年度は、割合が一番多いものは地方交付税で 28.3％、２番目は市税で 24.2％となっております。

続いて、３ページです。

第２－２表は、歳入の主な４項目について決算額の推移を表したものです。

ページの一番上、歳入決算額の主な項目をご覧ください。

令和４年度は、前年度と比べて市税は 3.3％の増、地方交付税は 0.5％の減、国県支出金は 18.3％の減、市債については 10.6％の減となっております。それぞれの額は下の表に記載のとおりです。

次に、４ページをお願いいたします。

３、歳出の決算額ですが、第３－１表は、目的別歳出の決算額の推移を表したものです。大きい順に申し上げますと、民生費、総務費、衛生費、公債費、教育費、土木費の順となっております。

次に、５ページに移りまして、第３－２表は、性質別歳出の構成比です。

人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の割合は 47.6％で、前年度と比べて 2.6 ポイント上昇しており、これに物件費、補助費等、維持補修費を加えた経常的経費の割合は 79.4％で、前年度と比べて 5.1 ポイント上昇しております。

また、投資的経費の割合は 9.4％で 1.2 ポイント低下しており、その主な要因は、生涯活躍のまち形成事業や旭中央病院アクセス道整備事業の減などによるものでございます。

次に、６ページをお願いいたします。

４の財政の弾力性です。

第４表は、経常収支比率の推移を表したもので、令和４年度の経常収支比率は 92.2％で、前年度の 91.2％と比べて１ポイント上昇しております。

次に、７ページに移りまして、５は将来の財政負担です。

上のグラフ第５－１表は、健全化判断比率の一つ、実質公債費比率の推移です。令和４年度の決算では 9.5％となり、前年度 8.9％と比べて 0.6 ポイント上昇しております。

なお、グラフにも表示しておりますが、早期健全化基準は 25％、財政再生基準は 35％となっており、旭市の数値はこれらの基準を大きく下回っております。

下の第５－２表は、これも健全化判断比率の一つであります。将来負担比率の推移です。

これは、一般会計をはじめ、公営企業や一部事務組合、第三セクター等も含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。

令和４年度についても、充当可能財源等が将来の負担額を上回ったため、比率は算出されませんでした。

なお、健全化判断比率につきましては、後ほど報告第２号で説明いたします。

次に、８ページをお願いいたします。

第５－３表は、市債現在高・借入額・償還額の推移です。

下の表をご覧ください。

市債の現在高は、令和４年度末で 284 億 5,467 万 7,000 円となり、前年度と比べて 12 億 6,415 万 1,000 円減少しております。

次に、９ページに移りまして、第５－４表は、市債現在高と交付税算入見込額です。

下の表をご覧ください。

一般会計の令和４年度末の市債現在高 284 億 5,467 万 7,000 円に対して、交付税算入見込額は 249 億 2,262 万 3,000 円で、算入割合は 87.6％となっております。

なお、全会計の令和４年度末の市債現在高は 499 億 948 万 3,000 円で、これに対する交付税算入見込額は 312 億 228 万円となりまして、算入割合は 62.5％となっております。

次に、10 ページをお願いいたします。

６は、基金の現在高です。

第６表は、一般会計の基金現在高の推移を表したものです。

下の表をご覧ください。

令和４年度末における一般会計の基金の総額は 160 億 5,102 万 2,000 円で、前年度と比べて１億 3,129 万 5,000 円増加しております。増の主な要因は、減債基金の増によるものでござい

ます。

なお、特別会計を含めた全基金の総額は、下の表にございますように 178 億 7,594 万 6,000 円となっております。

以下、11 ページから 18 ページまでは、歳入歳出決算総括表など決算に係るデータを表示してございます。

続いて、19 ページをお願いいたします。

こちらは、地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費についての表です。消費税率が８％、10％と段階的に引き上げられたことに伴いまして、地方消費税交付金の増収分については、全て社会保障施策に要する経費に充てるものとされているため、その充当状況を示したものです。

次のページをお願いいたします。

主な施策に関する事項になります。次の 20 ページ以降、令和４年度決算における主な施策の事業概要について、決算書の掲載ページ順に掲載しております。

資料の最後、66 ページをお願いいたします。

こちらには、令和４年度決算経済対策事業一覧として、本市が令和４年度に新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響に対し実施しました様々な経済対策事業をまとめた資料を追加しております。

以上で、資料による説明は終わります。

続いて、決算書により説明いたしますので、お手元に決算書をご用意いただきますようお願いいたします。

○議長（木内欽市）　議案の補足説明は途中ですが、11 時まで休憩いたします。

休憩　午前１０時４９分

再開　午前１１時　０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第１号の補足説明を求めます。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、続きまして、決算書によりまして説明をさせていただきます。決算書のほう、よろしくお願いします。

初めに、歳入になります。

16ページをお願いいたします。

表の形式が左右の見開きとなっておりまして、これからの説明でページ番号をお示しする際は左ページの番号で申し上げることもございますが、説明する内容は右ページを中心にご覧いただきたいと思います。

なお、各款ごとの令和３年度との差引き増減は、先ほど説明いたしました決算に関する説明資料の12ページに記載してございます。

まず、１款の市税です。

右ページになります。収入済額は78億5,345万2,206円で、前年度比3.3%の増となっております。

次に、18ページをお願いいたします。

２款地方譲与税は、収入済額３億3,924万円で、前年度比0.8%の減となっております。

３款利子割交付金は、収入済額481万3,000円で、前年度比5.7%の減となっております。

４款配当割交付金は、収入済額4,857万円で、前年度比7.7%の減となっております。

５款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額3,872万4,000円で、前年度比41.5%の大幅な減となっております。

20ページをお願いいたします。

６款法人事業税交付金は、収入済額１億2,547万8,000円で、前年度比36.3%の大幅な増となっております。

７款地方消費税交付金は、収入済額16億287万2,000円で、前年度比2.0%の増となっております。

８款環境性能割交付金は、収入済額5,373万8,123円で、前年度比21.7%の増となっております。

９款地方特例交付金は、収入済額5,831万7,000円で前年度比51.1%の大幅な減となっております。

減の主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の減によるもので、令和３年度は中小企業等に対する固定資産税の減免を補填する分として交付されましたが、令和４年度には交付がなかったため、減となったものです。

次に、22ページをお願いいたします。

10款地方交付税は、収入済額91億8,403万2,000円で、前年度比0.5%の減となっており

ます。内訳といたしましては、右側の備考欄の１、普通交付税は 81 億 4,750 万円で、前年度比 0.9%の減となっております。備考欄の２、特別交付税は 10 億 3,653 万 2,000 円で、前年度比 3.4%の増となっております。

11 款交通安全対策特別交付金は、収入済額 889 万 9,000 円で、前年度比 7.3%の減となっております。

12 款分担金及び負担金は、収入済額３億 2,095 万 9,723 円で、前年度比 38.2%の大幅な増となっております。増の主な要因は、令和３年度は学校給食費の免除がありましたが、令和４年度には免除がなかったため、学校給食費負担金が増したことなどでございます。

24 ページをお願いいたします。

13 款使用料及び手数料は、収入済額３億 3,764 万 3,971 円で、前年度比 0.1%の増となっております。

次に、28 ページをお願いいたします。

14 款国庫支出金は、収入済額 47 億 1,341 万 7,565 円で、前年度比 20.6%の減となっております。減の主な要因は、令和３年度に実施した児童１人当たり 10 万円の支給に係る補助金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の減によるものです。

32 ページをお願いいたします。下のほうになります。

15 款県支出金は、収入済額 17 億 1,846 万 470 円で、前年度比 11.3%の減となっております。減の主な要因は、令和元年度の台風被害に係る農業災害対策支援事業費補助金の減によるものです。

続いて、38 ページをお願いいたします。一番下になります。

16 款財産収入は、収入済額 8,688 万 1,857 円で、前年度比 4.9%の増となっております。

次に、42 ページをお願いいたします。

17 款寄附金は、収入済額１億 1,918 万 4,403 円で、前年度比 12.3%の増となっております。

18 款繰入金は、収入済額９億 3,595 万 9,161 円で、前年度比 68.9%の大幅な減となっております。減の主な要因は、令和３年度は庁舎整備基金の廃止に伴うその残額を公共施設等整備基金へ移し替えるための繰入れや、災害復興基金のうち「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金の津波分を国へ返還するための繰入れなどがあったため金額が大きかったことにより、令和４年度では減したものとなっております。

44 ページをお願いいたします。

19 款繰越金は、20 億 5,448 万 1,170 円で、前年度比 31.6%の大幅な減となっております。

20款諸収入は、収入済額10億9,140万700円で、前年度比2.4%の増となっております。

46ページをお願いいたします。下のほうになります。

21款市債は、収入済額17億8,060万円で、前年度比10.6%の減となっております。減の主な要因は、旧庁舎解体に係る新庁舎建設事業や旭中央病院アクセス道整備事業の完了に伴う合併特例債の減などによるものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

続いて、歳出について款ごとに主な事業をご説明いたします。

なお、歳入と同様、各款ごとの令和３年度との差引き増減は、決算に関する説明資料の 14ページに記載してございます。

それでは、決算書の52ページをお願いいたします。

１款議会費は、右ページになります、支出済額２億1,355万4,500円で、前年度比8.7%の増となっております。

次に、54ページをお願いいたします。中段になります。

２款総務費は、支出済額50億6,587万5,887円で、前年度比34.6%の大幅な減となっております。右側の翌年度繰越額は、繰越明許費が4,963万7,000円で、繰越明許費に係る事業は、本庁舎の駐車場整備に係る庁舎管理費などの３事業でございます。

少し飛んで、74ページをお願いいたします。

１項７目企画費の備考欄４、ふるさと応援寄附推進事業5,654万5,026円は、ふるさと納税の返礼品などに係るものです。

次のページ、76ページをお願いいたします。

備考欄６、生涯活躍のまち形成事業は、次のページの備考欄７の事故繰越しの分と合わせて合計で１億4,669万3,948円となっておりまして、多世代交流施設おひさまテラスの指定管理などに係るものです。

同じく78ページになります。

備考欄８、シティプロモーション推進事業1,560万2,903円は、ロケツーリズムの推進などに係るものでございます。

続きまして、84ページをお願いいたします。一番下になります。

10目地域振興費の備考欄５、移住・定住促進事業6,603万1,620円は、定住促進及び若者世帯住宅取得の奨励金などに係るものです。

続きまして、92ページをお願いいたします。

11 目諸費の備考欄６、物価高騰対策臨時特別給付金給付事業４億 5,694 万 9,750 円は、物価高騰の影響を受けている家計への支援として、１世帯につき１万円と世帯主以外の世帯員１人につき 5,000 円の給付金の支給を行ったものでございます。

なお、総務費に係る主要事業は、先ほどの決算に関する説明資料の 20 ページから 24 ページに記載してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、108 ページをお願いいたします。下のほうになります。

３款民生費は、支出済額 96 億 8,538 万 9,389 円で、前年度比 8.0%の減となっております。

116 ページをお願いいたします。

１項１目社会福祉総務費の備考欄 12、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業と次のページの備考欄 13、こちら繰越明許の分と合わせて合計１億 4,164 万 8,675 円は、国の新型コロナウイルス対策として、住民税非課税世帯や家計急変世帯に対し、１世帯当たり 10 万円の給付金の支給を行ったものです。

118 ページをお願いいたします。下のほうになります。

備考欄 14、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業２億 8,015 万 8,632 円は、光熱水費や食料品等の価格高騰の影響を大きく受ける住民税非課税世帯や家計急変世帯に対し、１世帯当たり５万円の給付金の支給を行ったものです。

少し飛んで、148 ページをお願いいたします。下のほうになります。

３項１目児童福祉総務費の備考欄 20、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 6,843 万 4,051 円は、児童扶養手当受給世帯や低所得の子育て世帯等に対し、児童１人当たり５万円の給付金の支給を行ったものです。

次に、160 ページをお願いいたします。

６目保育所費の備考欄９、保育所統合整備事業 133 万 6,500 円は、中央第二保育所とゆたか保育所を統合し、青年の家跡地に新たに保育所を整備するための設計などに係るものです。

なお、民生費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の 25 ページから 33 ページに記載しております。

次に、162 ページをお願いいたします。下のほうになります。

４款衛生費は、支出済額 44 億 8,986 万 7,818 円で、前年度比 1.9%の増となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費の１億 769 万 8,000 円で、新型コロナウイルスワクチン接種事業となります。

少し飛んで、176 ページをお願いいたします。

１項２目予防費の備考欄７、新型コロナウイルスワクチン接種事業はその下になりますが、備考欄８の繰越明許分と合わせて合計５億865万9,601円となっております。

178ページをお願いいたします。

備考欄９、新型コロナウイルス感染症対応空床確保支援事業１億円は、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行っている旭中央病院に対し、県の病床確保支援事業に本市独自の上乗せを行い、支援金を給付したものでございます。

184ページをお願いいたします。

３目母子保健費、備考欄７、出産・子育て応援給付金給付事業4,194万5,097円は、妊娠期から出産・子育てまでを一貫して支援する国の交付金の創設に伴い、出産や子育てに係る経済的負担を軽減するため、出産・子育て応援給付金の支給を行ったものです。

続きまして、196ページをお願いいたします。

５目公害対策費の備考欄４、住宅用省エネルギー設備設置助成事業610万3,000円は、地球温暖化対策を推進するため、住宅用省エネルギー設備等を導入する個人に対し、その経費の一部を補助するものであります。

なお、衛生費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の34ページから38ページに記載しております。

次に、198ページをお願いいたします。中段になります。

５款労働費は、支出済額291万6,457円で、前年度比202.8%の大幅な増となっております。これは職業相談室の移転に伴い、大幅に増額となったものであります。

次に、200ページをお願いいたします。

６款農林水産業費は、支出済額９億6,633万3,353円で、前年度比18.2%の減となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費が3,857万8,000円となっております。繰越明許費に係る事業は、農業基盤整備事業と農業水利施設改修事業の２事業でございます。

206ページをお願いいたします。

１項３目農業振興費の備考欄２、新規就農総合支援事業1,743万7,331円は、新たな農業の担い手の確保と育成を図るための新規就農者への各種支援などに係るものでございます。

備考欄５、水田農業構造改革推進事業１億4,527万8,710円は、水田農業経営の安定と発展のため、主食用米から飼料用米などの戦略作物栽培への転換を支援する補助金となっております。

210ページをお願いいたします。

備考欄14、農水産業物価高騰対策支援金給付事業１億3,613万7,266円は、物価高騰の影響を受ける市内の農水産業者に対し、１件当たり 10 万円と３万円の支援金の給付を行ったものです。

216ページをお願いいたします。

５目農地費、備考欄９、多面的機能発揮促進事業8,026万7,974円は、自然環境の保全や良好な景観形成を図るため、地域の共同活動により農地等の保全管理を行う活動組織に対する交付金などに係るものです。

なお、農林水産業費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の39ページから44ページに記載しております。

次に、224ページをお願いいたします。

７款商工費は、支出済額６億4,878万8,813円で、前年度比42.0%の大幅な増となっております。

226ページをお願いいたします。

１項２目商工振興費、備考欄４、商業活性化推進事業8,285万449円は、プレミアム付商品券発行や空き店舗活用への補助金などに係るものです。

228ページをお願いいたします。下のほうになります。

備考欄９、中小企業等物価高騰対策支援金給付事業２億3,005万4,049円は、物価高騰の影響を受ける市内の中小企業等に対し、１件当たり10万円の支援金の給付を行ったものです。

なお、商工費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の45ページから47ページに記載してあります。

次に、236ページをお願いいたします。中段になります。

８款土木費は、支出済額26億7,205万6,408円で、前年度比6.8%の減となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費が６億2,458万8,000円、事故繰越しが1,569万2,331円となっております。繰越明許費に係る事業は、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業や蛇園南地区排水路整備事業などの６事業で、事故繰越しに係る事業は、道路新設改良事業と震災復興・津波避難道路整備事業の２事業でございます。

244ページをお願いいたします。一番下になります。

２項３目道路新設改良費の備考欄６、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、246 ページの備考欄７、繰越明許の分と合わせまして合計５億666万9,520円となっております。

同じページの中段になります。

備考欄 10、震災復興・津波避難道路整備事業は、その下の備考欄 11、繰越明許の分と合わせて合計１億 5,070 万 1,968 円となっております。

248 ページをお願いいたします。下のほうになります。

３項１目都市計画総務費の備考欄２、都市計画総務事務費 1,839 万 1,914 円は、都市計画区域の見直しなどに係るものでございます。

少し飛んで、260 ページをお願いいたします。

４項１目住宅管理費の備考欄７、住宅リフォーム補助事業 1,862 万円は、住宅リフォーム工事に要した費用に対し、上限 20 万円を支給するものでございます。

なお、土木費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の 48 ページから 55 ページに記載しております。

同じページの下のほうになります。

９款消防費は、支出済額 10 億 7,317 万 1,791 円、前年度比 12.7％の減となっております。

264 ページをお願いいたします。

１項１目常備消防費の備考欄３、消防庁舎整備事業 778 万 8,000 円は、海上・飯岡の統合消防分署庁舎建設の設計委託料です。

なお、消防費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の 56 ページに記載しております。

次に、272 ページをお願いいたします。中段になります。

10 款教育費は、支出済額 29 億 9,311 万 6,743 円、前年度比 4.0％の増となっております。翌年度繰越額は、繰越明許費の 8,372 万円で、繰越明許費に係る事業は、小学校大規模改造事業で、中央小学校の特別教室棟に係る分になります。

続きまして、280 ページをお願いいたします。

１項２目事務局費の備考欄 11、教育の情報化推進事業１億 291 万 5,107 円は、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用し、児童・生徒の学力向上や教職員の業務効率化を図るためのＩＣＴ支援員による小・中学校への支援やバージョンアップした校務支援システムの導入などに係るものです。

286 ページをお願いいたします。

２項１目学校管理費の備考欄３、小学校施設改修事業、その下になりますが、備考欄４の繰越明許分と合わせた合計１億 3,912 万 9,346 円は、三川小学校屋内運動場改修工事などに係るものです。

296 ページをお願いいたします。

３項１目学校管理費の備考欄５、中学校大規模改造事業（繰越明許費）１億 9,446 万 200 円は、第二中学校特別教室棟の大規模改造工事を行ったものでございます。

少し飛びまして、330 ページをお願いいたします。下のほうになります。

４項 10 目大原幽学記念館費の備考欄４、大原幽学遺跡史跡公園管理費 1,313 万 5,076 円は、防災設備更新工事の実施設計などに係るものでございます。

334 ページをお願いいたします。下のほうになります。

13 目社会教育施設再編費の備考欄１、社会教育施設再編事業１億 7,839 万 1,400 円は、旭市青年の家及び旧旭市民会館の解体撤去工事などに係るものでございます。

346 ページをお願いいたします。

５項２目体育施設費の備考欄７、サッカー場整備事業とその下、備考欄８の繰越明許分と合わせて合計２億 331 万 6,930 円は、旧飯岡中学校跡地のサッカー場整備に係るものです。

なお、教育費に係る主要事業は、決算に関する説明資料の 57 ページから 65 ページに記載しております。

次に、352 ページをお願いいたします。下のほうになります。

11 款災害復旧費は、令和４年度の支出はございません。

次に 354 ページをお願いいたします。こちらも下のほうになります。

12 款公債費は、支出済額 31 億 3,791 万 9,392 円で、前年度比 2.7%の減となっております。

356 ページをお願いいたします。

13 款諸支出金は、支出済額１億 101 万 1,000 円で、前年度比 27.1%の増となっております。

以上で、議案第１号、令和４年度旭市一般会計決算の認定についての補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　財政課長の補足説明は終わりました。

議案第２号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長　柴　栄男　登壇）

○企画政策課長（柴　栄男）　議案第２号、令和４年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書 359 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算額 25 億 9,100 万円に対しまして、歳入及び歳出の決算額は 24 億 8,870 万 6,071 円となりました。

歳入歳出決算の内訳につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

368 ページをお願いいたします。

歳入になります。

１款１項１目貸付金元利収入は、収入済額 20 億 3,870 万 6,071 円です。これは、病院事業債の元利償還金分として、地方独立行政法人から本特別会計に納められたものです。

２款１項１目病院債は、収入済額４億 5,000 万円です。これは旭中央病院が医療器具等の購入のため必要な財源として、市が新たに借り入れたものになります。

372 ページをお願いします。

歳出になります。

１款１項１目貸付金は、支出済額４億 5,000 万円です。これは法人への貸付金で、市が借り入れた病院事業債をそのまま法人に貸し付けたものになります。

２款公債費は、支出済額 20 億 3,870 万 6,071 円で、１項１目元金は、支出済額 17 億 3,087 万 9,029 円、２目利子は、支出済額３億 782 万 7,042 円です。これらは借入金の元金及び利子支払費で、歳入で収入された貸付金元利収入をそのまま償還に充てるものです。

374 ページには実質収支に関する調書を掲載してございます。

令和４年度末の地方債残高になりますが、こちらは令和４年度旭市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算に関する説明資料のほうをお願いいたします。

別冊、こちらになります。

説明資料、表紙をめくっていただいて、２の病院事業債現在高、表の右下になりますが、182 億 7,092 万 716 円となりました。

以上で、議案第２号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第３号、議案第４号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長　髙野　久　登壇）

○保険年金課長（髙野　久）　議案第３号、令和４年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、令和４年度の国民健康保険の世帯数等について申し上げます。令和４年度の平均世帯数は１万 566 世帯、前年度比 186 世帯、1.7％の減となりました。また、平均被保険者数は１万 8,028 人、前年度比 820 人、4.4％の減となりました。

それでは、決算書によりご説明いたします。

375 ページをお願いいたします。

事業勘定の決算になります。歳入決算額は 82 億 7,439 万 685 円で、前年度比 2.6％の減とな

り、歳出決算額は79億2,611万5,240円で、前年度比3.2%の減となりました。

380ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は３億4,827万5,445円となり、うち１億7,500万円を財政調整基金へ積立てを行い、残額の１億7,327万5,445円を令和５年度へ繰越しするものです。

歳入歳出の主な事項につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

それでは、390ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

１款国民健康保険税の収入済額は18億9,008万7,770円、前年度比0.4%の増となりました。不納欠損額は1,092万3,621円で、収入未済額は２億1,756万192円でございます。

なお、収納率は還付未済額を除き 89.2%、前年度と比較して 2.1 ポイント上昇いたしました。

392ページをお願いいたします。

５款県支出金は、保険給付費等の交付金として55億5,145万1,638円、前年度比2.7%の減となりました。

７款繰入金は６億3,261万5,689円、前年度比3.8%の減となりました。

減の要因は、394ページをお願いいたします。

上段の２項基金繰入金の財政調整基金繰入金の減によるもので、国保税の収納率が上昇したこと、保険給付費の支出が低く抑えられたことによるものでございます。

なお、一般会計繰入金は、全て法定に基づく繰入れとなっております。

８款繰越金は、令和３年度からの繰越金で、１億5,433万5,893円です。

続いて、９款諸収入は4,587万541円で、主なものは国保税の延滞金などによるものでございます。

続いて、歳出についてご説明いたします。

398ページをお願いいたします。

１款総務費の支出済額は4,257万939円、前年度比2.5%の増となりました。増の要因は、会計年度任用職員に係る報酬や法改正によるシステム改修費の増によるものでございます。

400ページをお願いいたします。

２款保険給付費は54億2,111万412円、前年度比3.4%の減となりました。減の要因は、被保険者数の減少により、保険給付費の総額が減となったものによるものです。

404ページをお願いいたします。

３款保険事業費納付金は23億5,320万110円、前年度比2.8%の減となりました。納付金の額は被保険者数や所得水準などを基に県が算定しております。内訳は１項１目の医療給付費分が15億1,446万7,899円、２目後期高齢者支援金分が５億6,574万4,501円、３目介護分が２億7,298万7,710円です。

４款保健事業費は8,234万854円です。前年度比0.8%の増となりました。

408ページをお願いいたします。

７款諸支出金は2,686万9,671円で、前年度比19.8%の減となりました。減の要因は１項１目の償還金の減で、国への返還金等が減となったことによるものです。

少し飛びまして、428ページをお願いいたします。

事業勘定の実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

それでは、381ページへお戻りください。

施設勘定、滝郷診療所の決算についてご説明いたします。

歳入決算額は7,543万5,555円で、前年度比0.3%の減となり、歳出決算額は6,349万9,884円で、前年度比3.7%の減となりました。

386ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は1,193万5,671円となり、うち600万円を財政調整基金へ積立てを行い、残額の593万5,671円を令和５年度へ繰越しするものです。

歳入歳出の主な事項につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

飛びまして、416ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

１款診療収入の収入済額は5,523万7,873円、前年度比3.0%の減となりました。減の要因は、患者数は前年度と比べ増加しましたが、医薬品の供給不足の影響により院外処方が増えたため、１人当たりの外来収入が減となったことによるものです。

418ページをお願いいたします。

４款繰入金は1,440万円、前年度比7.5%の増となりました。増の要因は、財政調整基金繰入金の増によるものです。

５款繰越金は、令和３年度からの繰越金で、485万6,733円となりました。

６款諸収入は90万1,487円、前年度比57.1%の減となりました。減の要因は、新型コロナウイルスワクチン接種業務への従事日数の減少により、医師派遣料が減となったためです。

次に、歳出についてご説明いたします。

422ページをお願いいたします。

１款総務費の支出済額は4,215万5,525円、前年度比2.6%の増となりました。増の要因は、会計年度任用職員に係る報酬等の増によるものです。

424ページをお願いいたします。

２款医業費は2,134万2,897円、前年度比14.0%の減となりました。減の要因は、医薬品衛生材料費の減で、診療収入でも説明いたしましたが、一部の医薬品製造業者が製造停止等の処分を受けたことにより、一部の医薬品の購入が難しくなったことによるものです。

また、飛びまして、429ページをお願いいたします。

施設勘定の実質収支に関する調書は、記載のとおりでございます。

以上で、議案第３号、令和４年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第４号、令和４年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

○議長（木内欽市）　議案の補足説明は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時５２分

再開　午後　１時　０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第４号の補足説明を求めます。

○保険年金課長（髙野　久）　それでは、引き続き議案第４号、令和４年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、令和４年度の後期高齢者医療の被保険者数について申し上げます。令和４年度の平均被保険者数は9,948人、前年度比380人、4.0%の増となりました。

それでは、決算書によりご説明いたします。

431ページをお願いいたします。

歳入決算額は７億8,134万7,797円で、前年度比8.7%の増となり、歳出決算額は７億6,694万9,746円で、前年度比8.4%の増となりました。

436ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額の1,439万8,051円は、令和５年度へ繰越しするものです。

歳入歳出の主な事項につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

440ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

１款保険料の収入済額は５億5,557万8,720円、前年度比11.0%の増となりました。増の要因は、被保険者数の増加によるものです。不納欠損額は50万8,000円で、収入未済額は482万7,850円です。

なお、収納率は還付未済額を除き99.0%、前年度と比較して0.2ポイント減少いたしました。

２款繰入金は１億8,556万7,317円、前年度比1.5%の増となりました。増の要因は、保険料軽減措置の対象となる低所得者数の増加によるものです。

３款繰越金は令和３年度からの繰越金で、1,121万9,419円です。

４款諸収入は2,898万2,341円、対前年比16.6%の増となりました。増の要因は、健康診査事業等に係る受託事業収入の増によるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

446ページをお願いいたします。

１款総務費の支出済額は1,648万4,058円、前年度比27.9%の減となりました。減の要因は、令和３年度に実施した庁舎移転に伴うシステムの移設関係業務委託及びコンビニ納付のためのシステム改修の完了に伴う減によるものです。

２款広域連合納付金は７億2,288万9,537円、前年度比9.4%の増となりました。増の要因は、保険料収入が増加したことによるものです。

３款保健事業費は2,672万7,351円、前年度比16.2%の増となりました。増の要因は、被保険者数の増加や通知対象の拡大により受診者が増加したことによるものです。

448ページをお願いいたします。

４款諸支出金84万8,800円は保険料の還付金です。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で議案第４号、令和４年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第５号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長　椎名　隆　登壇）

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　議案第５号、令和４年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、令和４年度末における介護保険の状況についてご説明いたします。お手元の介護保険事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料をご覧いただきたいと思います。

１ページをお願いいたします。

１の高齢者人口等ですが、この資料は、令和５年３月末の状況を第８期介護保険事業計画及び前年度末と比較したものとなっております。

上から２行目のＢ欄をご覧ください。

65 歳以上の第１号被保険者数は２万 209 人で、前年度末と比べ 34 人増加し、５行目の総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は 32.0%、前年度末と比べ 0.3 ポイントの増加となりました。要支援・要介護認定者数は 2,996 人で、前年度末と比べ 45 人の減。一番下の欄になりますが、第１号被保険者数に占める割合は 14.4%で、前年度比 0.3 ポイントの減となりました。

以下、２は、介護度別認定者数ですが、記載のとおりでございます。後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、ここからは、決算書によりご説明いたします。

決算書 451 ページをお願いいたします。

歳入決算額は 55 億 2,795 万 3,089 円で、前年度比 2.4%の増、歳出決算額は 52 億 4,797 万 3,108 円で、前年度比 1.3%の増となり、456 ページをお願いします、歳入歳出差引残額は２億 7,997 万 9,981 円となりました。

決算内容の主なものにつきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

460 ページをお願いいたします。

初めに、歳入になります。

１款保険料の収入済額は 12 億 3,555 万 4,915 円で、前年度と比較して 0.3%の増となりました。収納率は 97.6%で、前年度と比較しまして 0.1 ポイント上昇しております。また、不納欠損額は 680 万 3,860 円、収入未済額は 2,350 万 1,585 円となっております。

次に、２款国庫支出金は、収入済額 11 億 5,269 万 4,678 円で、前年度比 0.1%の増となりました。

462ページをお願いいたします。

３款支払基金交付金は、収入済額13億2,120万3,649円で、前年度比0.3%の減となりました。

４款県支出金は、収入済額７億6,792万5,857円で、前年度比3.4%の増となりました。

464ページをお願いいたします。

６款繰入金は１項の一般会計からの繰入金でありまして、収入済額８億1,912万9,000円で、前年度比2.8%の増となりました。

７款繰越金は、収入済額２億1,775万800円。

次の８款諸収入は、収入済額1,368万4,987円で、主なものは地域支援事業利用収入などでございます。

続きまして、歳出になります。

470ページをお願いいたします。

１款総務費の支出済額は6,213万8,111円、前年度比5.2%の増となりました。

474ページをお願いいたします。

２款保険給付費の支出済額は47億6,121万852円で、前年度比0.8%の増となりました。増の主な要因は、地域密着型介護サービス給付費の増によるものです。

少し飛びまして、482ページをお願いいたします。中段となります。

４款基金積立金は、支出済額１億4,628万7,433円でした。これは、前年度剰余金と利子分を積み立てたもので、令和４年度末の介護保険給付費準備基金の残高は６億3,170万5,995円となりました。

５款地域支援事業費は、支出済額２億495万4,543円、前年度比19.7%の減となりました。減の主な要因は、自立に向けた取り組みを行う介護予防・日常生活支援総合事業の見直しによるものであります。

少し飛びまして、492ページをお願いいたします。下段となります。

６款諸支出金は、支出済額7,338万2,169円で、主なものは国・県及び一般会計への返還金となります。

496ページをお願いします。

実質収支に関する調書となります。内容は記載のとおりでございます。

以上で、議案第５号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第６号から議案第８号までの３議案について、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長　多田一徳　登壇）

○上下水道課長（多田一徳）　議案第６号、令和４年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書は、一般会計決算書とは別冊となっております。

令和４年度旭市公営企業会計決算書のご用意をお願いいたします。３事業が１冊になっております。

初めに、水道事業の概況からご説明申し上げます。

決算書の 10 ページをお願いいたします。

事業報告書でございます。

（１）総括事項、５行目になりますが、業務状況でございます。

年度末の給水人口は５万 6,663 人、給水件数は２万 1,349 件となりました。普及率は 89.8％で、前年度と比較しますと 0.3 ポイントの増となりました。年間給水量は 636 万 7,104 立方メートルで、前年度と比較しますと 12 万 982 立方メートルの増となりました。

また、料金収入の基礎となります年間有収水量は 578 万 7,510 立方メートルとなり、前年度と比較しますと６万 3,978 立方メートルの増となりました。有収率は 90.9％で、前年度と比較しますと 0.7 ポイントの減となっております。

続きまして建設状況ですが、建設改良工事として、三川地区、東足洗地区、後草地区、清和甲地区及び鏑木地区に、口径 50 ミリメートルから 150 ミリメートルの耐震型配水管を延べ 1,542.5 メートルを布設替えいたしました。

次の経理状況につきましては、この後の決算状況の中でご説明をさせていただきます。

続きまして、11 ページをお願いいたします。

（２）は経営指標に関する事項、（３）は議会議決事項、（５）は職員に関する事項となっております。

恐れ入りますが、前に戻りまして、１ページをお願いいたします。

令和４年度の決算報告書でございます。

この報告書の金額は、消費税込みとなっております。

初めに、（１）収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第１款水道事業収益の予算額 16 億 6,585 万 1,000 円に対し、決算額 16 億 5,075 万 9,679 円となり、収入率は 99.1％となりました。内訳としまして、第１項営業

収益の主なものは水道料金であり、第２項の営業外収益は一般会計補助金などで、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出につきましては、第１款水道事業費用の予算額 15 億 4,624 万 7,000 円に対し、決算額 14 億 4,245 万 9,783 円となり、執行率は 93.3％となりました。内訳としまして、第１項営業費用は、受水費、減価償却費、人件費等で、第２項営業外費用は企業債の利息などであり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、３ページをお願いいたします。

（２）の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の部の第１款資本的収入は、予算額２億 278 万 2,000 円に対し、決算額は 6,310 万 4,000 円となり、収入率は 31.1％となりました。内訳としまして、第１項は企業債ですが、令和４年度の借入れはございませんでした。第２項は負担金で、消火栓設置に対する一般会計からの負担金です。第３項は給水申込納付金となり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、支出の部ですが、第１款資本的支出は、予算額３億 9,842 万 6,000 円に対し、決算額は２億 2,247 万 5,148 円となり、執行率は 55.8％となりました。内訳としましては、第１項建設改良費は、耐震型の配水管への布設替え工事費や次亜塩素注入設備等の固定資産取得費であり、第２項企業債償還金は、建設改良費等に係る企業債償還元金で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

３ページの一番下の欄外になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額１億 5,937 万 1,148 円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,328 万 5,170 円、減債積立金 5,175 万 4,018 円、建設改良積立金 9,433 万 1,960 円で補塡いたしました。

続いて、５ページの損益計算書をご覧ください。

税抜きの金額となっております。

１の営業収益は、２列目の数字になりますが 13 億 1,794 万 6,280 円、２の営業費用は 13 億 1,770 万 9,746 円、差引き営業利益は３列目の 23 万 6,534 円となりました。

３の営業外収益は、２列目になりますが２億 194 万 657 円、４の営業外費用として 731 万 4,061 円、差引きは３列目の１億 9,462 万 6,596 円となり、営業利益を加えますと、経常利益は１億 9,486 万 3,130 円の黒字となりました。

当年度の純利益も同額となり、その他未処分利益剰余金変動額を加えた当年度未処分利益剰

余金は３億 4,094 万 9,108 円となります。

次に、６ページ、７ページ上段の剰余金計算書をご覧ください。

税抜きの金額となっております。

表の左側の資本金の当年度末残高は、一番下になりますが、39 億 777 万 769 円となりました。

表の中ほどの列になりますが、資本剰余金合計欄の当年度末残高は 968 万 1,216 円となりました。

右から２列目の利益剰余金合計欄の当年度末残高は、16 億 2,758 万 4,755 円となりました。

表の一番右の資本合計は資本金と剰余金の合計であり、当年度末残高は一番右下になりますが、55 億 4,503 万 6,740 円となりました。

６ページ下段の剰余金処分計算書（案）をご覧ください。

剰余金処分計算書（案）の内容につきましては、表の右側、未処分利益剰余金の当年度末残高３億 4,094 万 9,108 円の処分に係るものですが、当年度純利益１億 9,486 万 3,130 円に対する部分として、2,806 万 3,130 円を減債積立金へ、１億 6,680 万円を建設改良積立金に、それぞれ積み立て、資本的支出に補填した減債積立金及び建設改良積立金の合計額１億 4,608 万 5,978 円については、資本金に組み入れるものでございます。

次に、８ページ、９ページの貸借対照表をご覧ください。

税抜きの金額となっております。

８ページ、資産の部、１、固定資産、２、流動資産の合計である資産合計は、一番右の列、二重下線の引いてある 83 億 5,110 万 2,485 円となりました。

次に、負債の部ですが、９ページ上段をご覧ください。

３、固定負債、４、流動負債及び５、繰延収益の合計である負債合計は、一番右の列の一番下、二重下線の引いてある 28 億 606 万 5,745 円となりました。

次に、資本の部ですが、下段をご覧ください。

６、資本金、７、剰余金の合計額は、下から２行目、資本合計 55 億 4,503 万 6,740 円となり、これに上段の負債合計を加えますと、負債と資本の合計は一番右の列の一番下、二重下線の引いてある 83 億 5,110 万 2,485 円となり、資産合計と一致いたします。

続きまして、13 ページをお願いいたします。

建設改良工事の概況であり、内容は記載のとおりでございます。

次の 15 ページは、保存工事の概況であり、内容は記載のとおりでございます。

17ページをお願いいたします。

年間の業務量です。

次の 18 ページは、事業収入及び事業費に関する事項で、それぞれ前年度比較で記載してございます。

19ページをお願いします。

４、会計になります。（１）は重要契約の要旨、（２）は企業債及び一時借入金の概況でございます。

５、その他は、他会計補助金等の使途についての記載でございます。

20ページはキャッシュ・フロー計算書であり、内容は記載のとおりでございます。

21ページから23ページまでは収益費用明細書であり、科目ごとの明細となっております。

24ページは固定資産明細書、25ページは企業債明細書となっております。

26 ページは注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したもので、各内容につきましては記載のとおりでございます。

以上で、議案第６号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第７号、令和４年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書は、同じ旭市公営企業会計決算書の 27 ページからになりますが、初めに、36 ページをお願いいたします。

事業報告書でございます。

（１）総括事項、５行目になりますが、業務状況でございます。

年度末の水洗化状況は、接続人口 4,878 人、接続件数は 2,136 件、水洗化率は 73.7％となりました。料金収入の基礎となります年間有収水量は 63 万 7,044 立方メートル、有収率は 84.3％で、前年度と比較しますと 0.2 ポイントの減となっております。

経理状況につきましては、この後の決算状況の中でご説明をさせていただきます。

（２）は経営指標に関する事項、37 ページにまいりまして、（３）は議会議決事項、（４）行政官庁認可事項、（５）は職員に関する事項となっております。

恐れ入りますが、前に戻りまして 27 ページをお願いいたします。

令和４年度の決算報告書でございます。

この報告書の金額は、消費税込みとなっております。

初めに、（１）収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第１款下水道事業収益の予算額５億 8,800 万 7,000 円に対し、決算額５億 9,538 万 8,223 円となり、収入率は 101.3％となりました。内訳としまして、第１項営業収益の主なものは公共下水道使用料であり、第２項の営業外収益は、一般会計負担金や長期前受金戻入などで、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出につきましては、第１款下水道事業費用の予算額５億 5,650 万 9,000 円に対し、決算額５億 3,119 万 5,243 円となり、執行率は 95.5％となりました。内訳としまして、第１項営業費用は、処理場費、減価償却費、人件費等で、第２項営業外費用は、企業債の利息などであり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、29 ページをお願いいたします。

（２）の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の部の第１款資本的収入は、予算額２億 5,678 万 3,000 円に対し、決算額は１億 9,518 万 4,600 円となり、収入率は 76.0％となりました。内訳は、第１項企業債、第２項他会計負担金、第３項は負担金及び分担金でございます。

次に、支出の部ですが、第１款資本的支出は、予算額３億 6,120 万 7,000 円に対し、決算額は２億 9,283 万 9,349 円となり、執行率は 81.1％となりました。内訳としましては、第１項建設改良費は公共ます設置工事費や無停電電源装置等の固定資産取得費であり、第２項企業債償還金は企業債償還元金で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

29 ページの一番下の欄外になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 9,765 万 4,749 円については、減債積立金 3,383 万 7,250 円及び過年度分損益勘定留保資金 6,381 万 7,499 円で補塡いたしました。

続いて、31 ページの損益計算書をご覧ください。

この金額につきましては、税抜きとなっております。

１の営業収益は、２列目の数字になりますが、１億 994 万 8,030 円、２の営業費用は、同じく２列目、４億 5,785 万 658 円、差引き営業損失は、３列目の３億 4,790 万 2,628 円となりました。

３の営業外収益は、２列目になりますが、４億 7,440 万 4,463 円、４の営業外費用として、同じく２列目、5,278 万 8,879 円、差引きは３列目の４億 2,161 万 5,584 円となり、営業損失を差し引きますと、経常利益は 7,371 万 2,956 円の黒字となりました。

５の特別損失は 45 万 6,057 円であり、当年度純利益は差引き 7,325 万 6,899 円となり、前年度繰越利益剰余金、その他未処分利益剰余金変動額を加え、当年度未処分利益剰余金は１

億2,545万8,254円となりました。

次に、32ページ、33ページ、上段の剰余金計算書をご覧ください。

この金額につきましても、税抜きとなっております。

表の左側の資本金の当年度末残高は、一番下の行になりますが、１億7,825万8,136円となりました。表の右から２列目の利益剰余金合計欄の当年度末残高は１億2,545万8,254円となりました。表の一番右側の資本合計は資本金と剰余金の合計であり、当年度末残高は、一番右下になりますが、３億371万6,390円となりました。

32ページ下段の剰余金処分計算書（案）をご覧ください。

剰余金処分計算書（案）の内容につきましては、表の右側、未処分利益剰余金の当年度末残高１億2,545万8,254円の処分に係るものですが、前年度繰越利益剰余金1,836万4,105円を減債積立金へ積み立て、資本的支出に補填した減債積立金3,383万7,250円については、資本金に組み入れるものでございます。

次に、34ページ、35ページの貸借対照表をご覧ください。

この金額につきましても、税抜きとなっております。

34ページ、資産の部。

１、固定資産、２、流動資産の合計である資産合計は、一番右の列、二重下線の引いてある80億6,466万4,213円となりました。

次に、負債の部ですが、35ページ上段をご覧ください。

３、固定負債、４、流動負債及び５、繰延収益の合計である負債合計は、一番右の列の一番下、二重下線の引いてある77億6,094万7,823円となりました。

次に、資本の部ですが、下段をご覧ください。

６、資本金、７、剰余金の合計額は、一番右の列の下から２行目、資本合計３億371万6,390円となり、これに負債合計を加えますと、負債と資本の合計は、一番右の列の一番下、二重下線の引いてある80億6,466万4,213円となり、資産合計と一致いたします。

続きまして、38ページをお願いいたします。

建設改良工事、保存工事の概況であり、内容は記載のとおりでございます。

次の40ページは、年間の業務量であり、41ページは、事業収入及び事業費に関する事項で、それぞれ前年度比較で記載してございます。

42ページをお願いします。

４、会計になります。（１）は重要契約の要旨、（２）は企業債及び一時借入金の概況でご

ざいます。

５、その他は、他会計負担金等の使途についての記載でございます。

43ページはキャッシュ・フロー計算書であり、内容は記載のとおりでございます。

44ページから46ページまでは収益費用明細書であり、科目ごとの明細となっております。

47ページは固定資産明細書、48ページから50ページは企業債明細書となっております。

51 ページは注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したものとなります。各内容につきましては記載のとおりでございます。

以上で、議案第７号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第８号、令和４年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書は、同じく旭市公営企業会計決算書の 52 ページからになりますが、初めに、61 ページをお願いいたします。

事業報告書でございます。

農業集落排水事業の概況からご説明申し上げます。

（１）総括事項、６行目になりますが、業務状況でございます。

年度末の水洗化状況は、接続人口1,376人、接続件数は426件で、水洗化率は74.5％となりました。料金収入の基礎となります年間有収水量は 13 万 1,404 立方メートルとなり、有収率は100％となっております。

経理状況につきましては、この後の決算状況の中でご説明をさせていただきます。

（２）は経営指標に関する事項、62 ページにまいりまして、（３）は議会議決事項、（４）行政官庁認可事項、（５）は職員に関する事項となっております。

恐れ入りますが、前に戻りまして52ページをお願いいたします。

令和４年度の決算報告書でございます。

この報告書の金額は、消費税込みとなっております。

初めに、（１）収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第１款下水道事業収益の予算額 8,274 万 1,000 円に対し、決算額8,271 万 9,800 円となり、収入率は 99.9％となりました。内訳としまして、第１項営業収益は農業集落排水処理施設使用料であり、第２項の営業外収益は一般会計負担金などで、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出につきましては、第１款下水道事業費用の予算額 8,066 万 3,000 円に対し、決算額

7,223 万 837 円となり、執行率は 89.5%となりました。内訳としまして、第１項営業費用は、管渠費、処理場費、減価償却費、人件費等で、第２項営業外費用は企業債の利息などであり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、54 ページをお願いいたします。

（２）の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の部の第１款資本的収入は、予算額 2,638 万 5,000 円に対し、決算額は 2,680 万 5,000 円となり、収入率は 101.6%となりました。内訳は、第１項企業債、第２項他会計負担金、第３項は負担金及び分担金となります。

次に、支出の部ですが、第１款資本的支出は、予算額 4,241 万 3,000 円に対し、決算額は 3,442 万 7,522 円となり、執行率は 81.2%となりました。内訳としましては、第１項建設改良費は、ポンプ場制御盤や回分槽ばっ気攪拌装置の更新であり、第２項企業債償還金は企業債償還元金で、決算額は記載のとおりでございます。

続いて、56 ページの損益計算書をご覧ください。

こちらは税抜きの金額となっております。

１の営業収益は、２列目の数字になりますが、1,586 万 7,450 円、２の営業費用は、同じく２列目、6,712 万 2,765 円、差引き営業損失は３列目の 5,125 万 5,315 円となりました。

３の営業外収益は、２列目になりますが、6,526 万 5,854 円、４の営業外費用として、同じく２列目、322 万 5,006 円、差引きは３列目の 6,204 万 848 円となり、営業損失を差し引きますと、経常利益は 1,078 万 5,533 円の黒字となりました。

５の特別損失は 2,310 円であり、当年度純利益は、差引き 1,078 万 3,223 円となり、前年度繰越利益剰余金、その他未処分利益剰余金変動額を加え、当年度未処分利益剰余金は 2,354 万 3,632 円となりました。

次に、57 ページ、58 ページの剰余金計算書をご覧ください。

税抜きの金額となっております。

57 ページ、表の左の資本金の当年度末残高は、一番下になりますが、昨年同額の 6,060 万 3,518 円です。

表の右から２列目の利益剰余金合計欄の当年度末残高は、3,102 万 8,369 円となりました。

表の一番右の資本合計は資本金と剰余金の合計であり、当年度末残高は一番右下になりますが、9,163 万 1,887 円となりました。

57 ページ下段の剰余金処分計算書（案）をご覧ください。

剰余金処分計算書（案）の内容につきましては、表の右側、未処分利益剰余金の当年度末残高 2,354 万 3,632 円の処分に係るものですが、100 万円を減債積立金に、413 万 7,887 円を建設改良積立金に積み立て、資本的支出に補塡した減債積立金及び建設改良積立金の合計額 762 万 2,522 円を資本金に組み入れるものでございます。

次に、59 ページ、60 ページの貸借対照表をご覧ください。

税抜きの金額となっております。

59 ページ、資産の部、１、固定資産、２、流動資産の合計である資産合計は、一番右の列の一番下、二重下線の引いてある９億 7,324 万 361 円となりました。

次に、負債の部ですが、60 ページ上段をご覧ください。

３、固定負債と４、流動負債、５、繰延収益の合計である負債合計は、一番右の列の二重下線の引いてある８億 8,160 万 8,474 円となりました。

次に、資本の部ですが、下段をご覧ください。

６、資本金、７、剰余金の合計額は、一番右の列の下から２行目、資本合計 9,163 万 1,887 円となり、これに負債合計を加えますと、負債と資本の合計は、一番右の列の一番下、二重下線の引いてある９億 7,324 万 361 円となり、資産合計と一致いたします。

63 ページをお願いいたします。

建設改良工事、保存工事の概況であり、内容は記載のとおりでございます。

次の 65 ページは、年間の業務量であり、66 ページは、事業収入及び事業費に関する事項で、それぞれ前年度比較で記載してございます。

67 ページをお願いいたします。

４、会計になります。（１）は重要契約の要旨、（２）は企業債及び一時借入金の概況でございます。

５、その他は、他会計負担金等の使途についての記載でございます。

68 ページはキャッシュ・フロー計算書であり、内容は記載のとおりでございます。

69 ページから 71 ページまでは収益費用明細書であり、科目ごとの明細となっております。

72 ページは固定資産明細書、73 ページは企業債明細書となっております。

74 ページは注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したものとなります。各内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、議案第８号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　上下水道課長の補足説明は終わりました。

ここで、令和４年度旭市一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関する審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

木村哲三代表監査委員、ご登壇願います。

（代表監査委員　木村哲三　登壇）

○代表監査委員（木村哲三）　決算審査報告。代表監査委員の木村です。

令和４年度旭市一般会計及び病院事業債管理特別会計をはじめとした四つの特別会計、並びに水道事業をはじめとした三つの公営企業会計の各決算審査の結果について報告いたします。

地方自治法第 233 条第２項及び地方公営企業法第 30 条第２項の規定により、各会計の決算について審査を実施いたしました。

審査においては、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的かつ効果的に行われているか。また財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意し、関係諸帳簿、証書等を照合・精査するとともに関係職員の説明を求め、さらに例月現金出納検査、定期監査等の結果も踏まえて、慎重に行いました。

審査の結果、一般会計、特別会計歳入歳出決算書及び公営企業会計における決算諸表等は、いずれも法令に準拠して作成されており、計数については関係書類と符合し正確でありました。また、予算の執行及び事務処理については、所期の目的に沿って適正になされたものと認められました。

まず初めに、一般会計及び特別会計について申し上げます。

一般会計及び特別会計の決算状況は、実質収支額が 19 億 8,662 万円の黒字で、各会計の実質収支額も全て黒字となっております。なお、歳入につきましては、全庁的に債権回収に取り組んだ成果が、本年度の税収入済額及び収納率の向上に成果として現れております。引き続き、効果的な収納対策により市民負担の公平性と貴重な自主財源の確保に努め、財政の健全性を堅持することを望むものであります。

次に、地方自治法第 241 条第５項の規定に基づく基金運用状況の審査につきましては、関係書類の計数はいずれも正確で、基金の設置趣旨に沿って適正に運用されているものと認められました。

続いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定による実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率から成る健全化判断比率の審査において、いずれの比率も良好な状態にあり、財政運営が法令等の趣旨に沿って適切になされていることを確認いたしました。

次に、公営企業会計について申し上げます。

初めに、水道事業につきましては、損益計算書から経営状況を見ると、当年度純利益は、主に営業費用の委託料が増加したことにより、前年度と比べ 28.4%減少したものの１億 9,486 万 3,000 円を計上しております。

また、経営分析表を見ると、安定性を示す自己資本構成比率は前年度を上回っており、経営状況を示す総収支比率、経常収支比率は前年度と比べ低下しているものの、ともに望ましいとされる 100%を超えていることから、財政の健全性はおおむね良好であり、財務全般で健全な構造が維持されております。

今後、給水収益の大幅な増加が見込めない中、水道施設の一斉更新時期の到来に伴う更新需要の増大を控え、より厳しい経営環境となることが予測されることから、安定した収益確保と効率的な経営に努めるとともに、旭市水道事業ビジョン及び旭市水道耐震化計画に基づき、耐震化を考慮した管路や既存施設の計画的な更新、改良の実施により、安全で安心な水の安定供給に努められることを望みます。

次に、公共下水道事業と農業集落排水事業につきましては、特別会計から公営企業へ移行し、３年目の決算となります。損益計算書から経営状況を見ると、両事業ともに純利益が生じており、経営状況を示す総収支比率、経常収支比率が望ましいとされる 100%を超えていることから、財政の健全性はおおむね良好であると言えます。

一方で、公共下水道事業と農業集落排水事業は、ともに一般会計からの繰入金の割合が高いことから、この２事業については事業決定の課題を、今後の事業企画時の参考として記憶にとどめておかなければなりません。引き続き普及啓発活動を積極的に実施し、公共下水道並びに農業集落排水への加入の推進を図るとともに、将来にわたり持続可能な経営基盤の確立と効率的な施設管理に努められることを望みます。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第１項の規定による公営企業会計の資金不足比率の審査においては、資金不足額が生じていないため比率は算出されず、特に指摘すべき事項はありませんでした。

今後、人口減少、少子高齢化対策及び安全・安心なまちづくり等を積極的に推進するための費用の増加や昨今の社会情勢による経常経費の負担増など、市財政需要の増大が見込まれます。

そのような中で、将来にわたって持続可能な行財政運営基盤の確立に向け、引き続き行財政改革や公共施設の適正な管理・運営を着実に進めることはもとより、旭市総合戦略に掲げる

諸施策を着実に実施し、市民が将来に希望をもって子どもを産み、育て、教育を受け、安心して働き暮らせる、そして、人口が増加するような活力あるまちづくりに結びつくよう、チーム旭で尽力されることを要望して、監査委員の総意といたします。

○議長（木内欽市）　代表監査委員の決算審査報告は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、午後２時 20 分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時　５分

再開　午後　２時２０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、補正予算及びその他の議案について説明を求めます。

議案第９号、議案第 14 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長　山崎剛成　登壇）

○財政課長（山崎剛成）　それでは、議案第９号及び議案第 14 号について説明させていただきます。

初めに、議案第９号、令和５年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書をお手元にお願いしたいと思います。

１ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算にそれぞれ９億 8,400 万円を追加し、予算の総額を 322 億 300 万円とするものです。

第２条、債務負担行為の補正と、第３条、地方債の補正につきましては、この後説明いたします。

４ページをお願いいたします。

第２表、債務負担行為補正です。

今回の補正は、三つの事項について新たに債務負担行為の設定を行うものです。

事項ごとに内容を申し上げます。

上の二つ、統合保育所建設工事施工監理業務委託と統合保育所建設工事は、保育所統合整備事業における中央第二保育所とゆたか保育所の統合保育所建設工事とその施工監理業務につ

いて、履行期間が令和６年度にまたがることから債務負担行為を設定するものです。

全体事業費は、施工監理業務委託が 1,243 万 1,000 円、建設工事が８億 4,447 万 1,000 円で、表の右側、翌年度以降の債務負担行為を設定する限度額は、施工監理業務委託が 1,019 万 3,000 円で、建設工事は６億 9,246 万 6,000 円でございます。

続いて、一番下、ちば消防共同指令センター指令システム機器全体更新負担金は、ちば消防共同指令センターの指令システム機器全体更新整備事業に係る負担金について、全体更新の整備期間が令和８年度まで予定されていることから、令和５年度から令和８年度まで債務負担行為を設定するものでございます。

全体事業費は１億 5,087 万 9,000 円で、表の右側、翌年度以降の債務負担行為を設定する限度額は同額の１億 5,087 万 9,000 円でございます。

５ページをお願いいたします。

第３表、地方債補正です。

今回の補正は、地方債の変更です。

児童福祉施設整備事業は、先ほど債務負担行為補正で説明しました保育所統合整備事業に係る起債で、限度額を 190 万円から１億 3,880 万円増額し、１億 4,070 万円とするものです。

９ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。

14 款１項１目民生費国庫負担金１億 1,793 万 8,000 円の増は、生活保護費国庫負担金の説明欄１、生活保護費負担金です。こちらは、今回の補正で増額を予定しております生活保護扶助費に対する国の負担金となります。

２項２目民生費国庫補助金 125 万 3,000 円の増は、説明欄１、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金です。こちらは、生活保護費の基準額等の改定に伴い、必要となる経費に対する国の補助で、生活保護総務事務費に対する補助金となります。

５目教育費国庫補助金 165 万円の増は、説明欄１、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金です。こちらは、学校のＩＣＴ運用を支援する国の補助で、教育の情報化推進事業に対する補助金となります。

19 款１項１目繰越金７億 2,435 万 9,000 円の増は、前年度繰越金の一部を今回の補正財源として計上するものであります。

10 ページをお願いいたします。

21 款市債については、先ほど第３表の地方債補正で説明したとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わりまして、続いて歳出について説明いたします。

11 ページをお願いいたします。

２款１項６目財産管理費６億 7,000 万円の増は、説明欄１、減債基金積立金で、令和４年度決算の確定に伴い、剰余金の２分の１を下らない額を減債基金に積み立てるものです。

３款３項６目保育所費１億 5,424 万 3,000 円の増は、説明欄１、保育所統合整備事業で、先ほど債務負担行為補正で説明しました、中央第二保育所とゆたか保育所の統合保育所建設工事とその施工監理業務に係る令和５年度分の事業費です。

４項１目生活保護総務費 250 万 6,000 円の増は、説明欄１、生活保護総務事務費で、生活保護費の基準額等の改定に伴う電算システムの改修費用です。

12 ページをお願いいたします。

２目扶助費１億 5,725 万 1,000 円の増は、説明欄１、生活保護扶助費で、医療扶助費の増加と生活保護費の基準額等の改定に伴い、令和５年 10 月以降、生活扶助費に特例加算として１人当たり月額 1,000 円が上乗せとなることから、事業費を増額するものであります。

10 款１項２目事務局費は、財源の変更となります。財源内訳を一般財源から 165 万円、国庫支出金へ財源変更するもので、歳入で説明しました公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金を教育の情報化推進事業に充当するものであります。

以上で歳出の説明を終わります。

続いて、13 ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

左側、区分欄の１、普通債の行の左右中ほどになりますが、補正額の列をご覧ください。

補正額は１億 3,880 万円の増で、内容につきましては、先ほど第３表、地方債補正で説明しました保育所統合整備事業に係る起債です。

表の一番右下になります、今回の補正額を含めた令和５年度末の現在高見込額は、286 億 4,227 万 9,000 円となります。

以上で議案第９号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 14 号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

補正予算書をお手元にお願いしたいと思います。

令和５年度旭市一般会計補正予算（第３号）です。

この補正予算は、新型コロナウイルスワクチンの令和５年度秋開始接種に係る費用について、ワクチン接種を継続して実施するため迅速に対応する必要があったことから、８月３日に専

決処分しましたので、議会の承認を求めるものであります。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算にそれぞれ１億 3,500 万円を追加し、予算の総額を 312 億 1,900 万円としたものであります。

７ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。

14 款２項３目衛生費国庫補助金１億 3,500 万円の増は、説明欄１、新型コロナウイルスワクチン接種事務費補助金 7,135 万 2,000 円と、説明欄２、新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助金 6,364 万 8,000 円によるものであります。こちらは、新型コロナウイルスワクチン接種事業に対する補助金となります。

以上で歳入の説明を終わりまして、続いて歳出について説明いたします。

８ページをお願いいたします。

４款１項２目予防費１億 3,500 万円の増は、説明欄１、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、新型コロナウイルスワクチンの令和５年度秋開始接種に要する費用となります。

以上で議案第 14 号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　財政課長の補足説明は終わりました。

議案第 10 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長　椎名　隆　登壇）

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　議案第 10 号、令和５年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書の１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,475 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56 億 1,775 万 4,000 円とするものです。

第２条の債務負担行為は、後ほどご説明いたします。

２ページと３ページは歳入歳出予算の款項の補正額であり、５ページと６ページは事項別明細書の総括となっております。詳しい内容につきましては、７ページ以降でご説明いたします。

それでは、７ページをお願いいたします。

初めに、歳入になります。

７款の繰越金ですが、令和４年度決算に基づく繰越額を今回の補正財源として 1,475 万

4,000円を計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

８ページをお願いいたします。

６款１項２目償還金は1,475万4,000円を追加し、1,475万8,000円とするもので、これは令和４年度介護給付費交付金等の確定による支払基金交付金の精算分を返還するものでございます。

戻っていただきまして、４ページをお願いいたします。

第２表の債務負担行為となります。

表の一番上の地域包括支援センター業務委託料につきましては、本年度末をもって現行の中央地域、北部地域、東部地域の３地域包括支援センターの委託契約が終了するため、新たに令和８年度までの３年間の業務委託契約を締結すべく、限度額２億5,185万円の債務負担行為の設定を行うものであります。

また、その下の生活支援コーディネーター業務委託料、限度額900万円、認知症地域支援推進員業務委託料、限度額600万円につきましては、機能強化型センターである中央地域包括支援センターに新たにコーディネーターと推進員を配置するため、地域包括支援センター業務委託に併せて、それぞれ債務負担行為の設定を行うものでございます。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長　江波戸政和　登壇）

○市民生活課長（江波戸政和）　議案第11号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定による、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、マイナンバーカードの電子証明書の機能がスマートフォンのアプリケーションに搭載できるようになりました。

本議案は、これに伴い、コンビニエンスストア等における印鑑登録証明書の交付申請において、マイナンバーカードのほか、スマートフォンを用いた方法を新たに加えるため、必要な改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表の１ページをご覧ください。

表の左側の現行の規定では、第 13 条第２項は個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等で暗証番号を入力して印鑑登録証明書を申請する方法を定めてあります。

これを、表の右側にあります改正案のように第１号と第２号を設け、第１号がマイナンバーカードを用いる方法、第２号が移動端末設備、いわゆるスマートフォンを用いる方法、いずれかを利用して申請できるように改正するものでございます。

また、改正案では、第 13 条第２項本文中に多機能端末機という文言を加えておりますが、これはコンビニエンスストア等に設置してありますキオスク端末のことで、暗証番号をキオスク端末に入力して申請するという操作方法を明確化するため加えております。

なお、スマートフォンを用いたコンビニエンスストア等での証明書の交付サービスが可能となる時期は、全国で本年 10 月以降とされており、この条例の施行は規則で定める日からとなります。

また、コンビニ交付サービスでは、ほかに住民票の写しや戸籍の証明書等も取得できますが、これらの交付申請についてはそれぞれの法律で改正済みです。

以上で議案第 11 号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　市民生活課長の補足説明は終わりました。

議案第 12 号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長　飯島和則　登壇）

○都市整備課長（飯島和則）　議案第 12 号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、引用法令の条項の整理をするものです。

新旧対照表の３ページをお開きください。

条例第６条中「第６条第１項」を「第７条第１項」に、第７条第１項中「第７条第１項」を「第８条第１項」に条項の整理をするものであります。

以上で議案第 12 号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　都市整備課長の補足説明は終わりました。

議案第 13 号について、消防長、登壇してください。

（消防長　伊東秀貴　登壇）

○消防長（伊東秀貴）　議案第 13 号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

補足説明を申し上げます。

改正の趣旨としましては、現在の蓄電池設備の規制は主に鉛蓄電池設備を想定されたものであるため、リチウムイオン蓄電池設備など新たな蓄電池設備や、今般の蓄電池設備の大容量化などに十分対応できていないため、改正するものであります。

また、変電設備や急速充電設備については、火災予防上必要な安全対策について、さらに別表第３につきましては、厨房設備からの出火を防ぐ目的で建築物等との間の離隔距離について、整理をするものであります。

では、主な改正内容を説明いたします。

お手元の新旧対照表の４ページをご覧ください。

まず、変電設備について、第 11 条につきましては、変電設備からの火災危険を排除するとともに、他の施設への延焼を防止するために必要な規定であり、第１項第３号の２につきましては、基本的な安全対策等に関する規定について所要の改正を行うものであります。

続きまして、４ページから５ページをご覧ください。

急速充電設備について、第 11 条の２につきましては、充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのコネクターを用いて充電する設備の規定であり、第１項第４号につきましては、構造基準に関する規定について所要の改正を行うものであります。

続きまして、蓄電池設備について、第 13 条につきましては、蓄電池を主体として、これに充電する装置等を含む一体の設備に関する規定であり、第１項につきましては、規制対象の指定に係る単位をアンペアアワー・セルからキロワット時に、また一定要件の出火防止措置が講じられたものを規制の対象から除くこと、さらに火災予防上必要な安全対策に関する規定等について、所要の改正を行うものであります。

第３項及び第４項につきましては、蓄電池設備の位置・構造に係る火災予防上必要な安全対策に関する規定について、所要の改正を行うものであります。

次に、６ページをご覧ください。

火を使用する設備等の設置の届出、第 44 条第 13 号につきましては、蓄電池容量 20 キロワット時以下の蓄電池設備は届出を要しないと改正を行うものであります。

次に、６ページ及び７ページをご覧ください。

別表第３につきましては、厨房設備の項中に炭火焼き器の離隔距離の規定を新たに追加するものであります。

戻りまして、改正文の３ページ、附則をご覧ください。

施行日につきましては、いずれの改正規定も令和６年１月１日からとなります。

経過措置としまして、この条例の施行の際、現に設置等されている新条例第 11 条第１項第３号の２及び新条例第 13 条第１項に規定する基準の適用については、なお従前の例によるものとしております。

また、新条例第 13 条第１項に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際、現に設置されているもの及び施行の日から起算して２年を経過する日までの間に設置されたもので規定に適合しないものについては、適用しないものとしております。

以上で議案第 13 号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市）　消防長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第１号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長　髙野　久　登壇）

○保険年金課長（髙野　久）　報告第１号、令和４年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況についてご報告申し上げます。

お手元に報告第１号をご用意いただきたいと思います。

１枚めくっていただいて、表をご覧いただきたいと思います。

表の下段、令和４年度末の欄をご覧ください。

Ｂ欄の基金現在高は、令和３年度末と同額の 1,000 万円です。

貸付け等の状況でございますが、Ｃの欄の貸付をご覧ください。

年度中の貸付けの件数及び金額は７件で、98 万 6,000 円です。

返済につきましては、Ｄの欄において、７件全て返済されておりますので、Ｆの欄の預金残高は満額の 1,000 万円となっております。

以上で報告第１号の説明を終わらせていただきます。

○議長（木内欽市）　保険年金課長の説明は終わりました。

報告第２号、報告第３号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長　山崎剛成　登壇）

○財政課長（山崎剛成）　報告第２号及び報告第３号について説明申し上げます。

初めに、報告第２号、令和４年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について申し上げます。

１枚めくっていただきまして、表をご覧ください。

まず、算定項目の１、実質赤字比率でありますが、これは一般会計に係る実質赤字額の標準

財政規模に対する比率でありまして、本市におきましては黒字であったため該当いたしません。

次に、２の連結実質赤字比率につきましては、公営企業会計を含む全ての会計を合計した実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、全会計とも黒字であったため、こちらも該当いたしません。

なお、これらの二つの指標の括弧書きにつきましては、参考として黒字の比率を表しております。

次に、３、実質公債費比率でございますが、これは一般会計から公営企業会計、一部事務組合までを含め、旭市が負担した元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、本市は早期健全化基準の 25%を下回る 9.5%となっております。昨年度の 8.9%と比べますと 0.6 ポイント上昇しております。

次に、４の将来負担比率でありますが、これは一般会計から公営企業会計、一部事務組合、第三セクター等までを含め、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。

本年度も昨年度と同様、将来負担額を充当可能財源等が上回ったため、比率として算定されず該当なしとなりました。

以上のとおり、令和４年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、４指標とも基準をクリアしております。

以上で報告第２号の説明を終わりまして、続きまして、報告第３号、令和４年度旭市公営企業決算における資金不足比率について説明申し上げます。

また１枚めくっていただきまして、表をご覧ください。

令和４年度の旭市の資金不足比率については、資金不足が生じた公営企業会計はありませんので、全て該当しておりません。

なお、括弧書きにつきましては、参考として資金剰余比率を表しております。

以上のとおり、令和４年度は全ての公営企業会計において、資金不足比率が経営健全化基準をクリアしております。

以上で報告第２号及び報告第３号の説明を終わります。

○議長（木内欽市）　財政課長の説明は終わりました。

報告第４号から報告第７号までの報告４件について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長　柴　栄男　登壇）

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、報告第４号から第７号について順次説明いたします。

まず、報告第４号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和４事業年度の業務実績に係る評価結果について説明申し上げます。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和４事業年度が終了し、法人から１年間の業務実績が市に提出され、地方独立行政法人法第 28 条第１項及び第３項の規定に基づく評価がまとまったことから、本議会に報告するものです。

それでは、資料、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院令和４事業年度の業務実績に係る評価結果の１ページをお願いいたします。

ローマ数字のⅠ、年度評価の考え方になります。

その２段落目になりますが、評価の際には法人から提出された報告書を基に、同病院評価委員会からの意見書を踏まえて進捗状況を確認し、評価基本方針に基づき評価を行っております。

評価の基本方針については（１）に記載されている①から⑦までの七つになります。

次に、（２）年度評価の方法についてですが、年度評価については、当該年度計画に定めた事項ごとに行う項目別評価と業務実績の全体について行う全体評価を併せて行っております。

１、項目別評価の方法ですが、中項目評価、大項目評価の手順で行いました。

２ページをお願いいたします。

①中項目評価は、法人による小項目・細項目に係る自己評価結果を検証し、年度計画の中項目ごとの達成状況について評価しております。

②大項目評価は、中項目評価の結果を踏まえ、年度計画の大項目ごとの達成状況について評価しております。

なお、評価基準ですが、中項目・大項目それぞれ、Ｓ「年度計画を大きく上回っている」、Ａ「年度計画を上回っている」、Ｂ「年度計画をほぼ予定どおりに実施している」、Ｃ「年度計画を下回っている」、Ｄ「年度計画を大きく下回っており改善が必要である」の５段階となっております。

２、全体評価の方法になりますが、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な達成状況について評価を行っており、評価基準は項目別評価同様、５段階評価となっております。

次に、３ページ、ローマ数字Ⅱ、全体評価をご覧ください。

（１）評価結果になりますが、全体の評価結果は、Ｂ（概ね計画どおりに進んでいる）であ

りました。

（2）判断理由になります。３段落目をご覧ください。

令和４事業年度の業務実績については、二つの大項目に係る評価の全てがＢ評価であり、中項目については年度計画を下回るＣ、Ｄ評価となる項目はなく、そのほとんどがＢ評価でありました。

以上のことから、令和４事業年度の業務実績は、中期目標・中期計画の達成に向けて作成された年度計画を予定どおり実施しているものと判断し、全体評価はＢ評価（概ね計画どおりに進んでいる）としました。

（3）評価委員会委員からの意見、指摘事項などですが、法人の自己評価結果は妥当なものと認められるとのことでした。

４ページをお願いします。

ローマ数字Ⅲ、項目別評価については、二つの大項目の評価結果、判断理由、評価委員会委員からの意見、指摘事項などが４ページから６ページにかけて示されております。

なお、各項目の詳細につきましては、添付しております令和４事業年度業務実績評価報告書をご覧いただければと思います。

以上で報告第４号の説明を終わります。

続きまして、報告第５号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の第２期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に係る評価結果について説明を申し上げます。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院から第２期中期目標期間、これは令和２年度から令和５年度となりますが、この期間の終了時に見込まれる業務実績が市に提出され、地方独立行政法人法第 28 条第１項及び第３項の規定に基づく評価がまとまったことから、本議会に報告するものです。

なお、この評価は、次期中期目標と中期計画を策定するに当たり、現中期目標期間の見込み評価を行うことで、できる限り現状を反映させるため実施するものです。

それでは、資料、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の第２期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に係る評価結果の１ページをお願いいたします。

ローマ数字のⅠ、中期目標期間見込評価の考え方になります。

これについては、先ほどの令和４事業年度の業務実績に係る評価結果と同様に、同病院評価委員会からの意見を踏まえ、評価の基本方針に基づき、項目別評価と全体評価を併せて行いました。

それぞれの評価基準については２ページに記載のとおり、ＳからＤまでの５段階評価となっています。

では、３ページのローマ数字Ⅱ、全体評価をご覧ください。

（１）評価結果になります。

全体の評価結果は、Ｂ（概ね中期目標どおりに進んでいる）でありました。

（２）判断理由ですが、評価対象となる二つの大項目いずれもＢ評価（中期目標をほぼ予定どおりに実施している）でした。

法人は、救急医療、高度急性期医療をはじめとする医療、介護及び福祉の提供を担いつつ、開院以来、健全運営を維持しながら、地域の中核的な基幹病院として地域住民の健康を支えてきました。第２期中期目標期間においては、各年度計画の達成状況から、中期計画については予定どおりに実施していると判断しております。

（３）評価委員会委員からの意見、指摘事項などでございますが、法人の自己評価結果は妥当なものと認められ、中期目標の達成が見込まれるというものでした。

４ページをお願いします。

ローマ数字Ⅲ、項目別評価では、評価対象となる二つの大項目ごとの評価結果、判断理由、評価委員会委員からの意見、指摘事項などが４ページから６ページにかけて示されております。

なお、各項目の詳細につきましては、別添、第２期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績報告書をご覧いただければと思います。

以上で報告第５号の説明を終わります。

続きまして、報告第６号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和４年度の事業経営状況及び令和５年度の事業計画について説明を申し上げます。

まず、令和４年４月１日から令和５年３月 31 日までの事業経営状況について申し上げます。

資料、令和４年度事業報告書になります。

本報告書は、国のガイドラインに基づいて令和４年度報告分から様式を変更し、作成されております。

２ページをお願いいたします。

なお、ページの下側の真ん中と端にページ番号を振っておりますが、端に振ってある番号にて説明をいたします。

２ページには病院理事長からのメッセージ、３ページから７ページには病院の現況、概要、

基本理念、組織図等の基本的な情報が記載されております。

８ページから 24 ページにかけて、年度計画に定めた項目についてどのように取り組んだのか記載されております。

25 ページから 96 ページには、資料として中期目標、定款等を添付しております。

97 ページをお願いいたします。

令和４年度財務諸表等になります。

100 ページ、101 ページをお願いいたします。

貸借対照表になります。

左側、100 ページは資産の部になります。有形固定資産などの固定資産と現金及び預金などの流動資産で、右の列の一番下、資産合計は 532 億 4,216 万 6,999 円です。

右側、101 ページになります。負債の部は、独法移行前の地方債償還債務や退職給付引当金などの固定負債と、未払金などの流動負債を合わせた負債の部合計は、表の中ほど、右端、345 億 7,638 万 430 円、その下、純資産の部は資本金と資本剰余金、利益剰余金を合わせた純資産の部合計 186 億 6,578 万 6,569 円となり、右の列一番下の負債純資産の合計は 532 億 4,216 万 6,999 円です。

続いて、102 ページ、103 ページをお願いいたします。

損益計算書になります。この数字は消費税を抜いたものになります。

102 ページ、営業収益合計は 423 億 4,605 万 8,848 円、営業費用合計は 416 億 3,022 万 2,910 円、一番下になります営業利益は７億 1,583 万 5,938 円となりました。

103 ページをお願いします。

営業外収益合計は５億 615 万 2,435 円、営業外費用合計は３億 615 万 9,979 円、経常利益は９億 1,582 万 8,394 円となりました。

一番下から２行目、当期純利益は９億 707 万 2,005 円となりました。

105 ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書になります。

下から３行目、資金増加額は 27 億 2,712 万 8,790 円、一番下、資金期末残高は 137 億 6,210 万 5,222 円となりました。

106 ページは、利益の処分に関する書類（案）になります。

当期総利益９億 707 万 2,005 円については、全額積み立てております。

107 ページは、行政コスト計算書になります。

一番下の行、行政コストですが 419 億 5,091 万 5,421 円となりました。

108 ページから 112 ページまでは注記事項、113 ページから 128 ページまでは財務諸表の附属明細書、130 ページは消費税を含む決算報告書になります。

131 ページをお願いいたします。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院 2023 年度計画になります。

133 ページから 143 ページに、今年度、病院が取り組む事項が項目ごとに記載されております。

146 ページをお願いいたします。

予算になります。単位は 100 万円です。収入計 445 億 3,800 万円、支出計 456 億 6,300 万円です。

147 ページをお願いします。

収支計画ですが、収益の部計 436 億 7,900 万円、費用の部計 442 億 2,800 万円、表の一番下、総利益はマイナス５億 4,900 万円です。

148 ページをお願いいたします。

資金計画になります。資金収入及び資金支出はそれぞれ 591 億 4,500 万円となっております。

以上で報告第６号の説明を終わります。

続きまして、報告第７号、株式会社季楽里あさひの令和４年度の事業経営状況及び令和５年度の事業計画について、地方自治法第 243 条の３第２項の規定により説明申し上げます。

資料、経営状況報告書の１ページをお願いいたします。

１、事業報告の（１）概況になります。

道の駅季楽里あさひの令和４年度の経営状況につきましては、新型コロナウイルスの影響により各種イベントは計画どおりには実施できませんでしたが、地元消費者を中心に安定的な販売を堅持し、直売所、レストラン、テナントのいずれも令和３年度の売上げを上回る結果となりました。

道の駅全体の税込みの売上額はページ下の（２）のとおり、前年度比 111％の９億 2,986 万 3,000 円となりました。

２ページをお願いします。

２、会社概要の（１）株主の概要についてです。

株式数、株主数とも設立時から変わっておりません。

（２）取締役会及び役員会では、集客向上に向けた各種企画、健全な経営に関する協議など

を行いました。

（３）及び（４）は、それぞれ年度末現在の役員及び従業員の状況になります。

続いて、３の決算報告についてです。

第８期、令和４年４月１日から令和５年３月 31 日の純利益は 1,691 万 606 円となりました。

決算の詳細について説明いたします。

４ページをお願いします。

貸借対照表になります。

表の左側は資産の部になります。表一番下、現金、預金等の流動資産と備品等の固定資産を合わせた資産の部計は２億 3,316 万 8,965 円です。

右側の負債の部は、借入金等の固定負債はございませんので、流動負債としての買掛金や未払費用、仮受金などで、表の中ほど、負債の部計は 9,281 万 9,421 円、その下の純資産の部は株主資本で、資本金は設立時と同じ 4,400 万円、資本金と利益剰余金を合わせた純資産の部計は１億 4,034 万 9,544 円となり、一番下になりますが、負債・純資産の部計は２億 3,316 万 8,965 円となりました。

５ページをお願いします。

損益計算書になります。

売上高ですが２億 5,679 万 2,378 円、売上原価 7,357 万 4,723 円となり、表の中ほど、売上総利益ですが１億 8,321 万 7,655 円となりました。

販売費及び一般管理費は１億 6,009 万 5,809 円で、営業利益が 2,312 万 1,846 円となりました。

また、営業外収益は 485 万 5,360 円となりました。経常利益が 2,797 万 7,206 円となり、一番下の当期純利益が 1,691 万 606 円となりました。

６ページは販売費・一般管理費の内訳となります。

７ページをお願いします。

利益剰余金の処分になります。開業以来８期連続の黒字で、利益剰余金は 9,194 万 9,544 円となっております。

８ページをお願いします。

令和５年度に当たります第９期の事業計画になります。

１の基本計画では、来場者に安心して心地よいサービスを提供できるための基本的な計画を定めております。

２の個別計画として、（１）道の駅物販及び花木部門、（２）レストラン及び加工室、（３）公共事業及び情報発信、（４）ガバナンスについて、それぞれ取り組み方針を掲げています。内容は記載のとおりでございます。

10ページをお願いします。

令和５年度第９期の収支予算書になります。

レストラン、テナントを含めた道の駅全体の売上目標は、第８期の予算比で 109.2%、第８期の決算額８億5,551万円も上回る金額を目標としております。売上目標に比例し、収入、支出、いずれも前期比で増加を見込み、予算を計上しております。

以上で報告第７号の説明を終わります。

○議長（木内欽市）　企画政策課長の説明は終わりました。

報告第８号について、行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長　榎澤　茂　登壇）

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　報告第８号、私債権等の放棄についてご説明申し上げます。

この私債権等の放棄につきましては、旭市私債権等管理条例第７条第１項の規定に基づき、令和４年度に放棄した私債権等の内容を同条第２項の規定により報告するものでございます。

報告の２枚目に、私債権等の放棄の内訳として、債権名、放棄事由、件数及び金額を掲載しております。

令和４年度は、市営住宅使用料が６件で 165 万 7,800 円、市営住宅駐車場使用料が２件で 11 万 4,800 円、水道料金が 31 件で 47 万 1,971 円、農業集落排水処理施設使用料が１件で 2,310 円、学校給食費が２件で 38 万 7,750 円、土地貸付料が３件で 38 万 2,356 円となり、全体としては45件で301万6,987円の債権を放棄いたしました。

以上で報告第８号の説明を終わります。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　すみません、先ほど報告第６号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の令和４年度の事業経営状況及び令和５年度の事業計画について説明をいたしましたが、紙のほうのページはあるんですけれども、タブレットに入っているほうの資料が一部欠落していたようでした。

ですので、すみません、タブレットの資料については後日また改めて取り替えるといいますか、差し替えをいたしますのでよろしくお願いします。どうも失礼しました。

○議長（木内欽市）　行政改革推進課長並びに企画政策課長の説明は終わりました。

以上で議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（木内欽市）　これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は７日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会　午後　３時１６分

令和５年旭市議会第３回定例会会議録

議　事　日　程　（第２号）

令和５年９月７日（木曜日）午前１０時開議

第　１　議案質疑

第　２　決算審査特別委員会設置

第　３　決算審査特別委員会委員の選任

第　４　決算審査特別委員会議案付託

第　５　常任委員会議案付託

第　６　常任委員会請願付託

本日の会議に付した事件

日程第　１　議案質疑

日程第　２　決算審査特別委員会設置

日程第　３　決算審査特別委員会委員の選任

日程第　４　決算審査特別委員会議案付託

日程第　５　常任委員会議案付託

日程第　６　常任委員会請願付託

出席議員（１９名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１６番	伊　藤　房　代	１７番	向　後　悦　世
１８番	景　山　岩三郎	１９番	木　内　欽　市

２０番　　松　木　源太郎

欠席議員（１名）

１５番　　宮　澤　芳　雄

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	飯島　茂
教育長	向後依明	秘書広報課長	椎名　実
行政改革推進課長	榎澤　茂	総務課長	小倉直志
企画政策課長	柴　栄男	財政課長	山崎剛成
税務課長	向後秀敬	市民生活課長	江波戸政和
環境課長	髙根浩司	保険年金課長	髙野　久
健康づくり課長	飯島正寛	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	多田英子	高齢者福祉課長	椎名　隆
商工観光課長	大八木利武	農水産課長	池田勝紀
建設課長	齊藤孝一	都市整備課長	飯島和則
会計管理者	小澤　隆	消防長	伊東秀貴
上下水道課長	多田一徳	教育総務課長	向後　稔
生涯学習課長	伊藤弘行	体育振興課長	金杉高春
監査委員事務局長	杉本芳正	農業委員会事務局長	戸葉正和

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二

開議　午前１０時　０分

○議長（木内欽市）　おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　議案質疑

○議長（木内欽市）　日程第１、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第１号から議案第14号までの14議案を順次議題といたします。

議案第１号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

○４番（戸村ひとみ）　それでは、議案第１号、令和４年度旭市一般会計決算についての質疑をいたします。

入るを量りて出ずるを制す、この一番大事な出ずるを制すのところの予算執行、これがどのように行われたかという、ここをしっかりチェックしたいと思いますので、その観点から質疑をさせていただきます。

まず15ページです。歳入合計について、対前年度比11.8%減、この理由を教えてください。

あと、同じく15ページの市税についてです。対前年度比3.3%増、この理由です。

同じく15ページ、市税についての不納欠損額の推移と分析結果、こちらをお願いいたします。

同じく15ページ、市税について、収入未済額に対する評価をお願いいたします。

同じく15ページで、市債の予算現額と収入済額との比較、12億5,430万円、この減の理由をお願いします。

続きまして、51ページ、不用額23億4,877万2,418円、これに対する評価ですね、評価結

果というか、この結果に対する評価をお願いします。

続きまして、358ページ、実質収支額13億3,203万1,000円に対するこの評価もお願いいたします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、ただいまご質問のありました件につきまして、財政課から、まず15ページ、歳入の合計についての前年対比と、あと15ページ、市債の関係と、あと51ページの不用額の関係、あと実質収支額に対する評価結果ということで、それぞれお答えいたします。

まず、歳入の合計について、対前年度11.8%の減の理由ということでございますけれども、令和４年度一般会計の歳入の対前年度減の主な理由につきまして、款別にまず大きい順に申し上げますと、繰入金でマイナス20億7,576万8,000円、国庫支出金でマイナス12億2,465万4,000円、繰越金でマイナス９億4,957万7,000円の減となります。

それぞれ、まず繰入金につきましては、令和３年度は庁舎整備基金の廃止に伴うその残額を公共施設等整備基金へ移し替えるための繰入れ、こちらが12億8,104万8,000円、こちらや、あと災害復興基金のうち「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金の津波分を国へ返還するための繰入れ、こちら５億9,935万4,000円などがあったため、令和３年度の金額が大きかったことによりまして、令和４年度では減したものでございます。

続いて、国庫支出金につきましては、令和３年度に実施しました児童１人当たり10万円の支給に係る国の補助金です。子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の減、こちらマイナス10億4,067万5,000円などによるものでございます。

繰越金につきましては、こちら多世代交流施設おひさまテラスの完成など、建設事業の完成や震災復興・津波避難道路整備事業などの工事の進捗に伴う繰越明許費繰越金の減、こちらがマイナス５億3,256万9,000円などによるものでございまして、以上が歳入の減の主な要因となってございます。

続きまして、（５）の15ページになります。

同じく15ページの市債の予算現額と収入済額との比較、減の理由ということでお答えいたします。

市債の対予算減の主な内容につきまして、起債のメニュー別に申し上げたいと思います。

まず、合併特例債が１億5,580万円の減となっております。これは冠水対策排水整備事業に

おける翌年度への繰越しによる１億1,630万円の減などになります。

次に、過疎対策事業債が２億560万円の減になりまして、これは主に南堀之内バイパス整備事業やコミュニティバスの車両購入などにおける翌年度への繰越しによる減でございます。

続きまして、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債、こちらが１億3,930万円の減、こちらは飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業の翌年度への繰越しによる減でございます。

続きまして、公共施設等適正管理推進事業債で１億750万円の減、これは旧市民会館の解体撤去での起債を予定しておりましたが、こちら交付税措置がないために借入れを行わなかったことによる減となっております。

続きまして、緊急自然災害防止対策事業債が9,270万円の減、これは蛇園南地区排水路整備事業の翌年度への繰越しによる減です。

続きまして、緊急防災・減災事業債が１億9,720万円の減、これは震災復興・津波避難道路整備事業の翌年度への繰越しなどによる減です。

最後になりますが、臨時財政対策債が１億1,340万円の減、これは発行可能額の減によるものになります。

市債の説明のほうは以上でございます。

続きまして、51ページの不用額に関する評価結果ということでございますけれども、こちらは、令和４年度の不用額につきましては、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響に対して実施しました経済対策事業の執行残と、建設事業における入札による落札残や、事業進捗に伴う執行残が主なものとなっております。それぞれ経済対策事業につきましては、事業の速やかな実施や予算不足により事業の恩恵を受けられない対象者を出さないようにするために、予算見積り時にはある程度余裕を持たせたという経緯がございます。

建設事業の事業費につきましては、設計額に基づき予算を見積もってございますので、落札業者の企業努力ということにはなると思いますけれども、当然入札によってある程度は不用額が発生するものと考えております。

さらには、令和４年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント等の各種事業の延期や中止などが依然としてございました。

以上のように、令和４年度の不用額は、事業の円滑な実施や適正な根拠に基づく積算などによって生じたものや、社会情勢等によりやむを得ず生じたものであったと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、358ページの実質収支額に関する評価結果ということでございますけれども、

実質収支額は、前年度比でマイナス３億 431 万 2,000 円となっております。実質収支額につきましては、そのときの社会情勢などの外的要因にも影響されますので、一概にその傾向を申し上げることはできませんが、ここ２年、令和３年度、４年度はこちら前年度と比較しまして減している状況であります。

また、速報値のベースではありますけれども、令和４年度決算の実質収支比率、こちら標準財政規模に対する実質収支額の割合は 7.4%となっておりまして、県内 37 市の平均 7.6%を少し下回っている状況でありますので、旭市の実質収支額が多過ぎることはないというふうに思っております。また、少な過ぎるということもないと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　税務課長。

○税務課長（向後秀敬）　それでは、私のほうからは（２）、（３）、（４）についてご回答いたします。

初めに（２）、Ｐ15、市税について、対前年度比 3.3%増の理由はということでございます。

決算書の 15 ページになります。市税の収入済額は 78 億 5,345 万 2,206 円で、対前年度比 3.3%、２億 4,798 万 2,985 円の増となりました。この要因でございますけれども、主に個人市民税と固定資産税の収入が増加したことによるものと考えております。

初めに個人市民税でございますけれども、対前年度比 3.1%、9,725 万 9,802 円の増となりました。また、固定資産税につきましては対前年度比 3.7%、１億 1,348 万 9,559 円の増となりました。これらの税目は、市における市税収入済額の８割以上を占めるため、市税全体の収入に大きな影響を与えているものと思われます。

続きまして、（３）、Ｐ15、市税について、不納欠損額の推移と分析結果についてお答えいたします。

初めに、市税の不納欠損額の推移につきましては、平成 30 年度から令和４年度までの直近５年間の推移について申し上げます。

平成 30 年度の市税不納欠損額は１億 2,804 万 5,569 円で、前年度比 4,899 万 2,912 円の減、令和元年度は１億 1,125 万 6,172 円で、前年度比 1,678 万 9,397 円の減、令和２年度は 5,869 万 1,621 円で、前年度比 5,256 万 4,551 円の減、令和３年度は 2,429 万 451 円で、前年度比 3,440 万 1,170 円の減、令和４年度は１億 1,162 万 5,399 円で、前年度比 8,733 万 4,948 円の増となっています。

次に、令和４年度の市税不納欠損額を税目別で申し上げますと、決算書の３ページになりま

すが、市民税が 574 万 4,748 円で前年度比 293 万 4,347 円の減、固定資産税が 9,614 万 7,388 円で前年度比 8,383 万 7,623 円の増、軽自動車税が 167 万 1,350 円で前年度比 59 万 5,050 円の減、都市計画税が 806 万 1,913 円で前年度比 702 万 6,722 円の増となり、固定資産税と都市計画税で大幅に増加しております。

令和４年度の市税の不納欠損額が大幅に増となった理由につきましては、法人等の倒産等がありました影響によるものでございます。詳細につきましては、個別事案にも関わるものでありまして、守秘義務がございますので申し上げることはできませんが、地方税法等の法令にのっとった適切な処理を行った結果ですのでご理解を願えればと思っております。

次に、（４）、Ｐ15、市税について、収入未済額に対する評価はということでお答えいたします。

令和４年度の市税収入未済額は２億 4,926 万 8,868 円で、前年度比１億 2,256 万 7,919 円の縮減となりました。

また、目標に対する評価としましては、第４次旭市行政改革アクションプランでは、滞納繰越分に係る収入未済額の目標値を定めておりまして、令和４年度は目標値が２億 5,321 万円であるのに対しまして実績は１億 4,876 万 4,866 円となり、目標を達成しております。

市では近年、市税の滞納整理を積極的に進めているところであり、収入未済額の縮減について毎年順調に成果を上げているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　ご答弁細かくありがとうございました。

それでは、歳入の合計の対前年度比なんですけれども、分かりました。令和３年度の金額が大きかったということで、そうなるとどうしても減が大きくなります。

（２）の市税の対前年度比 3.3%増の理由が、個人市民税、あと固定資産税、こちらが頑張ってと言うとちょっとおかしいかも分かりませんが、ちゃんと納税してくださったという、そういう結果の表れだと思います。

そうしますと、次の（３）の不納欠損額のところとの兼ね合いになってくるんですけれども、不納欠損額の推移をお答えいただいたんですが、令和４年度で 8,733 万 4,948 円の大幅な増ということで、この内訳が固定資産税の大幅な増ということで、法人の倒産等があったということなんですが、これは致し方ないことでそうなってしまうのかも分かりませんが、片や個人のほうでは市民税、そして固定資産税をきちんと払ってくださっていて、その不納欠損、

いわゆる不納欠損というのはもう絶対に頂くことができない金額ですから、それがこれだけの大幅増になっているということは、先ほどから社会情勢の影響というのは何度も言われていましたが、そこのところでやはり市が何か手を打たなきゃいけないことがあるのではないかなという、そういうことをちょっと考えましたので聞いてみました。

私がこの後聞こうと思っていたことを先にお答えいただいたんですが、滞納に対してのあらゆる手を尽くしてくださっているということなので、２回目の質疑ではここのところを聞こうと思いましたが結構です。

これは次の収入未済額に対してもそうですね、不納欠損にならないように努力をしてくださるということが先ほどの答弁の中にございましたので、目標を決めて、令和４年度は目標を達成したということですので、引き続きそこのところはお願いしたいと。

すみません、質疑なので、一般質問ではないのでこれぐらいにしておきますね。

あと、市債のところです。（５）の市債なんですが、翌年度への繰越しというんですか、事業自体が繰越しになって、市債がそのまま翌年度にというようなお答えだったと思いました。その金額が結構大きい。その中で、交付税措置がない、建て替えではなくて建物を壊したんでしたっけ、市民会館でしたっけ、それの交付税措置がなかったので借入れを行わなかったというご答弁だったんですが、ちょっとここのところを説明してください。結局借入れを、市債を起債しなかったら、交付税も来なかったらどういうふうに手当てをしたのかということをお願いします。

それから、（６）不用額、これもご答弁の中にありました社会情勢、つまりコロナという、新型コロナの影響ということなんだと思うんですけれども、それは私も重々承知しております。経済対策事業を多めに見積もって足りないことがあってはいけないので、コロナに影響を受けた方に対しての援助みたいなことが足りない場合が起こっては駄目なので多めに予算を計上してあったということなんですが、それと、あとは入札で企業努力をしてくださったという、応札するときに企業努力があってこれだけの不用額が生まれたということのご答弁だったんですけれども、つまりそうなると、これから先の、ここはもうこの決算、いわゆる令和４年度までの予算、決算というのは緊急的なものというのかな、特例的なもの、そういうふうな考え方でよろしいですか。

私は、以前からちょっと不用額には非常にこだわっておりまして、この後も何回も言うチャンスがあるとは思うんですけれども、予算立てのときにシビアに予算を立てて、その中で市長が公約に挙げられたものとか、絶対市民の財産と安心・安全を守るためには必要だという

ような予算で、投資的な部分ですね、そういうものが予算をシビアに組み立てればそこに組み込めるはずだと思って、それで不用額の大小に物すごくこだわっているわけなんですけれども、これは令和４年度までの不用額というのは特例的な考え方というのでよろしいでしょうか。不用額に対する考え方をまたお願いいたします。

（７）です。実質収支、この金額は 13 億 3,000 万円というのが近隣市ですか、7.6％平均あるところを旭市は 0.3 ポイントぐらい低いということでしたか。おおむねこの実質収支というのが良好な数字だというふうなお答えだったと思うんですけれども、これが、このパーセンテージが確実に実質収支のほうで、確実にというか、例年こういう形で残るんであれば、予算立てのときにまたこの実質収支額というものも考慮に入れることができるんじゃないかなと思うんですが、その辺の考え方をお願いいたします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、まず（５）市債の関係でご質問ございましたので、その関係ですね。交付税措置がない市債を借り入れたというお話につきまして、こちらの、先ほども申し上げましたが、旧市民会館の解体撤去ということで、こちらの解体につきましては、公共施設等適正管理推進事業債につきましてはちょっと該当しないということで、こちらこの起債を予定したんですが、交付税措置がないということが分かりましたので借入れを行わなかったということによるというお話で、その財源をどうするかという話ですけれども、こちらは一般財源のほうで対応してございます。

次に、不用額のほうでございますが、こちら令和４年度については特例的なものであったのかというお話でございますけれども、こちらにつきましては先ほどの説明もさせていただきましたが、経済対策事業を先ほど申し上げましたが、物価高騰やらコロナとか、そういうものも４年度はやはり大きくありましたので、特例と言っていいのではないかなというふうに考えております。

実質収支の件につきましては、こちらは今年度 13 億 3,200 万円ほどということでございますが、こちらにつきましては、来年度へのこちら繰越金の元、財源となりますので、やはりこちらの金額は来年度のための財源でもありますので適当な金額ではないかと、そんなふうに思っております。

○議長（木内欽市）　税務課長。

○税務課長（向後秀敬）　私のほうから（３）の不納欠損の対応についてということでございま

した。

今回の不納欠損につきましては、固定資産税等が大きなものになっておりますけれども、法人の倒産などに当たっては、市としましては差押えなどの滞納処分により租税債権を保全するよう努めておりますが、多くの場合で抵当権などの民間債権と競合しております。この際、抵当権の設定された時期が滞納となっている税の法定納期限等よりも前に設定されている場合には、抵当権の被担保債権が優先されることとなりますので、対象財産が不動産などですと、不動産を取得する際に抵当権が設定されていることが多いため、清算処理の中で不動産の競売等があっても抵当権者に先に配当されることになりますので、要は先に押さえた方が優先的になります。租税債権まで配当金が交付されず、結果として不納欠損とせざるを得ない事案が発生しています。

市としましては、まずは高額滞納事案を発生させないよう差押え等の滞納処分を早めに行うとともに、法人の倒産等が発生してしまった場合には、できる限り租税債権の回収ができるよう、法令等にのっとった上で最善の手を尽くして対応してまいりたいと考えております。

それと、（4）の収入未済額の関係ですけれども、税の公平性から滞納処分の対応等を実施しております。また、その中で話合い等を持ちまして分納誓約等も対象としております。

今後も法令にのっとった適正な滞納整理に当たりまして、税の公平性の観点から収入未済額の縮減に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

実質収支の金額のことなんですけれども、先ほども言いましたように、予算立てのときにこの金額が旭市としては平均並みの 7.何%が実質収支で残るというのが頭にあればというか、何が言いたいか市長はお分かりになっていると思うんですけれども、財源がないと言ってやりたいこと、予算に組み込みたいものとかが組み込めないでいる状況ではないんじゃないかなというのを、私はちょっとこの実質収支額で考えるわけです。

ですから、この実質収支額と予算との兼ね合いみたいな、この実質収支を意識しながらの予算立てというのをやっていただければ、先ほど言いましたように投資的な部分で子育て支援とか、そのあたりで多くの方からの要望があるところに反映できるんじゃないかなという視点でこの質疑をさせていただきました。市長、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市）　以上で戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席にご移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○２０番（松木源太郎）　松木源太郎です。

令和４年度旭市一般会計歳入歳出決算に対する質疑を申し上げます。

第１点目は決算概要についてでありますけれども、決算の規模、市債現在高、基金現在高等の推移についてお伺いいたします。

監査委員の意見書が、大分中身が今年はよくなっているところがあるんですけれども、そういった中でよく調べてみますと、基金現在高の推移について、従前から私は市がある意図を持って財政調整基金を調整しながら事業を進めているのではないかという疑念を持っております。

そこで、令和２年度、令和３年度の決算カードについて見てまいりました。令和４年度のだいたいの推測値を教えていただきたいと思うんですけれども、まず財政力指数は２年度が0.50、３年度が 0.49、少し下がっています。２年度というのは庁舎建設で大分財政規模が上がった年でありますけれども。

それから実質収支比率は 11.1%が 8.8%に、それから経常収支比率は 91.6%が 91.2%に下がっております。いわゆる積立金の金額はだいたい同じなんです。159 億 9,000 万円と 159 億 1,000 万円です。それで、２年、３年は、財政調整基金がだいたい 92 億円台、ところが４年度は 85 億円です。この差は大変大きいわけです。つまり財政調整基金というのはご存じのようにある目的を持って積み立てるわけではありませんから、その理由が生じなければ取り崩せないというものではなくて、柔軟性を持って市の財政で新しい事業を起こしたり、それから、例えば学校給食のような、今までやっていない事業を無償化するというようなことになった場合には、ここを使うのがだいたい普通の自治体のやり方ですけれども、それが意図的に 85 億円まで下げられて、７億円ですよ、そういうような形の財政調整基金の運用をしているのではないかという疑問を私は持っているわけです。この点についてぜひお伺いしておきたい。

地方債の現在高もだいたい同じです。ですから、そういうようなことを考えても、この運用の仕方というのが大変私には気になるわけです。これが第１点目であります。

次に、各事業について少しずつ聞いていきたいと思っております。

全部で 10 項目ありますので、歳出事業でありますけれども、一つずつお聞きいたしますのでお答えいただきたいと思うんです。

次は広報活動費であります。決算書でいうと 67 ページ、そして令和４年度のこの説明資料によりますと 20 ページでありますが、この広報活動費というのは、要するに市が行っていることを市民の方々全員に知ってもらいたいという意図を持って行うわけですね。予算的には年間 2,500 万円ほどですけれども、私が問題にしたいのはどのぐらい、いわゆる広報あさひ、その他の市が発行する広報が住民に行き渡っているか、旭市は世帯数でいうと２万 6,300 世帯ほどあります。これが全部一つの世帯になって、２世帯が一つのところに住んでいることもあるでしょうけれども、戸数としては２万 5,000 戸数ぐらいはうちの数であるんじゃないか、アパート１室が１戸と考えて。ところが、広報あさひが毎月発行しているのが１万 9,500 部、実に 6,000 世帯分ぐらい少ないわけですね。郵送でもって送っている方が、年間 200 万 6,298 円ですから何世帯ぐらいあるのか。折り込みは結局１回当たり１万 7,000 部しか新聞に折り込んでいないということになりますと、恐らく市民の方のはっきり言ったらば、私の予想では 30%から 40%の方は毎月の市のお知らせは見ていないのではないか、こう思いますけれども、こういう形で本当にいいのかなということです。

一般質問でもって防災行政無線のこともお話ししますけれども、つまり旭市が住民に知らせたいという内容の広報が十分に届いていないという状況ではないかと。これは今、全国の自治体でもって新聞を読む方がどんどん減っているから、新聞折り込みでは足らない。どうしたらいいか、これの工夫についてもし考えがあれば市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、３番目が、生涯活躍のまち形成事業で予算書では 77 から 79 ページ、説明資料では 22 ページであります。

これは令和３年度から続いているものでありますけれども、令和３年度は施設を造った年ですから全体で５億 6,500 万円、令和４年度は次の年ですから１億 4,600 万円ということになるわけです。

ところが、この令和４年度の中でどうしてこういうお金が出てきたのかということを聞きたいんですけれども、おひさまテラス商標登録業務 29 万 2,900 円というのがありますけれども、これは何でそういうことがあるのかということが一つと、それから、３月の政務報告では、年間 20 万人ほどお客が来たというんです。しかし、１年間に事業内容でもって言われている１億 4,600 万円です、概略でですね。この中で一番多いのは委託料の１億 900 万円です。これ

だけのお金を使って、これがどういう効果があるかということについては、事業効果についてはまだ十分な内容がないんではないかと。事業効果を見てどういうふうになっているかというと、おひさまテラス及び商業施設のオープンにより、令和４年４月にまちびらきをし、事業を進捗させることができた。視察やメディア対応等を含め積極的な広報活動に務めているといって、３年度にご存じのように５億6,000万円、それから補助事業で５億円、全部で約10億円使っているわけですね。

ところが、同じ年にサンモールからジャスコが撤退してしまいました。大変、ジャスコまで買物に行っていた方々が苦労して遠くまで買物に行っているということを見てみますと、当初はそんなにすぐには撤退しないよと言ったイオンが撤退しちゃったわけですよ。こういうところについてはどういうふうに考えているのか。

私がおひさまテラスのことについて質問したらば、担当者からこういう答えが返ってきました。おひさまテラスのほうにお客が来れば、それに伴って町の中も栄えますよと、そういうお話をしました。栄えるどころじゃないんですよ。住民が近くの住民を含めて遠くの方も利用していた同じ系統の店が１年たたない間になくなってしまったんです。これは市の責任ですね。これをどうするか。町の中が活性化するようにあそこをつくったと言うけれども、全然逆のことが起こっているんです。これについては市長のご見解をぜひ聞いておきたいなと思っております。

４番目が決算書の141ページ、説明資料の28ページ、子ども医療費助成事業であります。これは大変いい事業で、高校３年生までということでやっていただいて、事業費用も約２億円ちょっとかかる。大変な事業をやっているわけですけれども、実は近隣の多古町が大学生までやっているんですね。一般質問のときにお見せしますけれども、多古町は千葉市などの沿線にこんな大きいポスターを貼って、大学生まで無料ですよということをやっているんです。確かにそういう必要は私はあると思うんです。

それから、通院については、市民税所得割課税世帯には300円の自己負担を求めるんですけれども、これもほとんど取っていない自治体が多くなっているけれども、いまだに続けているから、そんなに進んだ形にはなっていないのではないかと思いますけれども、ご意見を伺いたいと思います。

５番目が決算書179ページ、説明資料の36ページの新型コロナウイルス感染症対応空床確保支援事業であります。

これは、県の支援事業にプラスして旭市が地方独立行政法人、旭市が設置主体の中央病院に

１億円を援助したという中身であります。これについてただ、こんな１億円出しましたという報告、私はおかしいと思うんです。１億円出したのであれば、この令和４年度でもって中央病院が旭市から１億円いただきまして、それでこういう頃合いの方を受け入れて、県と同時に受け入れてこれぐらいあって、大変よかったという結果を出すのが義務ではないですか。ただ１億円だけあげましたでは、決算の報告にも何もなっていないですよ。これについてご回答いただきたいと思います。

６番目が決算書の 207 ページ、説明資料の 39 ページ、新規就農総合支援事業であります。

この事業は、令和３年度と比較して大変事業が増えております。親元就農チャレンジ支援、新規就農総合支援事業補助、それから新規農業者支援事業補助、転入者農業チャレンジ支援など、３年度に比して４年度は 663 万 5,000 円から、いろんな件数も増えておって 1,736 万 7,000 円まで増えました。

それで、こういう事業について一つだけ言っておきたいんですけれども、親元就農という旭市独自のものにプラスして国の支援事業がありますよね。旭市の場合にはこのどちらかを選んでくれという形ですけれども、農業に力を入れた自治体は両方、国のほうを取った方は必ず地元もお願いしますと。地元の方でも条件が厳しいですから、できればお子さんに経営権の一部を譲ってやる形の国のものも向けてくれと、そういう形のものを取っておりますけれども、旭市はどちらか選んでくれという形なので、これはぜひ改善していただきたいと思いますけれども、市の見解をお願いいたしたいと思います。

７番目が、決算書の 213 ページ、説明資料の 43 ページの畜産環境フレッシュ事業です。この問題は、昨年も私、議会で質問したことがあるんですけれども、令和３年度の報告書では五つの農場の結果が出ております。大変、環境課においても、また農水産課においてもこれは難しい事業で、特に旭市の周辺では、豚の飼育による臭気の問題がいまだに私のところに苦情が来るような状態ですけれども、これについてのぜひ効果を、４年度の分についてお聞かせいただきたいと思います。

８番目が、商業活性化推進事業であります。

この事業については、令和３年度よりも少し事業内容が増えておりますけれども、結局その主な内容がプレミアム商品券の発行事業が主であります。例えば、令和３年度は 7,200 万円のうち 6,700 万円がプレミアム事業です。それから、令和４年度は 8,200 万円のうち 6,700 万円、同じ金額ですね。これでは本当に商業活性化推進事業になっているのか、空き店舗活用事業、その他もありますけれども、これらはほとんど動いていないんですね。これは、おひさまテ

ラスとの関わり合いでも、こっちのほうにそれなりのお金をかけていかなければ駄目だから、空き店舗対策も含めたもっと力を入れたものにしなければいけないと思うんだけれども、それに対する取り組みはどうだったかお聞かせいただきたいと思います。

それから、９番目が飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業であります。令和３年度が５億6,900 万円、令和４年度は４億 2,200 万円、これが５年度までにトンネルが、いわゆるトンネルのところの、路線の下のトンネルが完成して通行できるということなんです。ここに関わるところに今消防署がつくられていますけれども、この事業が本当に５年度に終わるかどうか、これについてはＪＲとの関わりもあるんでしょうけれども、この見通しについてお聞かせいただきたいと思います。

10 番目が、都市計画総務事務費であります。

決算書の 249 ページであります。これについては、今年の後半に説明会を行うということに一般質問でもって言ってくれました。それで、この事業についてこういうふうに書いてあります。都市計画区域を市全体に拡大することを視野に見直し業務に着手したと、上位計画で都市計画区域マスタープランと整合を整理し、都市計画運用指針に基づき都市計画区域の指定方針を決定した。つまり、この内容を住民の方に十分周知して、住民がいろんなことを思っている不安の念を解消する必要があると思うんですけれども、これについての、一般質問とも関わりますけれども、いつまでにやろうとしているのかお聞かせいただきたいと思います。

最後の 11 番目がサッカー場整備事業です。

サッカー場は、令和３年度に２億 2,500 万円、令和４年度が２億 300 万円、照明設置工事その他で、ここにサッカー場を造りましたが本当に利用されているのかどうか。このことについて、夜間照明もできたようでありますけれども、どの程度利用されているか、この利用状況、利用団体などをお聞かせください。

○議長（木内欽市）　議案の質疑は途中ですが、11 時 10 分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時５４分

再開　午前１１時１０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　私からは、松木議員の（３）の質疑にお答えいたします。

市といたしましても、イオンタウン開業時の記者会見で、イオン旭店は営業を継続する旨を担当役員が表明されていたこともあり、それから僅か半年で閉店判断がなされたことには納得がいかない旨は伝えました。

ですが、今回の閉店の判断が想定できないほどの設備の老朽化によるコストの大幅増によるものであり、市の立場といたしましては、民間企業に大幅なリスクを負わせてまで営業継続を強く要求することはできず、やむなく了承することといたしました。

イオン側には、旭店閉店によって周辺にお住まいの皆さんが買物に困らないようにできる限りの配慮をお願いしたい旨、伝えたところでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、私のほうからは（１）決算概要について、決算規模、市債現在高、基金現在高等の推移ということでお答えしたいと思います。

まず、旭市の一般会計の決算規模につきましては、令和元年度まではおおむね 290 億円から 320 億円ほどの規模で推移しておりましたが、令和２年度に歳入約 480 億円、歳出約 450 億円と規模が大きく膨らみました。これは、令和元年度の冬に新型コロナウイルス感染症の発生が確認され、その後拡大したことから、令和２年度からワクチン接種事業をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策を実施したこと、また、同時期に新庁舎や東総広域の広域ごみ処理施設の建設を進めており、それぞれ令和２年度に完成したことなどが、その要因でございます。

そして、令和３年度以降は、新型コロナウイルス感染症が本年５月に感染症法上の５類に移行されるまで、その影響によりイベント等の各種事業の延期、中止などで事業費の減があった一方で、緊急事態宣言などによる外出等の活動制限による経済の低迷に対する各種支援策の実施などにより、決算規模はコロナ禍以前よりは増加していたものの、令和２年度をピークに徐々にコロナ禍以前の規模に戻りつつある状況でございます。

続いて、市債の推移のほうですが、一般会計の市債現在高につきましては、令和元年度まではおおむね 270 億円から 280 億円ほどで推移しておりましたが、令和２年度には約 308 億円に大きく増加しております。これは、決算規模のところでも申し上げましたが、令和２年度は

新庁舎や広域ごみ処理施設の建設がございまして、これに起債を活用したことによるものでございます。

令和３年度以降は、新庁舎や広域ごみ処理施設の完成や旭中央病院アクセス道の完成など、大型建設事業の終了により起債の新規発行額が減少している一方で、償還額につきましては、こうした事業の起債に係る償還が開始されたことから、緩やかながら増加したため、市債現在高は令和２年度をピークに減少傾向にございます。

続きまして、基金現在高の推移でございますが、一般会計の基金現在高につきましては、令和元年度まではおおむね174億円ほどで推移しておりましたが、令和２年度には約160億円と大きく減しております。これは、新庁舎建設事業における庁舎整備基金の繰入れや多世代交流施設おひさまテラスの整備に係る生涯活躍のまち形成事業における地域振興基金の繰入れなど、令和２年度は施設整備に多くの基金を活用したことによるものでございます。

令和３年度以降は、令和２年度からほぼ横ばいとなっておりまして、基金現在高はおおむね160億円で推移してございます。

そして、最後に財政調整基金の関係のお話がございました。令和４年度の減についてというお話でございますが、財政調整基金の現在高につきましては、令和２年度まではおおむね 95億円で推移しておりましたが、令和３年度には約92億円、令和４年度には約86億円と徐々に減少しております。これは、今後の公債費負担の見込みにおきまして、令和８年度に市債の償還がピークを迎えることに備えるために、令和３年度以降、これまで財政調整基金に積み立てていた決算剰余金の２分の１を下らない額を減債基金に積み立てたことによるものでございます。

参考までに、財政調整基金と減債基金を合わせた現在高は、令和２年度まではおおむね 100億円で推移しておりまして、令和３年度以降はおおむね110億円で推移しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名　実）　（２）広報活動費についてお答えいたします。

広報あさひの各世帯への配布については、毎月２回、新聞折り込みと直接郵送で行っております。先ほど松木議員からもありましたように、発行部数は１万9,500部、そのうち各世帯への配布については、新聞折り込みが１万7,010部、直接郵送が約950部、これらを合計しますと１万7,960部となります。この部数を、令和５年４月１日現在の世帯数、２万7,033世帯で割り返した数値を配布率と考えた場合に66.4％となります。

広報紙が届かない世帯への対応ということでどうしたらよいのかというようなお話でした。現在、インターネットの普及に伴い、パソコンやスマートフォンで情報を取得する方が増えております。広報あさひについても、ホームページ上でご覧いただいている方が一定数いると考えております。しかしながら、インターネットを利用できない方、新聞を購読していない方、市内の公共施設などに行くことができない方もいらっしゃいます。この場合には、希望する方に直接郵送することで対応しております。

以上です。

○議長（木内欽市）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　子ども医療費助成事業につきまして、多古町など大学生まで拡大している、また、無料という自治体も出ているので、旭市のほうはあまり進んでいないのではないかというようなご質問でございました。

本市の子ども医療費助成事業につきましては、本年度８月の制度改正によりまして、高校生等の現物給付と入院及び通院の自己負担分に上限が設けられまして、医療費助成の拡大と利便性の向上を図っているところでございます。

令和５年８月現在で子ども医療費助成の対象は中学３年生までとしている自治体が県内では11団体ございます。そのほか、大部分は高校生までとなっている状況でございます。

また、無償化につきましては、県内で自己負担なしとしている市町村が 17 団体ございます。そのうち４団体につきましては助成対象を中学生までとしているところでございます。

今後も、子育て支援の観点からも先進事例を参考にしながら、助成制度の見直しにつきまして研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、（５）新型コロナウイルス感染症対応空床確保支援事業についてのうち、受入れ状況の結果とその結果を示すべきではということについて回答いたします。

まず、本事業ですが、こちらは旭中央病院が新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために確保した病床のうち、空床となった部分に対して支援金を交付するものです。金額につきましては、一般病床について１床１万円、ＩＣＵ救急病床については１床当たり６万円としております。

令和４年度の受入れ状況、実績になりますけれども、一般病床、確保した病床が１万 3,633

床、うち空床となった部分が6,096床ということで、支援金が6,096万円、ＩＣＵ救急病床のうち確保した病床数が2,171床、うち空床が739床ということで、支援金が4,434万円となりました。合計で１億円を超えるんですけれども、支援金の限度額、上限が１億円でありますので１億円となっております。

議会への報告ということでございました。今回、議会のほうに報告第６号として、中央病院の事業経営状況、令和４年度の事業報告書を報告させていただきました。そこの120ページに財源措置の明細が示されておりまして、この支援金についての記載がございます。

なお、事業報告書につきましては、病院のホームページのほうでも公表されております。

以上です。

○議長（木内欽市）　農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、６項目めの新規就農総合支援事業についてお答えいたしたいと思います。

この新規就農総合支援事業のうち新規就農総合支援事業補助金、これが国の補助事業になりまして、そのほかは市の単独事業ということになっております。基本的な市の単独補助事業につきましては、国の補助事業の対象とならない農業者を支援するという考えの下で一応制度設計しております。

松木議員のご質問の中で、親元就農チャレンジ支援金と国の支援金、こちらどちらか選択するようにということでうちのほうではアナウンスしているような言い方だったと思うんですが、そういうことではないです。基本的には、農業者は同じなんですけれども、農業形態、対象が違います。親元就農チャレンジ支援金を使える方は、自ら農業をする農業者ではなくて、取りあえず専従者給与という形で親元に就農して農業をちょっと学んでからという、そういう人に対して国の支援がないので、市としてもそういった方に少なからずですが、支援をするという制度設計をしております。

あともう一つは国の補助事業なんですけれども、こちらは大いに自分が事業継承する、それから新しく農業を始めるといろんなリスクを負って農業を始めるというところで、そこには国の手厚い支援があるということで、だからどちらかを選択するというアナウンスではなくて、その農業者、相談に来られた方について、今どういう形態で農業しますかという中で、親元就農であればこういった支援金使ってくださいと、大いに自分でやりますよということであれば国の補助事業はこういうのがありますよということで、選択させるというよりは、事業形態によってこちらもお勧めする事業が違ってくると、そういう状況になります。

その次の畜産環境フレッシュ事業についてです。本事業は、市内の畜産臭気の軽減というのを目的としまして、自主的に臭気対策に取り組む畜産農家に対し、家畜排せつ物の消臭効果がある飼料等への添加剤、それから臭気の拡散を防ぐ効果のある資材の導入を支援し、畜産経営の継続、安定を図りながら、農場周辺環境の向上に寄与するという考えでいます。

補助率は、飼料添加剤等を導入する場合は３分の２で 30 万円を上限とし、臭気の拡散を防ぐ資材を導入する場合も同じく３分の２の補助なんですが、上限については 150 万円としています。

効果につきましては、事業対象を市内全畜産農家ということで広く周知したことで、取り組む農家が徐々にではありますが増加してきており、導入後に苦情が減ったという生産者の声もあるなど、臭気拡散防止に関する自主的な取り組みの促進につなげることができているのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　それでは、商工観光課からは（８）商業活性化推進事業についてお答え申し上げます。

プレミアム付き旭市共通商品券発行事業が主ということで、それ以外では、これだけでは商業活性化につながらないのではというご質問でございました。ということで、それ以外の商業活性化推進事業についての内容、効果等についてお答え申し上げたいと思います。

まず、空き店舗の活用事業、こちらにつきましては、市内の空き店舗の利活用促進を通じて商業振興活性化を図り、地域経済の発展と創業支援を目的として、改装費や賃借料を補助する事業でございます。当初は、対象地域を中心市街地、対象者を商業団体等に限定していましたが、改正を経まして現在は市全域に対象地域を拡大し、改装費と賃借料の補助も併用可能というふうにしております。

申請状況でございますが、令和３年度の状況では、まず賃借料のみが４件、賃借と改装の併用が２件で合計６件だったんですが、令和４年度は賃借料の補助が５件と、改装費と賃借料の補助の併用が 11 件ということで、合計 16 件というふうに大幅な伸びがございました。事業の目的である市内の空き店舗の利活用が進むとともに、創業・起業の後押しにもつながり、活性化に結びついているのではというふうに考えております。

続いて、既存商店街等への支援といたしましては、これもずっと継続して続いているところなんですが、商店街等活性化事業ということで、各地域の商店会等が独自の取り組み、例え

ば歳末セール等の取り組みに対して助成する事業を行っておりまして、４年度につきましては二つの商店会のほうで実施をいたしました。

また、商店街等の施設及び景観整備事業ということで、こちらのほうは消費者の利便性に配慮した駐車場の確保に対する助成を令和４年度行いまして、これも継続的なんですが、三つの商店会の駐車場借り上げ助成を行いました。これらは商店街における集客力向上に向けた活動を支援する事業でございまして、利便性の維持向上、顧客サービスの充実、地域に密着した商業の展開を図る支援を続けることで、商業振興、地域コミュニティの形成に寄与しているというふうに考えております。

また、もっとほかのいろんなものに、商業振興策というものにお金をかけていってはというような趣旨のご質問でございましたが、こちらにつきましては、今後も商工会のほうと連携しまして、地元商工業者の皆さんとも情報交換をしながら、社会情勢の変化に応じた取り組み、新たな商業活性化の取り組みについても調査研究を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市）　建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　建設課からは、（９）飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業についての完成見通しについてご回答いたします。

飯岡海上連絡道三川蛇園線の完成時期につきましては、現在ＪＲ東日本へ委託している鉄道横断工事が順調に進捗し、令和５年度の引渡しを予定しております。鉄道横断工事の完了後、道路部分の工事に着手し、路線全体としましては令和６年度の完成を予定しておりますが、一部で用地取得が難航している箇所がございますので、引き続きご理解いただけるよう交渉を継続してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市）　都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、都市整備課からは（10）都市計画の見直しに伴う地元説明会の具体的な日程はという質問について回答します。

説明会の日程ですが、現在、本年の 12 月に議員の皆様に説明できるように準備、業務を進めているところでございます。市民の皆様への説明はその後、年明けになると思いますが、そこから複数回開催していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春）　体育振興課からは、（11）サッカー場整備事業について、照明も整備されたが利用されているのか、利用状況、それからどのような団体が利用しているのかというご質問でした。

令和４年度にオープンしたサッカー場の利用者数は、４月 26 日から５月 31 日までのプレオープンの無料期間を含めまして１万 3,924 人です。このうち 10 月からの照明設備設置による夜間利用者数は 1,854 人で、より一層のスポーツの交流、それからスポーツの振興が図られたものと考えております。また、夜間の利用であったり、休日の利用も含め、多くの利用をされていただいております。

それから、利用団体についてなんですけれども、地元のスポーツ少年団や市内外のサッカークラブ、クラブチームですね、それから中学生のサッカー部、高校生のサッカー部、地元の認定ＮＰＯ法人、それから地元のサッカー協会、そのほかに各種のサッカー大会等が開催されております。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木議員の（３）に対し答弁漏れがございます。答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　失礼しました。それでは、（３）生涯活躍のまち形成事業の中で、まず商標登録の関係で商標登録委託料はということがございました。こちらにつきましては、おひさまテラスのロゴ、丸が二つ重なったようなマークなんですけれども、この商標登録するための委託料になっております。

あと、効果になります。まずおひさまテラスの設置目的ですけれども、こちらは子どもを中心とした多世代の交流を促進し、互いに触発し合う空間を提供することと定めており、開設初年度である令和４年度はトライアル期、この施設の使い方、楽しみ方を知ってもらうこと、こちらを中心に活動してきました。

この施設は、これまでの子育て世代向けアンケートなどで、雨の日でも子どもたちが思い切り遊べる施設が市内に欲しいという声をかなえるものであるとともに、満遍なく幅広い世代の方々にご利用いただいたことで、ここをきっかけに新たな趣味やチャレンジを始めた方など、新しいコミュニティが生まれ始めております。このことから、施設目的の達成に向けて一定の下地づくりが果たせたものと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　利用者数についても。

答えましたか、おひさまテラスの利用者数。

○企画政策課長（柴　栄男）　聞かれていなかったと思うんですけれども。

○議長（木内欽市）　これ要旨に書いてあります。

○企画政策課長（柴　栄男）　では、利用者数になります。令和４年４月 23 日の開館日から令和５年３月 31 日までの来館者数になりますが、こちらは 25 万 3,772 人です。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　それでは、お答えいただいた点で幾つかの点について再度聞きたいことがありますので、よろしくお願いいたします。

まず１点目の決算の概況の問題ですけれども、財政調整基金が 85 億円になったのは、結果としてこれから起債残がいっぱいあって返すのに減債基金に積み立てるからだということなんですけれども、その証拠となるものを数字的にお示しいただきたいと思うんです。

私はどうもそうではないのではないかと、ここの最後の説明書の中に、令和４年度は基金合計が 160 億 5,000 万円となっていますね。その中で財政調整基金が 85 億 9,000 万円、減債基金が 24 億円、特定目的基金が 50 億円となっているんです。ここを見ていくと、確かに 50 億円の庁舎を建てましたから、またいろんな事業が、今、建て替えなどでやっていますけれども、これはあまりにも差があり過ぎます。これちゃんと分かるように数字的に説明してください。説明資料の 10 ページのところですね。

つまり、全体で 178 億 7,594 万 6,000 円のうち 85 億円を財政調整基金に入れているんだけれども、本当にそうなのか、どういう減債基金の支払いの状況があるのかということをちゃんと教えてくれなければ信用できない。

次に、同じところで、令和元年、令和２年、令和３年までは、今ここに決算カードを持っています。財政力指数、その他については、監査委員のこの資料が大変私はよくできていると思っているんです。足らないところもありますけれども、大変いい資料になっています。ほかの水道企業なんかでは、私たちが気づかないところまで計算してくれています。

そこで、令和４年の財政指標、これをちょっと分かる範囲で教えていただきたいと。もう速報値は出ていると思うんですよ。それで、財政指標、財政力指数、これが少しずつ下がっている。実質収支指数、これも下がっている。経常収支比率、これはほぼ横ばい。それから積立金ですね。ここら辺が、旭市が資金の上下はあってもどの方向に今向かっているかということを示す財政指数なんですよ。ここのところをもし財政課で分かれば、速報値でもいいで

すからお聞かせいただきたいと思います。

次に、一番最初に市長がご答弁いただいたので、私市長のご答弁に反論するわけではないけれども、今後の政策についてちょっと聞きたいんですけれども、やはり大変大きな影響を、サンモールがなくなって及ぼしています。私は、サンモールの建物を持っている企業がどういうご助力をしているか私は知りませんけれども、あそこを利用していて、さらに私なんかもいろんな施設まだ利用しているんです。それから、映画館もかなりまだ利用している、当然ですね、あれがなくなったらおしまいでしょうけれども。そういう中から、何とかあそこがもう一度住民の必要なものを取得できるところを市が援助してでもやっていただきたい、これはやっぱりおひさまテラスを市の事業としてつくった自治体としては責任があると思うんですよ、私は。町の中の中心が、結局中央病院の東側に移ればいいというものではないんですね。

それから、後でお話もします商業活性化推進事業についても、ここら辺をもう少し考えなきゃいけない。

ユーチューブで最近旭市が大変取り上げられているんです、旭市というところが。何という説明があるかというと、昔栄えた、駅の中心は昔栄えたらしい町が残っているけれども、今はほとんど栄えていないと。ところが、126 号のロードサイドには全国のいろんな支店が来ている、こういう町になっていると言われちゃっているんですよね。見たことありますか、市長。ないでしょう、ユーチューブの旭市を。いっぱい出てきます、旭市というところが、最近有名になったらしくて。

そういうことを考えると、生涯活躍のまちをつくった自治体は自分の自治体全体のことを考えて、中心街、それからロードサイド、そういうところもどうしたらば活性化していくか。

これからますます、銚子連絡道ができて、それでもってまた車の流れが変われば町の中心が移動していくということになるでしょう。そういうところの次の施策をぜひ進めていただきたいということを市長にお願いして、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

４番目については、最近の事情はよく分かりました。大変いろいろと工夫されているようでありがとうございました。よろしくお願いします。

それから、５番目のところですけれども、そういうようなことであれば、この報告に、やっぱりそういうような病院の報告では出ているのであれば、それを引用してでも、１億円やりましたよじゃなくて、概略こういうことでもって使われたようですというのを、中央病院の報告を転用してでも載っけるというのが、やっぱりこういう説明資料としての使い方ではな

いでしょうか。１億円だけあげましたよというだけでは、やっぱり私は済まないのではないかと思います。

それから、６番目ですね。これについては大変ありがとうございます。大変この事業に期待を持っている方もいらっしゃるわけで、ここのところこの事業が大変増えてきているんですね。これはとても大事なことであり、旭市の農業からいっても貴重な問題だと思います。ですので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それから、７番目の畜産の問題ですけれども、もう少し詳しい報告が欲しかったですね。令和３年度はどういうところにどのぐらいやったかということを私もらったんですよ。大変なかなかいい。こういうものでやっぱりやっていくのと、それからもう少し事業者の方にプッシュする形で、ほかから来た方が旭市に来ると豚の臭いがすると言われてしまうんですよ。私なんかも江ヶ崎に住んでいたときからそうですね。ですから、そこら辺のところをぜひ、これはどういうふうな形でもってやったかということを、できれば中でもって出していただきたい、令和３年度は畜産環境フレッシュ事業実証実験結果報告ということで、元年からやってきた４件のうちの結果とかそういうことを報告いただいていますので、大変ありがたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それから、８番目の商業活性化推進事業です。大変中身が最近いろいろ増えてきて、いろんなことをやられているのでありがたいと思っているんですけれども、ただ、先ほど市長のご回答に対するところで言いましたように、町の中心もありますけれども、そこのところをこれからもっとどうするかというビジョンを私たちに示していただきたいなと思うんですけれども、そこら辺のところはどうでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、９番目のところですが、ここで言うのはなんですけれども、令和５年度末には終わって、６年度からはあのトンネルが使えるようになって工事が始まる、そして、消防署が出来上がるのが恐らく６年度中ではないかと私は思うんですよね。今から始めて、７年度になるかもしれない。７年度に消防署が始まったときに未買収地が取得できて道路工事が始まらないと、前に言ったように細い道を消防車が通らなければならなくなる。そういうときに今、迫られているわけです、ここ一、二年ですよね、どうするか。

これはやはり地主の考えがいろいろあるようなんですよ。私、あの近くに住んでいる方に何軒か聞いたんだけれども、それを 100%受け入れなければ駄目だと思いませんけれども、そういう、どうも一緒にできる、同意できるようなことがあるようなのでぜひ推し進めて、６年度の最後になるか７年度初めになるか、消防署が開署するまでにぜひ完成していただきたい

ということをお願いしたいと思います。

それから、都市計画総務事務費のところですけれども、これは結果が出てくるのはいつになるわけですか。それに基づいてなんですから、今年の 12 月というか後半、今頃にはもう結果は出てくるんですか。その委託した事業のことが、結果が出れば説明会を開いて始めるということなんですか。そこのところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

サッカー場の問題については分かりました。ただ、利用者が多いようですけれども、私はこれだけのお金かかけて造るものであったのかということについては、また決算の討論なんかで言いたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　議案の質疑は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時４７分

再開　午後　１時　０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、午前中、松木議員のほうより基金の関係でご質疑がありまして、まず、公債費負担が増えていくから減債基金に積み立てるというその根拠というお話でございました。

まず、毎年の市債の償還額につきましては、令和元年が 28 億 6,000 万円ほど、令和２年度が 29 億 4,000 万円ほど、令和３年度が 31 億 2,000 万円ほど、令和４年度が 30 億 4,000 万円ほどと、こちら各大型事業をはじめとした建設事業債の償還などにより徐々に増えてきているところでございます。

そして、令和８年度が償還のピークとの見込みをお話ししましたが、それは令和２年度に借り入れしました大規模事業でございます新庁舎建設、また、広域ごみ処理施設建設に係る起債の償還、こちらが約１億 6,000 万円が令和８年度から始まるということで、その償還見込額が約 35 億円ということになるためでございます。そのために、令和３年度、令和４年度と、地方財政法に基づきまして剰余金の２分の１を減債基金に積み立てているというところでご

ざいます。

また、国のほうからも、各地方公共団体においては地方債現在高の状況及び公債費負担の今後の見通しに応じて、減債基金については計画的に積み立てるようにとの、そういう指導もあることから積み立てているところでございます。

また、もう一つのご質疑のほうだったんですが、決算カードのほうの財政指標ということで令和４年度の決算カード、こちらのほうはまた後日お配りさせていただきますが、今そちらの数値のほう、令和４年度分を申し上げます。まず、財政力指数が 0.49 です。実質収支比率が 7.4%です。経常収支比率が 92.2%です。健全化判断比率のほうも申し上げますと、実質公債費比率で 9.5%、将来負担比率でこちらはなしということでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、（３）についてお答えします。質問のほうですが、サンモールについて市が援助できないかという内容だったかと思います。

こちらにつきましては、生涯活躍のまち形成事業の決算の認定についてでございますので、こちらの回答のほうは差し控えさせていただきたいと思います。

続きまして、（５）になります。先ほどの空床確保支援事業について、その実績の報告の仕方についてということでございました。

先ほど報告事項で議会のほうの報告と、あと病院のほうのホームページに掲載してあるというお話をしましたけれども、今回お配りしてございます旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料、こちらの 36 ページのほうでも事業概要、また、実績のほうを載せてございますのでご覧いただければと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　それでは、（８）商業活性化推進事業について今後のビジョンがあればお聞かせ願いたいというご質問でございました。

商業活性化の今後のビジョンでございますが、具体的なものはございませんが、現在は中心の商店街や幹線道路沿いのロードサイドショップといった様々な形態の商店が、区別なく市域地域全体に商業エリアとして広がっている状況でございます。こういった環境の変化も踏まえつつ、先ほどもお答えしましたが、空き店舗活用事業補助金などを活用して市内に新たに商売を始める方々を、商工会と連携してしっかりとサポートしていくことで、新たな商業

の担い手というものを育成していったり、既存の商店街、商店等につきましても、現状の支援を行いつつも、商工会や商工業の事業者の皆様と連携、情報交換しながら、新たな振興策、これはハードに限らず、例えばデジタル活用のようなソフト施策というものを含めまして、広く研究してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、（10）について回答いたします。都市計画の変更案が出来上がったのかというご質問だったと思います。

それでは、まず現在の状況から簡単にご説明いたします。昨年度から実施いたしました都市計画見直し業務、こちらについては都市計画区域拡大というのを念頭に置きまして、市域の一体性、日常生活圏であるとか地形的な要因、交通状況、経済的な問題、あと社会的、そういったものを含めまして調査を行ってまいりました。本年度になりまして、それらの調査を基に市域の一体性の確認と、あと、都市施設、用途地域、そういったものを市の考えを取り入れた中で素案という形で取りまとめているところでございます。

この素案に対する説明会となりまして、この説明会は法定の説明会ではございません。ただしかし、素案に対する意見を広く伺うということと、あと、建築に関するルールが、市民にこれは影響があることなので、そちらについてやはり説明する必要があるということで実施するものでございます。

業務としましては本年度で終わりではなく、来年度の法手続きやさらなる関係機関協議、さらなる指定道路調査、そういったものをやりまして、令和８年度の都市計画区域の変更、今目指しているんですが、それを目標にあと２年間は業務を継続して行っていきます。

以上です。

○議長（木内欽市）　建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　９項目、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業に関してなんですけれども、未買収地の件につきまして令和６年度完成に向けて引き続き協議していきたいと思っております。

以上になります。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　大変いろいろご答弁ありがとうございました。

１点だけ財政課長にちょっとお願いというか疑問を呈しておきたいんですけれども、減債基金の問題で令和８年に 35 億円ということですね。その準備のために、結局減債基金を、これ

から５、６、７、３年間積み増していくためにこのような、今お配りしていますね。これね。こういうような形でもって減債基金をどこまで増やせば令和８年度に対応できるのか。減債基金が令和８年度、ないしは令和７年度までに 35 億円程度に増やしていくという見通しでもって積み立てていくのか。その点だけお聞かせいただきたいと思います。

決算カードはまた後で頂いた上でもって、今後の参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　減債基金につきまして、令和８年度まで 35 億円に向けてということかということでございますが、今現在ではその減債基金のほうにつきましては、どれだけ積むかというのは、今、市として明確な基準等は持っておりませんが、今後、また今年度、来年度と決算ごとの決算剰余金の額を見ながら決めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（木内欽市）　以上で松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

続いて、永井孝佳議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○７番（永井孝佳）　よろしくお願いいたします。議案第１号について３点質疑させていただきます。

（１）、２ページ、森林環境譲与税の使い道をお伺いいたします。

こちら 780 万円とそんなに大きな金額ではないんですけれども、令和６年度から森林環境税として住民税均等割と併せて１人年額 1,000 円ずつが徴収されるということで、どんなふうに使われるのかをお伺いしたいと思います。

（２）、42 ページ、ふるさと応援寄附金が１億 1,900 万円くらいだったんですけれども、あまり増えなかった理由をお伺いいたします。全国的には総額が増えているんですけれども、当市はあまり増えなかったということで、その理由をお伺いできればと思います。

（３）、242 ページ、こちらは道路新設改良費の不用額の要因をお伺いいたします。先ほどの戸村議員の質疑とかぶるんですけれども、一番不用額が多かった土木費の中から道路新設改良費、予算額が 24 億 7,000 万円くらいに対して５億 9,000 万円ぐらい不用額が出ているので、こちらの要因をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、（１）の森林環境譲与税の使い道ということでお答えいたします。

森林環境譲与税につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づきまして、間伐材等の森林の整備に関する施策と人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林の整備の促進に関する施策に充てることとされております。

令和４年度における森林環境譲与税の歳入決算額は 780 万 8,000 円で、海岸保安林植栽工事等に 447 万 4,800 円、千葉県森林クラウドサービス利用料に８万 2,500 円、千葉県森林経営管理協議会会費に８万 9,000 円、それとあと旭市森林環境整備基金に積み立てました金額が 316 万 1,700 円、以上を充当しております。

以上です。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　増えなかったということで、これ昨年の実績と比較してということでよろしい……、予算と比較して……。

（発言する人あり）

○企画政策課長（柴　栄男）　分かりました。失礼しました。

先ほど議員もおっしゃっていましたが、令和４年度ふるさと応援寄附金ですが、総額１億 1,918 万 4,403 円となりました。内訳としては、個人からは１億 1,696 万 4,000 円。また、法人等、個人以外の団体からが 222 万 403 円を頂戴いたしました。昨年の実績と比較いたしますと、1,356 万 4,807 円増えておるんですけれども、こちらにつきましては、他が伸びたことということもあるんですが、旭市、微増ではあったんですが、引き続き今まで寄附を頂いている方については繰り返しやっていただいているのかなと。新たな部分が伸びなかったのかなという部分がありますので、その辺につきましては、また引き続き事業者から魅力的な返礼品を提供いただいて、旭市の魅力を積極的に発信していければなと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市）　建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　道路新設改良費の不用額の要因について回答いたします。主な要因について回答いたします。242 ページの 12 節委託料の不用額 4,542 万 1,657 円の主な要因は、入札差金によるものです。

続きまして、244ページ、14節工事請負費の不用額4億1,297万4,800円の主な要因は、設計の見直しが必要になったこと、施工ヤードの借地の調整に時間を要したこと、警察などの関係機関との協議に不測の日数を要したことなどにより、工事に着手できなかったものです。

同じく244ページ、16節公有財産購入費7,366万4,206円及び21節補償補塡及び賠償金5,591万3,801円の主な要因は、用地交渉が難航したことによるものです。

以上になります。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　ありがとうございます。では、再質問、一部させていただきたいと思います。

森林環境譲与税の使い道を教えていただいたんですけれども、今年は海岸の林に使ったりされたみたいなんですけれども、結構積み立てている部分もあると思います。これからさらに森林に関して使っていくご予定とかはあるんでしょうか。

（２）のほうなんですけれども、微増だったんですけれども、ほかのサイトとかを見ると、ほかの市は３割以上の返礼品を出しているような雰囲気があるんですよね。３割と決められているんですけれども、例えば豚肉なんかだと旭市だと、１万円で800グラムとかなのに、ほかの市だと２キロとか出していたりするんですけれども、その辺というのは何か原因とかあるんでしょうか。もしあれば教えていただきたいです。

（３）のほうなんですけれども、これやはり戸村議員の質疑とかぶってしまうんですけれども、入札とか企業努力とか、あとは何らかの理由で着工できなかったとかあるんですけれども、二十何％不用額が出てしまうというのは、ちょっと見積りが甘い部分もあるのかなと思ってしまうんですけれども、これを例えば10％減らせれば、２億ウン千万円というお金がさらにほかの予算に回せるのかなと。戸村議員と全く同じなんですけれども、それについてちょっとご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成）　それでは、森林環境譲与税のこれからの使い道はどんなものがあるかということでございますが、今年度のお話、令和５年度で申し上げさせてもらいますと、森林環境整備基金を活用しまして、海岸保安林の、こちらは昨年度と同じような植栽事業や、中央小学校へ設置する木製の靴箱、こちらを製作するための費用に充当することを予定しております。

今後も、制度の趣旨に沿った事業に活用しまして、木材の利用促進及び普及啓発を図るとともに、また、使途については市のホームページなどにも掲載していきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、返礼品が寄附額の３割を超えているようなものがあるのではないかというようなお話でした。

議員確かにおっしゃるとおり、同じ豚肉でも、こちらでは500グラム、でもこちらでは１キログラムというケースがあります。当然、寄附をされる方は、町への思いがあって寄附をするんですけれども、やはり返礼品としては、そういった量が多いほうの返礼品に目を奪われて、そちらに寄附をしてしまうというケースが実際多いと思います。旭市の場合も、なるべく業者の方には、よそでこれだけの量があるのでできませんかねという話を聞くと、こちらではその量は難しいですよという話をされます。ということで、実際、じゃ、それだけ多くの量を出している業者は大丈夫なのかという話になると思うんですけれども、実際はそれでできているというふうな理解をしています。

あくまでも寄附額の３割以内で返礼品はやるというのを国から示しておりますので、そこは事業者が努力しているのがあると思いますが、あくまでも寄附内でやっているんだろうなと。ただ、そこに量を増やすというのは事業者にとってはやはり大変なことなんだろうなというふうには思っております。

以上です。

○議長（木内欽市）　建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　見積りが甘いのではないかということでした。なかなか工事、いろいろな要因で工事ができなくなってしまうことが多いんでございますが、来年度当初予算以降、精査して縮減に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　（１）、ありがとうございました。小さい額なんですけれども、効果的な利用をお願いしたいと思います。

（２）のふるさと納税の件なんですけれども、基本的には３割というのは決まっていると思うんですよね。それを超えるとたしか外されてしまうような事例もあったと思います。あるところだと、補助金なんかを使って調達額を下げているような自治体もあるとお聞きしまし

た。今は結構、還元率みたいのがサイトに載っていまして、本来ですと 30%のはずのものが100%とか、中には 190%なんて還元率のところがあるんですね。ですので、この還元率を上げるような地場産品の使い方というか方法を考えていただかないと、これからふるさと納税が増えていかないのではないかなと思います。その点についてちょっとご見解をお願いいたします。

あと（3）のほうですね。こちらよく分かりました。これからも今までと同じように厳密な見積りをお願いいたしたいと思います。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　還元率を上げるような取り組みということでした。実際、今、旭市ではそういった取り組みはございませんので、そういったことを取り組んでいる先進地などを調べさせていただいて、ちょっと考えたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の質疑を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

続いて、伊場哲也議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○５番（伊場哲也）　議案第１号、令和４年度旭市一般会計決算の認定について、２点質疑させていただきます。

１点目でございますけれども、決算書の 207 ページの備考欄６に、こだわり旭ブランド創出支援事業。18 負担金補助及び交付金として 22 万 2,000 円の使途の記載がございますけれども、使途の内容につきましてお伺いしたいというふうに思います。

２点目でございますけれども、決算書の 297 ページの備考欄１、中学校教育振興費の 18 に記載されておりますように、実用英語技能検定料補助金として 126 万 9,000 円の使途が記載されておりますけれども、その内容につきましてお伺いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、１点目、こだわり旭ブランド創出支援事業の内容についてお答えいたします。

この事業は、せんば牛ブランド、牛肉になります。その普及拡大を図るためＰＲ用ウインドブレーカーを 30 着作製したと、そこに補助をしたというところになります。東京食肉市場など流通業者、販売店へのＰＲや、各地域でのイベントなどで着用することで、ブランドの販売促進のための情報発信、ＰＲに資するものと考えております。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　それでは、教育総務課から（２）のＰ297 の実用英語技能検定料補助金についてお答えいたします。

この実用英語技能検定料補助金 126 万 9,000 円は、市内の中学校に在籍する生徒の英語力と学習意欲向上を図るため、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定３級の検定料 4,700 円全額を補助申請のあった 270 人の生徒に対し補助したものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　それでは、１点目のこだわり旭ブランド創出支援事業につきまして再質疑させていただきますけれども、たしか以前お聞きしたときに、この支援事業なんですけれども、まずは基本的に申請のあった事業者に向こう３年支援されるという事業で、かかった経費の、上限は 50 万円ですか、その２分の１を市のほうで補助するというような話をお聞きしているんですけれども、今回の 22 万 2,000 円につきましては、それこそ令和４年度の１年目に支援したのか、何年目に支援した金額なのかお教えいただけますか。

（２）の英検に関する補助金の再質疑でございますけれども、たしか令和４年度の年度初めの予算に実用英語技能検定試験の補助金として、210 万円ほどの予算を計上されていたのではないかなと記憶しているのですけれども、そうしますと結論的に 80 万円ほどの不用額が出てしまったということになるんですけれども、その点についてどうお思いになられますかということについてお尋ねいたします。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

今回のせんば牛ブランドですけれども、これはこのブランドにつきましては昨年に続き２年度目になります。昨年度につきましては、パンフレットの作成ということで支援しております。今回はこの牛肉については２年目ということになります。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　（２）ですが、予算額のほうで 210 万円予算計上していたと。決算としては 126 万 9,000 円ということで不用額が生じているということでございます。予算計上した段階では、一応人数を、受験者数を 437 人と想定しておりました。これは、中学校全体の生徒数の２割程度が１回受けて、４年度から２回受験できるように改正しましたので、それで１回受けて半分が合格して、そのうち８割ぐらいがもう一度受験するんじゃないかという想定で 437 人という計算をしたんですが、実際は 270 人でございました。これは、２回目が思ったよりというか、だいたい３年生が受験するのが多いんですが、年３回英検ございますが、例えば２回目に受験して一度落ちたからといって３回目受験しようとすると、ちょっと高校受験の時期に重なりますので、受験者数というのは３年生は３回目かなり少なくなります。そういったことがありますので、今年度は２年目ですので、昨年２年生のときに受験した方が今年度３年生で、２年生で受験して落ちた方がもう一度チャレンジするということにつながるのかなと思っております。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　１点目のこだわり旭ブランド創出支援事業につきまして、再々質問ですかね。これもたしか年度初めに 100 万円ほど予算計上されていたかと思うんですね。２年目の支援金の支出というお話がありましたけれども、やはり途中で予算がこれ余るなということが予測ついたのではないかなというふうに思うんですけれども、仮に予算が余っても、市のほうから積極的に、どうですか、ブランド化のために支援金をお使いになりませんかというふうにアプローチするようなことはないわけでしょうか。お伺いいたします。

２点目の英検につきまして、これも同じように予算が途中でいわゆる余るということが受験者数から分かったのではないかというふうに思うんですけれども、そうしますと、やはり支援の在り方が、英検に対して３級というふうに、しかも４年度から２回と限定しているからそういうことになったのではないかなと。現実問題ね。いわゆる受験生対象３級と、国のほうの目指している考え方が、中学校卒業するまでには英語検定３級程度の能力を身につけてほしいといったところがスタートラインになっているわけですけれども、市のほうの支援、補助の在り方として、３級だけでなく４級ですとか５級を受験する、実際そういう生徒もおりますもので、基本的には３級の受験生に対して２回まで中学校３年間に補助、支援するんだけれども、今後の在り方として３級だけではなくて４級、５級というような考えもあるのではないかというふうに思うのですけれども、市のほうの対応としてはそういう考えはお持ちにならなかったのでしょうか。お尋ねいたします。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　予算が残がありそうだなといったときにアナウンスできるかということなんですが、基本的にはホームページ、広報などでもお知らせして、要は上限 50 万円ということなので、年間２件ぐらいの予算というところで見ています。この辺、どのタイミングで事業者が申請してくるかにもよるんですけれども、今まで、ほかの事業もそうですけれども、予算が余りそうなのでとなかなかアナウンスというのはちょっと難しい状況になります。ただ、農業者についても、ブランド化どうですかといってもすぐには用意できないと思います。それなりにやっぱり下準備をした中で、そろそろ、じゃ、これをＰＲということになって申し込んでくるのかなと思います。

ちょっと周知が足りないと言われてしまえば、それなんですけれども、広報などで引き続き周知していきたいと思いますし、補助事業についてはかなりストライクゾーンを広めに設定してありますので、そういったことをやりたいということであれば市のほうにご相談していただいて、ストライクゾーンから外れそうであれば、こういう投げ方すればストライクに入るんじゃないですかとか、そういったご相談には乗れるのかなと思いますので、もしお近くでこの事業を活用したいということがありましたら、議員の皆様もどんどんＰＲしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　それでは、（２）のほうですが、やはり予算が途中で残るということがあれば、ほかに支援できなかったのかということ、あと、４級、５級に拡充できないかということでございます。

これにつきましては、英検が年３回ありますので、３回目が１月ということもありますので、年の途中で足りなくなるというか余るというのは予測が難しい部分はあるかと思います。

それと、３級限定ということなんですが、議員おっしゃるように、中学卒業程度が３級で、国のほうでは３級相当を中学生で 50%、あるいは 60%という目標も立てているようでございます。ですので、原則として３級がベースになるのかなと思うんですが、昨年度から３級を１人年２回受験できるようにしたということと、これまでの受験者数の推移などを踏まえまして、４級、５級、あるいは準２級とかチャレンジする方もいるかと思いますので、そういったところも今後検討していきたいと考えております。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　農水産課長、周知が足りていないということではなくて、私自身の一般質問との関係で質疑させていただきました。ご了解願います。

どうもありがとうございました。以上で質疑を終わりにしたいと思います。

○議長（木内欽市）　伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第１号の質疑を終わります。

議案第２号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○２０番（松木源太郎）　松木源太郎です。議案第２号についてお聞かせください。

決算書の 367 ページないしは 369 ページでありますが、令和４年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定についてでありまして、当初５億 5,000 万円を予定しておりました病院債について、４億 5,000 万円に減額されて１億円の不用額が出たわけでありますけれども、それでお伺いいたします。昨年も聞いたのですが、この４億 5,000 万円がどのような医療機器に使われたか。この点について詳細をお聞かせください。できれば、こういうものは説明書などでこういうものに使われたということについて文書でもってご説明いただくのがありがたいんですけれども、今後そのようにしていただけるかも含めてご回答ください。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　お答えします。

病院事業債、今回対象となりますのは 16 種類の医療機器、こちらの更新となります。医療機器の主なものですが、物体の断面画像を得るためのＣＴ装置、また、透析液を調整して複数台の透析用監視装置に供給するための多人数用透析液供給装置、また、心臓カテーテル検査・治療において心電図等をモニタリングするための臨床用ポリグラフなどとなっております。明細についての提示につきましては、ちょっと検討させていただければと思います。

以上です。

（発言する人あり）

○企画政策課長（柴　栄男）　これらの詳細のやつを提示してもらいたいということなんですが、これはちょっと検討させていただければと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　昨年もこの決算審査終わった後に頂きました。ですから、そういうものについてはこういうものということで簡単でいいですから、何種類、医療機器を購入したんだということについて決算ごとに提示していただくのがいいのではないかと思います。

というのは、やはり５億円、４億円というお金が毎年市のほうから出ていくわけですから、そのために使ったお金についてはきちんと具体的な報告を毎会計年度ごとにしていただきたいということをお願いしたいんですけれども、市長、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　松木議員の質疑にお答えいたします。その明細の提示につきましては、前向きに検討させていただきます。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　ありがとうございます。そういう形でもって旭市が設置する独立行政法人国保旭中央病院、これはやはり私たちが中期計画などについて議論するわけですから、そういう面でも文書でもって毎回決算ごとに提示していただきますようお願いしたいと思います。

これで終わります。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第２号の質疑を終わります。

議案第３号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○４番（戸村ひとみ）　議案第３号です。議案第３号の質疑に関しましても１号の一般会計の決算の質疑と同じく、正直者がばかを見るようなそんな、いわゆる税とかこういう保険料とかそういうものに関して公平性、それが保たれているような、そういう決算内容になっている

かどうかをチェックしたいと思いまして、質疑させていただきます。

（1）です。377 ページ、事業勘定の歳入について不納欠損額の推移と分析結果、こちらも一般会計と同じですね。お願いいたします。

（2）、同じく 377 ページ、予算現額と収入済額との比較。こちらが６億 2,560 万 9,315 円。この減になっている理由ですね。お願いします。

（3）、379 ページです。歳出のほうですね。歳出のほうでは不用額、こちらまた不用額にちょっとこだわりたいんですが、９億 7,388 万 4,760 円。これに対する評価のほう、お願いいたします。

（4）、383 ページ、施設勘定の歳入についてです。予算現額と収入済額との比較、こちらが 656 万 4,445 円。この減になっております、こちらの理由をお願いいたします。

（5）です。385 ページ、歳出のほうです。不用額 1,850 万 116 円に対する評価ですね。お願いいたします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬）　それでは、（1）、Ｐ377、事業勘定の歳入について不納欠損額の推移と分析結果につきましてお答えいたします。

まず、国民健康保険税の不納欠損額の推移として、平成 30 年度から令和４年度までの直近５年間の推移について申し上げます。

平成 30 年度の国民健康保険税不納欠損額は１億 519 万 8,166 円で、前年度比１億 154 万 5,958 円の減、令和元年度は１億 2,352 万 3,702 円で、前年度比 1,832 万 5,536 円の増、令和２年度は 6,765 万 621 円で、前年度比 5,587 万 3,081 円の減、令和３年度は 2,996 万 2,437 円で、前年度比 3,768 万 8,184 円の減、令和４年度は 1,092 万 3,621 円で、前年度比 1,903 万 8,816 円の減となっております。

令和４年度の国民健康保険税の不納欠損額が減となった理由につきましては、毎年、滞納整理を着実に進めてきた結果でありまして、不納欠損処理を行う対象となる滞納額自体が減少していることもございます。

いずれにしましても、不納欠損につきましては、徹底した財産調査に併せて来庁指導や臨戸による本人との面談、場合によりましては捜索などを実施して、生活状況を確認した上で最終的な判断を行っております。

以上です。

○議長（木内欽市）　保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　保険年金課からは、議案第３号、令和４年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定のうち、（２）から（５）について回答させていただきます。

まず、（２）、377 ページ、予算現額と収入済額との比較、６億 2,560 万 9,315 円の減の理由でございますが、減となった主な要因としましては、５款１項県交付金と７款２項基金繰入金の減によるものでございます。

県交付金につきましては、予算現額 64 億 5,330 万 3,000 円に対しまして収入済額 55 億 5,145 万 1,638 円で、９億 185 万 1,362 円の減となりました。減の要因は、保険給付費等普通交付金が減となったためで、交付金と連動しています歳出の保険給付費が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

基金繰入金につきましては、予算現額１億 8,000 万円に対しまして、収入済額１億 5,000 万円で 3,000 万円の減となっております。減の要因は、国保税の収納率の向上によりまして、歳出の財源確保ができたことから繰入金を低く抑えたことによるものでございます。

続きまして、（３）、379 ページ、歳出について不用額９億 7,388 万 4,760 円に対する評価結果ということでございますが、歳出の不用額のうち主なものは２款保険給付費によるもので、予算現額 63 億 5,141 万 1,000 円に対しまして、支出済額 54 億 2,111 万 412 円で、不用額が９億 3,030 万 588 円となりました。

なお、保険給付費につきましては、県の示す算定に従いまして行っております。

算定の方法としましては、過去の実績や被保険者数の動向等を踏まえて行っております。

不用額の要因としましては、一人当たりの医療費が年々増加傾向にあることから、療養給付費では、一人当たり費用を当初 30 万 4,537 円と見込みましたが、決算では 25 万 6,103 円となっておりました。また、高額療養費では、当初一人当たり４万 5,188 円と見込みましたが、決算では３万 9,643 円となったことによるものでございます。

医療費は、感染症や社会情勢等によりまして振り幅が大きく算定が難しいことから、また一方で、不測の事態に対しまして早急に支払いをしなければならないため、結果、不用額が生じたものと判断しております。

続きまして、（４）、383 ページ、施設勘定の歳入について、予算現額と収入済額との比較 656 万 4,445 円の減の理由でございます。減の主な要因は、１款１項外来収入と４款２項基金繰入金の減によるものでございます。

外来収入は、予算現額 5,074 万 1,000 円に対しまして、収入済額 5,035 万 8,352 円で、38 万

2,648 円の減となりました。主な要因としましては、患者数は増加しておりましたが、医薬品の供給不足の影響により院外処方が増えたため、一人当たりの外来収入が減少したことによるものでございます。

基金繰入金は、予算現額 1,600 万円に対しまして収入済額 700 万円で、900 万円の減となっております。主な要因といたしましては、年度末におきまして歳出の減少が見込まれたため、基金からの繰入金も合わせて減額したことによるものでございます。

最後に（５）、385 ページ、歳出について、不用額 1,850 万 116 円に対する評価結果でございます。

歳出不用額のうち主なものは、１款１項施設管理費と２款１項医業費によるものでございます。施設管理費は、予算現額 4,715 万円に対しまして支出済額 4,213 万 4,693 円で、不用額 501 万 5,307 円となっております。要因としましては、会計年度任用職員の報酬の減によるものでございます。

医業費は、予算現額 3,269 万 5,000 円に対しまして、支出済額 2,134 万 2,897 円で、不用額は 1,135 万 2,103 円となっております。要因としましては、医薬品に関わる医薬品衛生材料費の減で、一部の医薬品会社が長期間製造停止等の処分を受けたことにより、一部の医薬品の購入が難しくなったことによるものでございます。

以上です。質疑につきましてご回答いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　議案の質疑は途中ですが、午後２時５分まで休憩いたします。

休憩　午後　１時５３分

再開　午後　２時　５分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　ご答弁ありがとうございました。

細かく早口で言ってくださったので私はほとんど書き取れていないんですが、いずれにしましても、この後、委員会等で質疑できると思いますので、本会議場での質疑は総括的に、入りと出に対する当局側の特に市長の考え方をお伺いしておいて、決算審査に当たりたいと思

います。

それでは、（１）のほうからなんですけれども、不納欠損、数字を上げていただいて、書き取れはしなかったものの、だいたい、令和元年の１億幾らを、不納欠損がそこで増えているところを、今度、令和２年からはぐっと減、減、減で、令和４年度に関しましては、ここにも出ておりましたけれども、1,092 万円ぐらいの不納欠損額に落としていただいて、かなりのご努力をしてくださっているというのが成果として出ているとは思うんですけれども、その隣の不納欠損の隣の収入未済額が、こちらのほう令和４年度で２億 1,700 万円ほどまだ収入未済額が計上してあります。ということは、これを不納欠損にしないように、今年度でもまた引き続きの努力をしていただかなければいけないということが分かりました。ありがとうございます。

（２）です。予算現額と収入済額との比較のことなんですけれども、６億 2,500 万円余のこれが減になっているというのが、先ほどのご答弁の内容から私がそれを理解したところは、一番大きな要因としては、県の支出金の９億何がしの減ということで、これは保険給付金が当初の見込みを下回ったというご答弁だったんですけれども、この予算現額の予算の時点で、県の動向というかそういうものというのは分からないものなんですか。９億幾らも下回るというのが、64 億円に対して 55 億円、収入済額で上がっているわけですよね。その中の９億円ということで大変大きな割合だと思うんです。

県任せということになるんですかね。予算というのは、つまりそんなに精密な感じでは予算は立てられないということなんでしょうか。

（３）の歳出についてです。不用額ですね。ここもちょっと、これもやはり県の算定のほうの表れということになってしまうということでいいんですかね。そこの確認をいたします。

それから、あとは質疑内容としては同じ趣旨でございますので、この３点にしておきます。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　それでは、戸村議員から再質疑ございました３点につきまして、ご回答させていただきます。

まず（２）、当初予算のほうが県の動向を見て予算の立て方ができなかったのかということでございます。先ほどの回答のほうでもさせていただきましたが、国保につきましては現在広域化されておりまして、県単位での算出をさせていただいております。したがいまして、数値等につきまして先ほどもお話ししましたが、歳入、保険給付費等普通交付金、県からの

交付金でございます。これにリンクします歳出のほう、保険給付費等につきましては、県のほうで算出をいただいたものを使いまして 100%の充当の形で予算のほうを組ませていただいております。

今回の乖離があった、予算との乖離がした分につきましての内容としましては、令和２年度から３年度の伸び率がかなり上昇しておりましたので、それが４年度に反映した形で当初見込みとしては大きくなってしまったのかなというふうに判断してございます。

（３）のほうでございます。不用額、県の確認ということは今の回答でご了解いただければと思います。

（４）のほうで、こちら県の動向並びに県任せだったのか、また、算出方法につきましては以上でございますので、回答をこれで終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　答弁の、言っていらっしゃることは理解できるんですけれども、理解できないのが、予算を立てるときに、県がどういうふうにするか分からなくて予算を立てているという、そういう状況なんですか。それとも、予算のときにある程度の県のほうからの何かが来る。令和２年とか令和３年とかのことを言われたじゃないですか。その令和２年、令和３年のを見て、こういうふうに予算を立てなさいよ的な何かあるんですか。それとも、何もなしでこちらで判断して、結果こうなりましたという、９億円ぐらいの乖離があるということになるんですかね。そこが知りたいです。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　それでは、回答させていただきます。

保険給付費につきましては、県が示す算定で数値のほうを固めていただいたものを市としては使いまして、使用しているような状況でございます。ただ、県とのやり取りの中で、どういった形で算定するかということは、県のほうから通知が来まして、また国からも予算編成に対します通知等来ておりますので、それを参考にしているような状況でございます。

ただ、数値につきましては、今言ったように県のほうから持たされる数値を使わせていただいているということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○２０番（松木源太郎）　松木源太郎です。私は、議案第３号、令和４年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、何点かご質疑申し上げます。

今、戸村議員から疑問が出た点については、私が答えるわけにいきませんけれども、県単位の国保、つまり後期高齢者と同じように県単位でもって国保を運営するということがベースにあるからこういう矛盾が出てくるわけですから、その点は決算委員会でもって十分議論してください。

私は一つ通告した以外にちょっと疑問になる点がありましたので、その点も加えてご質疑申し上げます。

基金への繰出金や未就学児童の均等割額についてありましたけれども、一つ疑問が出まして、今の戸村議員の質疑を聞いていて疑問になったのは、国保の加入率の問題です。この加入率が平成 30 年から令和４年までに毎年のように減ってきております。なぜかということは、皆さん方ももうご存じだと思いますけれども、中小業者が人を５人以上雇うと社会保険に入れということが、社会保険事務所からもうしつこく来ているわけです。そのために国保の加入者が減っている。これもまた一つの大きな矛盾でありまして、そういうことが全体にかなり反映しているのではないかと思いますけれども、市ではこの点についてどのように考えているかお聞かせください。

突然で申し訳ありませんけれども、この問題というのは、例えば有限会社で農業をやっている方が外国人を仮に何人か使いますと、そういう該当の社会保険に入ることになるという事態が今起こっておりまして、社会保険事務所に呼出しが毎回のようにあるということなので、これがどういう矛盾を抱えるかということに今後なると思いますので、事実だけをお聞かせください。

本来の通告した内容の基金繰入金は、結局、旭市の経理上の問題として、繰越金の半分は基金に入れて、それでもって運営していくという形なのでしょうか。

もう一つ、未就学児の保険税の均等割軽減繰入れの分であります。これについては、令和４年度から国が未就学児は半分補助するということで均等割補助するので、496 万 1,399 円。私が計算したときは四百五、六十万円と思っていましたけれども、これだけ国から来るということになります。これについては、同じ金額を出せば未就学児の均等割はゼロにできるということなんですけれども、これについて今後とも検討していただけるんでしょうか。ご回答いただければありがたいと思います。

○議長（木内欽市）　ただいまの松木議員の質問、通告はございませんが、関連がございますので認めます。答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　それでは、松木議員からの議案質疑につきましてご回答させていただきます。

まず最初に、加入率の問題ということございます。確かに松木議員がおっしゃいましたとおり、平成 28 年に労働基本法の改正がございまして、段階的に、大きなところでいきますと、500 人規模から 100 人規模、最終的には５人規模というふうに、段階的に被保険者のほうから、国保加入者の方、いわゆる時間労働者の方々が社会保険のほうに加入するというような法令ができております。これにつきまして、当然、国保のほうはかなり影響を受けておりまして、今の状態の形で減少が続いているような状況でございます。

回答はそれでよろしくお願いいたします。

続きまして、先ほど議案質疑に出ておりました国民健康保険の繰入金の関係でございます。これに絡みまして、未就学児の保険税の均等割の軽減分でございますが、これにつきましては去年も執行部のほうで回答させていただいたとおり、国のほうでは骨格となります税の賦課のかけ方につきましては、今の状態のこの半額で進めていくこととしておりまして、市町村単独での軽減等については好ましくないということで、法令違反ではないんですが好ましくないということで話をされておりますので、うちのほうとしてもそれを遵守した形でやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　１億 7,500 万円の繰入れというのは、結局、半分ずつかという、ちょっとそこのところを、それをそういうことでもって運営しているかということを聞いているんです。それを回答してください。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　失礼しました。

まず、そうしますと……

（発言する人あり）

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　国は、都道府県単位の国民健康保険ということを考えていて、全国にそれに従った考え方でもって運営するように、今、強要しているわけですよ。そういう中から未就学児の均等割についてはこれ以上増やすなということにしてきて、ただし、そういう要求が多いのでもって均等割を補助するからということになったんです。

ところで、私が一番知りたいのは、繰越金のほぼ半分を積立基金に回すということも、国がそのように指示しているためなのか、それとも旭市独自のものなのかということを聞きたい。

○議長（木内欽市）　保険年金課長。

○保険年金課長（髙野　久）　それでは、お答えいたします。

歳計剰余金に係ります基金への繰入金につきましては、旭市独自の条例を設定しておりまして、国民健康保険税の財政調整基金の設立につきましての条例で設定させていただきまして、その中で剰余金が出ましたら２分の１を積み立てるという形になってございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　以上で松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第３号の質疑を終わります。

疑案第４号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第５号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○４番（戸村ひとみ）　議案第５号です。令和４年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定についてです。これも趣旨的には一般会計、それから、ほかの特別会計と同じ趣旨での質疑です。

（１）、453 ページです。歳入について、不納欠損額の推移と分析結果をお願いいたします。

あと、（２）、455 ページ、歳出についてです。不用額３億 7,802 万 6,892 円に対する評価をお願いいたします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　議案第５号、令和４年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定についての（１）、（２）についてお答えいたします。

まず、（１）の 453 ページ、歳入について、不納欠損額の推移と分析結果をお答えいたします。不納欠損額の推移につきまして、直近３か年の実績を申し上げますと、令和２年度は 248 人で 1,108 万 1,025 円で前年度比 10 万 6,456 円の増となりました。令和３年度は 198 人で 858 万 355 円、前年度比 250 万 670 円の減であります。令和４年度は 169 人で 680 万 3,860 円、前年度比 177 万 6,495 円の減と、直近では減少傾向となっております。

分析の結果であります。不納欠損額が減少している理由といたしましては、収納率の向上で滞納繰越額が減少したことになります。介護保険料の時効期間は２年となっておりますが、その期間に滞納整理に努めた結果によるものと考えております。なお、不納欠損額については、個別に生活状況等を確認した上で判断を行っております。また、参考までに、不納欠損該当者の 169 人の事由ですね、主なものを申し上げます。生活の維持が困難である、生活困窮者、また、死亡かつ相続人がいない方などが事由の主なものとなっております。

続きまして、（２）の 455 ページ、歳出について、歳出の不用額３億 7,802 万 6,892 円に対する評価結果についてお答えいたします。

歳出の不用額の主なものは、２款の保険給付費によるものであります。予算額 50 億 5,894 万 8,000 円に対して支出済額 47 億 6,121 万 852 円で、不用額は２億 9,773 万 7,148 円となっております。その保険給付費の不用額の要因としまして、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、介護サービス利用者の利用控えなどが理由に挙げられます。それによりまして、保険給付費が当初見込んだ予算額より支出額が下回ったことによるものであります。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　ありがとうございます。

不納欠損額のことなんですけれども、前の国保のほうと比較していいものかどうかというのも分からないですけれども、割合的に不納欠損額が、国民健康保険のほうだと 85 億円に対して不納欠損が 1,100 万円ですか。こちら介護保険のほうだと 55 億 5,000 万円に対して不納欠損が先ほど言われた 680 万円ですかね。割合的にちょっと少ない感覚があるんですね。これはシステム的なものなのか何か。要するに、不納欠損をどれだけ減らすかという努力の仕方のたまものなのか、あるいはもともとのシステム的なところでの差が出てきているのかということをちょっと知りたいです。

もし、何かこちらのほうの介護保険のほうでちょっといいことをされて不納欠損額が少ない割合になっているのであれば、それを全庁的にという考え方もあるでしょうし、ちょっとそこを聞きたいです。私、よくシステムのことがまだ……、システム的なものがこういう金額に反映されているのかどうかというのが分からないので、お願いいたします。

それと、不用額のほうのこちらは分かりました。コロナの影響で利用される方が少なかった。行ってコロナにかかっちゃいけないとか、そういうことでの利用者が少なかったという。そういう結果ということでよろしいですか。お願いいたします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　再質問ということで、不納欠損額が国保より少ないという、システム的なものなのかどうかということなんですけれども、介護保険料につきましては、ご存じのとおり、普通徴収、納税通知書で納めていただく分と、年金を 18 万円以上受給されている方は特別徴収といいまして年金から天引きされる、そういう制度になっております。その関係で納付率というのは割と高くなっているかと。不納欠損額に至る方というのは、普通徴収の方になるんですけれども、一応、高齢者福祉課としては、滞納額の減少の取り組みということで、これ税務課もやっているとは思うんですけれども、督促状の発送、あと、催告書の発送、あと、定期的に夜間の電話催告だとか休日の臨戸徴収だとか、そういったものを定期的に行っております。それによって滞納額を減らすような形で進めている形になっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　ありがとうございました。細かいところにつきましては、また委員会のほうで質疑させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（木内欽市）　以上で戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

自席へお戻りください。

議案第６号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　それでは、お願いいたします。令和４年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてです。

（１）、３、４ページということですかね。資本的支出の執行率 55.8％と、たしか説明のときに言われたと思うんですが、決算額が２億 2,247 万 5,148 円。これが、補正がゼロですから当初予算額がそのまま予算ですよね。３億 9,842 万 6,000 円、これに対して２億 2,247 万 5,148 円が執行率 55.8％ということでした。この理由と、この執行率に対する評価ですね。お願いいたします。

あと、（２）、７ページです。建設改良積立金のこちらの内容と令和４年度末の残高に対する評価をお願いいたします。

（３）、22 ページです。水道事業、こちらの令和４年度において水道設備の計画的な更新ができたのかどうかをお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　それでは、初めに（１）の３ページの資本的支出の執行率 55.8％の理由と評価についてお答えいたします。

不用額の主な内容、内訳につきましては、建設改良費のうち工事請負費の重要給水管路更新事業であるイ・ロ地区、及びニ地区の配水管布設替工事が入札不調により未執行であったこと、また、千葉県銚子土木事務所の道路改良工事に伴う配水管移設工事が道路改良工事の遅れにより未執行となったものでございます。

工事入札の不調の原因としまして、発注時期が他工事と重なったことにより応札業者がなかったことが考えられます。また、今後、発注方法につきましては、発注方法を工夫しまして入札不調のないように検討してまいりたいと思っております。

続きまして、（２）の建設改良積立金の内容と令和４年度末残高に対する評価結果ということで、建設改良積立金は年度末決算において当年度の純利益を水道施設の建設または改良工事費等に充てるため積み立てているものです。建設改良積立金の令和４年度末積立処分後の残高は 14 億 1,586 万 8,040 円となります。今後の水道施設の更新については、企業債や国庫補助金と共に建設改良積立金等を適正に活用してまいりたいと思います。

続きまして、（３）の 22 ページの、令和４年度において水道設備の計画的な更新ができたのかという質問でございます。令和４年度における水道設備の更新については、おおむね計画どおりに行うことができたと思ってございます。

22 ページですので修繕費等に係るものかと思われますが、主な更新工事としては旭市公営企業会計決算書 15 ページの（２）の保存工事の概況中、旭配水場のバイパス弁の修繕が該当

いたします。

今後も水道設備の機能を損なうことのないよう、計画的な更新に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　執行率の 55.8%のことなんですけれども、入札不調、応札する人がいなかったということで、答弁の中に、工事がいろいろ重なって応札事業者がいなかったということだったんですけれども、このことによって令和４年度、市民生活に影響ってなかったんですかね。そこのところで工事しなければいけないから、恐らく入札というのをそこで実施しているんだと思うんです。ですから、市民の生活に影響がなかったかどうか。

あと、２番ですね。建設改良積立金、こちらが令和４年度末の 14 億円。これが、末残高が妥当な金額ということで、ほかのいろいろ財源とかを寄せ集めて改良工事というのをやられるので、この金額が妥当というような回答ということでよろしいですかね。そこの確認です。また委員会のほうでちょっと詳しく聞きたいんですけれども。

（３）水道設備の計画的な更新はおおむね計画どおりできましたということで、ちょっと私この質疑をするのは、先日の飯岡地区の断水のことがちょっと気になりまして、その理由というのが消防設備、消火栓の老朽化によるということで断水が起こってしまった。結果、水が止まってしまったということで、真夏の夕方からの断水ということで、非常に飯岡地区の市民の皆様には大変な思いをされたというふうに聞いております。

こういった直接の水道管とかではなくて、付随するというのかな、直結するというんですか、そういうものの設備に対してはどのような手当てというんですか、どこでどのような手当てをされるものなのかというのを教えてください。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　まず、（１）につきましてですが、市民への影響ということで、入札の不調によりまして予定しておりました工事ができなくなったということで、こちらについては次の年度にまた発注をさせていただく予定でおりますが、そういったことでの遅れというものはどうしても出てきております。ただ、直接的な市民への影響というのは、現在のところないと思っております。

それから、（２）のほうの残高、建設改良積立金につきましては、その年度の純利益を減債積立金と建設改良積立金のほうに分けて積立てをさせていただいております。こちらにつき

ましては、純利益があった場合の積立てとなりますので、それ、積立てが今までされてきた中での金額でございます。これが十分かどうかといいますのは、今後の修繕工事、更新工事等で多額の資金が必要になってきますので、こちら建設改良積立金だけではなく、ほかの資金ですとか補塡財源のほうを活用した中で、事業のほうを進めていくというようなことでございます。

水道管の附帯設備としまして、今お話がございました消火栓、または、あと空気弁等の設備がございます。消火栓につきましては、消防本部のほうで定期的に点検等を実施していただいて、その状況について上下水道課に報告を受けているような形となっております。

そのほかの空気弁等のものにつきましては、上下水道課のほうで点検等をして修繕、管理のほうをしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　消防長。

○消防長（伊東秀貴）　消防本部のほうから先ほど消火栓ということが出てきましたので、消火栓の点検についてお答えさせていただきます。

消防本部では、旭市全域の消火栓を３か月に１回点検できるように計画し、毎月実施しております。点検内容といたしましては、外観の点検、内部の点検、こちらの点検は目視で行う形になります。著しい腐食や漏水が認められるものについては、その都度上下水道課に情報提供して対応していただいているところです。また、点検の際には、併せて内部の汚泥の除去、排水作業、清掃作業等も実施しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　ということはということになると思うんですけれども、（１）のほうからいきます。市民への影響はなかったということで、市民の生活に影響がなかったということですよね。なので、入札が不調に終わって１年後でも繰り越してもいい工事だったということになっちゃうということなんですかね。計画的な工事なんだとは思いますけれども、そうすると、でも、計画がちょっと一部ずれると、結果的には市民生活に影響があるのではないかなと思います。ここ答弁いいです。

（２）の建設改良積立金のことなんですけれども、３ページ、４ページの資本的収入及び支出のところで、私の聞き間違いでなければ、決算額が当初予算、そして補正を合わせた金額に対しての収入率ということで 31.1％とかというお話が、ちょっと聞き取れていなかったら

あれなんですけれども、31.1%だったということで、こうなると、ちょっとその積立金のほうにも影響があるのではないかなというふうに思いまして聞いてみました。その影響ってありますか。

（3）です。先ほどご答弁いただいて、消火栓のほうですが、令和４年度も３か月に一度の点検をやられたということなんだと思うんですが、引き続き同じように３か月に一度の点検をやってくださっていて、結果といいましょうか、断水が起こってしまったということで、令和４年度の決算の質疑ですのでここまでにしておきますが、また点検のほう漏れなくお願いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　積立金の影響ということでございますが、資本的収支につきましては、資本的支出に対して資本的収入のほうが減になるような予算の計上をさせていただいております。これにつきましては、建設改良積立金も入っております補塡財源という、事業会計の中に留保している金額がございますので、その補塡財源のほうを活用しながら事業を進めている状況にございます。

収入が少ない、収入率を上げるということになりますと、企業債での借入れを増やすとかというようなことがまず第一になってくるかと思うんですけれども、企業債の金額を増やすことにつきましては、今後の水道事業の企業債がどんどん増えていくというようなことになってきますので、現在の水道ビジョンの中では、企業債の借入れの率を事業費に対して 15 から12%というような中で企業債の借入れをしていく予定でおりますので、そういった中で、収支に対して収入率が低くなっておりますが、積立金への影響ということでいいますと、他の財源を利用しながら事業のほうを行っていきますので、直接的な影響といいますか、積立金のほうが多くできれば、それはそれにこしたことはないんですが、これは純利益を積立金に積み立てるということもございますので、直接的な影響はないものと考えております。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　令和４年度決算に関しまして、第１号からいろいろご答弁いただきました。ありがとうございました。冒頭申し上げましたように、入りと出というところに非常に私は関心がございますので、決算の委員会のほうでまた細部にわたりまして質疑をさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

議案の質疑は途中ですが、午後３時５分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時５２分

再開　午後　３時　５分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○２０番（松木源太郎）　松木源太郎です。私は、議案第６号、旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、大きく２点ご質疑申し上げます。

１点目は、本年に入ってから水道の断水が２回ありまして、海上地区と飯岡地区であります。従来から水道管の老朽化について市が議会にも報告しており、その計画があるようでございますけれども、旧旭市と周辺の３町では全く違う水道事業を行って統合したわけですけれども、本管と呼ばれる水道管にかなり差があるのではないかと思います。

今、そのような形で早急に水道管の入替えが必要な時期に来ておりますけれども、なかなか進んでおりません。その点についてどのような計画を持っているのかお聞かせいただきたいと思います。

もう一つは、監査委員の報告を見てびっくりいたしました。監査委員の報告の 92 ページをご覧いただくと、供給単価と給水原価という項目がありまして、現在、令和４年度の決算時における有収水量１立方メートル当たりの供給単価と給水原価の表がありまして、その差額が、供給単価が令和４年度では 226.08 円、給水原価が 218.90 円、差額が 7.18 円、令和３年度が供給単価が 226 円、給水原価が 207.72 円、その差が 18.28 円でありました。つまり、今の水道事業の経理状況では、もうけが全くなくなってしまうような状態になっている。その原因はどこにあるかということがいろいろと考えられますけれども、大変厳しい状態になっている。これを改善するにはどうしたらいいかということを真剣に今の状態で考えていただきたい。水道事業においては、旭市の配水場を新しく造り変えなきゃいけないという問題もあるようでありますけれども、このことをやったらば、結局、買ったよりも安い水道料金で

もって市民に供給しなきゃならないということが起こってくる。このような状態であります。

そのためには必要な対策を考えなければいけないんですけれども、令和４年度の水道事業会計の決算を見て私はびっくりしたところです。これについて、市当局のご見解をよろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　それでは、初めに、（１）の水道管の老朽化についてどのような対策、計画があるのかということをお答えいたします。

現在、水道事業におきましては、水道事業ビジョン、また、耐震化計画において更新等を進めております。老朽化した水道管については、漏水の頻度や布設年度、管種及び重要度等を勘案して優先度をつけ、計画的に更新をしております。

令和４年度は、旭市公営企業会計決算書 13 ページにございますように、２の工事の中で（１）の建設改良工事の概況表中、１行目、２行目の三川地区配水管布設替工事２本と、５行目、６行目の清和甲地区配水管布設替工事と鏑木地区配水管布設替工事が、老朽管の更新工事に該当するものになってございます。

続きまして、（２）の監査意見書の 92 ページにおいての供給単価と給水原価との差についての対策の見解ということでございます。令和４年度の決算におきます供給単価と給水原価との差が半減した原因につきましては、令和４年度において老朽化した水道設備更新のための計画の策定や、基礎調査のための経費が急増したことによるものでございます。また、人件費や物価高騰による影響等もございます。

水道事業の設備の更新、人件費、物価高騰というような費用の増加というものは避けられないものと考えますが、今後も普及の促進、経費の節減等に努め、水道事業の健全経営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　改良工事などの計画については前々から聞いておりまして、いろんな計画を立てて実施しているのは分かっているんですけれども、水道料金についてこのままの状態では赤字でもって水を市民に供給するということになってしまうんじゃないですか。そうならないためにどうしたらいいかということを十分に考えていただきたいと思うんです。

一つの方法は、一般市民の水道料金は私は今でも高いと思うんです。これを値下げしなければならないと私は要求しております。ところが、旭市の水道料金は同じ単価でもって、水の

使用量が多い方もどんどんその料金でいくわけですけれども、普通の水道料金というのは使用量が上がれば単価が高くなるんです。こういう制度をどこの自治体も取っているんですけれども、そういうような形でもって試算してみて改善する方法はないのでしょうか。その点について、執行部のご答弁をいただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　現在の旭市水道事業ビジョンにおきましては、令和 11 年度までの期間の中で現行の料金で運用する計画となっておりまして、料金の値上げの必要はないとされております。

料金の体系につきましてですが、こちらにつきましては一般家庭の料金と大口業者等の料金の格差といいますか差をつけるというような料金体系もございます。こちらについてはやはり一般家庭の大口利用者との料金のバランスというものを考慮しなくてはいけないと思いますので、今後、水道事業ビジョンの中で料金についてはまた検討していきますので、その中で料金体系についても検討していきたいと考えております。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　私は、令和 11 年度というと、今が５年ですから６年後ですね。６年後までこの体制で持っていけると思わないです。そのことがあるから聞いているんです。

それで、じゃ、供給単価が上がるかもしれない状態が今ありますよね。公益水道でもって原因は分かるでしょう。だから、そういう形でもって私たち市民が高い水道料金を払わなければならないようなことになったら大変なわけですよ。

これは今、ぜひ市当局全体でもって考えていただいて、私たちも知恵があれば出しますけれども、そういう形でもって乗り切っていかなければいけない事態に今来ているということを申し上げて、私の質疑を終わりたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑は終わりました。

そのまま質問席でお待ちください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第６号の質疑を終わります。

議案第７号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

松木源太郎議員、準備が整い次第始めてください。

○２０番（松木源太郎）　松木源太郎です。議案第７号、令和４年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてご質疑申し上げます。

公共下水道は、公共下水道の許可された地域において、今 73.7％の方が公共下水道につなげております。あと、２割６分ほどの方が使っていただけると 100％になるわけですけれども、これはかなり難しい問題であります。しかし、今の状態では大変大きな支出を余儀なくされるわけで、この方たちにぜひ下水道につなげていただくための市の特別な対策を求めたいと思うんです。この方たちが、例えば９割近くになればかなり経営状態は改善すると思いますので、そのための投資が今必要ではないかと思います。

今のところ、公共下水道区域を次の地域に広げるという形の事業は大変難しくなっておりますから、できるだけこの地域でもって事業がうまくいくようにしたいと思います。

私ごとを申し上げて失礼ですけれども、私も事情があって家を建て直そうと思ったときに、どうしても公共下水道の地域を使いたかった。それで今のところに決めたわけです。今のところは、道路に下水道が入っているけれども、建てたところは地域ではなかった。しかし、市当局が、そういう形の方は一定の負担金を用いて、公共下水道につなげていいという許可を得ましたので使うことができました。

そういう方もいるんですけれども、行ってみたらば、公共下水道地域の方が、まだ合併浄化槽でもって使っている方がかなり周りでも多いということを知りまして、ぜひそういうのを市のご努力でもって改善できたらなということで、ご質疑申し上げました。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　（１）についてご回答申し上げます。

まず、現在の公共下水道への加入促進についてでございますが、加入促進につきましては地域を設定しまして、下水道の未接続世帯を訪問し普及促進を行っております。

現在、コロナ禍以降では、普及促進のチラシの配布のみを行っており、令和４年度は旭駅東南地域の約 100 軒にポスティングを行ってございます。

下水道への加入でございますが、下水道に入ってもらうための補助金ですとか、そういった部分の対応というようなことになるかと思いますが、過去に水栓便所他改造資金補助金ということで、供用開始から３年以内に改造工事を行った者に補助金の交付をしていた経緯がございます。これにつきましては、令和元年度で終了している状況でございまして、その後に加入をされた方もいらっしゃいますので、以前と同じような補助金の交付ということになり

ますと、その後に加入された方とのバランス等も考えなくてはいけないと思います。

また、下水道事業につきましては、一般会計からの繰入金の依存が多い状況でもございますので、下水道への加入の促進につきましては、上下水道課だけではなく他の課とも協議させていただいた中で、また検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　この問題は水道とも同じでして、要するに市全体でもって考えなければ、担当課でもってこれやったらどうだ、あれやったらどうだでは解決しない問題なんですね。

それで、これから 20 年、30 年たったらば、ほとんどのところは公共下水道にこの地域はなるかもしれませんけれども、そのときには大変なことになっているということがありますから、ぜひ市全体でもって使う方の率を上げていく、水洗化率を上げていく。このことを検討していただけないかということをお願いして、質疑を終わりたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第７号の質疑を終わります。

議案第８号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第９号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第 10 号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第 11 号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第 12 号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

○４番（戸村ひとみ）　それでは、議案第 13 号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

この条例改正に関して、私は火災という、ここのところで非常に重要な条例を、ここで何か改正するんだろうなということで、と申しますのも、近年、気候変動等で山火事が世界中で起こっておりますね。マウイ島などは山火事なのかなと思っていたら、実は送電線が切れたことによる火災だったのではないかという調査の結果が報道されたりしましたものですから、火災予防というところで私はこの条例をきちんと理解しておきたいなと思いましたので質疑をさせていただきます。

改正内容に蓄電池設備とか、あと、電気事業者用とか厨房設備とか、いろいろ単語が出てまいりますので、ここのところで今回の条例改正によって、いわゆる事業者というものに対しての影響というのはあるのかどうか、そこのところをお願いします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴）　消防本部からは、議案第 13 号、（１）今回の条例改正による事業者への影響はというところでお答えをさせていただきます。

今回の火災予防条例の一部改正の趣旨、これは主にリチウムイオン蓄電池設備等、今般の蓄電池設備の大容量化などに対応するため改正をするものであります。

事業者への影響につきましては、既に設置されているものや工事中のものに対しては現行どおりとなります。また、新たに規制対象となるものに対しては、施行の日から２年以内は現行どおりとなります。

これらのことから、今回の条例改正による事業者への影響はございません。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　分かりました。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　以上で戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

◎日程第２　決算審査特別委員会設置

○議長（木内欽市）　日程第２、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第１号から議案第８号までの８議案については、決算認定の議案であります。総務常任委員会から３名、文教福祉常任委員会から３名、建設経済常任委員会から３名の９名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第３　決算審査特別委員会委員の選任

○議長（木内欽市）　日程第３、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任したいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任することに決しました。

これより決算審査特別委員会委員を指名いたします。

総務常任委員会より、宮澤芳雄議員、島田恒議員、常世田正樹議員。

文教福祉常任委員会より、片桐文夫議員、﨑山華英議員、戸村ひとみ議員。

建設経済常任委員会より、遠藤保明議員、井田孝議員、菅谷道晴議員。

以上の９名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

この後、決算審査特別委員会において正副委員長の互選を行うため、しばらく休憩いたします。

休憩　午後　３時２９分

再開　午後　４時１５分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま決算審査特別委員会において正副委員長が選出されましたので、ご報告いたします。

委員長に遠藤保明議員。

副委員長に片桐文夫議員。

以上のとおりであります。

◎日程第４　決算審査特別委員会議案付託

○議長（木内欽市）　日程第４、決算審査特別委員会議案付託。

議案第１号から議案第８号までの８議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、19 日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第５　常任委員会議案付託

○議長（木内欽市）　日程第５、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第９号から議案第 14 号までの６議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表１の議案の表のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、22 日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第６　常任委員会請願付託

○議長（木内欽市）　日程第６、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第３号の１件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　配付漏れないものと認めます。

これより常任委員会に請願を付託いたします。

請願第３号の１件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表２、請願の部のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました請願は、22 日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（木内欽市）　以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は 11 日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでございました。

散会　午後　４時１７分

令和５年旭市議会第３回定例会会議録

議　事　日　程　（第３号）

令和５年９月１１日（月曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１７番	向　後　悦　世	１８番	景　山　岩三郎
１９番	木　内　欽　市	２０番	松　木　源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市　　長	米　本　弥一郎	副　市　長	飯　島　　茂
教　育　長	向　後　依　明	秘書広報課長	椎　名　　実
行政改革推進課長	榎　澤　　茂	総　務　課　長	小　倉　直　志
企画政策課長	柴　　栄　男	財　政　課　長	山　崎　剛　成

税務課長	向後秀敬	市民生活課長	江波戸政和
環境課長	髙根浩司	保険年金課長	髙野　久
健康づくり課長	飯島正寛	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	多田英子	高齢者福祉課長	椎名　隆
商工観光課長	大八木利武	農水産課長	池田勝紀
建設課長	齊藤孝一	都市整備課長	飯島和則
会計管理者	小澤　隆	消防長	伊東秀貴
上下水道課長	多田一徳	教育総務課長	向後　稔
生涯学習課長	伊藤弘行	体育振興課長	金杉高春
監査委員事務局長	杉本芳正	農業委員会事務局長	戸葉正和

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金杉健二

開議　午前１０時　０分

○議長（木内欽市）　おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（木内欽市）　日程第１、一般質問。

一般質問を行います。

◇　井　田　　孝

○議長（木内欽市）　通告順により、井田孝議員、ご登壇願います。

（８番　井田　孝　登壇）

○８番（井田　孝）　皆さん、おはようございます。議席番号８番、井田孝です。

議長より発言の許可をいただきましたので、令和５年第３回定例会にて一般質問をいたします。

質問事項１、銚子連絡道路整備事業について質問いたします。

（１）匝瑳市から旭市までの３期区間が令和４年４月より事業化されましたが、本市においてインターチェンジが想定される地域への道路整備の計画を伺います。現在供用中の都市計画道路谷丁場遊正線の南側にできるインターチェンジと、市役所南側にできるインターチェンジ及び道の駅季楽里あさひの前面道路に接続する箇所は、どのような道路計画があるか伺います。

（２）銚子連絡道路整備事業は、県が主体の事業となりますが、３期区間の早期完成へ向け、市として事業をサポートできる施策や体制はあるのか伺います。

質問事項２、学校再編推進事業について質問いたします。

（１）干潟地区において、古城小学校が統合先の候補に挙がっていますが、屋内運動場が土砂災害警戒区域に入っているにもかかわらず、子どもたちを通わせることについて市の見解を伺います。

（２）今後の学校再編スケジュールの詳細について伺います。学校再編基本方針の中で2040 年までに短期・中期・長期という再編の時期が示されていますが、その具体的なスケジュールが分かれば教えていただきたい。

質問事項３、新型コロナウイルス感染症について質問いたします。

（１）本市において、新型コロナワクチン接種後、ワクチンによる健康被害に遭ったという報告を受けているのか伺います。

１回目の質問は以上です。再質問は質問席において行わせていただきます。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の一般質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　建設課より、１項目め、銚子連絡道路整備事業について、（１）インターチェンジが想定される地域への道路整備計画について回答いたします。

銚子連絡道路のインターチェンジは、市内に２か所計画されています。また、道の駅季楽里あさひの前面道路に接続する箇所は平面交差となります。

インターチェンジの１か所目は、鎌数工業団地の東側を南北に走る都市計画道路谷丁場遊正線の終点部から南へ約 490 メートル延伸した地点、井戸野地先において設置される計画です。

都市計画道路谷丁場遊正線は、東総広域農道と国道 126 号及び都市計画道路川口新川線を結ぶ南北の主要な骨格道路として機能し、隣接する工業団地へのアクセス道路として重要な位置づけがされております。

銚子連絡道路の延伸整備に伴い、工業団地などと銚子連絡道路を接続する道路として、谷丁場遊正線の終点部からインターチェンジまでの区間を整備する計画です。

２か所目は、市役所の南側約１キロメートル付近、ハ地先において、県道旭停車場線と接続する箇所へインターチェンジを設置する計画ですが、現時点で周辺道路の整備計画はありません。

平面交差となる道の駅季楽里あさひの前面道路に接続する箇所は、津波避難道路椎名内西足洗線の終点部でもあることから、当該箇所の整備方針について県と協議を重ねているところです。

現在、県が銚子連絡道路の設計を進めているところでありますので、県と十分に調整を図り、

インターチェンジや平面交差点周辺の道路整備について検討していきたいと考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、１の（２）どのようなサポートを行っているかについてお答えします。

銚子連絡道路を含め山武東総地域における幹線道路網の整備促進に関して、国、県、その他関係機関に対する働きかけを行うため、山武東総地区６市３町の首長と議会議長で構成する山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会という団体が組織されております。この期成同盟会が、本年７月に東総文化会館を会場として開催した銚子連絡道路整備促進地区大会に職員を派遣するなど協力をしております。

そのほか、期成同盟会としての活動とは別に、千葉県が行う要望調査などの様々な機会を捉えて、道路の早期完成の要望を行っております。

以上です。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課から、２の学校再編推進事業についてお答えいたします。

まず、（１）の古城小学校を候補地に選んだ理由ですが、学校再編基本方針では、既存の施設を生かして統合を進めるという観点から、干潟地域の三つの小学校のうち、中和小学校と萬歳小学校は校舎全体が土砂災害警戒区域に入っているのに対して、古城小学校は屋内運動場だけが土砂災害警戒区域に入っており、校舎は安全であるという理由で古城小学校を活用しようと方針を立てております。

屋内運動場東側の急傾斜地は、市保有の保安林であり、昭和 48、49 年度に千葉県により予防治山事業として木柵や鋼製柵を設置し、地滑りや土石流災害を防止する対策を実施しております。

本工事からおよそ 50 年が経過し、樹木も繁茂しており、斜面の状態が確認しにくくなってきていることから、千葉県北部林業事務所と協議を進め、樹木や雑草を伐採して現地の確認を行い、さらなる安全性を確保するための対策を検討してまいります。

子どもたちの安全を第一に考え、安心して活動できるよう整備を進めてまいります。

続きまして、（２）の今後の学校再編スケジュールについてですが、学校再編の全体スケジュールにつきましては、旭市学校再編基本方針に基づいて、各学校の児童・生徒数や施設の

状況を考慮して、短期、中期及び長期という再編時期をお示ししております。

各地域の具体的なスケジュールは、未確定ではありますが、児童・生徒数の減少傾向が大きい地域から速やかに行い、遅くても 2030 年には全ての再編に着手していきたいと考えております。

現在の進捗状況ですが、干潟地域小学校の統合に向けて中和小学校、萬歳小学校及び古城小学校にてそれぞれ地域検討会議を設置し、７月上旬に第１回の会議、８月下旬から９月上旬に第２回の会議を開催しており、全体では５回程度を想定し、本年度中には３校の意見を取りまとめていきたいと考えております。

また、その他の地域につきまして、海上地域の各小学校では、保護者向けの説明会を７月に行い、保護者アンケートを実施しております。共和小学校及び琴田小学校では、９月上旬に説明会を開催し、今後順次アンケートを実施してまいります。その他の地域につきましても、各学校と調整を図りながら本年度中に実施する予定であります。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　それでは、健康づくり課からは、３の新型コロナウイルス感染症についてのうち、（１）ワクチンによる健康被害に遭ったという報告を受けているかという質問でございました。

本市の新型コロナウイルスワクチン接種は、令和３年５月に開始し、令和５年７月末現在、延べ 23 万 2,538 人がワクチン接種を受けています。

ワクチン接種後に発熱や接種部位の痛みなど副反応に関する相談は多数ありますが、その中で、数か月手のしびれや肩の痛みなどが残る健康被害があり、継続して医療機関で受診していると相談を受けた件数は 25 件になります。相談があった方に対しましては、症状などを定期的に確認するとともに、国における予防接種健康被害救済制度の案内をしております。

この制度は、副反応により病気や障害が残った場合に申請できる救済制度です。国の疾病・障害認定審査会で認定されると、入院や通院にかかった費用や医療手当が支給されるものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　それでは、質問事項１、銚子連絡道路整備事業について、（１）について再質問いたします。

旭市では、東西へ向かう道路が、南から飯岡片貝線、八日市場井戸野旭線、国道126号、そして広域農道と整備されていますが、南北へつながる道路が不足していると考えます。国道イタコ自販付近の谷丁場遊正線へインターチェンジがつながれば、干潟工業団地、鎌数工業団地へのアクセスがよくなり、物流の面ではかなりの効果が期待できると思います。しかし、本市の目玉としている海岸へのアクセスや海産物、水産加工品の物流を考慮すると、やはり南北へ続く道路整備は必要ではないでしょうか。インターチェンジの整備に併せ、海岸までの路線も整備する計画はないのか伺います。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　都市計画道路谷丁場遊正線と接続するインターチェンジから南側方面、海岸方面については、現在のところ道路を整備する計画はございませんが、銚子連絡道路の整備による効果が周辺地域へ十分反映されるような道路整備を検討していきたいと考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　それでは再々質問いたします。

銚子連絡道路の計画図を見ると、谷丁場遊正線とつながるインターチェンジだけが北側からのアクセスで止まっています。ほかの箇所は南側へのアクセスが可能となる計画になっています。インターチェンジができることによって車の流れは変わってきます。

仮に、このインターチェンジで降りた物流のトラックが南か東へ向かう場合、国道が混むので、旧市役所通りを走るのではないかと想定できます。旧市役所通りは二中学区の生徒の通学路であり、今でも自転車が走っていた場合、対向車が来るとすれ違うことも困難な状況です。通学路の安全を確保するという観点からも、南北への道路整備は必要ではないでしょうか。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再々質問に対して答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　インターチェンジ周辺の道路は、銚子連絡道路の完成により交通量の増加が見込まれますので、周辺の通学路の交通安全対策も重要な課題であると認識しております。

先ほども申し上げましたが、都市計画道路谷丁場遊正線とつながるインターチェンジから南

側方面については、現時点では新たな道路を整備する計画はございませんが、旧市役所通りを含めた既存の道路について、インターチェンジへのアクセスや交通安全対策を検討していきたいと考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　前向きな検討をよろしくお願いします。

それでは、質問事項１、銚子連絡道路整備事業についての（２）について再質問いたします。

平成 14 年に横芝光インターチェンジまでが開通し、千葉市方面や都内に行くにはかなりの所要時間が短縮できるようになりました。その当時、ここから旭市までつながるのは、いつになるか想像もできませんでした。しかし、昨年度、第３期区間が事業化されたということで、かなりの期待が持てるようになりました。そこで、早期完成へ向けて用地買収など、市が具体的に協力できることはないか伺います。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　これまでも、住民説明会の開催に当たり地元との連絡調整や会場準備など、市としましても協力してきたところです。

今のところ具体的なお話はありませんが、道路事業は用地取得に多くの時間を要しますので、地権者との交渉が円滑に進むよう、用地交渉におきましても早期完成に向けて協力する体制で臨みたいと考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　再々質問いたします。

３期区間は、匝瑳市側から工事が進んでいくものと考えられますが、仮に谷丁場遊正線と通じるインターチェンジまで完成した時点で、運用を開始することは考えられないでしょうか。このインターチェンジから東は市内の中心部へと向かうので、用地の確保や工事についても時間を要するのではないかと思います。ここまでの運用でも、市民の皆様にとっては利便性が上がるのではないでしょうか、見解を伺います。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　県では、現在、道路幅を決定するための道路予備設計などを実施して

いるところであり、銚子連絡道路３期区間については、現段階では 13 キロメートル全線を対象に事業を進めていくと伺っております。

以上になります。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　質問ではありませんが、横芝光町から匝瑳市までの２期区間、延長が５キロメートル、事業開始から 16 年もの歳月がかかっています。３期区間の 13 キロ全線の開通を待っていたらかなりの年月がかかります。まだ予備設計の段階であれば、谷丁場遊正線までのインターチェンジまでで運用が可能になるよう、県・国に要望していただきたいと思います。

続きまして、質問事項２、学校再編推進事業についての（１）について再質問いたします。

仮に、古城小学校を統合の候補地とする場合は、土砂災害警戒区域の急傾斜地の安全を確保できてからという認識でよろしいでしょうか。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　土砂災害警戒区域の斜面につきましては、今後、斜面の樹木を伐採し、現在設置している木柵や擁壁等がさらに安全対策が必要なものかどうかの確認を行い、北部林業事務所と今後の対応を協議する予定です。

これに加えまして、学校敷地内の安全対策工事につきましても、改修工事の設計の際に検討してまいります。

古城小学校を統合校として利用するかどうかにつきましては、地域検討会議でご意見を伺い、代表者会議で決定することとなります。

以上です。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　それでは再々質問いたします。

急傾斜地に対する安全対策工事について、国の補助金等はあるのでしょうか。また、干潟地域においては、全ての小学校が土砂災害警戒区域に入っているということであれば、学校施設を移転するための補助金はないのでしょうか。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　保安林の治山事業につきましては、千葉県が国の補助金を受けて

工事を行いますので、市の負担はございません。

また、土砂災害警戒区域から学校施設を移転するといった工事に対する国の補助金はないものと思っております。

一方で、統合に向けて行う校舎や屋内運動場の改修工事につきましては、学校施設環境改善交付金等の国庫補助事業に該当するものとなります。

この改修工事の中で、安全対策工事を検討していく予定としておりますが、具体的な内容につきましては、今後、設計や工事の発注の際に検討してまいります。

以上です。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　それでは、４回目の質問をいたします。

統合の候補地に挙がっている古城小学校は、教室間のスパンが飛んでいるため、大地震発生時には建物に大きな揺れが生じると想定できます。そして、その屋根には瓦が乗っているので落下する危険性があり、３階から瓦が落ちると大事故に見舞われることも考えられます。軽い屋根にふきかえるなど対策を行う予定はあるのか伺います。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　古城小学校につきましては、耐震工事はもう既に済んでおります。ただ、屋根瓦につきましては、今後統合に向けた改修工事の際に、例えば撤去あるいはふき替えによる落下防止など、必要な対策工事について検討してまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　よろしくお願いします。

それでは、質問事項２、学校再編推進事業の（２）について再質問いたします。

干潟地域の再編に関連しますが、詳細なスケジュールがまだというのであれば、（仮称）北統合中学校再編を優先し、その後、干潟中学校を小学校の統合先としてはどうでしょうか。土砂災害警戒区域からも外れ、干潟地区の中心部となります。見解を伺います。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　干潟中学校を小学校の統合先に活用する案につきましては、旭市学校再編計画策定委員会でも検討されましたが、課題として、土砂災害警戒区域に挟まれていることや校舎が古く建て替えが必要なこと、そして、統合小学校として活用する場合には、

まず中学校の移転を待つ必要があるといったことが挙げられました。

また、（仮称）北統合中学校の再編につきましては、関係地区の合意形成や移転先の候補地を選定するなど、ある程度の期間を要することとなると思われます。

干潟地域の小学校では、児童の減少傾向が大きく、今後の児童数の推移を踏まえると、複式学級、複式学級とは二つ以上の学年を一つにまとめて１クラスとすることですが、この複式学級となってしまう可能性があり、スピード感を持って統合を進めていく必要があるため、旭市学校再編基本方針では、統合先を古城小学校として検討されたものでございます。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　承知しました。それでは、再々質問いたします。

令和元年度に、国庫補助事業で市内小・中学校の各教室にエアコンを設置しています。これから先、学校の統廃合が進んでいく中で、廃校となる学校に補助金を使って設置したエアコンや、ほかにも補助金を利用した工事、それらに対し使った補助金は返還となるのでしょうか伺います。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　文部科学省では、廃校活用を推進するため、10 年以上経過した学校施設を無償で財産処分するような場合は、補助金相当額の国庫納付金、いわゆる返還を不要とするといった大幅な簡素化、弾力化を図っております。

廃校の活用方法につきましては、財政的な部分も含めまして有効活用できるよう、地域検討会議や代表者会議でご意見を伺ってまいります。

以上です。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　承知しました。

それでは、質問事項３、新型コロナウイルス感染症についての（１）について再質問いたします。

相談を受けた方の中で、国の救済制度の申請を受けた方はいるのか伺います。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　国の救済制度につきましては、市へ相談のありました 25 人のうち、令和５年７月末現在で８人から申請を受けております。申請を受けた後は、海匝保健

所の所長や市内医療機関の医師など、５名の委員で構成します旭市予防接種健康被害調査委員会を開催いたします。医学的見地から調査を行い、予防接種との因果関係が否定できない事例は、県を経由して厚生労働省へ申請しています。

現在、申請を受けた８人のうち３人は、既に厚生労働大臣の認定を受け、予防接種法に基づく救済を受けております。そのほかの５人につきましては、審査等を継続中でございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　再々質問いたします。

市川市では市独自の健康被害見舞金があるそうですが、本市にはあるのか。また、ない場合は今後検討する考えはあるのか伺います。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　旭市では健康被害見舞金制度はございません。市が調査した中では、県内で実施していますのは市川市のみでございまして、団体からのコロナ対応への寄附金のほうを財源に充てているとのことでございます。

ワクチン接種の健康被害に関しましては、予防接種法に基づく救済制度により国の責任において実施しております。市としましては、健康被害の相談があった場合には、健康状態を継続的に確認しながら、相談者の不安軽減が図れるよう市民に寄り添った対応に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　引き続き、健康被害に遭った方には親身な対応をお願いしたいと思います。

それでは、４回目の質問をいたします。

ワクチン接種によって感染が一定のところで止まっているのは事実ですが、健康被害を訴えている方がいるのも事実です。新型コロナのワクチン接種では、接種後に死亡した人について因果関係が否定できないと国が認定した場合、遺族に対し死亡一時金として最大4,530万円が支給されます。８月までに全国で156人に支給しており、健康被害を訴えている方の請求は8,554件にもなるそうです。

何が正しいか、はっきりしたことは言えませんが、これからのワクチン接種は、自分の考えで、自分の責任で接種するべきではないかと考えます。本市のワクチン接種の案内の中には、

予防接種健康被害救済制度の文字が小さく書かれていますが、もう少し目立つように、接種後の健康被害の窓口は健康づくり課にあるとか、ワクチン接種は自己判断であるとか、または後遺症の危険性があるという文章を入れられないでしょうか伺います。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　新型コロナワクチン接種は「接種を受けるよう努めなければならない」という予防接種法上の規定、いわゆる努力義務が適用されまして、これまでも強制ではなく、本人が納得した上で接種を判断していただき、ワクチン接種を進めてきたものでございます。本規定は、９月 20 日から始まります秋開始接種以降は、65 歳以上の方と基礎疾患のある方のみが適用となります。

市では、ワクチン接種について正しく情報をお伝えするため、接種券に同封する案内通知の見直しを図り、全体的に見やすい文字に変更し、要点を絞り、より分かりやすい内容といたしました。ワクチン接種は自己判断であることや、健康被害救済制度につきましても、より認識しやすくなっているものと思っております。

また、９月 15 日には、市内全世帯に秋開始接種についての案内チラシを配布する予定です。接種は任意であり、強制ではないというようなことを目立つように記載してございます。今後も、市民に必要な情報を正しく分かりやすく伝えながら、ワクチン接種を進めてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市）　井田孝議員。

○８番（井田　孝）　よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　井田孝議員の一般質問を終わります。

井田孝議員は自席へお戻りください。

◇　常世田　正　樹

○議長（木内欽市）　続いて、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（１番　常世田正樹　登壇）

○１番（常世田正樹）　おはようございます。議席番号１番、常世田正樹です。少しせきが出るのでマスクをさせていただいております。でも検査は陰性でしたので、ご安心ください。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

お忙しい時間にもかかわらず傍聴へお越しいただき、誠にありがとうございます。９月８日の台風 13 号による豪雨、県内各地で河川等の氾濫が発生しました。不幸にもお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意をささげます。台風シーズンはまだまだ続きます。線状降水帯はいつどこに発生するのか、予測がなかなか難しいようです。日頃から水や食料等の備蓄を行い、いざというときに備えていただければと思います。

私からの質問は、安全で快適な道路の整備について、居住環境の充実について、定住の促進についての３項目、３点の質問になります。

１項目め、安全で快適な道路の整備についてです。

（1）昭和以降に開発された住宅地等の道路に破損が頻発しております。放置しておけば市民の生活に悪影響を与えると思いますが、市として修繕等に取り組む予定はないのかについてお聞きします。

去年あたりから、私道についての相談がかなり増えました。「家の前の道路を車が走るときに石をはねるようになったんだよね。どうにかならないか市に相談してくれないか」というような内容でした。現場を確認したところ、アスファルトがぼろぼろになってアスファルトの破片が飛び石になっているような状況でした。当該箇所は、昭和 60 年頃に分譲された戸建て住宅が並んでいる地域です。道路の幅員は４メートルあり、側溝もあります。市道へも連結している道路です。しかし、調べたところ分筆された私道でした。相談者へ「行政が私道の工事をすることはできません。ただ、分筆している全ての住民の同意を得て、市へ寄附してくれるのであれば、行政のほうで補修等を行ってくれます」と説明をしました。

その地域には空き家が数件あり、全ての所有者から同意を得ることは難しいのではと思いましたが、相談をくれた方は、数年かかっても必ず所有者を探し出して、全ての所有者から同意を得て市へ寄附したいと張り切っておりました。

このエリアだけではなく、市内全域で昭和から平成にかけて開発された住宅地等の私道、側溝が経年劣化により破損等が頻発しております。開発を手がけた業者が廃業したために、維持管理及び補修を行ってくれないという訴えもかなり多くなっております。昭和から平成にかけて開発された住宅地の赤道や私道は、分筆して共同所有している場所がほとんどであると思われるので、その道路を日常的に利用している住民が費用を捻出して、維持管理及び補修をしなければならないというのは、意外と市民の皆さんに知られていないことです。

舗装されている道路は全て旭市の道路でしょうという認識があります。市の道路と私道の区

別がないのです。私も議員になるまではそうでした。また、そういった方が家を建てた当時、将来道路が壊れたり側溝が壊れたりしたら旭市へ連絡相談してくださいと、不動産屋に言われたという方も多くいらっしゃいます。

道路関係の相談をいただくことが急に増えたので、市道と私道の違いについて回答することが多いのですが、ふと思いました。市内全域で私道の問題が起きております。古い分譲地の戸建てで暮らしている方の多くは、高齢の方で、道路の修繕費用を出せる金銭的な余裕がない方がほとんどです。傷んだ道路や側溝はそのまま放置されてますます劣化しております。今後どうなってしまうのでしょうか。これからどんどん空き家が増えたり、所有者も不明なので市へ寄附できない。そういった放置するしかないその分譲地は、将来的には空き家だけになり、道路はがたがたで草も伸び放題になり、スラム街になってしまうのではないかと考えるとぞっとします。

そうなる前に、何か市として手を打たなければならないと思います。行政として市民の暮らしを守る責務の一端として、今後、私道とそれに付随する側溝の維持管理及び補修を行うようにできないかについてお聞きします。

２項目め、居住環境の充実についてです。

（１）香取住宅の入退去時に費用がかかるようでありますが、行政が負担すべきではないのでしょうか。また、市営住宅の今後についてお伺いします。

先日、香取住宅へ入居を希望している方の入居申請の手伝いをしました。申請の補助をしたときに感じたことについて質問させていただきます。香取住宅では、入居する際に風呂釜と浴槽を入る方が購入しなければなりません。また、退去する際に自費で撤去しなければなりません。産廃業者へ依頼して有償で引き取ってもらう方がほとんどであり、次の引っ越し先へ持って行く方はほとんどいないようです。どうして風呂釜と浴槽を、住む人が変わるたびに撤去、設置を繰り返さなければならないのでしょうか。行政がメンテナンスや管理をすべきではないかと私は考えます。

また、香取住宅にはエアコンはついておりません。テレビアンテナもついていないことがあります。全国的に熱中症警戒アラートが毎日発表されている今、市民の命を守るために、エアコンの設置は行政で行うべきではないかと考えます。

市営住宅へ入居する方は収入が低いです。所得が低くなければ市営住宅に入居することはできません。また、設備がほとんどない市営住宅へ入居する場合、エアコン６畳用で、ネット通販の価格最安値ですけれども、設置工事費込みで６万円、風呂釜は約６万円、浴槽が約３

万円、これらを全てそろえると約 15 万円ほどになります。収入が低く、安定していない方はクレジットカードをつくることが難しいです。ローンを組むこともまた難しい。これらの家電を購入する際に、現金で一括購入する、また親族や知人に借金をして購入するようなパターンが多いようです。これは入居者にとって大きな負担となります。

月額数千円の家賃なのだから入居時の出費は仕方がない。確かにそうかもしれませんが、家賃が安いからと入居し、エアコンがない環境で我慢して暮らすというのは文化的ではなく、猛暑続きの近年、生命の危険を伴うことだと思います。行政として対応できる範疇であると私は考えます。香取住宅の風呂釜と浴槽、エアコンを常設し、行政が維持管理すべきであると考えますが、見解をお聞かせください。

３項目め、定住の促進についてです。

（1）本市では定住の促進に力を入れておりますが、これまでの成果について、また今後の取り組みについてお聞きします。

人口減少の問題は、日本全国ほとんどの自治体において喫緊の課題となっております。旭市の直近の人口減少率、これは近隣市と比べて低いのですが、生産人口の減少、出生率の低下、高齢化は確実に進んでいきます。

先日、漁業を営む漁師の方から相談を受けました。この方は漁業の仕事を子どもに継がせたい。そのためには食べていける漁師にならなければならない。これまでにない発想を持ち、何よりも自分や家族、従業員がやりがいや生きがいを持てるような仕事にしなければならないという信念の下、自社で直売場を立ち上げました。漁業に興味関心を持ってもらうため、漁業体験の受入れを始めたいが、行政の協力を得られないかと相談されました。

大学生の中にも漁業に関心を持ち、また海洋学部等の学生はインターンシップで漁業に従事することがあります。しかし、宿泊費用の負担が大きなネックとなっているようです。漁業体験で１泊２日、インターンシップで数か月宿泊できる市の施設があったら、課題を解決できると思います。さらには、定住体験もその施設を利用して通年で常時受入れを行い、水道光熱費は使った分だけ請求し、レンタルサイクルを貸し出して買物に行けるようにしたりすればどうでしょう。

市内飲食店で使える割引クーポンを発行、複数の空き家を市が借りてリノベーションし、宿泊ニーズによって建物を割り振れば、そんなに難しいことではないと思います。関係人口を増やすための取り組みとして、かなり適したことだと私は思います。もちろん、目的を持たない方の宿泊施設になってしまっては困りますので、インターンシップや就業体験の受入れ

先の証明や送迎等の管理をする必要性はあると思います。

何軒かの空き家をリノベーションし、インターンシップの学生、農業・漁業といった第１次産業の就業体験をしたい方、移住・定住を希望される方の拠点づくりを行うことは、旭市の関係人口を増やし、第１次産業への就業促進、移住・定住の一助となると思うのですが、そのような取り組みを行う予定はありませんでしょうか。

以上、３項目、３点が１回目の質問になります。再質問は質問席にて行わせていただきます。

○議長（木内欽市）　一般質問は途中ですが、11 時まで休憩いたします。

休憩　午前１０時４７分

再開　午前１１時　０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、常世田議員の一般質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　それでは、建設課より、１項目め、安全で快適な道路の整備についてお答えします。

基本的には、私道とそれに付随する側溝の維持管理や補修等については、地権者の皆様にお願いしているところです。

市では、私道の整備促進と生活環境の向上を図るため、整備を行う団体に対しましてその経費の一部を補助させていただく、私道整備助成事業補助金の制度がございます。

この制度の内容につきましては、工事費の２分の１以内で 150 万円を上限としておりまして、道路の幅員が４メートル以上であること、一般通行の用に供されていること、排水施設の整備については流末排水に支障のない道路であること、そして、所有者の同意が必要等幾つかの要件があります。私道整備に関しては、この補助制度を活用していただきたいと考えております。

なお、簡易的な補修をする場合には、常温合材や砕石などの材料の提供はさせていただいております。

以上になります。

○議長（木内欽市）　都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、香取住宅に風呂釜、浴槽、そういった設置はできないのかというご質問について回答いたします。

旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画によりまして、今後、計画的に維持管理をしていく住宅のうち、浴槽・風呂釜が未設置の住宅は、みどり南住宅と香取住宅になります。

これらの住宅が建設された当時、浴槽・風呂釜は自己負担が標準でございまして、その後、平成 10 年度に公営住宅等整備基準、こちらが一部改正されまして、入浴施設の設置が義務づけられました。それ以前に建設された住宅については設置義務の規定がない状況でございます。

また、エアコンに関しても、あらかじめ設置している市営住宅はなく、県営住宅でも入居者による設置となっております。

みどり南住宅と香取住宅につきましては、耐用年数を超過し老朽化も進行しているということでありまして、入居者の日常生活に支障を来さぬよう適正な維持管理は継続していくものの、浴槽・風呂釜の設置は現在のところ考えておりません。

また、エアコンに関しても、入居者が必要に応じ設置していただきたいと考えております。

なお、浴槽・風呂釜が設置されている住宅を希望される方は、地域要件等もあるかと思いますが、設置済みの住宅もございますので、そちらをご案内させていただいております。

以上です。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、３の（１）についてお答えいたします。

現在、本市では、市内でインターンシップや様々な就業体験を行う方に対して住居を支援する事業は行っておりませんが、移住を希望される方に対しては、市が市内の宿泊施設を借り上げ、最長６泊７日のお試し居住が体験できる事業を実施しております。

インターンシップや就業体験をされる方に対する居住支援につきましては、ニーズの把握や必要な支援の内容、空き家対策も含めての居住施設の調達、運営、管理などの検討を行う必要があると思いますので、先行事例の調査研究や関係部署との協議を行ってまいります。

以上です。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　それでは、答弁に対し再質問をさせていただきます。

１項目めの（１）について、私道は個人の持ち物であり、修繕は個人の責任である。もちろ

んそうなのですが、現実問題として市内の古い私道はどんどん傷み始めています。また引き続きどんどん傷み続けます。私道は個人の所有物なのだ。だからそのまま放置するしかないというのは悲しい現実なのかもしれません。

しかし、課長おっしゃっていた補助金ですか、私道整備に関する助成を行っている自治体は周辺にはないので、すばらしい取り組みであると思うのですが、要望したい点もございます。この補助金を上限まで利用した場合、４メートル幅のアスファルト道路を何メートル分、舗装の打ち換え等はできるものなのでしょうかお伺いします。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　幅員４メートルの道路で舗装の打ち換えを１メートル行った場合、概算ではありますが、約３万円の費用がかかります。私道整備助成事業補助金交付要綱では、先ほど申し上げましたとおり、工事費の２分の１以内で 150 万円を上限としております。単純に計算しますと、工事費 300 万円で補助金が 150 万円となり、その 300 万円の工事費で約 100 メートル分の舗装の打ち換えができることとなります。

以上になります。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　100 メートル程度が長い距離なのか短い距離なのか分かりませんけれども、私道の打ち換え工事がその程度できるということで分かりました。

東京都の小平市では、市が私道の補修費用の９割を負担し、工事も行います。舗装工事は、砂利道をアスファルトで舗装し整備する工事、現在舗装されている道路も陥没やひび割れ等、状態が悪い場合には打ち換え工事も行います。排水工事も雨水集水ますや吸い込み槽の整備、道路整備に伴うＬ型側溝の新設等も含みます。

自治体の規模が違うと言われればそれまでですが、実際、小平市は平成５年に約 16 万 3,600 人だった人口が令和４年では約 19 万 5,300 人と増加しております。人口が増加している理由の一つには、積極的なインフラ整備を行ってきたことも挙げられております。

９割を行政が負担というのは難しいと思うのですが、行政負担を２分の１から引き上げて、例えば３分の２を行政が負担をする、さらには 150 万円という上限を撤廃すれば、高度成長期に造成された住宅地の道路は補修される件数が増えてくると思うのです。また、市民の生活の利便性も向上するようになると思うのですが、市長の考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の再質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　先ほど担当課長が申し上げましたように、基本的には、私道とそれに付随する側溝の維持管理、補修につきましては、地権者の皆様にお願いしたいと考えております。

私道の助成制度は、近隣自治体では助成制度を設けていない中、本市におきましては、平成17 年度から、補助率は工事費の２分の１以内、上限額 100 万円の私道整備助成事業補助金を設け、平成 25 年度からは上限 150 万円に引き上げるなど制度の拡充を図り、運用してまいりました。

常世田議員からご質問のありました、私道整備助成事業補助金に係る補助率の引上げや補助限度額の見直しにつきましては、今後研究してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　市長、ご答弁いただき、ありがとうございます。ぜひご検討よろしくお願いいたします。

日本人の美徳として、謙虚さ、忍耐強さ、我慢強さ等が挙げられます。一概に全ての方がそうであるとは言えませんが、特に高齢者の方は、戦後の物がない時代を経験してきております。砂利道が当たり前の時代でした。大雨が降れば道路が水浸しになるのは当たり前だという時代を生き抜いてきた方々です。

そういった方々がふだん暮らしている生活道路が寿命を迎えております。少しの段差につまずいてけがをして、そのまま寝たきりになってしまうようなことは避けなければなりません。我慢して暮らしている高齢者の方の生活環境を改善するのは、行政の務めであると思われます。私道の整備補助事業を拡充し、高齢者の方が安心して健康で暮らせるまちづくりを進めていっていただきたいと思います。回答は結構です。

次の質問へ移ります。

２項目めの（１）について、市営住宅の入居を希望する方がどのような境遇に置かれているのか。収入や家族構成、障害の有無等そういった事情を考慮して、行政が提供できるサービスの一環として考えていただけたらと思います。エアコンが設置してある、また風呂釜が設置してある、相対的に家賃が高い。家賃が低いところにしか入れない方に対して、行政の一助がもっと必要であると私は思います。

コロナ禍、ロシアによるウクライナ侵攻、記録的な物価高によって市民の生活は危機に瀕し

ております。所得格差はますます広がり、令和４年９月に公表された厚生労働省令和３年国民生活基礎調査の所得によると、住民税非課税世帯は、全世帯 5,142 万世帯に対し住民税非課税世帯は 1,218 万世帯、実に約 24%の世帯が住民税非課税世帯となっております。収入が激減したり、離婚や死別等で生活環境が激変してしまったりした個人や世帯の方が、一時避難的な場所になり得るのが市営住宅であると私は考えます。

今後、市営住宅はどのようになっていくのでしょうか。神西住宅は更地となり払下げ予定であると聞いております。ほとんどの市営住宅は老朽化しております。廃止する住宅、長寿命化をして残す住宅があると思いますが、いずれは耐用年数を超えると思います。収入が低い方向けの市営住宅は今後も必要であると考えますが、新設する予定はございませんでしょうか。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の再質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、今後の市営住宅について回答いたします。

今後の市営住宅につきましては、先ほども申しましたけれども、旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画、そちらによりまして、整備や管理の方法を四つのタイプに選別しております。施設の長寿命化や日常の点検に関する方針を施設ごとに定め、計画的に整備を進めるということにしております。

そのうち、老朽化が著しい住宅は、人口減少に伴う需要の減少から用途廃止するとしておりまして、延べ床面積を 35%縮減することとなります。

計画の目標年次については、令和 18 年度としておりますが、廃止に関しては現在入居されている方の退出後となりますので、必ずしも目標年次までに廃止しなければならないというものではございません。

また、市営住宅の新設、こちらにつきましては、需要も減少しておりますので、予定はございませんが、今後地域や社会情勢の変化、そういったものにより需要が増加しまして、市営住宅の供給量が不足する際には、借り上げ公営住宅の活用についての調査・検討を行いまして、より効果的・効率的な市営住宅サービスの提供を行ってまいります。

以上です。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　コンパクトシティーの観点から市営住宅の在り方を考えますと、市内各所に点在している市営住宅を、老朽化して古いものはどんどん壊したりそういった方向であ

ると思いますけれども、市営住宅を交通と買物の便がよい場所へ集約することで、市営住宅跡地の有効活用であったり、入居者の利便性向上、建物の維持管理にかかる人件費の節約等が期待できると思うのです。

既存の市営住宅は、市内各地に点在しております。それらの修繕を今後 10 年、20 年と続けていく費用を考えますと、むしろ更地になっている神西住宅跡地に、例えば長屋スタイルの市営住宅を建設してしまったほうが将来性はあると私は思うのです。市営住宅へ入居される方は、収入が低い方、障害がある方、高齢の方、ＤＶを受けた方、そういった境遇の方がほとんどであると思います。家賃が安いのだからある程度は我慢してくださいという考え方に、私は疑問を呈します。10 年、20 年先を見据えて、暮らしやすい新たな市営住宅を造ることが今後も必要であると考えるのですが、市長はどういったご見解をお持ちでしょうか、お聞かせ願えれば幸いです。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の再々質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　では、私から回答いたします。

公営住宅につきましては、生存権の保障の趣旨にのっとりまして、生活に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を供給することを目的としております。先ほども答弁いたしましたが、新たな市営住宅の建設の予定はございませんが、今後維持していく住宅に関しては、計画的に適正な管理を行いまして、住宅のセーフティーネットとしての役割を果たしていけるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　ご答弁いただき、ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。

３項目めの（１）について、管理費用や維持費がかかってしまうことで、一般住宅、空き家をリノベーションする行政の負担が増えることになってしまう、そういったことは承知の上です。しかし、旭市を訪問するきっかけづくりとして、投資する価値はあると私は思います。引き続き、前向きな検討をしていただきたいと思います。

本年３月に行った「お試し居住してみませんか」は、民間の宿泊施設を利用した移住体験としてとてもよい取り組みであると思います。しかし、事業の中身や成果があまり周知されていないと私は思うのですが、もったいないと思います。担当課の負担は増えてしまいますが、

こういった取り組みをどんどん増やすべきであると思います。

「お試し居住してみませんか」の実績についてお伺いします。申込み件数、採用件数、参加者の感想等、旭市への移住を検討する材料になったのか、移住に結びついたのか、また、今後も継続的に開催する予定なのかについてお伺いします。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　お試し居住ですけれども、これは本市への移住を検討している方に対しまして、一定期間、市内の民間宿泊施設に居住していただき、本市の風土や日常生活を体験することで、本市への移住促進を図る事業となっております。

自炊可能な宿泊施設１か所を使いまして、２組が最長６泊７日滞在することが可能で、市は施設の宿泊費のみ補助しております。

本年３月に行ったお試し居住の実績になりますが、申込み件数が２件、採用が１件でございます。採用されなかった１件につきましては、これは相手の都合によりキャンセルされました。

利用された方の感想ですが、商店や飲食店が多く思っていた以上に生活がしやすかった。旭市産の食材はどれもおいしかったとのことでした。

検討材料となったか、また移住に結びついたかにつきましては、現在はまだ移住されておりませんが、本市で生活するための基本的な情報が取得できたので、今後移住について考えをまとめたいとのことでした。

なお、お試し居住ですが、今後も継続していく考えでありまして、今年度は 10 月上旬に実施する予定です。

以上です。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　とてもよい取り組みなのですが、周知をＳＮＳなどをもっと活用して、全国的に広められたらと思いますので、よろしくお願いします。

関係人口を増やし、地域を活性化させる取り組みを行っている千葉県内の大学なんですけれども、千葉工業大学に私はとても注目しております。昨年、市内において、千葉工業大学の南房総市での取り組みの事例報告会が開催されました。私はその報告会を聞いて感銘を受けました。南房総市に縁もゆかりもほとんどないのにもかかわらず、大学の先生や学生が各種プロジェクトを立ち上げ、地域活性化に取り組んでいるのです。南房総市がうらやましいと

も思いました。

当大学は、平成 26 年３月に習志野市と包括的連携協定を締結したのを皮切りに、令和に入っても九十九里町、八街市、南房総市、大多喜町、多古町、いすみ市、館山市、睦沢町と、実に県内 17 市町と包括協定を締結しております。千葉県内の、実に３割の自治体に及んでおります。

南房総市では、産学協働地域活力創造推進プロジェクトという、ちょっと長いあれなんですけれども、プロジェクトと銘打ち、里海資源の利活用、持続可能な集落の創造、地域の新たな担い手の育成、持続可能な行政社会システム、地域創生活動の連携、地域課題解決アプリシステムの開発、地域産業資源の発掘等、地域の課題や問題を解決するために様々なプロジェクトを立ち上げ、たくさんの先生方と生徒が精力的に活動しております。

旭市で行われた報告会の際に、旭市でもぜひ行ってほしい内容ばかりなのですが、後発になるんですけれども、「これから旭市でお願いしても手が足りませんよね」と質問したところ、「県内で比較対象となる地域を探している。希望があればぜひ関わりたい」という回答でした。官学連携による地域の課題解決、地域の活性化、大学生と関わりを持つことによる関係人口の増加等、旭市にとって大きなメリットになると思うのですが、千葉工業大学との包括的連携協定を本市は結ぶつもりはありませんでしょうか。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　現在、その千葉工業大学との包括連携協定に向けまして、大学の事務担当者と調整を図っている段階であります。

これまでも、千葉工大とは、生涯活躍のまちであったり旭市総合戦略の策定など様々な場面で、教授や学生にご協力をいただきながら関係性を深めてきました。

担当者間では、お互いに可能なことから実践し、持続的に連携していこうと話し合っており、今年度中に協定を締結したいと考えているところです。

以上です。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　それはとてもうれしいことです。引き続きよろしくお願いいたします。

南房総市でプロジェクトに参加する先生や学生は、築 100 年以上の古民家に宿泊します。この建物は市から無償提供されています。家賃はもちろん無料で、光熱費も市が負担しております。農産物や海産物は地元の生産者から届けられます。食費もほとんどかかりません。南

房総市までの行きは、車を持っている先生や生徒の車へ相乗りして向かい、帰りは最寄りの駅まで地元の方が送ってくれたり、アットホームな関係を築いております。

プロジェクトの進み具合によって、大学生が帰るタイミングはまちまちです。また、サーフィンや釣りといった趣味で滞在することも多少は許されております。援農やボランティアで１か月以上滞在する学生もいるそうです。完全な関係人口が築かれております。

観光で訪れる観光客の方、そういった方は市内の宿泊施設へ泊まっていただいて、官学連携プロジェクトに関わる方々、インターンシップや就業体験、移住体験といった関係人口になり得る方は、市がリノベーションして、築100年とは言いませんけれども、空き家に宿泊という受入れ体制ができれば、とてもすばらしいと思います。

また、空き家のリノベーションコンテストを市内の工務店へ依頼して募集をしたりしたら、個性的で話題性がある物件が出来上がってメディアの取材が増えて、ますます旭市の知名度が上がるという取り組み、想像するだけで私はわくわくします。

市長にお伺いします。千葉工業大学との包括的連携協定をよろしくお願いいたします。私は、昨年の報告会を聞いてわくわくしました。旭市には現在追い風が吹いております。ロケツーリズムによる全国的な知名度はどんどん上がっております。飯岡漁港を中心とした海業の話も動き始めました。大学との連携協定により、今後のまちづくりのビジョンとして市長はどのようなお考えをお持ちでしょうか、お聞かせ願えれば幸いです。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　社会全体が、少子高齢化、感染症の大流行など大きな不安を抱え、それらを解消するための対処や変革を求められている中、本市におきましても、産業の担い手不足、地域コミュニティの希薄化など、地域社会が抱える問題は増加し続けています。

そのような多様化、複雑化する住民ニーズに応え、地域社会が直面する様々な課題に対処しながら、持続可能な旭市としてのまちづくりを進めていくためには、大学や企業、民間団体との協働は不可欠なものと考えております。

大学との包括連携協定を結ぶことにより、大学側には、学生の調査研究のために活躍する場所や機会を提供し、市は、大学側から提供された高度な知識や情報と専門的な人材を活用させていただくことが可能となります。また、学生さんたち、若い人材が地域と交流することにより、市民のコミュニティや事業所の活性化が図られるのではないかと大いに期待しております。

このように、双方に利益となるような状況の下で、本市の抱える社会課題を解決し、よりよいまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員。

○１番（常世田正樹）　市長、ご答弁いただきありがとうございます。

まだ宿泊先にこだわるんですけれども、今の大学生、古民家暮らしとか田舎暮らし、そういったのが大好きなので、ぜひ空き家をリノベーションして、そういった宿泊先にしていただけたらと思います。

第１次産業の就業人口は、市内においても今後ますます激減していきます。今年の猛暑により、米づくりをやっている農家さんが、私が聞いた範囲でも 80 代の方が５人ほど、今年でやめるとおっしゃっておりました。もうこの流れは歯止めが利かないと思います。法人化してライスセンターなどでやっている若い連中も、受入れがもう無理で結局耕作放棄地が増える、そういった危険性をはらんでいると思います。なので、都市の関係人口、そういった方々をどんどん引き入れられるような方策を取り組んでいっていただきたいと思いますので、市長、よろしくお願いいたします。

宿泊施設があれば、就業体験を受け入れたいという市内の漁師や農家は多くいらっしゃいます。後継者を育てたいという志に対し、行政としてバックアップしていっていただきたいと思います。大学生がインターンシップをすることが当たり前の時代になってきました。大学生はお金がないので、宿泊先を市が提供してくれるならどんどん集まると思います。大学生を単発で受け入れることも大事なのですが、官学連携で、大学との良好な関係を長期間にわたって構築することができれば、旭市にとって大きな後ろ楯となってくれると思います。大学生が、「第二の故郷は旭市です」と言ってくれたら、市長、最高ですね。

以上で、私からの一般質問を終えます。

○議長（木内欽市）　常世田正樹議員の一般質問を終わります。

常世田正樹議員は自席へお戻りください。

◇ 﨑　山　華　英

○議長（木内欽市）　続いて、﨑山華英議員、ご登壇願います。

（６番　﨑山華英　登壇）

○６番（﨑山華英）　皆様、こんにちは。議席番号６番、﨑山華英です。

本日は、お忙しい中、傍聴に来てくださった皆様、中継録画配信を見てくださっている皆様、

本当にありがとうございます。この夏は記録的な猛暑が続く大変過ごしにくい季節となりました。また、９月到来とともに先週は台風 13 号が千葉県を襲い、関東で初めての線状降水帯が発生するなど、これまでと違う急激な気象変動に危機感を抱いています。次世代の子どもたちに残せる自然環境、社会の形成には、私たち大人の行動にかかってきています。

今回も一般質問、大きく三つの項目から合わせて５点伺います。

まず初めに、大きな項目１、性別にとらわれず個性・能力を十分に発揮できる環境形成のために、男女共同参画計画についてです。

本市においても男女共同参画計画が策定されており、今年度は第２次計画の期間が満了となることにより、第３次計画の策定準備に入っているということが、以前の質疑等でもお聞かせいただいているところです。計画策定をし直すタイミングであるこの旭市男女共同参画計画について、しっかりと見直しをしてほしいという願いを込めて、今回質問をいたします。

（１）の質問として、これまでの旭市男女共同参画計画の原案が何を基につくられたのか、お尋ねいたします。

続いて、（２）女性の就農・起業を増やす取り組みについて、具体的に行っていることはあるか伺います。

補足として、旭市は基幹産業である農業の分野において女性の就農率を上げ、さらには、女性がもっと主体的に活躍できる環境を醸成することで、新たな農業の可能性を広げていけるのではないかと考えます。女性の経営への関与と収益の増加には相関関係があると言われており、日本政策金融公庫の調査によると、女性が農業経営に関与していないよりも、しているほうが経常利益増加率に約 70 ポイントの差があるといった結果もあります。

また、農林水産省の調査によると、国内において基幹的農業従事者に占める女性の割合は、平成 31 年 40％と決して低いわけではないのですが、新規就農者に占める女性の割合は、調査が開始された平成 18 年の 30％から、平成 30 年には 24％へと低下してきているのが現状です。

ここで興味深いのが、新規就農者が就農した理由は性別で傾向が異なっており、男性は「自ら経営の采配が振れるから」「農業はやり方次第でもうかるから」との回答が上位になっている一方、女性の場合は、「農業が好きだから」「家族で一緒に仕事ができるから」という回答が上位を占めており、「子どもを育てるには環境がよいから」という理由を選択する割合が男性に比べて高く、農業自体に魅力を感じていたり、家族との関係、育児との両立に意識が向いていることがうかがえます。

勤務先に子どもを連れて仕事をするということは難しい場合が多いですが、農業や自営の場

合は、全てではないにしろ、一部でそれが可能な場合もあるのかと思います。将来の子育てのしやすさという観点からも、本市において若手の女性就農者を増やすために何か取り組まれていることがあるか。また、農業だけでなく広い事業範囲において、女性の起業を増やす取り組みを本市で行っているのかお伺いいたします。

続いて、大きな項目２、放課後児童クラブについてです。

（１）は、以前から質問していることになりますが、放課後児童クラブにおいて、夏休みなど長期休業期間中のお弁当支給についてお尋ねいたします。

本年４月に設立されたこども家庭庁では、５月に全国の市区町村を対象に、夏休みなどの長期休業中に預かっている児童に昼食を提供しているかどうか調査を行うなど、放課後児童クラブにおける昼食支給について、自治体へ検討を呼びかけているところです。近隣では、成田市が今年の４月から、長期休業中のお弁当支給の実証実験を放課後児童クラブに当たる児童ホームにてスタートさせました。本市においても前向きに検討すべきと考えますが、現在の検討状況をお伺いいたします。

続いて、（２）放課後児童クラブの運営についてです。

この後、再質問の際に具体的な事例を紹介いたしますが、現状、放課後児童クラブの開所は学校の臨時休業等に影響される形で、確実な運営がされるとは言えない状況になっています。そこでまず、クラブの休所の判断がどのような流れで、誰によって判断されるのかお伺いいたします。

続いて、大きな項目３、自治体ＤＸ（こども政策ＤＸ）についてです。

以前、議会答弁の中で、国におけるデジタル田園都市国家構想総合戦略が策定されたことを踏まえ、本市においては、デジタル技術の活用を含めた第３期目となる新たな総合戦略を、令和５年度から２年かけて策定していくといった発言が企画政策課のほうからありました。自治体ＤＸを進める中で、総合戦略にそれを入れ込むことは大変重要と考えておりますが、第３期総合戦略では、具体的にデジタル技術の活用の取り組みがどのような位置づけに入ってくるのか、基本目標や重点施策の一つとして入れ込むのか、基本施策の一つとして追加されるものなのかお尋ねいたします。

以上、１回目の質問です。

再質問は質問席で行います。答弁については時間制限ございませんので、丁寧に分かりやすいお答えを期待しております。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　﨑山華英議員の一般質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和）　市民生活課からは、１番の（１）旭市男女共同参画計画の内容と第３次計画の策定状況ということで、これまでの計画策定の仕方について回答をさせていただきます。

市では、男女共同参画社会基本法に基づき、平成 26 年度に第１次旭市男女共同参画計画を策定し、５年ごとに見直しを行っております。

第１次計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第３項の規定により、国及び県の計画を勘案し、市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、基本的な計画を策定しております。第２次計画では、第１次計画で取り組んだ結果を踏まえつつ、市の課題や重点的に取り組むべき施策の方向性を示すものとして計画を策定しております。

策定方法は、第１次・第２次計画ともに、計画策定の前年度に市民意識調査を実施し、計画策定年度には庁内検討組織として策定委員会を設置、計画策定に係る検討を行っております。その際には、下部組織となる専門部会を置き、関係課に施策についてのヒアリングを行っています。また、学識経験者、関係団体の代表者等による推進懇話会の開催や、パブリックコメントの実施により、市民からの意見を聴取しております。

以上です。

○議長（木内欽市）　農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、大きな項目１の、性別にとらわれず個性・能力を十分に発揮できる環境形成のためにの２項目めになりますが、本市における女性の就農・起業を増やす取り組みについて伺うという中の、就農の部分について農水産課からお答えいたします。

女性に特化した支援制度はありませんが、市では、性別などにとらわれず、市内で就農を希望する人を対象に幾つか支援制度を行っております。

具体的には、農業委員会や県、ＪＡなどと連携し、就農に関する総合的な相談・支援を行うワンストップ支援窓口を運営するほか、本格的に就農される方を対象に、新規就農総合支援事業として個々の状況などに応じた様々な補助制度を用意し支援しております。

また、国や市の男女共同参画計画にも位置づけられているんですが、家族経営協定の締結を促進することで、家庭内の役割分担や就業条件等を話合いにより明確にし、女性の就労環境の向上や農業経営及び地域社会への参画を促進しています。

以上です。

○議長（木内欽市）　商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　商工観光課からは、質問事項１の（２）のうち、女性の起業への取り組みということで回答を申し上げます。

起業支援、創業支援につきましては、商工観光課内のワンストップ相談窓口で、相談者のニーズに合った各種支援策の情報提供などを行っております。

また、起業を目指す方や創業間もない方を対象に、旭市商工会と共催による創業セミナーを年２回実施しております。

このセミナーを受講し、市の証明書の発行を受けると、会社設立時の登録免許税の軽減や創業関連融資の優遇措置が受けられます。

そのほか、市内の空き店舗を活用して事業を始める際の店舗改装費や、賃借料への補助を行う空き店舗活用事業を行っておりまして、商業振興・地域経済の発展のほか、創業者支援に寄与できるものと考えております。

これらの取り組みにつきましては、男女の区別なく支援しているものでございまして、例えば、令和４年度の創業セミナーの受講者は31名おりましたが、そのうち女性の受講者は10名でございました。

また、空き店舗活用事業補助金については、令和４年度は全体で 16 名の方が活用され、そのうち10名が女性であり、さらに新規開業者に限りますと、令和４年度新規開業者13名のうち９名が女性でありました。

女性に特化した支援策というものではございませんが、現在、多くの女性に活用いただいているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課から、２の放課後児童クラブについてお答えいたします。

まず、（１）学校の長期休業中、放課後児童クラブを利用する児童にお弁当を支給できないかにつきましては、近隣市町の実施状況や民間委託の可能性等について調査をしております。

香取市や山武市、横芝光町などの近隣市町におきましては、放課後児童クラブの運営を公設民営化することで、利用児童の保護者が業者を通して仕出し弁当を注文して、昼食までに児童に届けられる仕組みが整っております。

しかしながら、放課後児童クラブを公設公営で運営する本市にとっては、運営を民間に委託することは、現在の放課後児童クラブの運営費が増額することもありまして、その財源や保

護者負担などについてさらに研究する必要があると考えております。

また、放課後児童クラブにおける食事提供につきましては、先ほど議員おっしゃったように、本年６月にこども家庭庁より、食物アレルギーや感染症、食中毒の発生防止などの対応について配慮しながら、地域の実情に応じて対応するよう通知が来てございます。

この通知では、食事提供の事例集が示されておりまして、学校給食センターを活用した取り組みや弁当事業者と連携した取り組みが紹介されております。本市での給食センターの活用につきましては、長期休業中のメンテナンスや調理、配送の効率性、盛り付けの方法など、様々な課題があると思われます。

一方で、弁当事業者との連携につきましては、県内の自治体でも、運営を民間委託せずに公設公営で弁当提供だけを委託する実証実験を行っている放課後児童クラブもありますので、本市での実施が可能か検討していきたいと考えております。

また、近隣市町村の弁当提供の状況を改めて調査したところでは、弁当を注文する利用率、こちらのほうは総じて低いということもありますので、本市における弁当提供のニーズについても把握する必要があると考えております。

続きまして、（２）の放課後児童クラブの休所につきましては、誰がどのように判断するかということでございますが、これにつきましては、教育委員会のほうの放課後児童クラブ運営マニュアルに沿いまして、教育委員会が判断をしております。

この放課後児童クラブ運営マニュアルでは、児童の安全確保の観点から、台風・風水害等による休所判断のほか、地震・津波等による休所、インフルエンザ等の感染症による学級等の閉鎖の対応などが定められておりまして、原則、小学校が臨時休業となった場合、放課後児童クラブも休所となっております。

以上です。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、３の（１）についてお答えいたします。

第３期総合戦略につきましては、今年度、来年度の２年かけて策定することとしており、今年度は、アンケートや意見交換会等を通じて市民や事業所からの意識調査を行い、来年度に、施策の内容や構成を検討する予定となっております。

そのため、現時点ではＤＸの取り組みをどのような形で総合戦略に位置づけるか定まってはおりませんが、先進地のデジタル技術活用事例であったり、旭市総合戦略推進委員会などの意見を参考にしながら、盛り込みたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　一般質問は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時４７分

再開　午後　１時　０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、﨑山華英議員の一般質問を行います。

﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　それぞれにご答弁ありがとうございました。

初めに、大きな項目１、男女共同参画計画について、もともとの計画が何を基につくられたのかをお尋ねしたところだったと思います。

ここで前段にはなりますけれども、世界経済フォーラムが毎年発表するジェンダーギャップ指数、性別による社会格差がどれくらいあるのか、ランキングにしているものがあります。日本は、2023 年、146 か国中 125 位、前年の 116 位から９ランクダウン。この 125 位という順位は 2006 年の公表開始以来最低ということで、例年以上に大変残念な結果に陥っています。これは日本の状況が悪化しているというよりも、他国のジェンダーギャップ是正が着実に進む中で日本はずっと横ばいのスコアであり、この 20 年変わらない国ということが過去の経過からも読み取れます。

そもそもなぜジェンダーギャップの是正が必要なのか。世代によって、社会的に機会の差が生じることは人権を侵害することであり、格差自体を是正するためであるのは大前提でありますが、それ以外にも経済の発展など様々な狙いがあります。何より、私が以前からお伝えしているのは、皆さんも恐らく関心の高い少子化対策のためにも、決して後回しにしてはいけない重要施策だということです。

ジェンダーギャップについて、日本は文化的にも男女に性差があるのは当たり前であるという意識であったり、そこまで重要視して優先度を高く行う必要がない施策だと思われがちなのですが、特に地方でジェンダーギャップをないがしろにするということは、現代の若い世代の生き方、働き方の多様な感覚に沿うことができず、地元を出ていくといった選択、地元に戻ってこないということにつながっていきます。

ジェンダーギャップの是正というのは、少子化や東京一極集中による地方の過疎化が叫ばれる現代の日本において、子育て支援よりも、もっと根本の部分で地方が優先的に推進するべきものだと考えております。

前提をお話ししたところで男女共同参画計画の話に戻りますが、当初本計画は、国・県の計画を勘案して、２次ではさらに１次の結果を踏まえてとのことでしたが、第３次計画策定に当たり、現在の第２次計画をそのままなぞるわけにはいかないと考えます。そこで、今年度は具体的にどのように第３次計画を策定していくのか、策定の流れについて再質問をお願いいたします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和）　第３次男女共同参画計画の策定につきましては、第１次及び第２次計画と同様に、昨年度に市民意識調査を実施しまして、今年度、策定委員会を設置しております。

７月には、策定委員会及び専門部会、推進懇話会でそれぞれ会議を実施し、県のアドバイザー派遣事業を利用しまして、男女共同参画の基礎知識及び国の計画等について、専門部会と推進懇話会合同で研修会を実施しております。８月は、専門部会職員及び関係課に施策についてのヒアリングを行ったところであります。

今後のスケジュールとしましては、ヒアリングの内容等を基に素案を作成し、策定委員会にて内容の見直しを行います。その後、推進懇話会及びパブリックコメントの実施によりまして、市民からもご意見をいただきながら、計画の原案を作成したいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。

県のアドバイザーを入れていただいたりですとか合同研修会、市民の皆さんの声を聞きながら第３次計画をつくっていただくっていうことだったんですけれども、今現在の第２次計画を見る限り、本当にこれは計画として意味のあるものになっているのかを疑問に思っております。

例えば、啓発という言葉がたくさん出てくるんですけれども、啓発にしても、しっかりと意識の醸成につながるようなことができたのかが必要なのであって、例えば人権教室を年に何回やろうと、人権に対してはテーマが性差以外にもたくさんあるわけなので、もちろんどん

なテーマであっても必要ではあるんですけれども、この男女共同参画計画上では、どんな内容が必要なのかまでを記載するべきだと思っております。

また、基本目標３に限っては、「男女が安全・安心に暮らせる社会づくり」と書かれていますが、頭に男女がついているだけで、内容としては、市民が安全・安心に暮らせる社会づくりと言い直しても大差がないような内容となっています。これが果たして男女共同参画計画と呼べるのか、私は思いません。それらしいこととか、それは確かに必要だよねということはたくさん並んでいても、男女共同参画に直接つながらないような指標がとにかく多過ぎる点については、早急に見直しをお願いしたいと思っております。

もっと具体的に、女性だから機会を喪失しがちなこと、男性だから機会を喪失しがちなこと、性別にとらわれることによってどんな壁が起きているかということを洗い出し、それぞれの性別によって陥りやすい壁を取り除いてあげることが、本来の男女共同参画なのではないかということです。単純に男女の性別関係なく、何か取り組んでいますよということだけではこれまでとは何も変わりません。

そこで、先進地の一つとして、山形市の男女共同参画計画に当たる「いきいき山形男女共同参画プラン」というのを見ていただきたいのですが、基本目標の設定から目標達成のための各施策の一つひとつが具体的であり、旭市とは全く異なる計画設定であることが分かります。議員の皆さん、執行部の皆さんもお時間ある方は、旭市との違いに驚くと思いますので、ぜひ見てみてください。

ちなみに、山形市役所の男性職員の育休取得率は、令和４年度 73%です。市長が進んで男性職員に、そしてまた上司に、育休を取るように働きかけるなど意識の違いが見られます。こういったことからも、第３次計画については抜本的な計画の見直しが必要と考えているところですが、山形市のような先進自治体の計画を参考にしながら、いま一度計画の見直しをしていくことができないかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和）　第３次計画の策定につきましては、第２次計画からの進展を図るために、市民意識調査の結果や国、県、また近隣他市の計画を勘案しながら進めているところであります。

先進自治体の計画の中で参考にできる取り組みなどあれば、関係課と協議しまして、第３次計画に取り入れられるか精査をしたいと考えます。また、現在の課題は何かを的確に見極め

まして、表現の仕方なども工夫して、よりよい計画づくりになるようにしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。

恐らく 47 都道府県の中では、千葉県はかなり男女共同参画については遅れているほうだと思うので、近隣で見ているとあまり参考にならないと思いますので、ぜひそういう山形市のような事例とかを参考にしていただきたいと思います。ありがとうございました。

続いて、本市における女性の就農・起業を促進する市の具体的な取り組みは、（２）のほうの質問の再質問に移ります。

女性に特化しては、特に取り組まれていることはないとのことでした。また、起業の面では多くの女性が新規参入しているということが分かりましたので、大変喜ばしいことではあります。また同年代の女性で農業に従事している、もしくは夫の実家が農業だという友人がかなりいるんですけれども、女性同士ではつながる機会が少なく、同じような立場同士が見えづらいのではないかということに気づきました。

経営者である男性同士のコミュニティというのは、例えば農協の野菜部会であったり、商工会であったら商工会の青年部であったり、男性はつながりやすくても、女性の場合にはそういった横の連携、特に若い世代の女性同士の連携となると、地域レベルではマイノリティのためにつながりづらいのが現状ではないでしょうか。

旭市の基幹産業である農業の魅力をさらに掘り起こし、盛り上げていくためにも、そこに従事する若年層の女性同士のつながりを強めていくことは、一つのキーポイントになるのではないかと考えています。

他市の例を挙げますと、銚子市では、昨年から、「次世代の銚子農業を担う農業女子のネットワークを！」と題して「農業女子スキルアップセミナーｉｎ銚子」をスタートさせています。こういった若い世代の女性を対象とした、技術や経営スキル向上のためのセミナーをはじめ横のつながり、連携を促進する取り組みが本市としてできないか、農業、商業両方の分野で再質問としてお尋ねいたします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　まず、農業分野のほうからお答えします。

現在、千葉県では、ちば県女性農業者ネットワーク、これ今、令和５年で会員数が 219 名ということでした。そういった組織があるのですが、農業女子マルシェの開催など活動を通して、千葉県農業の魅力発信や農業女子の活躍をＰＲしているということです。

また、千葉アグリウーマンイノベーション事業として、若手女性農業者の経営参画の促進や、リーダー講座への受講を促す女性リーダー育成事業などが行われています。

この事業の一環として、本年 10 月に、おひさまテラスで農業女子交流会を開催する予定で、市としましても、これらの事業を発信し協力していくことで、女性農業者の交流の場の創設やネットワークづくりを応援していきたいと考えております。

○議長（木内欽市）　商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　それでは、商工観光課より起業面に関してお答え申し上げます。

女性の方々に特化したものではありませんが、創業セミナーなどの起業支援、創業支援の場において、旭市商工会への加入であるとか、経営指導につながるような働きかけを行っております。

また、空き店舗活用事業では、そもそも商工会への加入そのものを要件にしております。商工会では、商工業者の経営支援や地域活性化のための様々な活動を行っておりまして、加入することで会員同士の情報共有、連携が図れるものと考えております。

そのほか、商工業者の交流、連携を図る場として、例年１月に地域振興交流会を実施しております。

以上です。

○議長（木内欽市）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　ありがとうございます。農業、商業両方の面でいろいろと考えていただいて、答弁のほうありがとうございました。

私、ちょっと、商工会青年部が女性も入れるということをこの前ヒアリングで初めて知りまして、何かもともと男性が多いところにちょっと女性が入っていく、入れるんだけど、入ってくというのはやっぱり勇気がいることなので、その女性へのフォローをちょっと大切にしていただきたいなと思います。

何かを目指す、何かになろうと思ったときに、誰しもロールモデルが必要だと思っています。私も今ここに立っていられるのも、外にお手本としたいと思う女性がたくさん見つけられたからであって、今も引き続きに情報連携しながらつながってくださっているからでもあります。

本市においても、インスタグラムなどＳＮＳでたくさん発信をしてくれている市内の農業女子、経営に携わる女性が、探してみると結構いらっしゃることが分かります。そういった方々を知る機会があると、これまで挑戦しようとも思わなかった人の背中を押すことになります。この人に相談してみようかなともなると思います。

ロールモデルとなり得る女性を見える化すること、例えば広報で紹介するのもいいと思うんですけれども、情報が市内に限定されてしまうということもあり、今現在、私とともに活動しているインターンの方からも意見がありまして、今、既に旭市公式インスタグラムで行っている「ハッシュタグ旭」のように、「ハッシュタグ旭農ガール」など統一したハッシュタグで発信してもらうように呼びかけてもらったり、それを旭市公式アカウントでリポストするという方法もよいと思いました。

女性が何か始めてみようというきっかけづくりのほか、女性同士の横のつながりを生むためにも、ロールモデルとなる女性の見える化について何か取り組みができないか、３回目の質問をさせていただきます。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　農水分野ということで。

農業分野で活躍する女性が注目されるということは、市の農業のイメージアップ、国全体の農業のイメージアップ、新規就農の確保につながるものだと私どものほうも考えております。先ほどＳＮＳの話もありましたけれども、私も一応ＳＮＳやっていまして、その中で「農ＧＩＲＬ・農ＬＩＦ」だとか、「農業をはじめる．ＪＰ」とか、何で農ガールのほうをフォローしてんだってちょっと変なふうに思われてもしょうがないんですけれども。

この辺を見ていると、いろいろ農業今大変な状況が続いている中で、このＳＮＳから発信する農業者は非常に頑張って魅力的な農業を伝えていっている。そういったサイトであるなと思って、自分もこれ見ると励みになるなということでフォローして、なるべく「いいね」するようにしているんです。

そういったのも旭市はＳＮＳやってあって、要はハッシュタグで「あったか！旭」というのをつけていただくとどんどん集まるように、リポストして旭市のホームページに集結するようになりますので、そういったのもどんどん発信していければと思います。

また、広報の話もありましたけれども、毎月 15 日号ですが活躍する人を紹介する「エール」というコーナーがありますけれども、その中で、市内で活躍する女性農業者についてもぜひ

紹介していければと思っております。

また、先ほど紹介しました千葉県の女性農業者ネットワーク、それから千葉アグリウーマンイノベーション事業。先ほど言った銚子のスキルアップセミナー、これは多分この事業の系列で海匝農業事務所がやっているんだと思いますけれども、その中でもＳＮＳなどを活用した発信を行っています。

10 月におひさまテラスで開催される農業女子交流会では、「農業女子から旭市農業の魅力発信を！」というテーマに、専門家による講演やワークショップなどを行う予定で、今後も千葉県と連携しながら、活躍する女性農業者を応援していきたいなと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　それでは、商工観光課からご回答申し上げます。

市の移住・定住ポータルサイト「あったか！旭」におきまして、市の紹介であるとか各種支援情報を発信しているところなんですが、その中で、もう議員ご承知だと思いますが、起業・創業支援情報そういったもの、創業者、就農者の声というのも紹介をしております。今後は、女性の活躍状況などの掲載についても、担当課のほうと協議、検討をしていきたいというふうに考えております。

先ほど農水産課長からもありましたけれども、そのほか市のホームページ、ＳＮＳといった発信媒体を活用した方法なども、商業サイドのほうも検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　ありがとうございました。いろいろと前向きに検討いただくような答弁をいただけて大変うれしいです。ありがとうございます。

では、大きな項目１については以上で、次に行きたいと思います。

大きな項目２の放課後児童クラブについてです。

様々検討してくださっていることが分かりました。ありがとうございます。先ほど私のほうで例に出した成田市のほうですけれども、近隣である公設民営のほうではなくて、近隣ではなかなか例がなかった弁当のみを民間事業者に委託するという例で、私も報道ベースでしかちょっと情報のほう知らないんですけれども、弁当１個当たり、サイズによって 530 円から 600 円、クレジットカードの決済もできて、保護者が直接お弁当を注文して、配送のほうも事業者のほうでお願いできるということでした。

私個人的な意見としては、給食の無償化の前に、働く家庭へ向けて子どもと保護者への十分な支援というところを考えていただきたいと思っているところです。なので、夏休み中のお弁当は実施に向けて、ぜひ前向きに動いてほしいと思っています。とはいえ、利用率が少ないという答弁もございました。せっかくやったとしても、ニーズに対応し切れてなかったり、結局あっても使わないという方があっても仕方ないと思いますので、実際にどれぐらいの方に、利用者に求められているのか、いま一度きちんとした意識調査も必要と思います。

これまで、毎年の児童クラブの利用者アンケートというのはやっていたと思うんですけれども、そこに、長期休業期間中のお弁当についてどのように考えるか調査、アンケートを実施できないか。例えば価格はどこまで許せるのかとか、どんなお弁当ならいいのかなどの調査をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　放課後児童クラブでは、年に１度、利用児童の保護者に対して、運営内容などに対して利用者アンケートを実施しております。次回のアンケート調査におきましては、議員おっしゃるように、学校の長期休業中のお弁当提供、どのぐらいの金額であれば注文するとか、そういうところも含めまして調査したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　調査をやってくださるということで、ありがとうございます。

続いて、（２）のほうの質問に移ります。

クラブ休所の判断は誰が、どのような基準で行うのかという１回目の質問だったと思います。基本的には教育委員会のほうで判断するけれども、小学校の臨時休業の場合は、それに伴ってクラブは休所になってしまうということで、ご答弁いただいたと思うんですけれども、今回この質問を入れた背景には、今年の５月 10 日に起こった市内の断水が主なきっかけとしてあります。断水については８月にも起こったわけなんですけれども、５月の断水が起きた地域は限定的であったものの、海上中学校隣の第２給食センターが断水の影響を受けたことにより、市内の半分のエリアの小・中学校の給食が２日間提供できなくなるなど、間接的に大きな影響が出ました。

給食がストップした地域のうち、１日目については、朝、断水が発生して急遽だったということもあり、全校統一して半日休校の対応を取ったところですが、翌日の２日目については、

引き続き給食の提供がないということ以外は、ほとんど全ての学校設備には問題がなかったことからも、家庭からお弁当を持たせて１日授業とし、その後の放課後児童クラブの開所についても通常どおりとしたところがほとんどでした。

しかしながら、飯岡地区の中学校と小学校、３校については、２日目についてもお弁当なしの半日休校としたところで、それに伴う形で小学校については、ほかの学校とは違い２日連続で放課後児童クラブが休所となりました。入所児童の保護者からは、特にお子さんが低学年でほかのご家族の協力を得られなかった方で、仕事を急遽２日連続で調整しなくてはならなくなり、そう簡単に休めるわけではない状況下で大変なご苦労があったこと。ましてや、学校施設や児童クラブ施設自体には断水等の影響は何もなかったにもかかわらず、ほかの学校と違って２日目もクラブが休所になってしまったことに、大変な不満を抱くお声がありました。

断水のほかにも、台風や感染症などで様々急遽の決断をする機会は多く、それによって放課後児童クラブがお休みになるケースは多々あります。何より、子どもたちや教職員の安全を確保することが災害時において最優先ではありますが、働く保護者への配慮は生活に関わることになりますので、安全の次に重要視しなくてはいけないと考えます。

保育園から小学校に子どもが上がる上での働く親が感じる壁、小一の壁をなくしていくためにも、中でも特にひとり親のご家庭や、災害時に社会的要請が強い防災関係者や医療関係者といった、特に配慮が必要な子育て世帯に対して、できる限り子どもたちの預かり支援ができるような体制、判断基準を設けることができないかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　放課後児童クラブは、学校の校舎を利用して学校の下校後に子どもを預かるということで、朝から子どもを預かる就学前の保育事業とは異なりまして、学校の休校等その学校の判断に大きく影響を受ける状況にあるため、学校と教育委員会、放課後児童クラブの連携が不可欠であると考えております。

そのような中で、給食が提供できないなどの緊急事態時に、ひとり親家庭とか特に配慮が必要なご家庭に対してどのような配慮をすべきか、さらに学校と教育委員会、放課後児童クラブで連携を深めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（﨑山華英）　分かりました。ぜひ、こういったことがなるべくないようにお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回も今年２回目の断水ということで、この数年の状況を見る限り珍しいことではなくなりつつありますが、起こってしまった場合に、早期復旧以外にも、できる限り市民が日常生活を継続できるように努力することが必要だと思います。放課後児童クラブは、保護者が、あれば便利だから利用したいという感覚で利用しているわけではなくて、保育所と同様にないと困るから利用しているわけであって、それが翌日も給食が出ないという理由だけでお休みになってしまうのは、もってのほかなわけです。

今回このような対応があったことを知り、何度か教育総務課のほうとはお話しさせていただいて、また一般質問でも取り上げて何度もしつこいなと思われてしまうかもしれないんですけれども、一部の保護者にとっては死活問題であったということをよく考えていただいて、こういったことを配慮していただけるようにならなくては、いつまでも子育てしやすいまちにはならないと思います。

では、大きな項目３のほうに移らせていただきたいと思います。

自治体ＤＸ（こども政策ＤＸ）についてです。

１回目、第３期総合戦略、ＤＸがどのような位置づけになるのかということで質問をさせていただきまして、まだ詳細は未定とのことでした。ＤＸを推進している自治体は既に多くあると思うんですけれども、総合戦略や計画への位置づけが、その後の方向性を決める大変重要な役割であると考えております。

中でも、先進地として先を行くつくば市を例に挙げると、旭市の総合戦略に当たるつくば市未来構想・戦略プランで、ＤＸに対するはっきりとした方向性が描かれているところです。つくば市を参考にするにはかなり背景や条件も違ったりしますので、例えば、隣の銚子市においては、銚子市ＤＸ推進計画を策定し、今年の４月から予算も立てて計画の執行を行っているようです。

新しい事業をするには、当たり前に計画が必要なんだと考えますが、本市ではＤＸを進めるに当たり、ＤＸ個別推進計画を策定する予定はあるのかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市）　﨑山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　現時点では、本市のＤＸ推進計画を策定する予定はございませんが、市民の利便性と市役所の業務効率を向上させるためにも、デジタルを活用した取り組み

は積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　今のところ予定はないということでご答弁いただきました。

既に、銚子市では、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して窓口のオンライン予約の導入、保育業務のＩＣＴ導入など市民が確実に実感できるサービスを、今年度準備、スタートしていくところです。

本市においても、既にＤＸに対しては始まっている取り組みが幾つかある中で、恐らくあると思うんですけれども、それらが特に計画がないままにばらばらに動いていては、正直どうなのかなという気持ちが起きます。ＤＸ推進のためには、はっきりとした計画の策定をぜひ検討いただきたいなと思っているところです。

ここからは、通告に書かれた本題とも言えるべき質問になると思うんですけれども、特にデジタル化に抵抗感の少ない若い世代が関わる分野から、積極的にデジタル技術を取り入れてほしいですし、子育て支援に関するサービスについては、利用する方からＩＣＴ導入に対し積極的な声、要望が多く聞こえています。

そこで、３回目の質問として、子育て支援に関する業務に対していち早くＤＸを進めていけないか。また、今現在子育て世帯層に向けたＤＸの取り組み、どんなものがあるのか。また今後予定している取り組みがあるのかについてお尋ねいたします。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員の再々質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　現在実施しているものについて、初めにお答えいたします。

現在は、国が発行しておりますマイナンバーカードを利用した電子申請、マイナポータルのお住まいの市区町村への手続「ぴったりサービス」から、保育所の入所手続や児童手当の現況届など、一部申請が可能となっております。

今後の取り組みといたしましては、他市町村の先進事例や国の支援策などその動向に注視いたしまして、子育て中の保護者や保育士などの負担軽減につながるものを研究しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　崎山華英議員。

○６番（崎山華英）　ありがとうございます。

マイナンバーカードでのぴったりサービス、ヒアリングの際にもご紹介いただいて、ちょっと私も知らなかったっていうのがあったんですけれども、やっぱりそれで申請できるのもあれば、一部は窓口へ行かないと、結局はもう窓口へ行ったほうが早いよみたいなことが起きてしまっていると思うので、できれば、全てがそれでオンラインで済むというのが理想だと思うんですけれども、まだまだアナログであることが本当にほとんどで、一層に力を入れていただきたいと思っております。

例を言うと、申請や、先ほども言ったような届出のほう、届出のたびだったりとか、毎年何度も同じ情報を手書きで書かなくてはいけなかったりだとか、住所氏名などの基本情報のほか、子どもの予防接種情報などがそうだと思うんですけれども、また、先週はこども家庭庁が、保育園に入所する際に自治体へ提出が必要となる就労証明書について、国が書式を統一する内容の改正省令案を公表したというニュースも入ってきており、今後就労証明書のオンライン化というのも始まってくると思いますので、それに向けて確実にスタートを切れるように、準備もお願いしたいところです。

また、さらに細かい部分でいうと、現在は各保育所ごとになっている病児保育や一時預かり保育の申請の一元化、オンライン化、手作り看板を職員の方が手でめくる形で表示しているハニカムの混雑状況をウェブ公開したりとか、あと保育所からの連絡を連絡アプリにするなどなど、市民の皆さんからも要望が多く上がっているところです。

こういうのは、結局、利用者の負担軽減以上に職員の業務負担の軽減、保育サービスの質の向上につながることですので、積極的に取り組んでいただきたいと思います。こども家庭庁のほうでもこども政策ＤＸ推進チームが立ち上がっていることからも、旭市でも取り組みについて加速させていただきたい思いで今回質問をいたしました。

最後の質問として、今後さらに、子どもや子育て支援に関する業務のＤＸに積極的に取り組む考えはあるか、再度お聞きします。

○議長（木内欽市）　﨑山華英の議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　ＤＸに取り組むことにより利便性の向上と効率化が図れるものについては、所管業務を精査いたしまして、子育てをする家庭の負担を少しでも軽減できるよう進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　﨑山華英議員。

○６番（﨑山華英）　ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　﨑山華英議員の一般質問を終わります。

﨑山華英議員は自席へお戻りください。

◇　宮　内　　保

○議長（木内欽市）　続いて、宮内保議員、ご登壇願います。

（１３番　宮内　保　登壇）

○１３番（宮内　保）　議席番号13番、宮内です。

令和５年第３回定例会において一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。今回、私は、３項目、４点について質問させていただきます。

まず１項目めは、特定外来生物の水草、ナガエツルノゲイトウ対策について質問をいたします。

７月22日の読売新聞の夕刊に最強・最悪の侵略的植物が日本列島侵略中、そして全国25都府県に拡大、稲作にも大きな影響が出ているという見出しで報道されました。

その内容でありますけれども、千葉県内の河川などで、最強・最悪の侵略的植物とも呼ばれる南米原産のナガエツルノゲイトウの繁茂が止まらず、農家らを悩ませていると。ちぎれ落ちた茎などからも再生するほど生命力は強く、水門などを詰まらせたり、田んぼの稲を倒したりするおそれがあるとのことで、県では、政府に駆除の方法の確立や財政支援を求めているようですが、旭市でも、水田地帯を流れる秋田川のあちこちにナガエツルノゲイトウが生い茂っており、茎は長さが50センチから100センチほどで、太さは約４ミリで、マット状に葉を広げていくため、川幅いっぱいに水面が覆われているところもあるようです。

生態に詳しい滋賀県立琵琶湖博物館の中井特別研究員は、水陸両生で暑さや乾燥にも強く、茎が折れやすく、ちぎれた部分から、どんな場所であっても広がってしまうと説明しております。刈り取っても、地面に放置したり根が一部でも残っていれば、その場から再び繁茂するとのことです。手賀沼で駆除に取り組んでいる市民の会の担当者は、手作業では焼け石に水だと言っており、行政との連携が欠かせないと話しております。

そのような中でありますが、ナガエツルノゲイトウの現況と対策について、（１）番として、旭市のナガエツルノゲイトウの繁殖の状況と分布についてお伺いいたします。（２）番として、旭市における現在までのナガエツルノゲイトウの駆除の状況と今後の対策についてお伺

いいたします。

続きまして、２項目めは、飯岡台地の風力発電事業についてお伺いいたします。

政府は、脱炭素の実現に向け、洋上風力発電を再生可能エネルギー普及の切り札と位置づけ、国土が限られる日本では、太陽光の拡大に限界があり、原発再起動の見通しも不透明な中で四方を囲む海に適地を確保できると見て、将来性に魅力を感じた企業が参入し、地方経済の活性化にもつながるとの期待をして、政府は、2040 年に、原発約 45 基分に相当する、最大4,500 万キロワットの洋上風力発電を導入する目標を掲げているようですが、そのような中、今年に入ってから、飯岡台地の陸上における風力発電の工事が始まっております。

飯岡風力発電所リプレース工事として、令和５年３月 30 日から令和６年 11 月 30 日までの工事のようでありますが、それでは、以前に風力発電事業を行っていた事業者と同じなのか、違う事業者なのか。また、今回の風力発電事業の規模については、以前の工事とは違って非常に大きなパイルを打ち込んで大規模な基礎工事が行われているようですが、風力発電の規模はどのくらいの規模で行われるのかお伺いいたします。

続いて３項目めは、部活動の地域移行について。

県のガイドラインに基づく、令和７年度末をめどとした段階的な部活動の地域移行について、現在までの進捗状況と課題についてお伺いいたします。

今年度から段階的に進められている公立中学校の部活動の地域移行に関し、いろいろな課題がある中、部活動は、スポーツや文化・芸術活動などを通じた学びの場として、子どもたちの健全育成に大きな役割を担う。その維持に向け、地域への移行を円滑に進める必要があるとのことで、部活動については、少子化に伴う部員減少により学校単位での運営が困難になりつつあるようで、また、深刻化する教員の長時間労働の温床にもなっているとの指摘もされております。

そのため、政府は、部活動を地域のスポーツクラブなどに委ねる取り組みを今年度からスタートしました。公立中学校の休日の部活動から実施して、将来的には平日の部活動にも広げる方針のようであります。このような中ではありますが、現在の旭市のクラブ活動の現状はどうなのか、団体スポーツの野球、バレーボール、サッカー、バスケットボールなど、また個人競技などの剣道や柔道などは少子化で大変のようでありますが、どのようにクラブ活動が行われているのかお伺いいたします。

以上、３項目、４点についてお伺いいたします。

なお、再質問は質問席で行いますので、分かりやすい簡潔なご答弁をお願いいたします。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の一般質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　それでは、私のほうからは、１項目め、特定外来生物の水草ナガエツルノゲイトウの対策についての（１）（２）、次に、２項目めの、飯岡台地の風力発電事業について、事業者及び風力発電の規模についてお答えいたします。

１項目めの（１）市内での分布状況と繁殖状況についてでございますが、市内の主要な河川、水路等を調査しましたが、ナガエツルノゲイトウは秋田川やその他の農業用水路の一部で多く繁茂しており、新川の揚水機場の付近でも生育が確認されております。

次に、（２）の市内におけるナガエツルノゲイトウの駆除の状況と今後の対策についてでございます。一部の農業者により、河川に繁茂しているナガエツルノゲイトウの駆除を試みたようですが、すぐに繁茂してしまったと聞いております。

今後といたしましては、県、土地改良区等関係機関と連携し、対策を検討してまいりたいと思います。

次に、２項目め、飯岡台地の風力発電事業についての（１）まず、事業者及び風力発電の規模ということですが、現在飯岡台地で建て替え工事を実施している事業者は、以前と同じ事業者でございまして、今回の風力発電所の規模は、１基当たりの出力が2,300キロワットの風車を４基建設する計画であると伺っております。なお、以前は850キロワットの風車が５基設置されておりました。

また、今回の建て替え工事により設置される風車は、以前よりも大型で、羽根（ブレード）の先端の最高到達地点は119メートルになるということで伺っております。

以上です。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課から、３の部活動の地域移行についてお答えいたします。

（１）部活動の現状ですが、市内中学校では、運動系のクラブとして陸上競技、軟式野球、ソフトボール、ソフトテニス、サッカー、バレーボール、バスケットボール、体操競技、卓球、バドミントン、柔道、剣道が活動をしております。

文化系としては、吹奏楽、美術、ボランティア、パソコン、総合学芸が活動しております。

少子化により１校ではチームが組めない状況というのが最近ありまして、今年度夏の支部大会では、ソフトボールのほうで一中と海上中が、軟式野球で飯岡中と海上中が合同チームで

参加をしている、そういった状況もございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　それでは、ナガエツルノゲイトウの分布と繁殖の状況について再質問します。

分布の状況と繁殖の状況は、ある程度分かりました。このナガエツルノゲイトウは南米原産の多年生の植物であり、その最大の特徴は繁殖力で、今各地で繁殖が確認されておりますが、特に春から夏にかけて繁殖がすごく、駆除が追いつかないほど事態は悪化しているようでありますが、印旛地域においては印旛沼をはじめ河川、水路、畦畔、そしてほ場の中に広く侵入してしまっている状況のようでありますが、旭市においては、繁殖と分布の状況についてどのように調査しているのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　市内の主要な河川、農業用水路、ため池等になりますが、市の職員で目視による調査を行いました。

以上です。

○議長（木内欽市）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　目視で調査しているということで。

実は、私も、干潟土地改良区と大利根土地改良区から繁殖の状況についての写真を頂きました。これが秋田川の排水路なんですけれども、５月 25 日撮影で、約２か月ちょっとでこの排水路がもういっぱいになっていると。萬力地区のうちの排水路が、これは８月 15 日の繁殖状況なんですけれども、やはりもういっぱい。これは匝瑳市の共興線というやはり排水路なんですけれども、これも２か月たたないうちに水路を越えて農道まで、もうナガエツルノゲイトウが繁殖をしているということで、非常にやはり、先ほども言いましたけれども、繁殖力がすごいと。これ大きな写真なんですけれども、このように農道にも全面的に覆っているということで非常に繁殖力がすごくて。

実は、私、金曜日の台風 13 号ですか。それで、だいぶ茂原市のほうは 380 ミリということで大水が降って、河川などが氾濫してだいぶ被害が出ているようですけれども、旭市もだいぶ降りまして、当日午後２時頃でしたか、干潟土地改良区へ電話を入れまして状況はどうだということで聞きましたら、干潟土地改良区では降水量は 170 ミリということで、茂原市辺り

から比べると約半分以下ということで。

私もすぐ萬力のこの地区をちょっと見に行ったんですけれども、大水が降った割には水位が下がって、このナガエツルノゲイトウが下のほうに、約半分ぐらいのところで沈んでいるというような状況で。午後３時頃、今度は大利根土地改良区へ電話を入れまして匝瑳市の共興線、この状況はどうなんだと聞いたんですけれども、やはり大利根土地改良区は８月の時期は用水路の水はもう止めて、水路には水がない状態でナガエツルノゲイトウが沈んだ状態になっているから、多少大水が降っても外へ流れるというあれはないということで、取りあえず一安心したんです。

もし、梅雨の時期に線状降水帯みたいなああいう形で大水が降った場合は、もうほかの田んぼへ行ったり、畑へこのツルノゲイトウが行ったらもう手がつけられないような状況になるということで、非常に心配したんですけれども、どっちにしても、今回は秋である程度排水路の水を控えておりますから、その辺大丈夫だったのかなということでちょっと安心したんです。

そんなことで、今後とも十分、これからの時期はそんなには繁茂したりはしないでしょうけれども、やはり注意深く、目視でしょうけれども、よく注意していただきたいと思います。

それでは、また再々質問します。ナガエツルノゲイトウという特定外来生物、この雑草については、農家の皆さんに対して旭市においてどのように指導、周知しているのか。

匝瑳市では、８月の広報紙で、ナガエツルノゲイトウの水田での駆除ということで、ナガエツルノゲイトウは非常に高い繁殖力、拡散力を持つ水草です。水田に多く発生すると、作物との競合による減収や収穫時にコンバインに詰まり、作業効率の低下をもたらすおそれがあります。駆除方法としては、発生が少ない場合は根元から取り除いて、多い場合は登録のある除草剤の散布をし、霜が降りてナガエツルノゲイトウが凍ると除草剤の効果が発揮できなくなるため、霜が降りる前に散布し、また除草剤を散布しても完全に枯死させることはできないため、地上部が枯れた後、残った株を根元から丁寧に取り除き、農業機械に付着した茎の断片の拡散を防止するため、発生の少ない水田から先に耕うんし、発生した水田での作業後はよく洗浄しましょうとの広報でありました。

このナガエツルノゲイトウに対する指導と周知を早急にすべきと考えます。旭市としてはどのように取り組むのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　一般質問は途中ですが、２時５分まで休憩いたします。

休憩　午後　１時５２分

再開　午後　２時　５分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、宮内保議員の一般質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、ナガエツルノゲイトウの関係で、農家の皆さんに対する指導と周知に対して市はどのようにということでお答えいたします。

ナガエツルノゲイトウは、水田に一度侵入すると根絶することは難しくなります。節がついていれば小さな断片からでも再生し、茎は水に浮きやすく、河川や水路の下流に流れ、流れ着いた場所でマット状の群落を形成し、分布域を拡大します。

乾燥にも強く陸地でも生育すると聞いております。

種子繁殖はしませんが、茎や葉のみで増殖するため、水田の取水口に網を設置するなど、水田に侵入させないようにすることが必要となります。

水田や畦畔に繁茂した場合は、草刈り機等で刈り払うことは拡散することにつながるため、除草剤を散布し、その後に根を根気強く駆除することが必要になってくると言われています。

このような情報を市のホームページへの掲載、それからＬＩＮＥで発信しており、市の広報にも９月 15 日号で掲載する予定となっております。

海匝農業事務所では、ＪＡちばみどりの協力で、ナガエツルノゲイトウの対策について掲載されたチラシを農協の広報誌９月号に差し込み、組合員に配布すると聞いております。

今後は、多面的機能支払交付金を活用している保全会などの団体に対しても、チラシなどにより周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　それでは、なるべく早く農家の皆さんに指導と周知のほう、よろしくお願いしたいと思います。

先ほど、控室で遠藤議員といろいろ話をしていたんですけれども、実際もう田んぼには入っているということで、やはりコンバインに絡んで刈りづらくなってきているというような状況のようですので、やはり農家の皆さんに対して早く周知して、どれだけ怖い外来生物か植

物かよく指導していただきたいと思います。

それでは、（２）の旭市における現在までのナガエツルノゲイトウの駆除の状況と今後の対策について再質問いたします。

農林水産省、環境省、農業・食品産業技術総合研究機構のナガエツルノゲイトウ駆除マニュアルによる駆除に対する基本的な考え方によりますということで、先日、先ほど環境課長も持っていたんですけれども、マニュアル、私も、干潟土地改良区か大利根土地改良区だったかどっちかでもらいまして、その中で３項目ほど、基本的な駆除のマニュアルということで。

まず１番目として、早期発見・早期駆除。手に負えなくなる前に対策をする。生長の初期、群落が小規模であれば簡単に対策を行うことができるということ。

２番目として、粘り強く対応し、複数の手段で根絶まで継続実施する。拡大力・再生力が非常に強く、僅かに生き残った個体や断片から再生する可能性があるため、密度が低下するまで、また密度が低下した後も、粘り強く対応する必要があるということであります。

３番目として、周囲への拡散を防止するため、農業水利施設は水路を介して下流域や農地とつながっていることから、被害を拡大させないために適切な対策を行うとともに、水系として管理する視点も必要とのことであります。

それでは、このようなナガエツルノゲイトウ駆除マニュアルによる駆除に対する基本的な考え方でありますけれども、これを誰がどのように駆除を実施するのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　この件につきましては、ナガエツルノゲイトウの繁殖が確認されている河川や農業用水路等の管理者であります、県や土地改良区等と連携を図って進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　連携をよく図って、早めに駆除をしていただきたいと思います。

それでは、駆除の準備としての注意点といいましょうか、それについて再々質問をいたします。

ナガエツルノゲイトウは外来生物法により特定外来生物に指定されており、拡散を防ぐために、栽培、保管、運搬、譲渡、放出が禁止されております。また、再生力が高いため、駆除の際にまだ生きている個体を運搬すると拡散させてしまう可能性があり、法律上適切な手続

きを取った上で注意深く駆除を行うと。

地方公共団体等による計画的・定期的な駆除の場合は、外来生物法に基づく防除の確認、認定の手続きを取り、地域住民やボランティアなどによる小規模な場合は、いつどこで誰が行うのか、インターネットや広報紙、回覧板等により事前に告知をして、駆除したものは乾かして袋に密閉するなど、断片がこぼれ落ちないように対策をして行えば、処分するために生きたままごみの焼却施設などに運ぶことが可能となり、各地区で行っている多面的機能支払交付金の活動組織はこれに該当するようであります。

このような状況で、クリーンセンターで焼却処理できるものなのか、また非常に複雑な手続きもあり大変な作業であり、今後はやはり予算立てとともに対策会議なども開催すべきと考えます。市としてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の再々質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　東総地区広域市町村圏事務組合に確認しましたところ、除去したナガエツルノゲイトウを袋に入れ密閉するなど、茎や葉がこぼれ落ちないように対策をしていただければ、東総地区クリーンセンターでの焼却処理は可能とのことです。

あと、対策会議などの開催につきましては、非常に広域的な問題でもありますので、近隣市や関係機関と情報を共有しまして、進め方を協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　予算立てのほうが入っていないのでちょっと寂しいんですけれども、どうか予算立てのほうもぜひよろしくお願いします。それは、また市長のほうにもお願いしますので、どうか市長、よろしくお願いします。

それでは、ナガエツルノゲイトウの最後の質問でありますが、やはり８月 26 日土曜日の読売新聞に、県は外来水草駆除への本腰という見出しで新聞報道がありました。県内の河川や農業用水路で、南米原産の水生植物ナガエツルノゲイトウの繁茂が止まらないということを受け、県は９月の県議会に提出する、今年度一般会計補正予算に駆除費などの約１億円を盛り込む方針を固めた。そして、行政と現場の連携を深めるため、県内全域で繁茂の実態も調査するとのことで、対策に本腰を入れるとのことであります。

そのほかにも、７月 29 日に干潟土地改良区が匝瑳市で、春海・椿海・豊和地区の環境保全会で、難防除雑草ナガエツルノゲイトウについてということで研修会を開催いたしました。

このように、県も土地改良区も危機感を持って取り組んでいるようであります。

そこで、米本市長、農業経験が豊富で農業を一番よく理解している米本市長に、今回のナガエツルノゲイトウに対する市長としての取り組みなどご意見をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　先ほどからの宮内議員の質問にありましたとおり、ナガエツルノゲイトウは拡大力・再生力が非常に強く、根も含めて小さな断片でも再生し、流れ着いた場所でマット状の群落を形成するため、水路を閉塞し、排水の障害になるばかりか、排水機場などのスクリーン周辺にとどまり、目詰まりを起こすようでございます。

また、水に浮き、流されやすい水草で水田にも入りやすく、さらに乾燥にも強いため、水田のあぜや畑地などでも生息でき、一度侵入されると駆除することが非常に難しいと聞いております。

市のホームページ、広報紙等を活用し、広く市民に周知を進めることで、市内に新たな繁茂箇所が発生しないように、早期発見に努めてまいりたいと思います。

また、繁茂している箇所につきましては、議員の質問の中にございましたように、国、県、近隣市及び土地改良区と連携し、補助事業の活用や防除、駆除について対策方法をよく検討して除去することにより、定着を防ぐように努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　米本市長、ありがとうございました。

ちょっとこれ私の個人的な意見なんですけれども、予算立てをするとかそういうのはなかったんですけれども、この対策が遅れた場合どのようになるのか。市長もよくご存じのジャンボタニシ、あれなんかも今農家の人は非常に困って、ジャンボタニシに対する経費は莫大な金額であります。相当な被害が出た、あのジャンボタニシも、私は早急に早めに対策をしたならば、こんなに農家に対して被害が出なかったと思いますので、どうかこのナガエツルノゲイトウに対しても、旭市だけの問題ではないと思いますけれども、早急に予算立てをして、早めに対策を取っていただきたいと思いますので、どうかその辺よろしくお願いいたします。

それでは、次の再質問をいたします。風力発電事業について再質問します。

規模についてはよく分かりました。前回、以前は 850 キロワットで、それが５基で、今回は

2,300 キロワットが４基ということで、大体ですけれども、約３倍ぐらいの規模であるということで、よく分かりました。

それでは、以前と同じ場所に５基の風力発電風車がありました。2019 年の台風 15 号で、そのうちの１基の３枚ある羽根の１枚が折れ、近くの畑に落ちました。幸いにも近くを通る道ではなく大きな事故にならないで済みました。この事故は、羽根の腐食が進んで強風によって折れて落下したものなのか、それとも台風 15 号の強風によって折れたものなのか、この事故の原因は何であったか、この事故の検証は行われたのか、また、市に対して事故報告はあったのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　令和元年度の台風 15 号による風車への被害について、市では報告を受けておりませんが、風車の建設の認可をしている国のほうへは報告を行っているとのことでした。

被害の状況と原因について事業所に確認いたしましたところ、風車の羽根（ブレード）の一部が台風の強風により、風向、風速の急激な変化を受け破損したとのことであると聞いております。

以上です。

○議長（木内欽市）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ありがとうございました。原因についてもある程度分かりました。ありがとうございます。

それでは、風力発電事業の再々質問をいたします。

最近の風車はどのような設備があるかよく分かりませんですけれども、以前の風車では、電波障害によってテレビなどの画面の映りが悪くなったり、風車の近くの畑では、風車の羽根が空気や風を切る音で耳鳴りがしているような感じがしたり、特別大きな騒音ではないんですけれども、長い間その音を聞いたりしているとちょっと不安になるようです。

このように、以前あった風車ではいろいろと問題があったようですが、そこで今回の風力発電事業の安全対策はどうであるのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の再々質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　この件につきましても事業者側のほうに確認いたしましたところ、前

回の風車の設置状況や現地での調査等により、電波障害については発生しないという見解でございました。なお、電波障害が生じた場合には事業者側で対応するということを聞いております。

また、騒音については、風車が大型になりますが、羽根の先端が通過する位置がほとんど変わらないため、同じくらいであるとの回答でございました。

以上です。

○議長（木内欽市）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ありがとうございました。

電波障害のほうは何とかなるけれども、騒音のほうはやはり以前と同じということで、私も近くに畑があるもんですから、その辺で仕事をしていますと、最初はひどかったんですけれども、だいたい半年、１年するとそういうのを全然感じなくなるわけですよ。ですから、どうなんでしょうかね。そういうものはすぐ慣れてしまうものなんですかね。人体にあんまり影響がなければいいのかなと思いますけれども、その辺もまた環境課のほう、よろしくお願いいたします。

それでは、風力発電事業の最後の質問をいたします。

銚子沖の洋上風力発電は、発電容量が約 39 万キロワットで、高さが 250 メートルで、巨大な風車が 31 基建設されるようですが、市が実質的に受け取る固定資産税は 20 年間で 45 億円と見られております。そのような中ですが、現在の飯岡台地での風力発電事業での固定資産税の税収はどのくらいの金額なのか。規模は小さくてちょっと比較にはならないんですけれども、また風力発電での税収は交付税が減額になると聞いております。その辺どうなのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　風車の固定資産税額についてお答えすることは、申し訳ないですけれども、できませんが、風車の規模が大きくなることにより、固定資産税額が増えることが予想されます。これに伴い、その固定資産税額の 75%が普通交付税から減となります。

以上です。

○議長（木内欽市）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　交付税が 75%カットということで、少しでも固定資産税税収が増えればまたいいんですけれども。

そこで市長に、ちょっと通告にはないんですけれども、昨年の何月だったかちょっと忘れてしまったんですけれども、全国洋上風力発電市町村連絡協議会設立総会というのに市長が出ております。旭市も、要するに洋上風力発電が一部かかるということで。こういう席で市長、ぜひ、これは全国的な組織でありますので、国にこういう固定資産税を 75%もカットされては、やはり市としては税収は少しでも多くあればいいわけですけれども、交付税 75%カットされたんでは何のためにね。

これから洋上風力発電も進むと思いますけれども、洋上風力発電は私はどうだか分からないんですけれども、カットされるというのはやっぱり問題があると思いますので、ぜひ、全国的な協議会でよく皆さんに意見を言って、国によく要望して、こういうことがないように、市長、この辺をよくお願いしたいと思います。これはいいですから、別に。

それでは、次の部活動の地域移行について再質問をいたします。

部活動の状況については、よく分かりました。地域移行についてはなかなか難しいようです。

国や県の方針に基づいて、その方針に準じて準備を進めているようでありますが、いろいろと準備を進める中でありますが、市内全教職員を対象とした部活動の地域移行に関するアンケートの実施や、そのほかにも地域部活動準備会として教育委員会と校長会とで、令和５年度に設立予定の旭市地域部活動協議会の在り方等について協議をしているようでありますが、そのアンケートの内容や旭市地域部活動協議会での協議は、どのような内容や課題について協議されてきたのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教職員を対象に、令和５年１月に地域部活動の在り方に関するアンケート調査を行いました。

回答の概要としましては、休日を中心に部活動を地域の団体やスポーツクラブ等が担うことについて、「大いに期待する」「どちらかといえば期待する」に多くの回答がございました。

一方で、教職員が指導者を兼ねることができる兼職兼業を希望するかにつきましては、「希望する」と回答した教職員がおおむね 15%程度でありました。

部活動の地域移行につきましては、今後設立する協議会で検討していくこととなりますが、今現在、課題として挙げられているのが、地域の受入れ団体、指導者の確保、指導者への報酬などの仕組みの構築、教職員の兼職・兼業の仕組みの構築、活動の維持運営に必要な費用とその負担、活動場所などが課題として挙げられております。

以上です。

○議長（木内欽市）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ありがとうございます。

教育総務課長、これは面談でも言わなかったんですけれども、こういったアンケートというのは公表できるものなんですか。ある程度公表できるものであったら、公表していただきたいなと思います。

それでは、再々質問をいたします。

部活動の地域移行については、解決すべき課題は多いようで、具体的には、受皿となる適切な民間団体や外部指導者をどう確保するのか、また部活動中の事故について誰が責任を持つのか、民間に指導を依頼する場合の謝礼と負担の在り方など。

また、移行になった場合には、現在よりも会費などの家計負担が重くなると見られております。困窮世帯の生徒が参加できないことも考えられます。会費などの支援はどうなるのか、改めて解決すべき課題は多いようですが、市としては、今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　部活動の地域移行に関するガイドラインや県の方針等を基に、４月に部活動地域移行協議会の準備会を開催しまして、市内中学校の部活動の現状などについて関係課と協議をしております。

さらに７月には、旭市スポーツ協会のほか、旭市スポーツ少年団、旭市スポーツ推進員協議会、ＮＰＯ法人、それと旭市文化協会にご参加をいただき、第１回旭市部活動地域移行準備連絡会を開催し、それぞれの地域団体に部活動の地域移行の経緯を説明し、協力をお願いしたところでございます。

また、保護者向けには、部活動地域移行に向けた取り組みに関する文書やリーフレットを発出しまして、理解、協力をお願いしております。

部活動の地域移行につきましては、先ほども申し上げましたが、多岐にわたる課題が考えられていることから、国、県の動向やスケジュールなどを参考として、本市の実情に合った移行となるように取り組んでまいります。

○議長（木内欽市）　宮内保議員。

○１３番（宮内　保）　ありがとうございました。

いろんな問題があると思いますけれども、実は私、若い頃、スポーツ少年団の野球部の監督を 10 年ちょっとやりました。私も仕事をしながら、土日、祭日、春休み、夏休み、子どもらと一緒に野球をやりました。やはり大変でした。自分の家庭サービスはおろそかになりますしですね。一般の人に指導者をお願いするということは、やはり大変なことでありますので、どうかその辺をよく検討していただきまして、進めていっていただきたいと思います。

今答弁にもありましたように、旭市の実情に合った部活動の地域移行になるように取り組んでいっていただきたいと思います。答弁はいいですけれども、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（木内欽市）　宮内保議員の一般質問を終わります。

宮内保議員は自席へお戻りください。

◇ 永 井 孝 佳

○議長（木内欽市）　続いて、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（７番　永井孝佳　登壇）

○７番（永井孝佳）　議席番号７番、永井孝佳です。

一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

では、本日は４項目、５点について質問させていただきます。

１番目は、越境した竹木の切取りについてです。

市民から、隣の空き地から竹とか木がはみ出て、それが屋根を押してしまっているという相談を受けました。このような相談があった場合は、どのような対処をしていただけるのかをまずお伺いしたいと思います。

続きまして、２番目ですけれども、上水道の安定供給についてです。

（１）８月 21 日の飯岡地区の漏水についてですけれども、既に書面で報告をいただいておりますけれども、改めて経緯の報告をお願いいたします。

（２）番といたしましては、水道管の更新計画についてです。５月 10 日にも海上地区で漏水が発生しましたし、2019 年３月、2022 年２月にも東総広域水道企業団の管轄で漏水が発生いたしました。この５年の間に４件断水がありましたけれども、これの原因が老朽化ということも聞いております。これから老朽化する管がもっと増えますので漏水も増えるのではないかと心配しておりますけれども、そこで、耐用年数を超えた水道管の今現在の割合と、今

後の推移をお伺いしたいと思います。

続きまして、３番目は、七夕市民まつりの交通規制についてです。

８月６日、７日の事前の周知では、18 時から 22 時まで交通規制の時間だったんですけれども、実際には 22 時よりもっと前に交通規制が解除されたり、８月７日は５時半ぐらいから交通規制が始まったりしました。何で交通規制の時間が変更になったか、この辺のいきさつをお伺いしたいと思います。

４番目、福島第一原発の処理水放出についてお伺いいたします。

当市でも水産物がありますので他人事ではないです。そこで、処理水放出に対する市の見解をお伺いしたいと思います。

以上、４項目、５点についてご回答をお願いします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の一般質問に対し答弁を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　私からは、質問内容４、福島第一原発の処理水放出について、（１）処理水の海洋放出による風評被害について、漁業者等への影響が想定されるが、市の見解を伺うにお答え申し上げます。

処理水の海洋放出につきましては、専門家による科学的根拠に基づく報告書を踏まえ、政府が判断したものと思います。

岸田総理は、廃炉及びＡＬＰＳ処理水の放出を安全に完遂すること、また、処理水の処分に伴う風評被害や生業継続に対する不安に対処すべく、たとえ今後数十年の長期にわたろうとも、処分が完了するまで、政府として責任を持って取り組む、漁業者に寄り添い、必要な対策を取り続けることに全責任を持って対応すると発言しています。

市といたしましては、今後、国に対し、処理水の安全確保はもちろん、科学的根拠に基づいた漁業関係者などへの正確で分かりやすい丁寧な説明、風評被害への適切な対応や支援について、政府の責任で確実に実施していただきたいと考えております。

○議長（木内欽市）　環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　私のほうからは、１項目め、越境した竹木の切取りについての（１）市民から相談があった場合、今現在の対応についてお答えいたします。

隣の空き地から境界を越えて伸びてきた枝等により、迷惑を被っている方から相談があったときに、その方が隣地の所有者が分からない場合、または分かっていても事情があって言え

ない場合等は、市でその土地の所有者を調べ、枝の伐採等適正な管理を行うようお願いの文書を送付しているところです。

以上です。

○議長（木内欽市）　上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　それでは、上下水道課からは、２の上水道の安定供給について、まず、（１）の８月 21 日に発生した漏水事故につきましての経緯でございます。

政務報告のほうでも報告させていただきましたが、８月 21 日に発生した飯岡地域の漏水事故について報告させていただきます。

場所は、横根地先、ＪＡちばみどり飯岡支店東側の市道で、午後４時 30 分に第１報を受け、確認したところ、口径 300 ミリメートルの配水管に設けられた消火栓からの漏水と判明いたしました。

漏水量が多く、既に現場でも赤水の発生が確認できたため、午後６時 25 分に漏水発生と赤水対応について、防災行政無線、旭市公式ＬＩＮＥ及び旭市ホームページにより注意喚起を行いました。

市民生活への影響を考慮し、復旧工事のための断水を午後 10 時と決定し、午後８時 25 分及び９時に、防災行政無線、旭市公式ＬＩＮＥ及び市ホームページにて周知を行いました。

断水のため、午後 10 時より、旧飯岡支所北側駐車場で給水車２台による臨時給水を開始しました。

作業完了の見通しが立ったことから、午前２時 35 分に、市ホームページ及びＬＩＮＥ等の市ＳＮＳで、給水再開見込みの周知を行いました。

続いて、午前３時 30 分に、同じく市ホームページ及びＬＩＮＥ等の市ＳＮＳで、給水再開の周知を行いました。どちらも深夜のため防災行政無線の放送は行いませんでした。

午前６時に、防災行政無線による給水再開の周知を行い、給水車による臨時給水も終了いたしました。

経緯と情報発信については以上でございます。

続きまして、（２）の水道管の更新計画について、今後の予定についてですが、その耐用年数を超えた水道管の割合と今後の推移について回答いたします。

令和４年度での法定耐用年数を超えた水道管は 15.3％でございます。

その後の推移ですが、５年後の令和９年度には 53.7％、10 年後の令和 14 年度では 63.1％となります。

旭市水道事業ビジョンでは、厚生労働省が公表している実使用年数に基づく更新基準の設定例から、水道管のうち、強度に優れるダクタイル鋳鉄管の耐用年数を法定耐用年数の1.5倍の60年と見込んでおります。

実使用年数に基づく耐用年数を超える水道管は、５年後の令和９年度では 29.4%、10 年後の令和14年度では35.5%となります。

以上です。

○議長（木内欽市）　商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　商工観光課からは、３項目め、七夕市民まつりの交通規制についてお答えいたします。

交通規制時間が変更になったいきさつはとのご質問でございます。

交通規制の時間につきましては、広報あさひや七夕市民まつり実行委員会が発行した新聞折り込みチラシ、防災行政無線を通じて、８月６日、７日の両日、午後６時から午後 10 時までとご案内をしてまいりました。

しかし、当日は、旭警察署の判断により、６日の日曜日は午後５時 50 分頃、交通規制を開始し、午後９時30分頃に規制を解除しました。翌７日月曜日は午後５時30分頃、交通規制を開始し、午後９時15分頃、規制のほうを解除いたしました。

規制時間が変更になった理由につきまして、旭警察署に伺ったところ、６日につきましては、会場周辺の道路の混雑状況を見て判断し、７日は、前日６日の混雑状況から、あらかじめ規制を早める準備を進め、実際の混雑状況を確認した上で早めの規制開始の判断に至ったとのことでございます。

規制解除につきましては、各イベントの終了、片づけの状況を確認しての判断とのことでございます。いずれも、規制エリアの安全を第一に考えての実施というふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　一般質問は途中ですが、３時まで休憩いたします。

休憩　午後　２時４６分

再開　午後　３時　０分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、永井孝佳議員の一般質問を行います。

永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　では、再質問させていただきます。

市では、そういう相談があった場合は、文書を送るところまでしかできないということだと思うんですけれども、2021 年に民法第 233 条が改正されたと知りました。この民法第 233 条、この越境した竹木について書かれているんですけれども、2023 年４月から施行されたということなんですけれども、これの変更された改正内容をお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　民法が改正される前までは、越境された土地の所有者は、自分で切り取ることができず、その竹木の所有者に切ってもらうか、訴訟を起こして切除を命ずる判決を得て、強制執行の手続きを取る必要がありました。

改正された民法の施行により、令和５年４月１日からは、越境された土地の所有者は、竹木の所有者に枝を切除させることができるという原則を維持しつつ、枝を自ら切り取ることができることとなりました。

ただし、条件として三つございます。一つ目として、竹木の所有者に越境して枝を切除するように催告したが、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。二つ目としては、竹木の所有者を知ることができず、またはその所在を知ることができないとき。三つ目といたしましては、急迫の事情があるとき。この三つのいずれかの要件に当てはまる場合でございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　今までは裁判を経て、裁判に勝って強制執行の手続きを取らなければ勝手に切ることはできなかったんですけれども、これからは要件を満たせば自分で切ることができるということですけれども、実際にこの民法改正を受けて、どのような流れでこういう自ら切ることができるのか、具体的な手続きを教えてください。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　それでは、一つモデルケースとしてお答えしたいと思います。

まず、竹木の所有者に枝を切除するように催告しても、相当の期間内に切除してもらえない

場合についてお答えします。

その場合の対応としましては、越境している竹木は、その所有者に切除させることができるという原則がありますので、まず、隣地の竹木の所有者及びその所在を調べ、その所有者宛てに、越境された土地の所有者本人が催告書を送付いたします。

催告書には、一例ですが、越境している竹木の現状、その竹木により受けている被害の内容、その竹木の一定の期限までの切除の依頼、及び期間までに対応してもらえないときは、民法第233条の規定により、越境された土地の所有者ご自身が切除する旨を記載します。

期限につきましては、催告書を発送してから、基本的には２週間程度必要とのことでございます。その後、相手からの対応がない場合は、民法第233条の規定により、越境された土地の所有者が枝を切ることができます。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　本人が催告書を送って、２週間以上対応がなかった場合は自ら切っていいことだと思うんですけれども、この催告書なんですけれども、素人にはどういった内容の文書を送ればいいのかも分かりませんし、さらに、隣の土地の所有者の個人情報というのは市が教えてはくれないというのをお聞きしました。ということで、法務局で登記簿謄本を取る必要があるんだと思います。

あと、伐採にかかった費用とか、越境した竹木によって壊された住宅の損害などもあるんですけれども、ちょっとこれらについて４点ほど聞きたいんです。

まず１点目として、催告書のひな形を市が用意できないか。２点目、本人が出すとなっているんですけれども、催告書を市で土地の所有者に送れないか。本人名義では出すんですけれども、その送付のお手伝いを市ができないかということです。３点目、伐採にかかった費用は誰が負担するのか。４点目、伸びた竹木で住宅に損害があった場合はどのような対応が考えられるか。この４点についてお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　まず一つ目ですが、催告書のひな形ですか、それを用意できないかとのご質問です。催告書のひな形ですが、今後、調査研究し、検討してまいりたいというふうに考えております。

二つ目として、市が催告書を発送することができないか。これにつきましては、催告書につ

きましては、被害を受けている土地の所有者ご本人が出すことになっておりますので、市から発送するというのは難しいと考えます。

３番目ですが、切り取った費用ですけれども、これも越境された土地の所有者が自ら枝等を切り取った場合の費用、これらは基本的にはその竹木の所有者に請求できると考えられます。

４番目ですが、その被害があった場合ですか、こういうときですとなかなか判断が難しいと思います。そういった意味で、ご自身で判断することが難しい場合ですか、それもあると思いますので、その場合は、市で月２回行っている無料法律相談、これらを利用していただきまして専門家にご相談いただき、専門家の意見を参考にしていただければと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　市で２回無料相談があるのは知っていたので、勧めてみたいと思うんですけれども、今回の相談していただいたケースですと、年配の方で、ちょっと市役所に来るのも法務局に行くのも大変という方なんですね。ましてや訴訟となると、とても敷居が高いんです。しかし実際には自分の家が隣の木とか竹によって壊されていて、もう住めないみたいな感じで泣き寝入りしている状態になっておりますので、民民の問題ですけれども、市民のためにできることがございましたらご支援をお願いしたいと思います。

次に行きたいと思います。大きい２番、水道の安定供給のほうですね。

午後８時 25 分と９時に、22 時から断水開始のアナウンスが防災無線と、ＬＩＮＥとかメールで送られたということでした。私が相談をいただいたのは、市外にいた市民から、防災無線が分からなかったと。家に着いて、シャワーを浴びたら水が出なかったというケースがあったんですけれども、市外にいる方が断水を知る方法は、どういうものがあるかをお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　漏水発生時に、市外または仕事等で防災行政無線の聞こえない場所にいらっしゃる方への情報提供については、防災行政無線との連携により同時配信が可能な旭市公式ＬＩＮＥ、防災あさひメール、Ｘを用いた旭市防災情報などがございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　そうですね、ツイッターがＸに変わったんですね。ＬＩＮＥとかメールと

かXで、市外にいる方も知れるということでございました。

通知があるタイプじゃないと気づけないと思いますので、こういうＳＮＳとかになると思うんですけれども、まだ、ＬＩＮＥとか登録されている方が十分ではないと思うんですね。ただ、これからこういうインフラの情報とか災害の情報をぜひ知っていただきたいので、多くの方に登録していただきたいと思っております。

市が登録を増やすために、何かやっている方策がありましたら教えてください。もしくは、これからやっていく予定があればそれも教えてください。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名　実）　ＬＩＮＥ等の登録を増やすための取り組みということで、秘書広報課よりお答え申し上げます。

市が運用している情報発信ツールについては、広報や市ホームページでお知らせをしておりますが、ＬＩＮＥや防災メールのように、情報を受け取るために登録が必要なツールもあり、これらを有効活用していくために、多くの市民に利用登録をしていただくことが重要であると考えております。

利用登録の促進に当たっては、これまでに広報や市ホームページへの掲載、区や自治会、小・中学校などを通じた周知、本庁舎にある情報案内表示（デジタルサイネージ）、あとは各課の窓口での案内などを行っております。

今後も、市民の認知度を高め、登録者を増やしていけるように、市民が集まる会議、それからイベント、こういったところでお知らせをするなどして、様々な機会を通じて積極的な周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　こういう広報を広めるために、認知度を高める努力をたくさんされていると思いますけれども、何かこういうＬＩＮＥとかにアドバンテージというか、何かお得な情報、これを入れると何か得なんだよというのなんかを増やしていただけると、もっと増えるのではないかなと思います。

では、４回目の質問なんですけれども、午前３時に給水再開がされたんですけれども、２時35 分に給水再開見込みの情報発信をＳＮＳとか、ＬＩＮＥとかで上げておられます。市民から、再開のめどをもっと早く教えてもらえないかと意見をいただきました。だいたいでいい

んですけれども、断水の情報と一緒に、１日ぐらいかなとか、これ１週間かかるかなとか、そういう断水の期間をお知らせしていただくことはできないかをお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の４回目の質問に答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　今回の漏水修繕に伴う断水の開始時刻に関しましては、断水までの間に各家庭での十分な準備ができますように、事前の周知を行いました。

一方、復旧見込みに関しては、水道管が地下に埋設しているという構造上、実際に掘り上げて状況を確認した後でなければ判断することが困難です。

今回の漏水についても、掘削して消火栓の状況を確認し、工事の進捗を見ながら復旧見込みの情報発信を行いました。

今後は、復旧工事の進捗見込みをより早い段階で判断し、情報発信ができるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　上下水道課には最善を尽くしていただいたんだと思います。

まず、市民にはＬＩＮＥやメールを登録していただきたいと思います。現場からはなるたけ早めの情報発信を行っていただき、不安の解消につなげていただきたいと思います。

続きまして、（２）番のほうです。

耐用年数の推移を教えてもらったんですけれども、耐用年数は、塩ビ管などは 40 年で、鋳鉄管というのが 60 年ということで、素材によって耐用年数が違うというのを教えていただきました。

これから耐用年数を超えた水道管が増えていくんですけれども、６月の一般質問で井田議員からもありましたけれども、耐震化率が全国的に見て低いように感じます。近隣の団体と比較した場合はどういう状況になっているか、またそれに対するご見解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　水道管の耐震化率については、公表されている数値が令和３年度決算までですので、令和３年度の数値で比較させていただきます。

本市の耐震化率 4.4％に対して県平均が 27.0％、近隣の銚子市では 18.1％、香取市では 21.9％となっております。

本市の水道事業開始が昭和 56 年であり、銚子市は昭和 13 年、香取市は昭和 27 年と、他市に比べ事業開始が遅く、更新時期を迎えていない水道管が多いことから低い数値となっております。

管路の更新事業については、旭市水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画に基づき、順次布設替えを進めることにより耐震化率の向上を図ってまいります。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　やはり旭市は低いんですけれども、これから徐々に更新していくということだと思います。

断水とかになって初めてこのインフラの大切さというか、蛇口をひねるときれいな水が出るありがたみに気づきました。本当にすごいことだと思うんですけれども、ふだんからご尽力いただき誠にありがとうございます。しかし便利さに慣れてしまうとそれが当たり前になってしまって、水が出ないことを不満に思う人もいますし、抗議の電話とかももちろんあると思います。

あとは、緊急対応が増えれば職員も大変です。素人ながらに、漏水のリスクを減らせないかと考えているんですけれども、現在の水道管の更新計画をさらに前倒しすることはできないかお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　水道管の更新には多くの費用と期間を要するため、更新時期や費用の平準化を考慮した計画的な更新が必要となります。

旭市水道事業ビジョンは、水道管の実使用年数に基づく更新需要による長期的な計画となっております。

今後も、旭市水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画に基づき、計画的に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　コストの面やマンパワーの面で、水道管の更新を早めるのは難しいのかもしれません。旭市は、実使用年数に基づく更新をされると、先ほどおっしゃっていましたけれども、６月議会で井田議員からもありましたけれども、劣化診断をしてリスクの高い場所

から効率的に更新していく方法も考えられると思います。

先進事例として、人工衛星からマイクロ波を照射して水道管の水漏れを調査する方法や、ＡＩに地盤、傾斜、気象条件、水道管の情報など様々なデータを学習させ、水道管の劣化を予測する方法もあるそうです。どちらも人の手で調査するよりも期間も費用も減らすことができたと伺っております。年数の古いものから交換するよりも効率がよいと思うんですけれども、現場から見てこれらの方法を検討できないかご見解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　全国的に更新事業が思うように進まない状況にございます。先進事例として、過去の漏水事故の発生をＡＩで処理したり、また衛星等を使って漏水発生の状況を確認するような、先進的な技術が注目されております。

そういった中でＡＩを活用したもの、または衛星を活用した水道管の診断や漏水調査につきましては、他の団体の先進事例の動向を注視し、費用対効果を踏まえ検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　耐用年数は 40 年ですけれども、場合によっては 60 年、80 年、100 年と使えるケースもあるそうなんですね。限られた予算とマンパワーで漏水のリスクを最小限に減らしていただき、上水道の安定供給をお願いしたいと思います。

では、３番目の七夕市民まつりのほうに移りたいと思います。

当日の混雑状況を見て、安全のために警察が判断されたということですけれども、事前の周知に従って計画を立てていた人たちから苦情が寄せられました。６時までにその区域内から外に出すとか、その前に帰ってくるとか、事前周知によって計画を立てていた方がいらっしゃったんですけれども。そういう方からしたら逆に混乱が起きてしまったので、直前での変更はあまり好ましくないのかなと感じました。

再質問になるんですけれども、パレードのスタートがアクシデントによって 15 分くらい遅れました。その分、終了時間を延長するということはできなかったのかをお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　８月６日の状況といたしまして、午後６時頃、実行委員会本部

や桟敷席が設置されております七夕広場で、救急車による急病者の搬送事案がございました。この影響でミスあさひのパレードのスタート時刻が遅れた結果、その後のパレード等の進行にも影響が出てしまったというところでございます。

本年の交通規制につきましては、旭警察署と実行委員会との協議の結果、午後９時までには全てのイベントを終了し、交通規制の解除に備えるというような決定をしておりました。

実行委員会におきましては、会議やパレード参加者の打合せなどで交通規制について説明を行っておりまして、皆様との合意も得ているという状況でございました。

こういったことから、当日はパレート時間の延長ということをすることなく、９時をもってイベント終了としたところでございます。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　そういうふうに決まっていたので仕方ないとは思うんですけれども、桟敷前をある団体が通り過ぎて、９時になったらぱっと電気が消えて、交通規制を解除するアナウンスが始まったんですね。余韻も何もなくせかされる感じで、とても温かい市民まつりの雰囲気は感じられませんでした。

終わったのだから早く帰れと言わんばかりに、もう交通規制が解除されますから歩道に行ってくださいみたいな感じで、追い立てられるような感じでした。これで本当にいいのかというのはちょっと疑問なんですけれども、事前に決まっていたということでしょうがないかなと思います。せっかく大きな予算をかけてやる旭市のメインイベントですから、郷土愛につながるような優しいまつりにしていただきたいと思います。

今回の交通規制に関しても、実行委員会の中で、警察からの説明があまりなかったように記憶しております。幾ら交通規制の権限が警察にあるとしても、４年前と大きく変わるのでしたら実行委員会で説明をするべきだと思いました。治安維持や交通安全のために尽力していただいた警察には感謝しておりますが、やり方によってはちょっと横暴に映ってしまうのかなと感じます。

実行委員会と警察で事前に綿密に打合せをして周知をするべきだったと思いますけれども、この辺に関していかがでしょうか。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　お答え申し上げます。

本年の七夕市民まつりですが、交通規制を伴う通常開催が４年ぶりということで、実行委員

会、警察とも従前のノウハウというものが、一旦途切れてしまったという中での開催ということになってしまいました。

交通規制につきましては、実行委員会と旭警察署によりまして協議を重ねて当日臨んだものではございますが、実行委員会、警察、それぞれの立場において認識というものに大きな差が出てしまって、それが当日現場にて顕在化してしまったというところが大きいのかなというふうに考えております。

今後、こういった、これらを含めた様々な課題につきましては、次年度に向けた協議が早い段階からしっかり行えるよう、実行委員会に働きかけてまいりたいと思います。

議員からも今ございました市民まつりとしての雰囲気というものを、そういったものを大切にしていかなければならないということで、ルールはルールとして進めることも大変大事かと思うんですけれども、そういったイベントの皆様の思いとか、そういったものも酌んだ上で、ルールも守った上で楽しいイベントになるよう来年度努めていきたいというふうに、実行委員会のほうにも伝えていきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　今年は来場者も多く、とてもよいまつりだったと思います。その上で、来年は協議をしていただき、周知したとおりの時間で交通規制をしていただきたいと願っております。私も、警察の皆様には小さい頃よりお世話になっておりますので、今後ともお手柔らかによろしくお願いいたしたいと思います。小さい頃、警察官に僕もなりたかったので、憧れです。

では、４番目の福島第一原発の処理水放出について、市長からご答弁をいただきました。

私は、処理水の放出について、様々な資料とか専門家の意見を聞いた上で、問題はないのかなと思っておりますけれども、中には処理水を汚染水と言って、風評被害をあおってしまっているのかなという感じもするんですね。それぞれの感覚なので仕方ないと思うんですけれども、批判をするんだったら、どの核種がどれだけあるから有害だとか、数字で示すべきなのではないのかなと思っております。

某国が日本産の水産物の輸入を全面停止する措置を取っていますけれども、再質問になりますけれども、仮に当市の漁業者が風評被害を受けた場合には、補償などはあるのでしょうかお伺いいたします。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、風評被害に遭った場合の補償ということですが、永井議員につきましても、いろんな新聞各紙報道でいろいろ情報入っていると思いますが、改めてご説明申し上げます。

政府の対応といたしましては、2021 年度の補正予算で、まず 300 億円の対策基金を設け、水産物の販路拡大費用や水産物の買取り、冷凍保存などに必要な資金の借入金利などについて支援することとしています。

また、2022 年度の補正予算でも、漁業者が漁業を続けられるよう支援するため、500 億円の基金を追加しました。先ほど永井議員からもあったんですが、さらに先日、中国が日本の水産物を全面禁輸したことを受けまして、中国への輸出依存から転換するための販路開拓などの支援として、予備費から新たに 207 億円を充てることが発表されました。

全部合わせますと総額 1,007 億円ということになります。

また、実際に風評被害が発生した場合の損害賠償については、東京電力が賠償金を支払うこととなっています。賠償額については、風評被害によって生じた水産物や農産物の価格下落、事業の売上げ等による減収に係る損害や、負担を余儀なくされた費用が対象とされています。

以上です。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　ご回答ありがとうございます。

先日、漁業関係者に確認したところ、今のところそんなに風評被害とかはないと言っておりました。しかし、これからどのように変化していくかも分かりませんので、しっかりと注視をお願いしたいと思います。

再々質問になりますけれども、先ほど農業にも使えるような発言があったと思うんですけど、もうちょっと確認で、この風評被害の基金や賠償の対象は漁業者だけなんでしょうか。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　賠償ということなので、東京電力の賠償金の対象業種について説明します。

現在、漁業、水産加工業、水産卸売業、それから農業、観光業が想定されています。またその他の業種についても、今後引き続き意見などを踏まえながら適切に対応していくとされています。市といたしましても、今後の国及び東京電力等の発表に注視していきたいと考えています。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員。

○７番（永井孝佳）　ありがとうございます。市には注視していただき、被害がある場合には政府や東電にしっかりと対応していただきたいと思います。

以上で一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　永井孝佳議員の一般質問を終わります。

◇　松　木　源太郎

○議長（木内欽市）　続いて、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（２０番　松木源太郎　登壇）

○２０番（松木源太郎）　日本共産党の松木源太郎でございます。

2023 年（令和５年）旭市議会第３回定例会に当たり、市政に関する一般質問をいたします。今回は、旭市の市政の中で全く顧みられていないと思われる事柄について、一般質問いたします。それは、子どもの貧困問題であります。

１、旭市の「第２期子ども・子育て支援事業計画」の進捗状態と「第３期」に向けた取り組みについてお聞きいたします。あわせて、令和４年度から米本市政の目玉政策として始まったストップ少子化大作戦についても質問いたします。

平成 25 年（2013 年）「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立しました。この法律の成立の理由は、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、教育の機会均等、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約、これは国際条約であります、の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関して、国など、地方自治体は当然含めますが、の責務を明らかにし、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的といたします。

千葉県において、第２期の子ども・子育て支援事業計画の策定に合わせて、千葉県子どもの貧困対策推進計画作成のため、令和元年度、子どもの生活実態調査を実施しました。実態調査は、県内 15 市町村で行い、近隣では旭市、匝瑳市、多古町が調査を実施し、２万 840 件で34%の回収率でありました。

令和元年６月の子どもの貧困対策法の改正により、市町村計画の策定が努力義務化されました。ですから、令和２年３月の一般質問で、子どもの貧困対策強化のため県が実施した実態調査の結果と対策についての質問が、一議員から一般質問されました。共産党の私の前の高木議員も、令和元年 12 月議会で子どもの貧困対策を質問され、「第２期の計画が子どもの貧困対策でよい内容であることに期待します」と、発言を締めくくっています。

しかし、令和２年３月に作成された第２期旭市子ども・子育て支援事業計画では、第４章の施策の展開において、子ども家庭総合支援拠点の整備を挙げているが、その対象となる支援家庭をどう把握するかという問題が解決されていません。

そのため、以下のようなことを要求いたしたいと思います。

対策１、子どもの貧困家庭の把握のための調査が必要です。そのためには、社会福祉課、子育て支援課、教育委員会などの関係課で協議して調査する。対策２、共同して調査した結果に基づき、子ども家庭総合支援拠点などで対策を立てる。対策３、第３期旭市子ども・子育て支援計画の素案を調査の結果を分析して作成する。

以上のようなスケジュールで、令和７年３月までに作成する必要があります。調査の事例や計画のつくり方は検討する。以上のように旭市の貧困対策計画を作成してください。費用は、来年度の予算で確保してください。

市長にお尋ねしますが、子育ての市の事業の充実のため、今後もご努力いただきたいですが、新しく子どもの貧困対策をぜひ計画していただきたい。

そしてもう一つ、子どもの貧困対策に関係して、令和４年度に突然始まった九つのストップ少子化大作戦の事業で、少子化が食い止められるとお考えですか。このことについても市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

大きい２番目、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の在り方について質問いたします。

本定例会に３本の報告書が出ています。名称は、今後旭中央病院とさせていただきますが、８月 18 日に、「社会保障推進千葉県協議会」（略称）千葉県社保協といいますが、の自治体への要請キャラバンが、市の担当課と要請への回答についてヒアリングを行いました。その際、医療供給体制の質問に対し「しない」にマルをつけ、回答欄に「自治体病院を有しない」と回答してありました。

私がこの点を指摘すると、「中央病院は急性期病院ですので」との答弁でした。市長、この答えはおかしくありませんか。同じ質問に東金市は「本市が設立団体である東千葉メディカルセンターでは、新型コロナウイルス感染症の対応に関し、地域の医療機関と連携を図りながら発熱外来の開設、専用病棟の確保、ワクチン接種を実施しております」との回答でした。これが正解であります。

決算によると、令和４年度には、旭中央病院へ病床確保のため１億円の援助をしたとの決算報告がありました。それを利用した内容は文書で報告されず、旭中央病院のホームページを見るようにとのことでしたが、市長はどのようにお考えですか、このご回答を。

次に、第２期中期目標の評価結果と次期中期目標の内容について、市長の考えをお聞かせください。

３番目が、防災行政無線の改修事業についてであります。

①今回の改修工事の内容と、市庁舎移転時の工事内容と費用についてお聞かせいただきたい。

②平成 20、21 年度での工事は防災無線工事分の９億 9,540 万円ですが、その中に「聴覚障害者対象の文字放送に対応する整備を行う」とあるが、その内容は今回も同じようなものが広報で述べられておりますけれども、この内容は同じなのでしょうか。

③防災行政無線が聞こえないと総務課に苦情を伝えているが、なしのつぶてであるという声を聞いておりますけれども、これは事実なんですか。

大きい４番目、市道の整備について。

市道Ａ－1099 号線について、道路工事の施工方法及び管理の在り方についてお聞きいたします。

この道路は、住民の方の通報で私が昨年建設課にお願いし、道路と田んぼの部分の崩壊部分を改修していただいた道路であります。住民の方から同じところに穴が空いているとの通報がありまして、現地を見て建設課に調査をお願いいたしました。「近くで道路の改修工事があるので、その際穴を埋めます」との回答をいただきました。ところが写真を撮ってよく見ると、田んぼとの間のコンクリートの擁壁部分が長く、穴が空きそうな状態でありました。これは擁壁との間に空間があり、１か所穴を埋めても隣に穴が空く状態と推察いたしました。

そこでお聞きしますが、通常このような状態だったら調査の上、対策をすると思うのですが、対処の方法を教えてください。市道の管理に関する問題であります。

以上４点を質問いたしました。詳細で誠実な回答をお願いいたします。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の一般質問に対し答弁を求めます。

市長、ご登壇ください。

（市長　米本弥一郎　登壇）

○市長（米本弥一郎）　私からは、まず、１、第２期旭市子ども・子育て支援事業計画について、（１）子どもの貧困対策に係る取り組み実績、及び本計画と令和４年度から開始したストップ少子化大作戦との関わりについて伺うというご質問にお答え申し上げます。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律の、三つの法律に基づく市町村計画を一体のものとして策定した計画でございます。第２期旭市計画は、令和２年度から令和６年度の５年間を計画期

間とし、子どもや子育てを支援するための22の具体的施策で構成されております。

ストップ少子化大作戦は、移住・定住から結婚、出産、子育てを一連のものとして捉え、様々な事業を一体的、効果的に組み合わせた切れ目のない支援事業を展開することにより、従来の個別事業の効果に加え、少子化に歯止めをかける効果が期待できる事業として、令和４年度から開始した市独自の九つの取り組みでございます。

これらの取り組みのうちの幾つかは、子ども・子育て支援に係る内容となっておりますので、子ども・子育て支援事業計画に取り上げた様々な事業と同じく、良好な子育て環境を整えるという目的のために実施している事業でございます。

次に、２、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の在り方について、（１）旭中央病院がコロナ対策でどのような対応をしたのか、市と病院の関係についてお答え申し上げます。

旭中央病院は、定款にありますように、市が設置する地方独立行政法人が運営する市立病院です。

市が評価委員会を置き、理事長、監事を任命しているほか、市が定める中期目標、これを達成するため、病院が策定する中期計画はいずれも議決案件でございます。

中期目標については、市が病院事業について達成すべき業務運営の目標を病院に付与し、この目標に対する中期計画を病院が作成し業務を遂行することになりますので、市の意向はこの中期目標に反映させることになります。

また、病院の運営状況や双方における課題等の情報共有を行うことを目的とした意見交換会を四半期ごとに開催しております。

市と旭中央病院は、今後も連携し、保健医療の推進に取り組んでまいります。

○議長（木内欽市）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　私のほうからは、調査が必要、第３期に策定する必要があるのではないかというようなご質問にご回答いたします。

子どもの貧困につきましては、第３期旭市子ども・子育て支援事業計画の策定の際には、調査も必要ではないかと考えており、先進事例を参考にしながら研究してまいりたいと思っております。

また、第３期の計画の中で、その支援事業を展開していく必要があると考えております。今後、国から示されますこども大綱や、県の子ども計画等の内容を踏まえまして、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、私からは、２の（２）第２期中期目標、これ計画になるかと思うんですけれども、その評価結果と次期中期目標の内容を伺うというところに対して回答いたします。

第２期中期計画の評価ですが、これは全体の評価は来年度の実施となりますけれども、今年度実施しました見込み評価におきましては、中期目標をほぼ予定どおり達成しているような状況です。

また、市が作成します次期中期目標、これは令和６年度から令和９年度になりますけれども、こちらにつきましては、現在、素案を作成している段階であります。今後、評価委員会の意見等を踏まえ 12 月議会に、また、病院が作成します中期計画につきましては３月議会に、それぞれ提案したいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　総務課長。

○総務課長（小倉直志）　それでは、私からは、大きな項目の３、防災行政無線の改修事業についてお答えいたします。

まず、今回の改修について概略を説明させていただきまして、その後、ご質問にお答えしたいと思います。

市町村が行っています防災行政無線は、屋外子局スピーカーと戸別受信機から一斉に情報を流す、こちらは同報系と呼ぶものになります、それとは別に、災害現場や関係機関との連絡手段となる移動系というものに分かれております。

市町村が利用する周波数に関しましては、基本的に、同報系がデジタル・アナログ方式ともに 60 メガヘルツの電波帯を使います。移動系はアナログ方式で 150 メガヘルツと 400 メガヘルツ、デジタル方式に 260 メガヘルツがあります。

現在、国がデジタル化を推進する中で、旭市では、同報系・移動系ともにデジタル方式への移行が済んでおるところでございます。

今回、改修を行いますのは、同報系の部分になりますが、機器類の更新に併せて、音の減衰が少ない高性能スピーカーを導入するほか、戸別受信機の受信不良の解消を図るため、60 メガヘルツのＴ１１５方式という、現状よりも伝搬距離がある方式に切り替えていきます。

（発言する人あり）

○総務課長（小倉直志）　60 メガヘルツのＴ１１５方式。「Ｔ」です。そういったＴ１１５方

式という、現状よりもこれは伝搬距離が理論上は延びる話になります。この方式に切り替えていきます。

また、その戸別受信機も新しいものにし、こちらご質問にありましたが、聴覚障害のある方には文字表示機能があるものを配布いたします。これは前回のときと同じかというご質問でございましたが、機能としては同じでございます。ただ、前回のやつは、当時は音声を流す場合に、職員が実際にしゃべって録音したものを電波に乗せて流しておりました。それとは別に、文字表示機能があるものは別に文字として打つ必要があったんですが、今現在は人工音声で、そもそもが最初から文字で打つ方式で入力していますので、その手間がなくなるということにはなります。戸別受信機そのものは同じものです。

それと、こちらに親局を移設したときの費用というご質問がございました。それにつきましては、すみません、今ちょっと資料は手持ちでありませんので、後ほど再質問等でお答えいたします。

次に、戸別受信機からの音声が聞こえないというような苦情につきましては、職員による簡易的な診断で解消しない場合、委託業者による調整作業や外づけアンテナの設置を行っております。

受信不良の原因としては、外部で何かしらの環境変化がありますと電波状況が変わってしまうことがあり、その影響で聞こえなくなるケースというものがございます。

最近の大きな環境変化ですと、令和３年４月に市役所本庁舎が移転し、防災行政無線の親局も併せて移設しました。以来、その影響を受けたと思われる地区での受信不良が増えております。

受信不良の対応件数ですけれども、庁舎移転直前の令和２年度は155件、移転以降は、令和３年度が217件、４年度が216件となっています。今年度に入ってから対応依頼数は、移転前のペースと同様になっていますが、８月末現在で31件が解消できておりません。

（発言する人あり）

○総務課長（小倉直志）　８月末現在で31件が解消できなく残っております。

また、今後は改修工事を終え、新しい受信機になれば自然と解消されるケースも多くあるのではないかと見込んでおりますが、防災行政無線という性質上、この改修の進捗状況とは別に、受信不良の早期の解消には常に努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（木内欽市）　建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　建設課より、４項目めの市道の整備についてということで、市道Ａ－1099 号線について、道路工事の施工方法及び管理方法について回答します。

当該市道につきましては、干潟駅の南側付近に位置しており、平成４年に千葉県許可の開発行為に基づき、宅地の造成と併せて一体的に整備された道路で、平成５年に都市計画法の規定に基づき市へ帰属されており、整備から約 30 年が経過しております。

路面の陥没の件なんですけれども、現地を調査確認したところ、擁壁や排水構造物に破損が生じておりました。そのため、擁壁等を含む補修工事を発注したところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　一般質問は途中ですが、４時５分まで休憩いたします。

休憩　午後　３時５４分

再開　午後　４時　５分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、松木源太郎議員の一般質問を行います。

松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　それでは、初めの子ども・子育て支援事業計画のことから再質問いたします。

製本されたのを最近子育て支援課から頂きました。この第２期計画では、子どもの貧困問題というのは４章から後に少し書いてありますが、この具体的な対策は何もないです。ですからそういうことが新しく加わったというだけのことで、大事なことが一つ書いてありますけれども、私は、近隣の匝瑳市、銚子市、香取市の計画も全部目を通してみました。香取市と銚子市では貧困問題入っていますけれども、匝瑳市では入っていません。こういうようないろんなありまして。

子どもの貧困というのは、７％だとか 10 数％だとか、いろいろと子どもの数によって変わりますけれども、どういうふうに調査したらいいんだ、ここに一番関心を持ったわけです。ほぼ正確と言われるものを持っているのは柏市の計画。これをよく見ると、先ほど一番初めの質問でも言いましたように、市の中の子どもの問題に関係するところの職員が実際に調査することなんですね。柏市の場合は、人口が多いですから抽出でやっております。抽出でや

っておりますけれども、数が非常に正確に出ていると思います。

そういうことを踏まえて、旭市ではどうやったらいいのかということについて考えました。それはやはり担当するところ、恐らく旭市では、私の考えですけれども、教育委員会、子育て支援課、それから社会福祉課、こういうところがいろいろ貧困で困っている方々のお世話を焼いているところですから、そういうところが連携を持って調査をして、この子たちをどうしたらいいんだ、親も含めてですね、それを計画に乗せていくというのが正解な方向だと思うんです。

例えば、皆さん方が言っている事務事業評価シートというのを、あなた方が作っていますよね。そういうところで大変正確な数が出てくるんですけれども、例えば、児童家庭相談事業という中では、平成 30 年から令和４年までの数が入っていますけれども、それの人数、これが相談件数の人数が出ていますね。それから、生活困窮者自立支援事業というのがあります。ここでも相談の人数、件数が出ています。

こういうものを担当されているところが、きちっとどのぐらいの家庭で、どういう状態なんだ。これは聞き取りしなければいけませんけれども、どのぐらいの収入の方々が子どもたちの貧困でもって、いろんなことを市が援助しなければいけないんだと、こういうことを正確に、ほぼ正確につかむ。そこから貧困対策というのは始まるんです。

目標がないまま、日常的な子育てとかそういうことでもって多くの方をお世話しています。そういう方たちの統計を幾ら集めても貧困対策にはならないんですよ。ここのところが一番大事だと思うんです。ここを始めないと、私はいつまでたっても旭市においては困っている家庭、子どもの貧困の問題について、手をつけていくということができないのではないかと思っていますけれども、どうでしょう。

そういうところのプロジェクトというか、こういうものを立ち上げて、次の第３期の計画にもっと充実した計画をつくっていただきたい。旭市において、見えないんですけれども、大変困っている家庭を私は何件も見ています。その方たちがどうして援助の手が受けられないんだろうというと、そういうところに手が届いていないからと思うんですけれども、これについて、担当課なり市長なりのご見解をいただきたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　まず、議員おっしゃいました柏市の関係のお話、ご説明をちょっとさせていただきます。

柏市では、実態調査アンケート、18 歳未満の子どもがいる世帯の中で、経済的に困窮な状況が想定される各種支援制度受給世帯及びその他の世帯としまして、2,500 世帯にアンケートの調査をいたしております。私も、この柏市の調査の方法を見まして、単に抽出で何千人という調査をしましても、例えば、うちは困窮ですとそういうふうにおっしゃっても、それが本当かどうかというところも確認ができないという、その貧困の率を出すというのが非常に難しいというふうに考えております。

ですので、先ほども申し上げましたが、関係課と連携しながら、こちらの調査のほうを進めてまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　ですから、ここのところが大事なんです。まだ時間がありますから、そういう調査をどういうふうにやるか。行政の中でもって困っている方たちがいろいろと、市が援助しなければならない方たちがいるわけですね。そういう方たちは、どこら辺の方々なんだということをある程度つかんで、この方たちに何をやれば貧困から上がっていくんだ。

今は物価が上がっても、この 10 数年間にわたって賃金が上がりません。そういう中で、見えないけれども、貧困の家庭が増えているんですよ。ここのところをどう救っていくかという計画を、少しでも前に進める第３期の計画にしていただきたい、このように私は考えていますけれども、市長どうです。そういうプロジェクトを来年１年間やりませんか。そして、令和７年度から始まる子ども・子育て支援事業の計画をつくっていただきたいと思うんです。

保育の問題だとか赤ん坊の問題は大変充実しています。足らないところもあります。学校給食費なんかにもいろいろ私は文句を言っていますけれどもね。ただ、それはその次のステップの問題で、そこで抜けてしまっている方々がいるという、このことにもっと目を向けていただきたい。このことをぜひ令和６年度の大きな事業として、少しお金をかけて調査していただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　松木議員おっしゃいますように、第３期子ども・子育て支援事業計画は、今年度と来年度で策定していくことになります。そのプロジェクトチームをつくるだとか、大きな予算をかけるといったことにつきましては、今後庁内で検討して進めさせていただきます。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　大きい問題ですから、次にまた続けて質問するかもしれませんけれども、ぜひそういう方向を目指しながら行政を進めていただきたいと思います。

次に、２番目の旭中央病院の問題についてちょっと質問いたします。

旭中央病院は、ご存じのように平成 28 年から地方独立行政法人になったわけですね。それ以後、職員の中にあるのかもしれませんけれども、何かほかの病院だというような感覚があるんじゃないかと思うんですよ。

ですから、先ほど言ったように、東金市の回答の仕方が一番正確なんですね。市立病院ではないけれども、市が設置した病院である。そこで何か問題が起これば、元に戻したっていいわけです。皆さん方ご存じかもしれませんけれども、東金市は、これは県立病院にしてくれという要求が今出ているんですね。いろんな事件が起こってしまったから。県立病院はなくすけれども、東金市と九十九里町の地方独立行政法人をつくってくれということで始まりましたけれども、先日も実刑判決出ていましたね。その後にもまた問題がありました。これ事務を別の会社に委託するからああいうことになるんです。それは別の問題ですけれども。

そういうことを踏まえると、元に戻す、旭市だってそうですよ、いろんな問題が起こればね、市立病院に戻したっていいわけです。そこでもって、私は三つのことをちょっと市長に聞きたいんです。

中期計画や中期目標でもっていろいろ出ていますけれども、私が前に問題にした二つの老人ホーム、これを意図的になくしてしまおうというそういう方向を出している。次は何かと言ったらば、ご存じのようにケアハウスですよね。つまり、急性期の病院の事業に必要ないものは外していこうというのが、今の旭中央病院の計画です。これは大きなやっぱり問題だと思うんです、旭市が設置団体になっている病院としては。そこのところで市長に聞きたかったんですよね。

もう一つ、私、今まで言わなかったんですけれども、言いたいと思うことがあるのは、私が調査して、黙って見過ごしたほうがいいかなと思ったけれども、言わなければならないのは、売店です。売店を今大きな会社がやっていますね。前は寡婦福祉会がやっていたんですね。それをローソンに移したわけ。

このとき何が起こったか、皆さんは知らないでしょうけれども、前の団体は県にも代表が出ているから法人だと思った。ところが個人であった。それでもって理事会に、ローソンにしたいので、その方が法人をつくって法人の代表になるまで待っていたんです。今ローソンと独立行政法人の中央病院があれは契約している。その中に法人化した団体が入っているんで

す。だから遅れたんです。こういうことが実際にあるんです。

私は、それを偶然、議員になって中央病院の売店がなくなるということでもって、その間の理事会の議事録をとって調べていったらこの問題が出てきたわけ。黙っていました、皆さんに。だから、いいですか、中期目標、中期計画、これ私たちが議論していかなければならない問題があるわけですけれども、そういう中にこういうことが起こっていることと同時に、私は決算のあれで質疑したでしょう。４億5,000万円を何に使ったかっていう、あれ文書でもって、資料でもって出すべきですよ。決算委員会には出すと思うんですけれどもね。

そういうようなことですから、今、中央病院が向かおうとしている方向について私は大変不安を持っています。しかし、私は、昭和 41 年に旭市に転勤で赴任してからずっと中央病院にかかっています。それで、何年に１回はご存じの人間ドックに入って、健康な体を維持するのに大変ありがたいと思っています。そういう感謝もしております。

しかし、今の状態というのはやっぱりちょっと、私はほかの方向に向かうなというふうなことで、今年の 70 周年の記念講演に申込みしましたけれども、どんなことを話をするか興味持っています。

そこで、市長にあと意見として、どう思いますかということをお聞きして、これは終わりたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　すみません。今のは２の（１）の再質問ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○企画政策課長（柴　栄男）　では、まず順番にお答えいたします。

特別養護老人ホームまた養護老人ホームがなくなりましたと、そこは切り捨てているのではないかというお話でしたが、まずそこがなくなった理由になります。

これは、以前もお答えしておりますけれども、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームにつきましては、施設の老朽化が進行したため、現在の施設での長期的な事業の継続が困難であること。それと特別養護老人ホームにつきましては、民間事業者が事業を実施している状況を考慮すると、必ずしも旭中央病院が運営を行う必要はないという考えがあります。

あと、養護老人ホームにつきましては、年々入所者が減少している一方、養護老人ホーム単体での運営は事業効率の面でなかなか難しいということを踏まえて、両施設の現入居者の新

たな移住先を確保して、その先に廃止をするという動きとなりました。

また、シルバーケアセンター及びケアハウス東総園、まだ残っているやつも切り捨てるのかという話でありましたけれども、これは現段階でまだ新しい中期目標はできておりませんが、今のところ、第３期中期目標期間も継続して運営をするというふうに今聞いております。

あと、売店のお話がありました。売店につきましては、すみません、こちらにつきましては、私、利便性の向上を図るためというふうなことを病院のほうから伺っております。

それと、起債の４億 5,000 万円の明細ということですが、これは、議員おっしゃっていましたが、今回は決算特別委員会のほうで資料として提出いたします。来年度からは特別会計の資料、そこのほうにもつける予定でおりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　市長は何もないそうですから、また別の機会に言わせていただきます。

次に、３番目の防災行政無線の改修事業についてであります。

この事業については、６月議会で追加議案として契約案件が出てきまして、私は総務常任委員会で賛成したけれども、本会議でもって反対討論をさせていただきました。なぜ反対討論をしたのかということですね。これについては、その後、平成 20 年、平成 21 年の２年度にわたった、いわゆる１市３町が合併したので、一つの防災行政無線にするときの費用についてちょっと資料を担当課からいただきました。

その中でもって大変、費用が当初の予算の半分以下で済んでいる。今回も２億 7,000 万円も低減している。そういうことで、結局最初に事業をやったところが継続してやる。２者来たけど１者来なかったからプロポーザルでやられた。プロポーザル方式でも、皆さん方の積算がどうであったのかということが問われていると思うんです。

それから、もう一つは、これだけもし安くできたのであれば、障害者用の戸別受信機を全世帯に配ったほうがいいですよ、私に言わせると。先ほどいろんな新しい方式でもってやった。つまり、私は江ヶ崎から網戸に移って、前にも言っていましたし、聞きにくくなって、場所を移していろいろやって、やっと１か所だけ、それでもたまに切れます。何を言っているか分からない。何を言っているか分からないからと思って、録音を押していないと何を言ったかわかんないんですよね。

そういうことであれば、目でもっと見る、こういう通知があったということのやつを全世帯に配ったら、２万 3,000 台。２万 3,000 台のうち 100 台だけを聴覚障害者用というんでしょう。

そういうようなことをやれば、もっと防災行政無線の役に立つと思うんですけれども、いかがですか。

それから、費用について本当に私は、何でこんなに安くなるのかということ、市役所の見積りが狂ったのか、向こうが競争相手を出さないように前のあれでやったのか、そういうことを私は考えてしまいます。

それから、60 メガヘルツの問題はこういう文書があるんですね。市町村行政無線で 60 メガヘルツ帯 54 から 68、これについては、それで行くと書いてあるんですよね。これ、私の違いでしたらまあいいですけれども。

そういうことで、ぜひ今回の防災行政無線の事業につきましては、そのまま障害者向けのやつを全世帯に配っていただけませんか。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　それでは、今のご質問にお答えする前に、先ほど答えられなかった部分についてお答えいたします。

この新庁舎へ、旧庁舎からの親局の移転にかかった経費は 9,515 万円でございます。

今の再質問についてお答えいたします。

要するに、戸別受信機の全てを文字対応にしたらどうかという、できるのではないかというご意見でしたが。今回、戸別受信機の通常のものが金額としては３万円ちょっと欠けるぐらいです。これが文字対応になりますと一気に 12 万円ということになりますので、当然、全戸に配布するというのはちょっと無理があると考えているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　２億 9,000 万円も安くなったんだから、そのぐらいかけたっていいじゃないですか、私はそう思いますよ。ですから、物の考え方があなた方は違うんですよ。

聞こえなくなったということについての問題ですけれども、私も調べてきました。平成 29 年から令和３年までで 134 件、142 件、206 件、155 件、220 件、そうですよね。先ほど一番新しいのが令和５年 31 件。つまり、聞こえなくて困っている方になしのつぶてなんです、あなた方。なしのつぶては分かりますよね、言いっ放し。今でも総務課から何にも連絡がないと私言われました。びっくりしました、私。

ですから、そういうようなことでもって、防災行政無線について市民の多くの方がそう勘ぐ

っているんですよ、今。私は、１億円近くかけて場所を移したけれども、結局よくつながっていないということが分かったから、ちゃんともう少しいいものにしようということがあったとそれは思います。そういうふうに思います。そこのところを十分に配慮してやっていただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　なしのつぶてというお話がございました。総務課からなしのつぶてというよりは、かなり聞こえないというご相談が頻繁にございます。それでその場合には、現地へ業者のほうに行っていただいて電波の状況を調査したり、あるいは外部アンテナをつけたほうがいいのではないかという判断等をしてもらっています。それが混んでいるときですと、こちらへご連絡があってから１か月後くらいになってしまいます。恐らく、なしのつぶてというのはそういった部分を言ったのかと思います。

先ほども回答したとおり、今年度いただいたものの中では 31 件がまだ対応できておりません。これも順次行っていくので、お待ちいただくということになってしまうんですが、それにつきましては非常にご迷惑をかけているという認識はございます。

それと、文字放送のものを全部に配ればいいのではないかということですが、あくまでも、２億円残ったというのは、文字放送のものを 1,000 台だけで見積りを上げてもらったときにその金額で済んだということですから、これを全部、２億円あれば配れるじゃないかということにはならないかと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　ご回答はよく分かりますけれども、しかし市民の立場からすると、防災行政無線が聞こえないけれども、アンテナもつけてくれないし、担当者も来てくれないということをやっぱり私は何人かから聞いてしまったんですよ、これは。私がこういう通告をしましたと、防災行政無線のことについてお話ししたらば、「実はよう」と３人の方からすぐ言われました。「何回頼んでも来ないし、もう諦めているよ」。これでは市の信用まるきりなしですよ。

ですから、業者がどうだこうだじゃないんです。そういうのがあった方はどこの誰でもって、どこの位置か。それでもって、アンテナが必要か必要でないかというのは、市の職員が右から左に業者にやって、自分たちが行って調べなければ駄目でしょうよ。そういうことやって

いるんですか。担当者がその家に行って、業者にも行かせるだろうけれども、実情を聞いて、市の職員としての立場からの判断をするとか、そういうことが必要だと言っているんです。これは市の行政で何でもそうです。そこのところをぜひ私は理解していただきたいなと思います。ご回答ください。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の４回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　先ほどの文字放送の部分、1,000 台というふうに言いましたけれども、すみません、100 台の間違いでした。

それと今のご質問に対してですけれども、防災行政無線の電波の状況を調べるわけです。これが全く同じような場所であっても、２階に置いてあるとか１階にあるとかいうことで全く違ってくる場合もありまして、非常に専門的なことで、仮に私どもが行ったとしても判断はかなり難しいのではないかと考えております。

今のところはその業者にお願いして、その業者が１者ですから、どうしてもたまるときはたまってきてしまうということで、それを称してなしのつぶてと言うのかもしれませんが、そのところは、市民に理解を得ながらお持ちいただいて、よりよい放送、受信環境を整えるように努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎）　ある程度了解しました。

ただね、やっぱり市の職員の方というのは、住民とどういうふうな対応するかというのは大事なことですから、そこら辺をよく考えて実行していただきたいと思います。

４番目の市道の問題についていきます。

写真を見せるまでもないと思うけれども、一応市長に見ておいてもらいたいです。見ましたでしょう。建設課に上げたからね。それで、なるほどなと思いました。

先ほどちょっと道路が、私道の問題が出ましたけれども、私道の問題ではなくて、これは、開発業者が住宅のために造った道路が、はっきり言ったら市の造るようないい道路でなかった。35 年たってからだから時効かもしれませんけれども、結局、田んぼと道路の間のところに隙間ができちゃったんですね。その一部の一番近いところが壊れたのを、去年、市にお願いして、直していただけませんかということですぐやってくれました。

それでもって住んでいる方たちも安心したらば、１年半経ったらば土のあるところはどんど

ん穴が開き始めたんだよね。ですから、市が造るようなちゃんとした道路を造ってなかったということなんでしょうけれども、こういうところが多いと思うんですよね。建設課長、分かりますか。

ですから、やっぱりこういうところの、県の開発でも市が開発を許可したところでも、そういうところから受けた道路については点検してください。そういうことは必要だと思うんです、この機会に。私が行ったときは、担当者の方が「松木さん、この近くで道路の整備をやるから、そのときに穴を埋めおくよ」ということを言ったけれども、それで、写真を撮りに行ったんですよ。そして、私に話してくれた人と話していて、「いや、この道路そのものが隙間でもって、そのうちに穴ぼこだらけになっちゃうな」という話をして、市にお願いをしたかったわけです。

ですから、こういうような道路は結構あると思うんですね。市内の宅造地にはね。そういうことを踏まえて、これはやっぱり議会で聞く問題だということで取り上げました。ぜひ、今後どういうふうにこういう道路について対応するか、建設課長、これからの計画があればよろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（木内欽市）　松木源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　この路線は、昨年に引き続きまた今年も陥没となり、大変申し訳ありませんでした。この路線は整備後 30 年経過しているということもありますし、この路線でいえば修繕後の経過については、日常的なパトロールによって注視していきたいと思っております。

また、市内全般の道路の破損に関しては、日常的に職員による週２回のパトロールを実施しております。主に幹線道路にはなってしまっているんですけれども、幹線道路を重点的に実施しているということになります。全ての市道を網羅することもなかなか難しいということで、市民の皆様や、包括連携協定を締結している郵便局からの情報も貴重な情報の提供の一つということで、今後も日常的なパトロールを行うとともに、市道の路面の陥没箇所の補修など速やかに対応して、安全管理に努めていきたいと思っています。

以上になります。

○２０番（松木源太郎）　ありがとうございます。終わります。

○議長（木内欽市）　以上で松木源太郎議員の一般質問を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（木内欽市）　これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会　午後　４時３８分

令和５年旭市議会第３回定例会会議録

議　事　日　程　（第４号）

令和５年９月１２日（火曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

出席議員（１９名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英
７番	永　井　孝　佳	８番	井　田　　孝
９番	島　田　　恒	１０番	片　桐　文　夫
１１番	遠　藤　保　明	１２番	林　　晴　道
１３番	宮　内　　保	１４番	飯　嶋　正　利
１５番	宮　澤　芳　雄	１６番	伊　藤　房　代
１８番	景　山　岩三郎	１９番	木　内　欽　市
２０番	松　木　源太郎		

欠席議員（１名）

１７番　向　後　悦　世

説明のため出席した者

市　　長	米　本　弥一郎	副　市　長	飯　島　　茂
教　育　長	向　後　依　明	秘書広報課長	椎　名　　実
行政改革推進課長	榎　澤　　茂	総　務　課　長	小　倉　直　志

企画政策課長	柴　栄男	財政課長	山崎剛成
税務課長	向後秀敬	市民生活課長	江波戸政和
環境課長	髙根浩司	保険年金課長	髙野　久
健康づくり課長	飯島正寛	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	多田英子	高齢者福祉課長	椎名　隆
商工観光課長	大八木利武	農水産課長	池田勝紀
建設課長	齊藤孝一	都市整備課長	飯島和則
会計管理者	小澤　隆	消防長	伊東秀貴
上下水道課長	多田一徳	教育総務課長	向後　稔
生涯学習課長	伊藤弘行	体育振興課長	金杉高春
監査委員事務局長	杉本芳正	農業委員会事務局長	戸葉正和

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二

開議　午前１０時　０分

○議長（木内欽市）　おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（木内欽市）　日程第１、一般質問。

一般質問を行います。

◇　戸　村　ひとみ

○議長（木内欽市）　通告順により、戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（４番　戸村ひとみ　登壇）

○４番（戸村ひとみ）　おはようございます。戸村ひとみの一般質問を始めます。

今年も旭市に実りの秋がやってきました。秋は同時に台風、長雨の季節でもあります。先週の台風 13 号到来の前に急いで稲刈りを済ませた農家さんたちの話を聞いて、ほっと安堵の胸をなでおろしましたが、県内では大変な被害を被った地域もあります。早い復旧・復興を祈念しております。

私は、旭市に来て季節ごとの水田の美しさを知りました。春には青く波打つ水田が、秋には見渡す限りの黄金色に、たわわにこうべを垂れた稲穂を見ると、お米の国の人に生まれて本当によかったと心から思うのです。ということで、この実りの季節、また農業振興に関する一般質問をいたします。

農業は国の独立の根幹をなすものです。ロシアによるウクライナ侵攻の影響を目の当たりにして、農業は国家安全保障上、極めて重要だということが再認識されたのではないでしょうか。言うまでもなく人間は食料なしでは生きていけませんが、その食料を自国で生産せずに

外国からの輸入にばかり頼ると外交問題が発生したときに、食料を我が国との交渉を有利に進めるための交渉カードにされてしまいます。自動車などの工業製品なら輸入を止められても国民は何とか生きていけますが、食料を止められたら、国民は飢えて死んでしまいます。したがって、我が国が国家として独立を確保するためには最低限、国民が食べていけるだけの食料は自国の生産で賄わなければなりませんし、外国からの輸入はあくまで補助的なものであるべきです。

ところが、我が国の食料自給率はというとカロリーベースで 38%、米や麦などの穀物自給率に至っては 28%にすぎません。この穀物自給率には家畜用の飼料も含まれていますので、食用穀物の自給率はもっと低いんです。

諸外国の食料自給率はアメリカ 127%、フランス 189%、ロシア 132%、ドイツ 113%、中国 100%、イギリス 86%と、ご承知のとおりです。我が国は 173 か国中 124 番目、ＯＥＣＤ加盟 35 か国中 30 番目という異常な低さです。ちなみにお隣、韓国、北朝鮮が 84%なのに対して韓国は 25%で我が国よりも低いです。このように我が国の食料自給率が異常に低いのは、我が国の農業に市場競争率がないからではなく、政府による農家への保護が諸外国に比べて過小だからです。

例えば農業所得に占める政府の直接支払い割合、財政負担のことですが、我が国が 15.6%にすぎないのに対してアメリカは 26.4%、小麦に至っては 62.4%、米は 58.2%にも上ります。さらに、フランスは 90.2%、イギリスは 95.2%、スイスは 94.5%にも及びます。フランスやイギリスでは農家はほとんど公務員です。それくらい国策として農家や農業をしっかりと保護しているからこそ、食料自給が保たれているのです。

これと対照的なのが我が国です。ＴＰＰを推進して農業を含む自由貿易、関税撤廃を一層強化し、国内では新自由主義的農業改革によって農協を解体し、種子法を廃止するなどして我が国の食料自給率を一層押し下げ、独立の基盤である農業を外国や外国企業の支配に委ねる政策を進めています。地方は、こうした国の政策に対抗して、農業生産と消費の現場から我が国の農業を守っていかなくてはなりません。農業を守ること、それこそがこのまちの子どもたちを守り、この国の未来につなげていくことができる唯一の道だと私は信じております。

そこで、旭市は国内でも屈指の農業産出額を誇るまちですから、農業先進自治体としての役割を果たしていくべき、そういう観点から質問します。

１、旭市の子どもの教育についてです。

（１）子どもたちが食や農業を学習する食農教育について、本市における取り組み状況を伺

います。

まず、旭市の子どもと旭市の農業の関わりについて伺います。市長は、昨日の宮内議員の質問にもありましたが、優れた農家さんだと聞いております。市長が旭市で体験された、また、ご先祖様から脈々と引き継いで来られた、旭市の農業の中での子どもたちと農業との関わりをどのように経験し、どのように感じていらっしゃるかを伺いたいと思います。

（2）です。学校給食での食農教育について、学校給食完全無償化と連動させる方策を伺います。

学校給食の恒久無償化への検討状況を伺います。先の議会の一般質問では、恒久的な完全無償化、検討されるということでしたので、その状況、実際の手順、どのように考えていらっしゃるか、お願いいたします。もし、もうやって進んでいましたら、その内容を教えてください。

あと、私、市長に提案いたしましたイオンタウンに子育て支援財団をつくっていただくのはいかがでしょうということで、市長から言ってくださいと言ったんですが、その後どうなりましたか、聞かせてください。

２、農業の振興についてです。

今朝の農業新聞、こちらです。一面トップに食料安保確立を適正価格形成の仕組み作りへ、基本法見直しで農水省の食料・農業・農村政策審議会が答申、こちらが 11 日、食料・農業・農村基本法見直しに関する最終取りまとめを決定し農水相に答申したということが出ております。ここの中に、ロシアのウクライナ侵攻などを背景にした食料をめぐるリスクの高まりを受け、国民一人ひとりの食料安全保障の確立、これを提起したということです。遅いと言わざるを得ません。

ただ、私、読売新聞も経済新聞も取っているんですが、一面でこういうふうにでかでか食料安保のことを取り上げているのは農業新聞のみです。やはり私が旭市に来てからのバイブルとさせていただいている農業新聞だなと思います。ただ本当に、国のほう遅いです。もうこんな危機的な状況に来てやっと答申を待って、これから仕組みづくりをするということですが、本当に遅い。

そこで、（1）です。本市の基幹産業である農業の振興について、これまでの取り組みと今後の方向性を伺います。

これまでの旭市の農業政策の取り組みはどのようなことをされてきましたでしょうか。国・県の取り組みの手薄なところ、先ほど申しましたように本当に遅い、その手薄なところを地

域性を生かした旭市独自の取り組み、これをやられてきたと思います。お聞かせください。

（2）です。農業産出額が減少した要因と農業産出額増加に向けた今後の取り組みを伺います。

この農業産出額が減少した要因というのは、令和３年の農業産出額の順位が出ました。先の議会でも、私は非常に驚いたことを話したんですが、今までの令和２年までの６位から 11 位まで下がったということで、農業産出額の統計はいつから始まりましたか。過去 10 年の旭市の推移を教えてください。

（3）です。消費税のインボイス制度が農業者に与える影響や開始前に取るべき対応を伺います。

９月４日にこの制度の中止や延期を求めて、フリーランスや小規模事業者などでつくる団体が財務省などに対し 36 万人分の署名を提出しました。現在、この会期中の旭市議会定例会にもインボイス制度の中止を求める請願が出されています。

その後でこのニュースを聞いたんですが、９月５日の新聞、このことを受けて、首相が事業者に支援を検討するように指示したという報道がございました。これももう 10 月１日からインボイス制度が始まりますが、今、首相が事業者に支援を検討するようにと指示したということです。これも相当遅いなと私は思います。

旭市の市民の方々から、個人農業事業者に影響があると聞いております。旭市の農業への影響を私も懸念しておりますので、こちらへ与える影響のほうをお聞かせください。どのようにお考えになっていますか。

（4）です。持続可能な農業を実現するため、旭市の子どもをはじめとした多様な担い手の確保、育成に向けた支援策を伺います。

将来の農業の担い手となる旭市の子どもをはじめとした多様な担い手の確保、育成に向けた支援策、旭市で考えられていること、実行されていること、お聞かせください。お願いいたします。

以上、１回目です。ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、農水産課から、まず最初に１項目め、旭市の子どもの教育についての部分の旭市の子どもと農業の関わりはという部分、それから大きい２項目め、農業の振興についての４項目、それぞれお答えさせていただきます。

まず初めに、旭市の子どもと農業の関わり方というところなんですが、旭市は農業が盛んな地域で、農業を中心とした文化や習慣の中で人々は生活しています。発展してきました。子どもたちは日頃から市内に広がる広大な田んぼ、大規模なビニールハウスや畜舎、畑でできる様々な野菜などを目にしながら生活しています。スーパーに並ぶ野菜などを目にしても、旭市産の表示は多く、都会や他の地域に住む子どもたちに比べ、普段の生活で農とふれあう機会は非常に多い地域です。

地域の高齢者からは、昔は稲刈りなどの農繁期になると学校が休みになったなどの話があり、昔の子どもたちは今よりもさらに農業と密接な関係だったことがうかがえます。

農業の大規模化により、近年、子どもたちが農業を手伝う機会は減少しましたが、市では農業の盛んな地域の特性を生かし、小・中学校での稲刈り体験や食育活動などを実施しています。農業の大切さを子どもたちに伝えているところです。

続きまして、大きい項目２の農業の振興の部分、（１）の農業の振興について、これまでの取り組みと今後の方向性というところだったと思います。

大きく言えば、農業の歴史みたいなところなので、ちょっとその辺を簡単に説明します。旭市の農業の歴史は、国の農業政策と密接に関係していますので、これと連動しながら戦後の農業の歴史について、ざっくり四つの時期に分けて簡単に振り返りたいと思います。

まずは、昭和 20 年から昭和 36 年頃までの戦後から農業基本法制定までの時期です。この頃は、国による食糧増産を目指した取り組みが行われました。農村の民主化も進み、農地改革として地主から小作人に農地が渡っていったのもこの頃です。この地域でも自給米の確保や野菜栽培などが本格化し、現在の農業の基礎が築かれました。

次に、昭和 36 年から昭和 55 年までの農業基本法の下での農政です。昭和 36 年の農業基本法の制定により、農業生産の選択的拡大や自立経営の育成が行われました。また、昭和 41 年からは米消費の減少による需給ギャップが生まれ、米の生産調整も本格的に開始されました。これにより、旭市でも収益性の高い作物への転換や経営の集約化、産地形成や機械化を進め、生産の拡大が図られました。農地基盤整備事業などで利用集積が進み、施設園芸や畜産の大規模化も進みました。

続いて、昭和 55 年から平成 11 年までの国際化の進展と食料・農業・農村基本法の時期です。環境問題への配慮や効率的かつ安定的な経営体が農業生産の大部分を担う農業構造を目指し、食の安全や環境に優しい農業が進められました。直売や農業体験など、消費者や都市との交流が盛んになったのもこの頃です。

最後に、平成 11 年から現在までの最近の農政です。国際化が一層進展する中、新たな経営所得安定対策や米政策改革、環境向上対策が進められました。昨今では、世界的な食糧情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや地球環境問題への対応、海外市場の拡大、人口減少下での持続的な生産体制の確立など、急激な情勢の変化があり対応を求められています。市では、飼料用米の生産拡大やスマート農業の導入による生産性の向上と担い手及び後継者対策、環境負荷低減を行う持続可能な農業の実践などを推進し、時代に対応した農業の振興を行っているところです。

続きまして、農業産出額が減少した要因と農業産出額の増加に向けた今後の取り組み、１回目の質問としまして、農業産出額の統計はいつから始まったのかというところなんですが、回答します。

都道府県別農業産出額を農林業センサスや作物統計を用いて案分した市町村別の農業産出額（推計）の作成が始まったのは平成 26 年からになります。同時に全国における市町村順位の発表が始まりました。

旭市の全国順位の推移につきましては、平成 26 年から 28 年が６位、平成 29 年が５位、平成 30 年から令和２年までが６位、直近の令和３年が 11 位となっており、全国いずれにしろトップクラスの産出額を誇っているところであります。

続きまして、（３）インボイスの関係です。農業者に与える影響というところで回答いたします。

インボイス制度は、令和５年 10 月から開始される複数課税に対応した消費税の仕入れ額控除の方式です。事業者が仕入れ税額控除を行う場合、原則として仕入れ先からインボイスを発行してもらい、保存していく必要があります。このインボイスは、税務署の登録を受けた発行事業者のみが発行することができます。

この制度が農業者に与える影響ですが、登録は任意ですので、個々の経営により異なるものと理解しております。

例えば、ＪＡなどに野菜を出荷し販売を委託する場合は、インボイスの交付義務が免除となりますので、登録の必要はありません。企業への契約販売や飲食店への直接販売などの場合は、販売先から登録を求められたり、値引きの交渉をされたりするという場合など一部新聞でＪＴの話が出ていたと思いますけれども、そういった交渉をされたりする場合などがあるようです。

なお、制度開始後、経過措置期間が設けられていますので、まだ登録していない農業者につ

きましては、この期間内に個々の経営や売り先などを考慮し、対応を検討していただきたいと考えております。

続きまして、（４）持続可能な農業の実現というところで、子どもたちが農業の後継者になるような取り組みというところでした。

子どもたちに農業の後継者となってもらうためには、まず農業について知ってもらうことが大切だと考えています。子どもたちの農業体験や食育活動について、今後も継続して取り組んでいきたいと思います。

また、農家の所得が安定して確保できること、もうかる農業を推進していくことも重要です。市といたしましては、今後も農業の振興に注力していくとともに、積極的なＰＲに努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課から、１の（２）学校給食費の完全無償化の検討状況についてお答えいたします。

給食費につきましては、現在、国の地方創生臨時交付金を活用して、本年７月から来年３月まで、第１子からの無償化を実施しているところであります。

６年度以降の第１子からの完全無償化につきましては、恒久的な財源の確保が不可欠となりますので、既に学校給食費を無償化している自治体の財政規模、財源対策などの状況を調査するとともに、本市で完全無償化した場合の財政負担や、例えば第２子以降を無償化した場合の財政負担など、様々な財政負担のシミュレーションをしながら、実施について、これは議員のおっしゃるような財源確保も含めまして、さらに検討を重ねているところであります。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　大きい１、旭市の子どもの教育についてです。

（１）の食農教育なんですけれども、まず旭市という農業のまちの子どもたちと農業の関わりの歴史みたいなものを市長がどういうふうにお考えになっているか、お聞きしたかったんですよ、私。といいますのも、政策を打って、そこに予算づけするのって市長じゃないですか。だから今までの背景、バックグラウンドとかをどういうふうに思って政策を実行されるかという、そこを聞きたかったんですよね。

農水産課長のほうの話だと、農業の日本全国いろんなところにある農業のまちの今まで農業

に子どもたちがどんなふうに関わってきたかというものの一般的なところのお答えを聞かせていただきました。しつこく言いますけれども、市長が先ほど私が言ったように、国のほうでは非常にもう動きが遅くて、子どもたちの未来を守ると言って、じゃどこから守るのかといったら、そんな飢え死にするような、そういう政策を取っているような国に任せておけないじゃないですか。農業のまち、旭市だからこそできるというところで、ちょっと予算づけをして政策に反映していただきたいなと思って、そのお気持ちを聞きたかったんですけれども、本当、残念です。

順次、いろいろ聞いていきます。

食農教育の状況、食農教育ってもうかなり前から言われているんですよね。食農教育とは、食とそれを生み出す農について体験し、学ぶことを言います。岐阜県内では幼稚園や保育所、保育園、小学校での野菜栽培や調理の体験、地域での農業体験や生産者と消費者の交流活動などの様々な活動が行われています。これは岐阜県に限らず、いろんなところで行われています。この食農教育、これをもっと推進するべきではないかなと思うんですが、旭市の食農教育の推進の仕方をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　旭市は農業が基幹産業のまちでありますので、既に旭市の特徴を生かした農業体験、これを各学校の学校教育に取り入れて推進しているところでございます。各学校により実施年度や活動内容は異なりますが、本市独自の取り組みである学校いきいきプラン事業等を通して、例えば干潟小や富浦小、豊畑小、古城小などで米づくり教室やサツマイモ、落花生、いんげん豆づくりなどを子どもたちが体験をしております。

矢指小や飯岡小では、旭農業高校と連携した農業体験、萬歳小ではＪＡちばみどり職員や青年部を講師として招き、年間を通した農業体験を実施しております。

また、小学校の生活科や総合的な学習の時間を、中学校では、技術科の時間を利用して野菜の栽培を行いながら命や健康の大切さ、農業を支える人々、農作物への感謝などについて学習をしておるところでございます。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　今まで結構いろいろそういうのは聞いてきたんですけれども、ここでちょっと私、もっと本格的に旭市の農業と子どもたちを結びつけるやり方というのを考えていただきたいなと思いまして、喜多方市の小学校の農業科の例を紹介いたします。

福島県喜多方市の小学校では、国語や算数、体育などの科目と同様に農業科の授業が年間を通じて市内の全 17 小学校で行われています。これまで２万人以上が学んできました。2006 年に文部科学省の特例校制度の認定を受けスタートした喜多方市の農業科、途中から総合的な学習の時間の中に組み込まれましたが、今でも地元の多くの学校では農業科の名称で授業が行われています。農業科の内容は文字どおり農業をすること、稲作と畑作を基本に年間を通じて 35 時間程度が充てられています。総合的な学習の時間は小学校３年生以上ではありますが、喜多方市では１年生のときから学校行事や生活科などの時間を通じて、農業に触れることをやっています。

なぜ喜多方市は農業だったのかということですが、喜多方市教育委員会課長補佐指導主事の齋藤さん、この方のお話なんですけれども、喜多方市は農業が基幹産業なので、旭市と同じですよね。農業を生かした教育ができないかということで推進したと聞いていますと。随分前の 20 年以上前の話ですから、2006 年でしたもんね。いや、20 年近く前か。とはいえ農業の従事者を増やすために、農業科があるわけではありません。直接的なことではないんですけれども、結果的に農業に興味、関心を持つ子が増えて、将来、農業従事者になってもらえたらうれしく思いますが、あくまでも農業科を通して豊かな心、社会性、主体性という三つを育むことを狙いとしています。農業から学ぶことは多い。食べ物がどう育まれているのか、自然に感謝すること、協力することの意味、命とは。感性の豊かな時期に農と接すること、農業と接することの意義は大きい。過程を自分が経験するからこそ、農業や作物が育つためには大変な苦労があることが分かります。将来、農業には従事していかなくても、何か人生の岐路、物事を判断するときに、必ず農業科で学んだことが生かされると信じています。

この農業科を担当する先生に話を聞いたところ、子どもには体験、経験が必要。ここは農村の学校だけれども、農業と関係ない仕事をしている家も多くて、周りに田んぼがあっても、農業のことを知らない子どもは意外と多い。農業にはたくさんの仕事があることを知ってほしいし、それを分かってもらえれば、食材への感謝の気持ちも出ると思いますということなんですが、これまさに旭市と同じだと思うんですね。

私、給食センターを視察させてもらったときに残渣というんですか。あれの多さに本当にびっくりしまして、こちらの農業科の先生も言っていらっしゃるように、地元の農家の方がつくったものだと、こんなに大変な苦労があったんだねということで残す量も少なくなるとか、そういうことで、農業の後継者を育成するための農業科ということではなくて、旭市の子どもたちの育ちというところで非常に私はいい影響が出て、ひいては結果的に農業に従事する

子どもたち、一旦出たにしても戻ってくれる子どもたちが増えれば、旭市の農業の持続可能な経営ということになるんではないかなと思うわけです。

この先生が、自分も農家の息子。でも、あんまり興味がなくて一度は地元を離れて就職をした。そんなとき、ある美術館に行ったらミレーの「種をまく人」が展示してあって、それを見たら小さい頃のおやじとダブって、ああ、帰んなくちゃと。今日のことが、どこか頭の片隅にでも残ってくれたらいいということ、今日のことというのは、この先生が教えていることなんですけれども、私、このミレーの「種をまく人」を見て、ああ、帰んなくちゃと言って地元に帰られた、この先生のここのところを読んで、ちょっと涙が出ましたね。

農業のまちだからこそ伝えられること、農業に従事していなくても、農業のまちで育ったという、その人だから伝えられることというのがあると思うんです。ですから、ぜひとも旭市の農業の先の展望、これを考えたときに、農業科をつくってくださいとまでは言いませんけれども、これに近いような、今の旭市でやっていらっしゃることって体験というところで終わっていると思うんですよ。もうちょっと深く農業科の中でやっているような教育のところまで突っ込んでいただきたいなと思うんですが、いかがですか。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　それでは、私から、喜多方市の農業科をご紹介いただきましてありがとうございます。

旭市では、農業体験のほかにも食育として小・中学校の家庭科の中で栄養や食事の役割、大切さについて学習をしております。小学６年生の総合的な学習の時間においては、旭市の農産物を使ったメニューの開発や調理実習を行い、食の大切さ、旭市の農業について学習をしている学校もございます。

また、各学校で開催する家庭教育学級の中で、学校給食センターの栄養教諭による保護者向けの栄養指導や、児童・生徒向けに郷土料理の紹介や旭市の食、農産物などの栄養についての授業を行っておりまして、そういった食べ物の大切さや作り手への感謝の気持ちを抱かせるような、児童・生徒に残さないように、食品ロスに関する理解増進も深めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　一定の理解はしているんですけれども、もうちょっと旭市の子どもと旭

市の農業という、そこのところのもっとぎゅっと固いところ、そのあたりの取り組みをお願いしたいと思います。

農業科のこれから先の展望なんですけれども、こちらのラーメンのまちでやっていらっしゃる展望なんですけれども、自分たちが育てたものを収穫する喜び、食べる喜びはもちろん、それを販売し新たな価値に変わるという気づき、今は農業で利潤を生み出す視点、サイクルを教える時代なんじゃないかって思って、その農業が利潤を生むという、そこのところまで教えるのが、これから先の展望だというふうに言っていらっしゃるんです。

やっぱり子どもたちが巣立っていった後、また旭市に帰って農業をやろうかというときに、もうからないと、ちょっと下世話な言い方なんですけれども、楽しい、そしてもうかる、それだったら絶対にやりますよ。もうかる農業というのを子どもの頃から考えられるような、そういった仕組みを農業科という中で考えていこうとしていらっしゃいます。ぜひ旭市もこのあたりのところ、やっていただきたいんです。

これ市長にお伺いします。

食農教育を推進するため、やはり予算がかかります。市長が打ち出されているストップ少子化大作戦、この中で予算取りをして科をつくるというのも、ちょっと難しいかも分かりませんが、それに近いような、例えば地域の人、地元の農家さんの力を借りてでもいいです。ただで、無償で何かやってくれというわけにいきませんから、やはりもうかる農業の仕組みを教えてもらうような、そういったことを地域の農家さんとかにお願いしたり、やり方としてはいろいろあると思うんですけれども、ストップ少子化大作戦の中での予算取りというのができるかどうか、お願いします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎）　農業が基幹産業でございます本市におきましても、農業や食を通した子どもたちへの教育は大変重要であると考えております。旭市という地域の特色を生かして研究してまいりたいと思います。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　食農教育に関しましては、時間があれば小学校だけではなくて、その下の保育園、食農保育をやっていらっしゃるところ、長野県長野市にあるんですけれども、そこのところの紹介もしたかったんですけれども、残念ながら時間がなくなると思いますので、またの機会にさせていただきます。

この食農保育の話を聞いてくださいましたら、市長、絶対にこういう保育を旭市でもやりたいと思われるに違いないという保育を実践していらっしゃいます。これは機会がありましたら、また。

（2）です。学校給食での食農教育についての完全無償化と連動させる方策の２回目です。

これって市長、お答えいただきましたっけ、イオンタウンの話。ということは進んでいない、言ってくださっていないということなんだろうなということで、では、ちょっと違う角度から。

私、先日、北海道の当麻町というところに行ってまいりました。これも農業新聞で記事を見まして、町役場の周りにある、もう米をつくらなくなった農地を町が買い取って、そこで子どもたちに田植をさせて、稲刈りをさせて、もちろん地域のボランティアの方の力を借りて、学校給食を自分たちがつくったお米で賄っているという、そういう記事を読んだものですから、当麻町まで行っていろいろお話を聞かせてもらいました。すばらしい取り組みだなと思いました。

ただ、人口規模とかちょっと違いますので、これがそのまま旭市に適用できるかというと、それは難しいとは思うんですが、ただ、できないことはないと思います。小学校ごと、中学校でもいいです。そこの周りの荒廃農地を買い上げて、そこで地域の方と一緒に田植、稲刈りをして、これを学校給食に充てるという、それはできないことはないと思います。これ市長どうですか、こういう取り組み。そうするとお米の部分でもうお金がかからない、お金はかかりますけれども、要するに恒久無償化の一助にはなると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　北海道当麻町の取り組みにつきまして、以前、議員からご紹介いただきまして、私どものほうでも研究をさせていただきました。今現在の農地法上は、農地に関する売買や賃借を行う場合は農業委員会の許認可が必要となりまして、原則、農地を購入できるのは、普段耕作を行っている農家に限られております。

ただ、当麻町はいろいろな手続きをして購入されているようですが、原則として購入が難しいというところで、また本市では人口規模が違うというお話をされましたが、毎日約5,000食の学校給食を準備しておりまして、令和４年度のお米の使用実績は全部で５万8,310キログラムということで、これが必要な田んぼの面積にしますと、およそ10.12ヘクタールになると想

定されますので、これだけ大規模な農地の取得や維持管理など、様々な面から難しいものと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　恐らく当麻町の 10 倍ぐらいは農地が必要だというふうに計算されているんだと思うんですけれども、先ほど言いましたように小学校、こちらは１市３町が合併したまちですから、地域ごとに分けて考えられないかなというのも思います。

予算的に農地を買うということが、いわゆる宅地を買うよりもかなり安価で買えるんではないかなと思うんです。それぐらいの投資をするのに十分価値のあることだと私は思います。これはまたしつこくやっていきたいと思います。

３回目なんですけれども、地産地消のことをちょっとお伺いしたいです。

旭市の地産地消、子どもたちが食べるものへの地産地消というものの割合、これをお伺いしたいです。横浜市の例なんですけれども、小学生が市内産の野菜を使って考案したメニューを募集して、受賞メニューが実際に給食の献立となっています。はま菜ちゃん料理コンクールというのがもう 20 年以上やられていまして、はま菜ちゃんとは横浜産の野菜など、農畜産物をＰＲするキャラクターなんです。市内の全小学校で、はま菜チャンプルーなどの受賞メニューが一斉提供されて、給食を通して子どもや保護者が地域の１次産業について関心を持ち、地場産物のブランド力も上がっているということです。

これ岡山県の例なんかもあるんですけれども、時間がなくて紹介できませんが、横浜市というと人口規模としても大層大きいところですが、こういう取り組みをしております。地産地消、旭市では子どもたちの給食の中でどんなふうに考えられているか。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　旭市におきましても、地産地消は重要なことと考えておりまして、本市の学校給食の食材の発注は地産地消を最優先に市内産、県内産、国内産の順に調達をしております。令和４年度利用した市内産の特定困難な肉類を除く野菜などの農産物、こちらは金額ベースで市内産が 45%、県内産が 31%となっておりまして、近隣と比較しても高い割合であると、地産地消に取り組んでいるところでございます。

今後とも、学校給食での地産地消に努めていきたいと考えております。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　近隣に比べて、旭市は地産地消がパーセンテージ的には多いということなんですけれども、結構先ほども紹介したような横浜市だとか、岡山県だとか、地場のものを子どもたちに提供して、子どもたちと一緒につくったものをというような食農教育を展開しているところが、本当に今、全国各地で増えています。

生産者である地元の農家さんと消費者である子どもの学校給食をつなげて、子どもたちが将来、生産者となるような投資としての学校給食という、そういう視点でちょっと見ていただきたいなと思いまして、４回目なんですけれども、企業版ふるさと納税を活用して予算を充実できないか。例えば田んぼを買ったりとか、学校給食の恒久的完全無償化の予算を充実できないかという質問です。

旭市の食材を扱う食品メーカーとかに企業版ふるさと納税を持ちかけてみるとか、旭市と名前がついている企業とかに話を持ちかけてみるとか、先日、国立科学博物館でしたか、クラウドファンディングで１億円を目標にしたら７億円以上集まったというニュースがございました。あれは、企業は自分のところの会社の名前を載せてもらうという、それだけのことなんです。それで 100 万円だの 1,000 万円でファンドしています。ということで、旭市も企業の名前をぱーんと旭市のホームページだとか、いろんなところで載せますよというようなことで企業版ふるさと納税、これを活用されてはどうかなと思うんですが、いかがでしょうか、市長。

○議長（木内欽市）　一般質問は途中ですが、11 時５分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時４９分

再開　午前１１時　５分

○議長（木内欽市）　休憩前に引き続き会議を開きます。

戸村ひとみ議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　学校給食の完全無償化、それと農地の購入について企業版ふるさと納税を活用してはという質問でございました。

お答えします。

企業版ふるさと納税は、国が認定した市の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行っ

た場合に法人関係税から税額が控除されるものです。本市の場合は、総合戦略に掲げている基本目標の四つが寄附の対象となります。どの目標に対して寄附をするかは企業側の判断となります。ただ、市としましては、この制度を積極的に企業に活用してもらえるよう周知に力を入れてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　財源確保というところで、やっぱり国のほうとか、そんなものを待っていたら、先ほども言いましたように国、遅いです、とっても。そのあたりで寄附していただけるところを探すというのが、一番早い手じゃないかなと私は思います。ご検討のほう、よろしくお願いします。

時間の関係上、２の農業振興についての（１）取り組みと今後の方向性を伺いましたよね。なので（２）にいきたいと思います。

農業産出額が減少したことを受けて、増加に向けた取り組みというところなんですけれども、やっぱりその原因というものをきちんと把握しなければいけないと思うんです。千葉県全体が順位を落としています。その中で千葉県の農業産出額を支えているのは、順位を支えているのは旭市ですから、旭市が何とか頑張らないといけないんじゃないかなと思うわけです。

それで、この農業産出額、当然のことながら担い手が減ると産出額自体が落ちます。そういうことで私、素人ながら思うのが、新規就農と荒廃農地の再活用というのが一つキーワードになるのではないかなと思うわけです。そう思っていましたら、９月９日土曜日の農業新聞に新規就農者が過去最少という記事がございまして、多様な人材の参画を促せという、そこのところが大事だということが書いてありまして、ここに大臣の言葉が載っているんですけれども、新規就農者が過去最少になったことを非常にショックと述べ、希望者が安心して就農できるよう、政策を集中させたいと強調したとあるんです。過去最少になったことで非常にショックって、何で毎年毎年減り続けているのに手を打たなかったのかなというのが、私としてはこの記事を読んで、本当に国って遅いなって改めて思ったわけです。

この記事の中に、食料安保の確立には人と農地が欠かせない。多様な人材が安心して就農できる支援を急ぐべきだというふうにあるんですけれども、今日の農業新聞にもありましたけれども、国はなかなか期待できないというのが書いてあるんです。なので、旭市としては、もう国の動向とかを待っている場合じゃない。どのようにして新規就農、それからもう一つのキーワードとして荒廃農地の再活用、この辺をどのように支援していこうと思っていらっ

しゃるか聞かせてください。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、まず農業産出額の要因というところからご説明したいと思います。

直近の順位であります本年３月に農林水産省が公表した令和３年の本市の農業産出額、ご存じでしょうけれども、約448億円で全国第11位ということになりました。

この順位というのは、市町村別農業産出額として都道府県別の生産農業所得統計において推計した都道府県農業産出額、県全体の産出額を農林業センサス及び作物統計を用いて、市町村別に案分して作成されたものになっています。この統計の性質上ですけれども、価格については県全体の平均ということになっております。そういったことから市町村ごとの価格や単収の差、つまり地域のブランド力だとか、技術力といったものはなかなか反映されにくい統計になっているというところです。

そういったところで 11 位の要因の一つとしては、千葉県全体が４位から６位に後退したことが大きく影響しているのかなというふうに考えております。というのは、分母が千葉県全体として、旭市の農業産出額が大きいので、分子の部分がかなり大きくなると思うんです。そうすると県全体の分母の価格が下がると、その分子の部分が大きい割合として下がってしまうという部分が大きな要因なのかなと考えています。

そのほかですけれども、主食用米だとか、野菜等のコロナ関係とかでもありますけれども、価格の低下、そういったものも順位を落とした要因なのかなと考えられます。依然として 11 位と言いながら、全国トップクラスの産出額というところを誇っているところだとは思っています。

今後の取り組みということですけれども、各種補助制度いろいろありますが、そういったものを活用しながら担い手の確保対策、農業基盤の整備などを引き続き、旭市農業の振興に注力していきたいと考えております。

農業者が減るから産出額が減ったというのもあるのかもしれないですけれども、今まで農業のほうも、国の政策としては体力のある担い手のほうにどんどん集約していきましょうという政策もあったので、辞めた農業者の部分は担い手がもしかして請け負っている部分というのも相当数あるので、それが減の要因かどうかというのは分からないところもあります。

議員おっしゃったように、荒廃農地というところも全国的に広がっていますので、潜在能力

としては、そういったところを活用していくところで、いろいろ農業産出額を上げるなり、農業の魅力を上げるとか、そういうところにはつながっていくのかなと思います。

いずれにしろ冒頭、戸村議員ありましたように食料・農業・農村基本法、これが 25 年ぶりに見直しということで考えられています。今日、新聞に載っていたのは政策審議会が答申したということで、この答申を踏まえて、また来年度の国会でそれを審議していくということになるんですけれども、基本的には農業政策の根幹というのは、今で言うところの食料・農業・農村基本法、これはいろんな要因を含んで、農業者のそういった減だとか、食料安全保障だとか、そういうのを加味しながら国のほうが政策を今、見直しということで固めているところなので、その辺の政策、いろいろこっちも注視しながら、独自で市が予算化するというのは、なかなかちょっと国全体の話になると難しい話なので、まずは国の基本法、それにのっとって農業者が頑張って農業を続けられるように、いろんな補助金を使いながら支援できればと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ）　国のほうの動きを待ってみたいな話なんですけれども、いや、最初から言っていますように、そんなことをしていたら本当に担い手なんかいなく、子どもたちが農業をやろうと思わなくなってしまうような、国民が飢えてしまうようなことになりかねないです。

東大の大学院の鈴木教授という方が、ずっとこの辺の警鐘を鳴らされているんです。トマホークをかじっても国民は飢えて死んでしまうという、そういうことをずっと言っていらっしゃるんです。やっぱり農業がいかに日本の国のために重要なものかということと、それを政策的に国が間違った方向にしているので、自給率ももちろんのこと下がっているし、この安保という考え方の上では、本当に日本の国の力というのも小さいと。ずっと警鐘を鳴らしていらっしゃいます。

そういったところで、私はもう旭市が農業のまちだからこそ旭市独自でできること、これはだから課長に言うというよりも、市長に言いたいんですよ。先に申しましたように市長、ずっと旭市でご先祖様から農業をやられてきた人のあれで、旭市の農業のことはよく分かっていらっしゃると思います。農業がどれだけ旭市にとって大事か、そして国にとって大事かということをご存じなので、この農業支援というところで農業に従事する人と土地、農地、それが大事だということを私は農業新聞から仕入れたりとか、そういうことしか手がないんで

すけれども、先ほど休憩時間中に市内で農業やっていらっしゃる議員からお話いただいたんですけれども、旭市の農業は市とか農協とかが頑張ってここまで来ているんじゃないと。個人の農家がずっと頑張ってきてここまで来ているんだって言われたんです。だからこそ産出額は落ちるし、個人というんですか、農家に任せているから産出額が落ちる。これは私の見解ですよ。担い手も少なくなる。ここはやっぱり、市とか県とか国とか税金をつぎ込んででも、本当に対策を考えなければいけない時期なんだと思うんです。

ですから、課長がおっしゃいました国の動向を待っているとかというんではなくて、やはり市から県に対して物申す、国に対して物申す。だって旭市は農業のまちなんですから、日本全体の農業、そういうもので物すごいウエートを占めているまちなんですから、私は言うべきだと思います。

それで、ちょっと具体的なところに入りますけれども、担い手のところなんですけれども、新規就農で補助金というのも非常に大事だと思うんですけれども、現場からの声です。新規就農をしようと思っていく。ただ、その途中で心が折れたり、いろんなサポートとか支援体制が不十分なために、心が折れて辞めていくというのを随分目の当たりにしているという現場の農家さんからの声がございます。そのあたりのところをもうちょっと市として取り組んでいただいて、担い手育成総合支援協議会とかというのもあると聞きました。ただ、ここの中の農協とか海匝事務所とか、市役所とかの連携をきっちり取って、ワンストップという話もありましたけれども、本当にそれが実のあるものとしてやられているのかどうかというところ、そこをもう１回見直していただきたいんですけれども、ご答弁お願いします。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　いろいろ市でも新規就農のサポートということで、幾つかの事業を展開しているところですけれども、サポートという面で、ちょっと心もとないのではないかというご質問だと思うんですが、例えば国の新規就農者の人材投資資金だとか補助事業があるんですけれども、その事業につきましては一応、事業採択から５年間サポートチームをつくってサポートすると。アドバイスしたりとか、そういった体制は一応それにはついています。

それから、新規就農の方なんですけれども、県のほうの農業事務所なんかでは、要は経営体育成セミナーということで３年間の研修制度というのを設けております。これは農業者が自分でやるかどうか判断、無理やりやらせるものではないんですけれども、ほぼほぼ経営体育

成セミナーに参加して、いろんな農業経営について学んだり、それから分からないところであれば、農業事務所の普及員さんに確認したりだとか、そういったことで県全体として海匝広域で、そういったセミナーを展開しています。

誰かに聞くというのもそうなんですけれども、やっぱりこの中でいろいろ仲間づくりができるという、それが一番大切だと思っていまして、仲間づくり、一緒に農業を始めたつらい思いだとか、いろんな思いをみんなで共有し合いながら、それからいろいろ情報を共有しながら、だんだん農業者が育っていくというところで、全くサポートがないというわけではなくて、一応こういったカリキュラムとかもありますので、もしあれだったら、そういったところにどんどん参加していただければというふうに思います。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の一般質問を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

◇　伊　藤　房　代

○議長（木内欽市）　続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（１６番　伊藤房代　登壇）

○１６番（伊藤房代）　議席番号16番、公明党、伊藤房代でございます。

令和５年第３回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回、私は大きく分けて７点の質問をさせていただきます。

１点目、物価高対策について、２点目、学校給食費の完全無償化について、３点目、通学路の安全対策について、４点目、防犯カメラの設置について、５点目、ドライブレコーダーの設置について、６点目、冷水機の設置について、７点目、次亜塩素酸水生成器の導入について質問させていただきます。

まず１点目、物価高対策について質問いたします。

（1）ガソリンや食料品、電気・ガス等の値上がりに対し、生活者・事業者支援への支援策は考えているのか質問いたします。

経済産業省が６日発表したレギュラーガソリンの店頭小売価格は、４日時点の全国平均で１リットル当たり186円50銭と、前週に続いて過去最高値を更新した。前週比90銭の上昇で値上がりは 16 週連続。こうした中、政府は高騰するガソリンなどの燃油価格を抑制する新たな補助制度を７日から発動する。９月末で終了する予定だった石油元売への補助を年末まで継続し、レギュラーガソリン１リットル当たりの全国平均小売価格を現行より低い175円程度に

まで抑えるとあります。

旭市として物価高に苦しむ家計や中小企業への負担軽減に対して支援策は考えているのか、質問いたします。

２点目、学校給食費の完全無償化について質問いたします。

（１）現在、来年の３月までは期間限定で給食費は無償となっておりますが、４月以降の給食費も第１子から完全無償化にできないか。期間が過ぎ４月から第３子以降が無償化ではなく、第１子から完全無償化にできないか質問いたします。

旭市は、食材なら何でもそろう地域です。米、肉、野菜、果物等と何でもあります。栄養のバランスが整った新鮮な食材を使ったおいしい給食を、ぜひ全ての児童・生徒に無償で提供することはできないか。学校給食費を第１子までぜひ完全無償化にすることはできないか質問いたします。

３点目、通学路の安全対策について質問いたします。

（１）駒込橋の欄干が老朽化し、さびて穴が空き危険な状態です。早急な対応はできないか質問いたします。

駒込橋は橋の長さが約 50 メートルあり抜け道になっており、朝夕の交通量は大変多く、また通学路になっているので登下校時に大変危険な状況です。しかも、道路よりも橋の幅のほうが狭く、駒込橋の欄干が老朽化し、さびて穴が空き大変危険な状態です。橋の高さもあり、転落防止のためにも早急な対応はできないか質問いたします。

３点目、通学路の安全対策についての（２）国道 126 号沿いにあるばんどう太郎旭店から南に下りる道路で、県道をまたぐ井戸野大根川交差点付近までの南北線の道路の段差が激しく、舗装のやり直しはできないか質問いたします。

この南北線の道路は、海岸線からの抜け道になっていて物すごい交通量がありスピードも出ているため、夜間になると家の中まで車の振動と音がして眠れないとのことです。特に、次の信号から井戸野大根川交差点付近までの間は段差がひどく、舗装のやり直しはできないか質問いたします。

４点目、防犯カメラの設置について質問いたします。

（１）現在、市ではどの程度の防犯カメラが設置されているのか質問いたします。

５点目、ドライブレコーダーの設置について質問いたします。

（１）現在、市では何台の公用車にドライブレコーダーが設置されているのか質問いたします。

６点目、冷水機の設置について質問いたします。

（１）公共施設に冷水機の設置はできないか質問いたします。

近年、夏の温度が高温になり、平常時の体温は 37 度Ｃ前後である体温が、猛暑の近年、水分を補給しない場合、1.1 度Ｃも上昇し汗をかいて脱水が進行し、熱中症の危険性も増大し、体温が 39 度Ｃになると疲労感になり、40 度Ｃになると動けなくなるという、熱中症の症状が出ます。

そこで、熱中症予防に効果があるとされている水分補給時の適切な水分補給をすることが大事であると結果が出ています。実験で真夏の高温で運動をした場合、体温が 1.10 度Ｃも上昇し、水分補給、５度Ｃの冷水を飲水した場合は 0.68 度Ｃ、15 度Ｃの場合、0.77 度Ｃなので、水分補給の水の温度は５度Ｃから 15 度Ｃの水分の熱中症対策補給が適していると研究結果が出ています。

旭市として熱中症対策に夏の季節、５度Ｃから 15 度Ｃの冷水機はぜひ必要と考えます。小・中学校をはじめ、公共施設等にぜひ冷水機の設置をできないか質問いたします。

７点目、次亜塩素酸水生成器の導入について質問いたします。

（１）公共施設に次亜塩素酸水生成器の導入はできないか質問いたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、食品添加物の次亜塩素酸水生成器、微酸性電解水は非接触型光センサーを搭載し、手を触れずに操作可能で抗除菌力、安全性に優れた次亜塩素酸水、消臭効果、消臭作用で腐敗臭、たばこ臭など悪臭をカット、周辺への拡散を防止、環境に優しい洗浄後のすすぎ水として使用可能、低コストとなっています。ぜひ保育所、小学校、中学校、公共施設などへの次亜塩素酸水生成器の導入はできないか質問いたします。

１回目の質問を終わります。

○議長（木内欽市）　伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、１の（１）からお答えいたします。

物価高が続く中で、政府はガソリンなどの燃料油の高騰対策をまとめた上で、９月中には電気やガス料金への対応を含めた追加の経済対策を示すと報じられております。

市としましては、国から追加の地方創生臨時交付金が示された場合は、これまで交付金を活用し実施してきました経済対策を勘案し、生活者・事業者への支援策を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　教育総務課から、２点目の学校給食費の完全無償化についてお答えいたします。

給食費につきましては、現在、国の地方創生臨時交付金を活用して本年７月から来年３月まで、第１子からの無償化を実施しているところであります。

６年度以降の第１子からの完全無償化につきましては、恒久的な財源の確保が不可欠となりますので、既に学校給食費を無償化している自治体の財政規模や財源対策などの状況を調査するとともに、本市で完全無償化した場合の財政負担、あるいは第２子以降を無償化した場合の財政負担など、様々な財政負担のシミュレーションをしながら、実施についてさらに検討しているところでございます。

続きまして、６点目の冷水機の設置について、学校現場の状況ですが、現在、小学校では１校、中学校では２校で既に冷水機を設置しております。ただ、新型コロナウイルスの影響もありまして使用を制限しておりましたが、現在は各学校の判断で運用をしているところでございます。

安全な水質の飲料水を提供するため各学校において、常に維持管理に努める必要があります。冷水機は文部科学省の日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準を満たすことが必要でありまして、飲料水が外部からの汚染を受けないように毎日の通水、ノズル・水受皿の洗浄、定期的なタンクの洗浄、フィルターの交換等、水質の維持管理作業が必要となります。

学校現場では、熱中症対策の一環として、自宅から水筒を持参して、各児童・生徒が授業の合間や体育の授業中及び通学途中など、日常的に水分補給できるよう指導を行っておりますので、冷水機の新たな導入については予定をしておりません。

続きまして、７点目の次亜塩素酸水生成器についてですが、現在、小・中学校ではコロナ禍以降、アルコール消毒液を配付しておりまして、引き続き現在も手指や事務機器の消毒等に使用をしております。文部科学省による学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、こちらのほうでは基本的には小まめに流水と石けんで手洗いを行うことが最も重要であるとしておりまして、アルコール等の消毒液の使用は、手洗いができない際の補助的に用いられるものとしております。

既に校舎、体育館の入り口、各教室の入り口及びトイレ周辺等にアルコールスプレーボトルを相当数設置しております。アルコール消毒液は供給が安定しており価格も安価であることから、今後もアルコール消毒液にて対応してまいりたいと考えております。

小・中学校全校に次亜塩素酸水生成器を導入するとなれば、その機器や専用ボトル等の購入にも費用がかかりますので、また添加液や消耗品交換等で教職員の負担になることも想定されることから、現在導入する予定はございません。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　建設課からは３項目め、通学路の安全対策について回答いたします。

初めに、（１）駒込橋の欄干について回答いたします。

駒込橋は、新川に設置された駒込堰の管理橋と道路橋を兼ねており、橋長は 47.1 メートル、幅員は5.5メートルで、昭和46年に供用を開始されたものです。

当該橋梁については令和３年度に行った点検結果においても、欄干等の修繕が必要であるとのことでしたので、現在、修繕工事の実施に向けて駒込堰を所管する関東農政局などの関係機関との間で、工事方法等の協議を進めておりますが、時間を要しております。

議員のご質問にありましたとおり、欄干の老朽化がかなり進んでいる状況ですので、早急に工事を実施できるよう、さらに準備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、（２）舗装のやり直しに関して回答いたします。

ご質問の箇所は、国道126号から県道飯岡一宮線までを南北に結ぶ主要な道路です。道路パトロール等により当該路線の舗装ひび割れが進行していることを確認し、令和３年度より舗装修繕工事を継続して実施しているところです。令和５年度は富浦小学校北西側付近の約 320 メートルの区間で修繕工事を実施し、今年度までに約1.6キロメートルの修繕工事を完了いたしました。

次年度以降も継続して、舗装が大きくひび割れるなど状態が悪い箇所から舗装修繕工事を予定しております。

以上になります。

○議長（木内欽市）　総務課長。

○総務課長（小倉直志）　総務課からは大きな４、防犯カメラの設置について、現在、市ではどの程度の防犯カメラが設置されているのかについてお答えいたします。

市が管理しています防犯カメラにつきましては、令和４年度末現在で 77 か所、243 台を設置しております。

以上です。

○議長（木内欽市）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　行政改革推進課からは大きな５項目め、ドライブレコーダーの設置、それから６項目めの冷水機の設置、７項目めの次亜塩素酸水生成器の導入についてご回答いたします。

ドライブレコーダーの設置状況でございますが、令和５年３月 31 日現在、ショベルカーなど特殊車両を除いた公用車、これは消防本部が管理する車両も含めまして 199 台ございまして、そのうち 142 台に設置してございます。

続きまして、６項目め、冷水機の設置についてでございます。

公共施設に冷水機を設置できないかとのご質問でございます。こちらにつきまして、何度か議会のほうでもご回答させていただいているところでありますが、今のところ本庁舎を含めまして公共施設に冷水機を設置する予定はございません。

続きまして、７点目の次亜塩素酸水生成器の導入についてでございます。

本庁舎の新型コロナウイルス感染対策といたしまして、５類移行後も窓口のアクリル板を設置、またアルコール消毒液を設置して対応しております。アルコール消毒液につきましては供給が安定しておりますので、今後、引き続きこのアルコール消毒液にて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子）　７項目めの保育所における次亜塩素酸水生成器の導入についてご回答いたします。

こども家庭庁による保育所における感染症対策ガイドラインでは、塩素系消毒薬の用途は、テーブルやドアノブ等のものや、嘔吐物等を十分に拭き取った後の消毒には有効とされておりますが、新型コロナウイルスに対する手指消毒の有効性は未評価となっております。

手や指などのウイルス対策は、水や石けんによる洗浄が最も重要とされております。手洗いがすぐにできない状況では、アルコール消毒液が有効とされていることから、保育所では今後もアルコール消毒液での殺菌・消毒を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　それでは、何点か再質問をさせていただきます。

４点目の防犯カメラの設置についてから再質問させていただきます。

（１）の防犯カメラは、犯罪の予防及び事故の防止に大変効果があります。今後、旭市では

防犯カメラの設置箇所はどこを予定しているのか質問いたします。

○議長（木内欽市）　伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　設置箇所につきましては、往来の多い駅前広場や道路、公園などのほか、市内の全小・中学校をはじめ、様々な施設にも設置してございます。

今後の設置予定ですけれども、具体的な計画はございません。ただ、犯罪予防や事故防止を図るため、警察署をはじめとする関係者と協議しながら、設置を進めているのが現状でございます。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　それでは、再々質問させていただきます。

安全で安心なまちづくり実現のため、犯罪発生の抑止効果が期待でき、事件や事故の早期解決や犯罪捜査など、また、ごみの不法投棄抑制に大きな効果を発揮することから、公園内に防犯カメラの整備を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市）　伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　公園内への設置ということですが、市では既に旭文化の杜公園、袋公園、袋東公園、旭スポーツの森公園、海上コミュニティ運動公園、三川ふれあい公園に防犯カメラを設置し、運用しているところでございます。

○議長（木内欽市）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　それでは、４回目の質問をさせていただきます。

埼玉県吉川市は先頃、市内 11 か所の公園に防犯カメラを設置しました。この設置は、市と一般社団法人安全・安心まちづくりＩＣＴ推進機構、市社会福祉協議会の３者が結んだ防犯カメラを併設した自動販売機の設置に関する協定に基づき、実現しました。協定は市社協が自販機と防犯カメラを設置、同機構が自販機の収益を活用して保守管理、市が防犯カメラの録画映像データの運用を通じて犯罪抑止につなげる内容。このため市の公費負担がなく、防犯カメラが設置された。防犯カメラの設置後、これまで２件のデータ活用があり、市の担当者は安全対策に役立っていると話していた。

協定に基づく公園への防犯カメラ設置について、旭市でも今後できたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市）　伊藤房代議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　自販機への防犯カメラの設置ということでございます。

これにつきましては、業者側と話し合いながら進める余地はあると思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ぜひ今後、また次つけていくときとか、いろいろあると思いますので検討していただければと思います。

次に、５点目、ドライブレコーダーの設置についての再質問をさせていただきます。

埼玉県久喜市は先頃、市の公用車や市内の協力事業者の車に搭載されたドライブレコーダー、ドラレコを動く防犯カメラとして活用する見守り活動を開始した。この活動は今年５月に久喜市と久喜警察署、幸手警察署の３者で締結したドライブレコーダーを活用したまちの見守り活動に関する協定に基づき実施するもの。市が事業者に協力者を募り、事業用車両などに見守り活動実施中のステッカーを張って走行してもらう。地域の目を増やすことで犯罪抑止につなげるのが狙いだ。市内で事件や事故が起きた際は、協力者が警察署にドラレコの記録を提供する。協力事業者は９日現在でタクシー会社など 10 社、市の公用車も含め 237 台が走行している。市内の犯罪抑止と事故発生時の処理の迅速化を促すため、動く防犯カメラの導入はできないか質問いたします。

○議長（木内欽市）　伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　動く防犯カメラということですけれども、旭市では平成 30 年６月に旭署と協定を結びまして、現在もドライブレコーダーのデータを要請に基づいて提出するなど生かしております。

ちなみにタクシー会社ですけれども、旭署及び匝瑳署と千葉県タクシー協会の海匝自動車組合のほうが同じような協定を結んで情報提供をしているところです。

○議長（木内欽市）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　ありがとうございます。市としてのドライブレコーダーは 199 台中 142 台ということで、これから全車にドライブレコーダーがつけられたらいいかなと思いますので、これは要望して次の質問に移らせていただきます。

６点目の冷水機の設置についての再質問をさせていただきます。

福島県南相馬市は、このほど市役所１階に給水スタンドを設置した。市民にマイボトル利用を促し、プラスチックごみ、プラごみの削減につなげたいと考えた。給水スタンドは水道直結型で冷水と常温水の２種類が利用可能。水筒などのマイボトルを持参すれば、誰でも無料で給水できる。市生活環境課は、浄水機能により安全でおいしい水が飲める、熱中症対策にも積極的に活用してほしいと呼びかけている。給水スタンドの設置を提案、プラごみの削減策にマイボトル普及を訴えていた。市は今後、各フロアや公共施設に順次、給水スタンドを設置していく方針。また、５月には飲料メーカーと協定を結び、使用済みペットボトルを全てペットボトルに再生するボトル to ボトル、水平リサイクル事業を 2024 年度から実施するとのことです。

ぜひ、旭市でも公共施設に冷水機や給水スタンド（冷水と常温水）の２種類が利用可能の設置はできないか、質問いたします。

○議長（木内欽市）　伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　冷水機による水分補給が熱中症対策の一つになるということは理解しております。

その冷水機を使用して、ペットボトルの使用を少なくしてごみを少なくしましょうという試みが福島県のほうで行われているということでございますが、本庁舎には自動販売機等が設置してございまして、こちらのほうは飲料メーカーが使用済みのペットボトル、それから空きかん等を回収しております。リサイクルの推進、またごみの減量化等も図っているところでございます。マイボトル、水筒を持つ方も増えてきていますので、状況を見守りたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　それでは、再々質問させていただきます。

冷水機の設置について、（１）の神奈川県大和市はペットボトル削減に向けた取り組みの一環として、複合運動施設、大和スポーツセンターにマイボトルを促すカウント式の給水機を設置しています。給水機は２階のトレーニング室前に設置されており、誰でも無料で利用できる。持参した水筒などを給水口に置くと、自動で水が 350 ミリリットル出て、利用された回数がカウントされる仕組み。設置されてから６か月間で計２万 4,000 回以上の利用があった。500 ミリリットルのペットボトルに換算すると約１万 7,000 本分に相当する。市の担当者は、

環境配慮への意識啓発を図るためにも、多くの人に利用してもらいたいと話した。

熱中症対策に、また環境の面からも、ぜひカウント式給水機や冷水機、給水スタンドなど、幅広く小・中学校や公共施設等へ設置をできないか質問いたします。

○議長（木内欽市）　伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　公共施設のうち、本市では総合体育館とパークゴルフ場に冷水機が設置してございます。本庁舎のほうにつきましては滞在時間が短く、また空調も効いておりまして、熱中症のリスクは低いものと思われます。

今後は近隣市町の導入状況等を確認しつつ、公共施設等に冷水機が必要かどうかを判断していきたいと思いますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市）　伊藤房代議員。

○１６番（伊藤房代）　以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市）　総務課長。

○総務課長（小倉直志）　恐れ入ります。

先ほど市と警察と協定、平成 30 年６月と申し上げましたが、10 月の誤りでした。おわびして訂正いたします。

○議長（木内欽市）　伊藤房代議員の一般質問を終わります。

伊藤房代議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時４９分

再開　午後　１時　０分

○副議長（林　晴道）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き一般質問を行います。

◇　遠　藤　保　明

○副議長（林　晴道）　続いて、遠藤保明議員、ご登壇願います。

（１１番　遠藤保明　登壇）

○１１番（遠藤保明）　議席ナンバー11番、遠藤保明です。

令和５年第３回定例会において一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。通告の順序に従いまして質問いたします。今回の定例会では環境への問題として、外来植物対策及び過疎地域対策としての公有財産管理状況の大きく二つの項目について質問をいたします。

それでは、１番目の河川・水路の外来植物対策について質問であります。

今年も地球温暖化の影響で猛暑が続いております。数年前から外来植物が水路に繁茂するという農家の方々から相談を受けました。今年は特に繁茂の状態がひどくなり、植物に一面覆われている水路が増えています。水路から水田に外来植物が侵入すると、農業に影響を及ぼすおそれがありますので、ナガエツルノゲイトウやチクゴスズメノヒエ等の外来植物等の繁茂の状況と、その対策を伺います。

（１）旭市全体の繁茂の状況は把握しているか。

続きまして、２番目の公有財産の適正な管理と運用についての質問です。

令和３年度から旭市過疎地域持続的発展計画が策定されているんですが、干潟地域の市民は施設を含め、今後どのように進めていくのか具体的な内容が分かりません。

そこで、（１）干潟地域の公有財産の利用状況と今後の方向性について伺います。

まず、干潟地域の普通財産と行政財産の状況について、台帳上どのくらいあるのか教えてください。また、施設を解体した干潟公民館、農村環境改善センター、第三給食センターの跡地利用について教えてください。

以上、１回目の質問については以上です。再質問は質問席にて行います。

○副議長（林　晴道）　遠藤保明議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　それでは、環境課からは、１項目めの河川・水路の外来植物対策についての（１）旭市全体の外来植物の繁殖状況についてお答えいたします。

環境省と農林水産省が作成しました生態系被害防止外来種リストというのがございます。これを参考に市内を調査しましたところ、リストに掲載されておりますナガエツルノゲイトウは、秋田川やその他の農業用水路の一部で多く繁茂しておりまして、新川の揚水機場、この付近でも生育が確認されております。

また、チクゴスズメノヒエ、この確認のほうは取れていませんが、類似のシマスズメノヒエ

につきましては、市内の広範囲で点在しているのを確認しており、今後も引き続き調査してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　大きな項目２点目の公有財産の適正な管理と運用についてお答えいたします。

干潟地域の行政財産と普通財産、どのぐらいあるのかというご質問でございますが、行政財産の土地は 32 万 735 平方メートル、普通財産の土地が３万 8,119 平方メートルでございます。

普通財産のほうでございますが、主な用途としては区の集会所用地として貸付けを行っている土地となっております。

それと解体した跡地の関係でございますが、干潟公民館の跡地につきましては、ひかた市民センターの駐車場として、農村環境改善センター跡地につきましては、隣接する古城保育所の送迎やイベントの駐車場として、第三学校給食センター跡地につきましては、地元消防団の消防庫と干潟中学校用地として使用しております。

以上でございます。

○副議長（林　晴道）　遠藤保明議員。

○１１番（遠藤保明）　回答ありがとうございます。

それでは、再質問いたします。

河川・水路の外来植物対策について、（１）についてですが、外来植物のナガエツルノゲイトウは、緊急対策外来種に指定されており、ほかにもオオフサモ、スズメノヒエ、アシカキ等の植物が繁茂しているようです。これらの植物はちぎれた断片から増えていく植物ですので、防除対策として除草剤の使用は有効であるのか、お伺いいたします。

また、駆除に対して市の補助はありますかどうか、併せてお願いします。

○副議長（林　晴道）　遠藤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　除草剤を用いた外来植物の駆除は、正確な有効性は確認できておりませんが、除草剤の効果がある外来植物もございます。

具体的には、水田内や畦畔の防除へ水稲用除草剤、これを用いた事例がございますが、河川や水路には水生生物などへの影響が懸念されるため、除草剤は使用できません。河川や水路については、バックホウなどの重機や手作業による除去が一般的となっております。

なお、外来植物駆除に関する市の補助制度は現在のところございません。

以上です。

○副議長（林　晴道）　遠藤保明議員。

○１１番（遠藤保明）　回答ありがとうございます。

先ほども言いましたように、水面を覆い尽くしている植物は茎や根の断片から再生するので、今後、発生地域が拡大していく傾向にあります。水田に入り込まないよう駆除、防除については土地改良区をはじめ、国・県などの関係機関と連携して、外来植物の駆除対策に当たっていただきたいと思います。どのようにお考えでしょうか。

○副議長（林　晴道）　遠藤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（髙根浩司）　遠藤議員の言われるとおり、関係機関との連携というのは不可欠であると考えており、外来植物の駆除に向け、国や県及び土地改良区等と連携して対処してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（林　晴道）　遠藤保明議員。

○１１番（遠藤保明）　外来植物の拡大防止は市のホームページでも掲載されており、防除方法について掲載されておりますが、除草剤や草刈り機の使用など、効果的な防除方法について農家等へ情報提供をお願いします。また、市の補助についても今後、検討をお願いします。

続いて、２の公有財産の適正な管理と運用について、（１）干潟地域の公有財産の利用状況と方向性について伺います。

１回目の質問では施設の跡地利用について伺いましたが、駐車場としてではなく有効な活用の検討をお願いします。

また、干潟地域には萬歳地区多目的研修センター、コミュニティセンター、ふれあいセンターの集会施設がありますが、過去３年の利用状況について教えていただきます。よろしくお願いします。

○副議長（林　晴道）　遠藤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行）　それでは、ご答弁申し上げます。

萬歳地区多目的研修センターの利用状況ですが、令和２年度が 714 人、令和３年度が 617 人、令和４年度が 653 人であります。萬力のコミュニティセンターの利用状況は、令和２年度が

1,420 人、令和３年度が 1,261 人、令和４年度が 1,503 人であります。入野のふれあいセンターの利用状況は、令和２年度が 1,772 人、令和３年度が 1,244 人、令和４年度が 1,435 人であります。

以上です。

○副議長（林　晴道）　遠藤保明議員。

○１１番（遠藤保明）　ご回答ありがとうございます。

続いて、長熊釣堀センターの過去３年間の利用状況を教えてください。

○副議長（林　晴道）　遠藤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武）　商工観光課からは、長熊釣堀センターの直近３か年度の利用状況についてお答えをいたします。

入場者数で申し上げますと、令和２年度は１万 1,778 人、令和３年度は１万 3,016 人、令和４年度は１万 2,657 人でした。このほか令和２年度から４年度は新型コロナの影響で中止となりましたが、例年、春と秋に釣り大会を開催しております。本年５月、４年ぶりに開催することができ、多くの方々に参加をいただいたところでございます。

以上です。

○副議長（林　晴道）　遠藤保明議員。

○１１番（遠藤保明）　ご回答ありがとうございます。各施設とも利用されているようですが、老朽化が見込まれるので、過疎対策事業債を利用するなど維持管理を適切に行っていただきたいと思います。

また、令和３年度より過疎地域持続的発展計画の策定により３年目となります過疎事業債を活用した実績と今後の計画がありましたら、回答をお願いします。

○副議長（林　晴道）　遠藤議員の４回目となります質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、これまで過疎債を活用した事業になりますが、市道の新設改良や維持補修などの道路整備、コミュニティバスやデマンド交通の運行、家畜防疫対策としての予防接種などがあります。

今後の過疎債の活用につきましては、主なものとしまして学校再編に伴う学校施設の改修や新築、スクールバスの導入のほか、長熊釣堀センターの運営管理なども見込んでおります。

以上です。

○副議長（林　晴道）　遠藤保明議員。

○１１番（遠藤保明）　ありがとうございます。干潟地域は人口減少傾向にあり、活性化につながる支援が必要です。この地域には文化財の史跡、名所、公園、コミュニティ施設等、充実した施設を持つ地域であります。ハード事業、ソフト事業を合わせて今後、地域が活性化するように検討をお願いします。

私の質問はこれで終わります。

また、昨日、外来種のことで宮内議員も登壇されましたが、この対策は緊急の課題ですので、よろしくひとつお願いします。

以上でございます。

○副議長（林　晴道）　遠藤保明議員の一般質問を終わります。

遠藤議員は自席へお戻りください。

◇　宮　澤　芳　雄

○副議長（林　晴道）　続いて、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（１５番　宮澤芳雄　登壇）

○１５番（宮澤芳雄）　議席番号15番、宮澤芳雄です。

旭市第３回定例会におきまして一般質問を行います。

大きな１点目、干潟地域の小学校の統合について。

（１）干潟地域の三つの小学校を古城小に統合する計画について、市は今後、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、どのような考えで統合を進めていくのか伺います。

平成 30 年３月に旭市学校のあり方検討委員会から提言書が提出され、それを基に令和３年に旭市学校再編基本方針が発行されました。それによると中学校は５校から３校に、小学校は 15 校から７校になるとされています。干潟地域は三つの小学校が統合して（仮称）干潟地域小学校となるとされました。新しく７校の小学校になるわけですが、干潟地区がなぜ他の地区に先駆けて統合に向けてスタートしたのか。また、なぜ古城小案で進められているのか、お尋ねします。

（２）この統合計画は何年後を目途に進めていくのかお尋ねします。

それぞれ３校地域の賛同がもし得られた場合は、どのような準備が必要なのか、そのためには何年ぐらいを要するのかお尋ねします。

（３）過疎地域持続的発展計画について、古城小の増築や新たな小学校の建設に対して、過

疎債を利用できるのかお尋ねします。過疎債については制約がありますが、今回、古城小への統合が賛同されたとして、改修費の何割ぐらい過疎債は利用できるのかお尋ねします。

（４）小学校再編後の跡地利用についてはどのように活用する考えがあるのか、質問します。

全国的に学校の統廃合が進み、廃校になった学校の新たな活用が行われています。説明会でも幾つかの参考例が紹介されていますが、今後の市の取り組み方についてお尋ねします。

大きな２点目、中学校の部活動の地域移行について。

2022 年 12 月、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインがスポーツ庁と文化庁から発表され、2023 年から 2025 年の３年間を改革推進期間と定めています。教職員の長時間労働が社会的問題になっていることと、少子化により一つの学校内で部活動を維持することが難しくなっていることが主な要因とされています。

そこで、お尋ねします。

（１）改革推進期間である令和７年度に向けて、市内各中学校の部活動の現状について伺います。

５校の中学校の運動部と文化部のそれぞれの数をまずお聞きします。

また、学校に専門知識を有した外部コーチを招いて指導を受けていると聞きましたが、それらの種目と指導者の人数をお尋ねします。

（２）地域移行する場合、指導者や練習場所等が必要となりますが、今後の方向性について伺います。

地域移行するためには指導者が必要となります。運動部活動だと専門的技術や知識を有する経験者にお願いすることとなると思われますが、市の考えを伺います。

大きな３点目、国土調査法による地籍調査を行った土地への課税について。

本市における地籍調査事業について、これまでの実施状況についてお尋ねします。

以上、１回目の質問は終わります。２回目以降は質問席で行います。

○副議長（林　晴道）　宮澤芳雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　それでは、教育総務課から、１の干潟地域の小学校の統合についてからお答えいたします。

まず、（１）ですが、干潟地域を先行してスタートした理由ですが、旭市学校再編基本方針に基づき、児童・生徒の減少が大きく、今後の児童数の推移を踏まえると、いわゆる複式学級、１人の担任が複数の学年を受け持ち、一つの教室で２学年が一緒に学習する、この複式

学級の可能性があるため速やかに着手したものでございます。

また、古城小学校を候補とした理由としては、干潟地域の中和小学校、萬歳小学校、古城小学校で統合を考えますと、中和小学校、萬歳小学校は敷地全体が土砂災害警戒区域に入っており、敷地面積も狭いことが課題でありまして、一方で古城小学校は、土砂災害警戒区域が一部であることや敷地面積が一番広いため、統合小学校の候補地となったものでございます。

続きまして、（２）の何年後をめどにということですが、３校の賛同が仮に得られますと、次は代表者会議となります。各学校の代表者による代表者会議を開催して、最終的な統合の了承や統合の時期、学校の位置などを決定してまいります。

次に、準備委員会を開催し通学方法や学校用品など、新しい学校の運営に向けて詳細な内容を決定してまいります。これと並行して学校の改修工事を進めていくこととなります。そして、全ての準備が整いましたら、新しい学校の開校ということになるものと思われます。

旭市学校再編基本方針では、各説明会や地域検討会議に１年から２年、代表者会議や準備委員会で２年から３年と想定しておりまして、統合までに約５年程度の期間をめどに進めるものとしております。

続きまして、（３）の過疎債についてでございますが、過疎地域持続的発展計画には、こちらのほうの計画に干潟地域の統合に向けた古城小学校の校舎や体育館の施設改修工事、廃校となった学校の解体工事について記載をしてございます。

古城小の増築につきましては、改修工事の一環として増築を行う場合は、国庫補助金の対象となりまして、過疎債も活用することが可能となります。

過疎債は、この計画に基づいた事業費から国庫補助金を差し引いた市の負担分に対して充当することができます。

校舎等の改修工事は、国庫補助金の学校施設環境改善交付金の対象事業で、補助金額は過疎特例で 10 分の 5.5 となりまして、残り全ての 10 分の 4.5、この市の負担分について全て過疎債を充当することができます。

続きまして、（４）の跡地利用についてですが、廃校となった学校跡地の活用につきましては、学校再編基本方針では避難所等の地域コミュニティ施設、学童施設やバスターミナルとしての利用、そのほか集会所、福祉施設や民間活用の推進を想定しております。

現在行っている地域検討会議や今後行われる代表者会議の中で、他の自治体の活用事例などを紹介し、委員の皆さんより幅広いご意見を伺い、施設を有効利用できるよう検討してまいります。

続きまして、大きな２番の中学校の部活動の地域移行ですが、（１）部活動の現状としまして、部活動数ですが、旭一中は運動部が６部、文化部が２部、旭二中は運動部が 15 部、文化部が４部、海上中は運動部が９部、文化部が２部、飯岡中は運動部が７部、文化部が１部、干潟中は運動部が６部、文化部が１部となっております。

また、外部の課外活動支援員及び部活動指導員として、軟式野球１名、ソフトボール１名、ソフトテニス２名、バレーボール１名、卓球３名、体操競技１名、剣道２名、吹奏楽２名、美術１名に指導をしていただいております。

続きまして、（２）の指導者についてですが、本年の７月 10 日に旭市スポーツ協会などの関係団体の代表者にご協力をいただき、第１回旭市部活動地域移行準備連絡会を開催いたしました。地域における指導者発掘のため、部活動の地域移行に関する経緯を説明するとともに、生徒の受入れに関する協力依頼を行いました。

また、休日の指導を希望する教師につきましては、教師としての立場ではなく、教育委員会からの兼職兼業の許可を得た上で、地域部活動の運営主体の下で指導等に関わることになります。

今後は、関係団体に受入れに関するアンケート調査も実施してまいりますので、地域の指導者、教師の兼職兼業などを基に指導体制について検討してまいります。

以上でございます。

○副議長（林　晴道）　税務課長。

○税務課長（向後秀敬）　それでは、大きな項目の３、（１）地籍調査事業のこれまでの実施状況についてご回答いたします。

本市の地籍調査事業につきましては、干潟地域、鎌数谷町場地先で実施したところです。

現地調査につきましては、干潟地域は昭和 63 年度に開始しまして、平成 20 年度に完了しました。鎌数谷町場地先は平成 21 年度に開始しまして、平成 23 年度に完了しました。

登記につきましては、干潟地域は平成５年から行いまして平成 30 年に完了し、鎌数谷町場地先は平成 30 年から開始して令和元年に完了いたしました。

以上です。

○副議長（林　晴道）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　それでは、再質問をいたします。

説明会では委員の皆さんから、複式学級を避けるためには統合はやむを得ないという意見も少なくありませんでした。また、スピード感を持って進めてほしいという意見も少なくあり

ません。

一方で、安全面での不安の意見も多くありました。体育館東側の土砂災害特別警戒区域、これは何としても回避してほしいという意見が大半というか、ほとんどであったんではないでしょうか、参加された委員の皆さんの意見では。また、もう一点は、通学時の安全性についての心配も多く聞こえました。市はこれらの対策についてどのように考えていくのかお尋ねします。

○副議長（林　晴道）　宮澤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　古城小学校の体育館東側の急傾斜地は、市保有の保安林でありまして、昭和 48 年、49 年度に千葉県により予防治山事業を実施しております。この工事後、約 50 年が経過しておりますので、千葉県北部林業事務所との協議を進め、さらなる対策工事を検討してまいります。また、学校改修工事の際にも、児童や施設利用者の安全を第一に安全対策工事を検討してまいります。

通学時の安全性につきましては、中和小学校、萬歳小学校等遠くなる地区につきましては、スクールバスを検討しております。バスルートやバス停の場所につきましては、準備委員会で決定をしていくこととなります。欠席連絡や乗降の確認など安全に十分配慮できるよう検討してまいります。

また、通学路に関しましては、旭市通学路交通安全プログラムに基づいて、通学路点検を行っております。その中での危険箇所につきましては、関係機関と協議して対策を行い、通学路の安全確保を図ってまいります。

○副議長（林　晴道）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　よろしくお願いします。

これまで３地区の皆さんの説明会、２回ずつ６回行われましたけれども、今後どのような説明会を何回程度実施される予定なんでしょうか、お尋ねします。

○副議長（林　晴道）　宮澤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　干潟地域については昨年度に保護者説明会、アンケート調査及び地域説明会を開催し、現在、区長や保護者の方々などで構成された地域検討会議を設置し、これまで各地区で２回行いまして、再編に向けて様々な意見や要望を伺っているところでございます。

内容としましては、各回の意見交換でご意見をお伺いして、再編に関わる意見や要望を伺って、その次の回でそれに対する説明を行いながら、合意形成に向けて取り組んでおります。回数としましては、各地域の合意形成のまとまり具合にもよりますが、おおむね５回程度を予定しております。

○副議長（林　晴道）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　これまで傍聴をさせてもらいました。当初、昔から干潟地区が１クラスに５人だとか、６人だとかという、あるいは女子生徒が１人になってしまって、隣の小学校に転校せざるを得なかったとか、そういったことがあって、地域の中では早く統合してほしいと。待っていたというか、そういう声がだいぶ聞こえてきたんですね。市が令和３年６月に最終的な統合基本方針を出されたので、今それに向かって、今までは恐らくスタートするだろうということだったんですけど、いざその場になると、やっぱり不安もあるんですね。期待も大きいんですけれども、不安もある。

委員の皆さんからいろんな意見があったと思いますけれども、やはり大きなところは学校が早く一つになって、複式学級も怖いんですけれども、何よりもかによりも１クラスに５人とか６人だとかということでは、これは切磋琢磨して、競争の原理ではないですけれども、そういったことでしっかり勉強してくださいよというところが、ちょっと成り立たない状況だったので、そういった意味では地区は待っています。でも、いざ統合となると不安もあるので、丁寧に丁寧に、今までもそうされていますけれども、本当に丁寧にしっかりと皆さんが納得するような説明をして、最後ゴールイン、本当に統合というところまでこぎ着けていただきたい、そういうふうに思います。よろしくお願いします。

それでは、（２）に移ります。

この統合計画は何年を目途に進めていくのかお尋ねします。それぞれ３校地域の賛同がもし得られた場合、どのような準備が必要なのか、そのためには何年ぐらいを要するのかお尋ねします。

○副議長（林　晴道）　宮澤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　この統合計画、賛同を得られた場合、次は代表者会議ということになります。この代表者会議を開催して最終的な統合の了承、統合の時期などを決定していくものとなります。先ほども申し上げましたが、学校再編基本方針では、地域検討会議を設置してから代表者会議、準備委員会などでおおむね約５年程度、早く地域の合意が得られれ

ば、もう少し早くなることもあると思いますが、５年程度をめどとしております。

○副議長（林　晴道）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　５年というのはあれですか、説明会がスタートしてから５年、分かりました。

再々質問します。

当たり前のことですけども、最も優先されなければならないことは、学校で学ぶ生徒の皆さんのことです。中学校に進学する場合には、みんな６年生ですから心の準備がもうできると思います。しかしながら、小学校、特に低学年の子どもたちにとっては、やっぱり不安があると思われます。現に委員の中からもそういう意見がありました。これは当然のことです。統合するに当たって、市としては当然、その辺のところは十分に考えていることだと思います。

改めて統合に向けて、これからそのことに関して、市としてどのような対策を取るのか。また、保護者に対して、どういうふうに説明をしていくのか改めてお尋ねします。

○副議長（林　晴道）　宮澤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　旭市学校再編基本方針では、再編に向けての配慮事項を記載しております。子どもたちの不安や悩みを少しでも取り除き、新しい学校生活がよりよいものとなるよう、統合前の交流や個々に応じた心のケアなど、必要な活動を実施していく予定です。

また、現在行っている合同の修学旅行やプールの活用などの交流をさらに深めていきたいと考えております。

なお、統合が決定しましたら、職員の配置についても統合後に知っている先生が誰もいないということにならないように、県に要望をしてまいります。

○副議長（林　晴道）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　今の最後のところ、聞きたかったところです。近隣の状況ですけれども、香取市のほうでは保護者のアンケートの中に、知っている先生がいなくなっちゃったということを非常にご心配されていたケースもありますので、その辺のところをしっかり対応をお願いします。

次の質問ですけれども、統合すると当然、学校の名前、あるいは校章、校旗、校歌等、変わるんだと思いますけれども、これについてお尋ねします。

○副議長（林　晴道）　宮澤議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　学校の名称などにつきましては、今後、地域検討会議で合意をいただいた後の代表者会議で基本的な部分について意見調整し、さらには準備委員会でより具体的な内容について、委員の方々の意向を伺いながら進めてまいる予定でございます。

○副議長（林　晴道）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　よろしくお願いします。

それでは、（３）過疎地域持続的発展計画について、古城小ということで決まった場合、その賛同を得た場合の学校の改修費、教室等は足りるんでしょうか。それをお聞きしたいんですけれども。あるいは増築等があるんであれば、それらの改修工事に過疎債は、先ほど企画課長はそれを使う予定でいるという話でしたけれども、使えるかどうか改めてお尋ねします。

○副議長（林　晴道）　宮澤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　仮に今の３校が古城小学校に統合した場合、今の古城小学校の普通教室数からいきますと、児童数からして足りる状況でございます。

それで、過疎債の活用につきましては、過疎地域持続的発展計画に掲載してございますので古城小学校の改修工事、こちらにつきましては統合に伴うものにつきましては全て過疎債の対象になるものでございます。

○副議長（林　晴道）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　もう一点、すみません、聞き忘れました。これ３回目でいいです。

土砂災害特別警戒区域、当然これ説明会でも随分話がありました。北部林業と市で今、調査できない状態で、雑草と木、それをきれいに掃除して伐採して、それから状態を確認するということでしたけれども、それらの調査はともかく、最終的に特別警戒区域を工事するに当たっては、これは県がやるんでしょうか。それとも市でやる場合、それだけ答えてください、市でやる場合に過疎債は使えるんでしょうか、お尋ねします。

○副議長（林　晴道）　宮澤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　土砂災害警戒区域の保安林の治山事業につきましては、千葉県が実施する事業でございますので、そちらについては千葉県のほうで県補助を申請するなりして、市の負担はございません。

○副議長（林　晴道）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　それがはっきりしないと委員の皆さんも賛成、反対の意見は言えないという方もいましたけれども、早くスピード感を持って、そちらのほうは対応していただきたいと思います。

　では、４回目です。再編基本方針では小学校は７校にすると提言されていますが、仮に将来的に、さらなる統合があると考えた場合、この過疎債を使うのに、いつまで過疎債が有効に使える期間があるんでしょうか。あまり学校の建設というのが先送りになっていると、過疎債の使える期限が切れてしまうと思うんですけれども、過疎債は何年まで使えるものなんでしょうか、お尋ねします。

○副議長（林　晴道）　宮澤議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　過疎債の期限につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法によりまして、令和13年３月31日までとなっております。

○副議長（林　晴道）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　それでは、（４）小学校再編後の跡地利用について、どのように活用する考えなのか質問します。

　全国的に学校の統廃合が進み、廃校になった学校の新たな活用が行われています。説明会でも幾つかの参考例が紹介されていますが、今後の市の取り組み方についてお尋ねします。

○副議長（林　晴道）　宮澤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

　教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　跡地活用につきましては、現在行っている地域検討会議や今後行われる代表者会議の中で、他の自治体の活用事例などを紹介しまして、委員の皆様より幅広いご意見を伺って、施設を有効活用できるよう検討してまいります。

○副議長（林　晴道）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　実は地元で学校がなくなっちゃうと、そういう心配があるんですけれども、それはやむを得ないと。ただ、学校がなくなっても、その後、何かそこに施設があるというか、みんなで利用することができれば非常にありがたいと。学校がなくなるということは、シンボルですから、それがなくなってしまうと本当に寂しいんですけれども、でも跡地の利用を有効に考えてくれという話があって、今日幾つか質問させてもらいます。

　取りあえず、今、地域というか市全体でもそうなんですけれども、心配しているのはスポーツを練習する、ほとんどスポーツだと思いますけれども、学校開放デーに校舎を使っている

んですけれども、廃校になった場合、これは使えるものなんでしょうか。校舎が取壊しになってしまえば、これはもう諦めがつきますけれども、どういうふうに考えているのか市の考えをお尋ねします。

○副議長（林　晴道）　一般質問は途中ですが、ここで２時ちょうどまで休憩をいたします。

休憩　午後　１時５１分

再開　午後　２時　０分

○副議長（林　晴道）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き宮澤芳雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　学校の跡地利用に関しまして、現在、学校開放で利用している体育館につきましては、使用用途にもよりますが、引き続き地域の皆さんが使用することができる運動施設としての活用を検討してまいります。

○副議長（林　晴道）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　ありがとうございます。よろしくお願いします。

説明会で配付された資料の中に一つ、協働の地域づくりというんでしょうか。言葉にしてはそういうふうには載っていなかったんですけれども、内容を見ると、最近全国で進んでいる協働のまちづくりというんでしょうか。そういった形で協働の地域づくりというんでしょうか、市と地域が一緒になって知恵を出して、跡地でその地域がにぎわうような対策をしようよということが随分、全国的に進んでいると思います。

地域にもいろいろ考えを持っている人が大勢いますので、そういう人たちが今後、統合が正式に決まって跡地をどうしようかというときには、そういったふうな話も出てくると思いますけれども、そのことに関して何かの形をつくるというよりも、こういうふうに一例として武道館にしようとか、高齢者のコミュニティ施設とか、それも一案なんですけれども、そうではなくて、今までそこに通った人たちと市で協働の地域づくり、そういった提案をされていたので、どのように今後考えがあるのか。ちょっと拙速ですけれども、まだ統合も決まっていないけれども、あるのか、取りあえずこの時点でお聞きしておきたいと思います。

○副議長（林　晴道）　宮澤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　廃校活用に関しましては、文部科学省のホームページに掲載されている他市の事例を地域検討会議で紹介させていただきました。その中では、協働の地域づくりを掲げた跡地活用もあったかと思います。

地域からの要望として、地域住民が集まれる公民館のような、あるいはコミュニティスペース等のような、そういった要望があった場合には、地域の方々のお力をお借りしながら、管理運用などについても併せて検討してまいりたいと考えております。

○副議長（林　晴道）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　それでは、最後の質問です。地域の活力源、これは言うまでもなく人の力だと思います。人口減少が進むと地域の活力が低下します。先ほども言いましたけれども、さらには地域のシンボルという小学校がなくなってしまうということは、本当に悲しいことなんだと思います。

しかしながら、跡地が有効利用され地域に活力が戻ってくれば、これは大変ありがたいことなんだと思います。学校がなくなっても、本当にたくさんの思い出を持った卒業生が地域には大勢います。改めて市と地域の連携が重要だと考えますが、最後に教育長、もし考えがあればお尋ねしたいと思います。

○副議長（林　晴道）　宮澤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

向後依明教育長。

○教育長（向後依明）　跡地活用に関する市と地域の連携につきまして、私よりご回答させていただきます。

それぞれの学校は地域にとって長い長い歴史があり、地域の皆様は学校に対して強い思いがあることは十分理解しております。学校の跡地活用につきまして、地域の皆様の声に耳をしっかり傾けながら、それぞれ立地の特性を生かし、魅力を最大限活用し、地域のさらなる活性化につながるよう、十分連携を図って進めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○副議長（林　晴道）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　確かな回答をしっかりとこちらもお受けしましたので、心強いご発言でした。ありがとうございます。

まだ説明会は２回ですけれども、いろいろこの取り組みといいましょうか、この基本計画がどのようなことで、これは質問ではありませんので、どのような考えでこれがつくられて発

行されたのか。いろいろ意見を聞いたり、また調べたりする中で一つ気がついたことがあるので、これは私から、本来であれば統合が終わった後に言うべきでしょうけれども、どうしても今日言いたいものですから。

よく教育は国家100年の大計と言いますけれども、将来にわたり旭市の子どもたちを社会に貢献するたくましい人間に育て上げるという大志をもって、今回の基本方針が策定されていることに驚き、またそれを知りました。学校のあり方検討委員会と学校再編計画策定委員会の29名の委員の皆様に対して衷心より敬意を表し、改めてまだ完成していませんけれども、お礼を言いたいと思います。お疲れさまでした。

それでは、大きな２番の中学校の部活動の地域移行について質問をします。

学校に希望する部活がなかったり、また専門的な技術指導を受けるために、既に学校外でチームを組んで練習したり指導を受けたりしています。しかしながら、その活動には当然、会費、指導料、施設使用料など、もろもろの経費が発生します。国は、クラブチームへの加入も一例として示していますが、市内の中学校でもクラブチームに入りプレーをしている生徒もいますが、クラブチームに入るとどれくらいの経費が発生するものでしょうか。分かる範囲で教えてください。

○副議長（林　晴道）　宮澤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　指導料などにつきましては、硬式野球のクラブチームの一例として、ボール代、施設利用料などを合わせ部費として１か月当たり１万円程度と聞いております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　ありがとうございました。

これまで部活動は学校教育の一環として行われてきました。机上では経験することのできない部活動を通じて、日々の練習で先生方、教師の指導の下、３学年が一緒になって練習することで上下関係の大切さが身につきます。教師も含めた生徒たちの人間関係が構築され、また試合では連帯感と責任感、そして思いやりの心が育む、部活動というのはすばらしいものだと思います。

教師の中には、部活の指導を望んで教員の道を選んだ方も大勢いると聞きます。心配なのは地域に移行された場合、学校の部活動はどのように変わっていくのか伺います。

○副議長（林　晴道）　宮澤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　千葉県のガイドライン、地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン、これによりますと、地域クラブ活動は学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の社会教育の一環として捉えることができるとされております。

また、これを踏まえ地域クラブ活動は学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承、発展しつつ、活動の機会などの充実を図ることが重要とされております。これらのことにより、部活動の地域移行につきましては、まずは休日における地域移行を進め、平日における活動についても課題解決を図りながら、徐々に地域へ移行していくものと考えております。

○副議長（林　晴道）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　今の答え、まさしく私が全体で聞きたかったことだと思います。取りあえず私の質問を続けます。

心配なのは、やはり保護者の負担なんだと思います。先ほど指導料、会費というんでしょうか、１万円程度だと。しかし、そこに通える子どもたちはいいですけれども、通えないから、例えば野球で言えば、自分はより次のステップに臨むとき、高校野球ですね。高校野球に進むのに、あるいはその先の将来も考えてクラブチームに入るのはいいんですけれども、自分はそんな力がないから学校の野球部で頑張るんだと。学校の野球部がなくなってしまうと、今度、部活がなくなってしまうことになるので、そういったことを心配して、さっきクラブチームでは幾らですかという質問をしたわけであります。

さて、その大きな課題なんですけれども、市ではそういった、今、自分が言ったのは経費が発生する部活に行けない。あるいは行きたいんだけれども、経費がかかるからやめようといったときに、そのお金は今までは学校教育の場合にはお金がかからなかったんですけれども、地域に移行するとお金がかかるから部活ができなくなっちゃったと、ちょっと心配なんですけれども、その経費に対してはどこかから補助があるんでしょうか。分かる範囲で教えてください。

○副議長（林　晴道）　宮澤議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　保護者の負担に関しまして、クラブチームに所属した場合の一例として、活動が遠方の場合は保護者が自動車で送迎することが多いと聞いております。また、

受入れ団体の会費や保険料、指導料などは原則として受益者負担となります。ただ、国・県の制度概要では、市からの補助も想定されております。まだ決まっていない部分も多くございます。移動手段や指導料などにつきましても、大きな課題と捉えておりますので、引き続き検討をしてまいります。

○副議長（林　晴道）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　ありがとうございます。保護者の負担については今お尋ねしました。

国の指針はさておき、旭市で今現在、中学校も統合しようよということ、これからいくんでしょうけれども検討されるはずであります。そうなれば、統合が進んで３校になるということであれば、当面１校の生徒数が増えると思います。生徒数が増えれば教職員、先生方の数も増え、部活の顧問の職員が増えるということ、より多くの部活動の指導が可能となります。これにより、生徒側の問題はおおむね解決されると思われます。

一方、教職員の長時間労働についてですが、これまでも地域の指導者が仕事が休みの日になる土日に学校を訪れて、顧問の代わりに指導を行っている実例があります。このように、子どもたちのためには努力を惜しまないと考えている人たちが市内には大勢います。仕事の休みの日にお手伝いしていただける人を徐々に探しながら、地域、学校、種目別競技の指導者と市が連携して、これらの対策を考えていってはいかがでしょうか。先ほど少しこれに触れて回答いただきましたけれども、総体的にもう一度お願いします。

○副議長（林　晴道）　宮澤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　地域の方々には、現在も時間の許す中で生徒たちのためにボランティアとして部活動の指導をしてくださっている方もいらっしゃいます。部活動の地域移行につきましては、様々な課題が生じておりまして、多くの方々にご協力をいただきながら、連携して進めていく必要があると考えております。

○副議長（林　晴道）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　まさしくそのとおりと私も同感であります。

これ最後の質問でいいんですけれども、自分もスポーツ協会に携わっていたのでよく分かるんですけれども、いつも私がスポーツ協会代表で挨拶をする機会に、よくこういう話をさせてもらいました。私が会長をしていて自慢なのは、協会の皆さんが、確かに自分自身が活躍していい結果を残す、これもありがたいんですけれども、引退した皆さんが次の世代にしっかりと指導をする、この姿が本当にすばらしいと、いつも私はそういうふうに考えていまし

た。ということもあるので、協会の中にはすばらしいアスリートが大勢います。そういう人たちと第１回目の連絡会議といいましょうか、それはやったという話ですけれども、掘り起こして、さらに先の考えなんですけれども、そういった人たちとどのように連携をしていくのか、一つ考えを最後にお話しください。

○副議長（林　晴道）　宮澤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後　稔）　部活動の地域移行につきましては、この指導者の確保、これが大きな課題となっております。また、地域の受入れ団体の確保のほか、活動する場所や活動の維持、運営に必要な費用、保護者負担など多くの課題が挙げられております。

これらの課題は、旭市スポーツ協会などをはじめ、様々な関係団体や様々な方々の協力なくして解決は難しいものと考えております。様々な会議を通じて、関係団体の皆様方にご協力いただきながら、本市の実情に合った部活動の地域移行となるよう取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○副議長（林　晴道）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　よろしくお願いします。

それでは、大きな３点目め、再質問します。

地籍調査後の課税の方法について伺います。

○副議長（林　晴道）　宮澤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬）　それでは、地籍調査後の課税方法についてお答えいたします。

固定資産税の課税地積については、原則として登記簿に記載されている地積で課税することになっております。しかしながら、地籍調査を行った土地については、固定資産評価基準において、地籍調査後の地積が登記簿に登記されている土地で当該市町村における他の土地との評価の均衡上、当該地積によることが特に不適当であると認められるものについては、地籍調査前の当該土地の登記簿に登記されていた地積によるものとしております。

本市では、地籍調査の完了時期に地域差が生じることから、公平性の観点から、土地の異動がない場合は地籍が増加しても調査前の地積で課税していました。また、地積が減少した場合には、調査後の地積で課税していたところです。

なお、令和元年に干潟地域、鎌数谷町場地先の全ての登記が完了したことに伴い、調査前の地積による課税に据え置いていた土地の評価を、令和３年度から調査後の地積による課税に

改めております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　宮澤芳雄議員。

○１５番（宮澤芳雄）　心配だったのは、課税額が少なくなった人は不満はないんですけれども、当然、突然課税の額が多くなった人が心配しています。

これは言ったほうと聞いたほうの言い違い、聞き違いだと思いますけれども、たしか議会で全部が終わるまでは課税しないと。その全部というのは、つまり今、令和３年で調査したこの地区の部分が決定したので課税をスタートしたと。それを聞いた人が昔、市全体が終わるまで課税されないというふうに取っていたようで、よく分かりました。しっかりと伝えさせていただきますし、大勢の市民にも伝わるよう、これからも努力をされるよう、説明に対して、よろしくお願いします。

ありがとうございました。以上で一般質問を終わります。

○副議長（林　晴道）　宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

宮澤議員は自席へお戻りください。

◇　伊　藤　春　美

○副議長（林　晴道）　続いて、伊藤春美議員、ご登壇願います。

（２番　伊藤春美　登壇）

○２番（伊藤春美）　議席番号２番、公明党の伊藤春美でございます。

第３回定例会において議長の許可を得て、市政に係る一般質問をさせていただきます。

今回、大きく２項目、７点について質問させていただきます。

１項目め、帯状疱疹ワクチンについて。

昨年６月に同じ帯状疱疹の質問をさせていただきましたが、それ以降も新型コロナウイルスの陰に多くの方が帯状疱疹に悩まされています。幼少期にかかった水痘症ウイルスが体内に潜伏していることから、いつ再活性化し発症するか、人ごとではありません。実際に帯状疱疹にかかった方で帯状疱疹後、神経痛がひどく仕事を続けられなくなった方、顔に発症し入院になった方、若い方では抗がん剤投与中に発症したことで不安に襲われたなど、市内の多くの方が悩んでいらっしゃる生の声を伺いました。

平成 25 年に制定された持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の第４条３項には、健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進するとあ

ります。病になってから治療するのではなく、病を未然に防ぐという観点から、以下の質問をいたします。

（1）帯状疱疹ワクチンの効果をどのように考えるか伺います。

（2）帯状疱疹ワクチンの周知方法と接種の推進について考えを伺います。

（3）他自治体の帯状疱疹ワクチン公費助成の内容について伺います。

（4）帯状疱疹ワクチンの接種費用について、助成の考えはあるか伺います。

2項目め、誰もが安心して自宅で最期を迎えるために。

日本では、約8割の方が病院で亡くなる一方、2017 年度の厚生労働省の調査によると、約8割が人生の最期を迎えたい場所として自宅を望むという結果もあります。2025 年には後期高齢者人口が 2,200 万人となり、2040 年には 65 歳以上の高齢者の人口が最大になると言われ、日本はこれから本格的な高齢多死社会を迎えます。在宅みとりが推奨される一方、孤独死、孤立死が社会問題化していく中で、その数は確実に増えています。自分らしく終活活動をして、自分が望む人生の最期を迎えるためにはどうしたらいいのか、その糸口が少しでも見つかればと、以下の質問をいたします。

（1）住み慣れた地域で安心して最後まで暮らし続けるためには、在宅医療・介護を担う人材の確保が必要であると考えるが、本市の現状はどうか。

（2）独り暮らしの方が自宅で安心して最期を迎えるために準備しておくことは何か。

（3）自宅で最期を迎えた場合、異状死（検案事例）にならないために、家族や本人が準備しておくことはあるか。

以上の質問となります。

再質問からは質問席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（林　晴道）　伊藤春美議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　それでは、健康づくり課のほうから、1項目めの帯状疱疹ワクチンについて、（1）から（4）までを順に回答申し上げます。

初めに、（1）の帯状疱疹ワクチンの効果についてどのように考えるかというご質問でございました。

帯状疱疹ワクチンは生ワクチンと不活化ワクチン、2種類がございます。生ワクチンは 50 歳以上の人を対象として皮下注射を1回、不活化ワクチンは 50 歳以上の人及び病気、または治療による免疫不全等で帯状疱疹にかかるリスクが高いと考えられる 18 歳から 49 歳の人を対

象として、２か月間隔をおいて筋肉注射を２回接種いたします。

不活化ワクチンの製薬会社における臨床試験では、50 歳以上で 97.2%、70 歳以上で 89.8%の人に帯状疱疹の発症予防効果がございました。

帯状疱疹後神経痛の発症予防についても、50 歳以上で 100%、70 歳以上で 85.5%の減少率が認められました。また、ワクチン接種後、少なくとも 10 年目までワクチンの有効性が持続することも示されておりますので、帯状疱疹の発症予防や重症化予防の効果が期待できると考えております。

続きまして、（２）帯状疱疹ワクチンの周知方法と接種の推進についてということでございました。

帯状疱疹の周知につきましては、市の 10 月１日号の広報あさひにおきまして、帯状疱疹の原因や症状、帯状疱疹ワクチンなどについての掲載を予定してございます。また、市ホームページやＳＮＳを活用して周知を図ってまいります。

続いて、（３）他自治体の帯状疱疹ワクチン公費助成の内容はということでございました。

全国保険医団体連合会・地域医療対策部会の調査では、令和５年８月 24 日現在、全国の帯状疱疹ワクチン接種費用助成自治体数は 1,718 市町村中 273 市町村となっております。県内では習志野市、我孫子市、鎌ヶ谷市、いすみ市、神崎町、多古町、東庄町、長生村の８市町村で、費用助成対象につきましては、50 歳以上の人となっております。

このうち、いすみ市におきましては、今年度から 50 歳以上の人に加え、18 歳以上 50 歳未満の人で、病気または治療により免疫不全である人等も対象としてございます。

助成対象ワクチンは８市町村中、２市町村は不活化ワクチンのみ、６市町村は生ワクチンと不活化ワクチンの２種類を対象としてございます。

接種費用は生ワクチンは１回 8,000 円程度、不活化ワクチンは２回で４万円程度かかることとなっております。助成額につきましては、生ワクチンは 2,000 円から 4,000 円を上限として１人１回、不活化ワクチンは 5,000 円から１万円を上限として１人２回まで対象となっております。

続きまして、（４）ワクチンの接種費用についての助成の考えはあるかということでございました。

帯状疱疹ワクチンの接種につきましては、国の厚生科学審議会において、定期予防接種に追加を検討するワクチンの一つとして、期待される効果や導入年齢などの議論が行われてございます。

本市としましては、国の動向や近隣市の状況について情報収集を行うとともに、旭匝瑳医師会の意見を伺いながら、ワクチン接種の助成について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　高齢者福祉課からは、２の誰もが安心して自宅で最期を迎えるためにの（１）、（２）についてお答えいたします。

まず、（１）在宅医療・介護を担う人材確保の本市の現状についてお答えいたします。

本市では、高齢者が疾病を抱えても住み慣れた自宅等で療養し、自分らしい生活を送ることができるよう、医療・介護の関係機関と連携した包括的かつ継続的な在宅医療、介護サービスの提供を行っております。

介護サービスにつきましては、主なものとして訪問介護、通所介護などがありますが、介護が必要な状態の方全員が必要な介護サービスを利用できるよう、人員配置など適切な運営が行われております。

しかし今後、高齢化率がさらに高くなり、介護人材不足が深刻化していくことが予測されております。

そこで、本市では介護サービス事業所に就労する人材を確保することを目的として、介護職員の研修費用の助成、大学生と旭市の介護福祉関係の現役職員との意見交換・交流会への支援、また介護人材育成に関する映画の上映会などを開催しております。

次に、（２）独り暮らしの方が自宅で安心して最期を迎えるために準備しておくことについてお答えいたします。

安心して最期を迎えるためには、自分がもしものときにどうしてもらいたいか、日頃から家族や関係者に自分の意思を伝え、話し合い、理解してもらうことが大切だと考えております。例えばエンディングノートなどを作成し、自分の意思を分かるようにしておく方法もあります。当然、主治医や関係機関の理解も必要であり、日頃から連絡を密に取ること、もしものときの心構えや対応方法を事前に話し合い、共通認識を持っておくことが大切であります。

続きまして、（３）自宅で最期を迎えた場合、異状死とならないために家族や本人が準備しておくことについてお答えいたします。

現在、社会構造の変化により独り暮らしの高齢者が増加しております。そういった中、まず友人など、普段から社会と何らかの関係を持つことが大切であると考えております。

次に、高齢者の見守りの体制の構築も重要です。本市では見守りネットワーク、配食サービ

スによる見守り、緊急通報装置の設置などの事業を実施しております。実際に新聞が数日たまっている、配食のために自宅に訪問したが鍵が閉まっているという報告を受け、地域包括支援センターや民生委員などによる現場確認、警察への連絡などの対応を行っており、大事に至らなかったケースもございます。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ご答弁ありがとうございます。

それでは、ここから一問一答で質問を続けたいと思います。

（1）帯状疱疹ワクチンの効果をどのように考えるかの再質問をさせていただきます。

どのような方が帯状疱疹ワクチンを接種するべきかの認識を伺います。

○副議長（林　晴道）　伊藤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　帯状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスが原因で起こる病気です。子どもの頃に水ぼうそうにかかり、治った後もウイルスが生涯にわたり体の中に潜伏いたします。体の中で長期間潜伏したウイルスが加齢や過労、ストレスなどで免疫力が低下した際にウイルスが再活性化されて、帯状疱疹を発症します。50 歳以上から発症率が高くなり、80 歳までに約３人に１人が発症すると言われております。

帯状疱疹ワクチンは、50 歳以上で、これまでに水ぼうそうや帯状疱疹にかかったことがある人に接種が勧められております。なお、免疫機能に異常を来す病気がある人などは、帯状疱疹予防に不活化ワクチンの接種が勧められております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　80 歳までに約３人に１人がかかる、また水ぼうそうはほぼ子どもの頃にかかっていることと思います。ワクチン以外の効果的な予防方法として何かあるか伺います。

○副議長（林　晴道）　伊藤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　ただいま申し上げましたとおり、帯状疱疹は加齢や過労、ストレスなどで免疫力が低下したという場合にウイルスが再活性化されて発症するということでございます。帯状疱疹にならないためには、日頃から食事のバランスに気をつけ、十分な睡眠、適度な運動、ストレスをためないなど体調管理を心がけ、免疫力が低下しないようにす

ることが大切であるということでございます。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ご答弁ありがとうございます。日々の生活習慣、リズムを整えることは一番の健康の基本であると思います。しかし 80 歳までに約３人に１人がかかる帯状疱疹です。未然に防ぐことができる、１度打つと一生かからない、このワクチン、日頃の体調管理に加え、このワクチンを打つことの両輪が一層の予防効果となると思います。

そこで、次の（２）の質問に入らせていただきます。

周知方法と接種の推進について、２回目の質問です。

最近では、コマーシャルの影響もあり、帯状疱疹という病名の認識は深まってきています。しかし、帯状疱疹を発症するリスクや症状を自認している人の割合はまだ低いです。帯状疱疹の症状や予防法について、多くの方に正しく理解していただけるように、本市としても市民への啓発、疾患啓発活動が必要と考えます。先ほどホームページやＳＮＳ、また広報にというご答弁もありました。近隣市の周知方法についても併せて伺いたいと思います。

○副議長（林　晴道）　伊藤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　近隣市の周知状況ということでございます。

ホームページでの周知状況にはなりますけれども、海匝・香取・山武地域の 12 市町のうち、８市町で、この辺の近隣では、匝瑳市と香取市が帯状疱疹や帯状疱疹ワクチンについての周知をしております。

旭市におきましても、現在ホームページを作成中でありまして、準備ができ次第、掲載することとしております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ぜひ、掲載のほうをし、疾患の周知を早急にお願いしたいと思います。帯状疱疹は痛みであったり、あと赤い発疹が出たりするわけで、最初なかなか帯状疱疹と気づかずに虫刺されだったり、痛みとして湿布を貼って悪化させてしまうという事例を何件か見たことがあります。病気の知識を皆さんに広めていただいて、早期の治療につながるように、ぜひよろしくお願いいたします。

３回目の質問です。

市民から帯状疱疹に関する問合せは来ているか伺います。

○副議長（林　晴道）　伊藤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　市民からは主に電話でのお問合せになりますが、帯状疱疹になったらどうしたらよいかとか、ワクチンは生ワクチン、不活化ワクチンのどちらが効果的かですとか、今後、接種費用を助成する予定はあるかなど年間10件程度ございます。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ありがとうございます。私のほうにも接種したいが、値段が高くて打てない、助成はしてもらえるのですかと様々な年齢層の方から問合せがありました。全国における公費助成導入は2021年10月では13市町村でしたが、今年の１月には54市町村、８月24日時点では、先ほどご答弁ありましたように273市町村、そこからまたさらに増えまして、９月９日時点で282市町村に拡大されています。

後遺症としての神経痛は長期間、あるいは一生続く場合もあり、その間、当然医療機関を受診することになるわけですので、国保の場合であれば、保険者としての旭市も負担増になることは明らかです。ほかの保険者においても同様だと思います。そうした観点からも帯状疱疹を未然に防ぐ取り組みが重要と認識され、公費助成に踏み切っている市町村が増えてきているのもはっきりしています。今後、問合せがまた増えてくるかもしれません。

ここで、（４）帯状疱疹ワクチンの接種費用について助成の考えはあるかの２回目の質問をさせていただきます。

前回の一般質問では、帯状疱疹発症数は把握できないと回答がありました。定期接種の対象疾患ではないことから、発症患者数は行政側では把握されにくいかもしれません。

そこで、宮崎スタディ帯状疱疹大規模疫学調査データに基づき、本市の帯状疱疹罹患者数と帯状疱疹後神経痛の年間推計と医療費を算出してみました。旭市50歳以上の人口から帯状疱疹罹患者数は年間で361名、神経痛は参考数になりますが、50歳以上で74人かかるところです。ワクチン未接種の50歳以上が361人、この方々が罹患し帯状疱疹の治療を受けることになると治療費と薬剤費、合わせて直接医療費は2,162万7,000円となります。65歳以上では約1,507万6,000円になり、年間における１人当たりの医療費は４万2,638円ほどで、帯状疱疹後神経痛の後遺症が残った場合の治療費は12万7,079円となる試算です。

そこで、治療費に係る国保の保険者としての負担とワクチン接種による補助負担の割合の比

率をどう考えるかというところになります。帯状疱疹ワクチン接種先進市の名古屋市でも接種率は１％ほどで、いすみ市も同様です。

そこで、本市も１％、また半額程度の助成と試算すると、ワクチンに係る料金は 397 万 4,000 円です。先ほど申しました治療にかかる 2,162 万 7,000 円を超える医療費は発生しません。疾病予防の観点からも助成に踏み切ったほうが市の負担も少なくなります。帯状疱疹の発症率は 50 歳以上から上昇しますが、ちょうど働き盛りで社会的にも重要な役割を果たしている 50 歳からを対象にすることは、行政サービスが少ない、これらの年齢層に対して非常に有益な政策となり得ます。

米本市長の総合戦略の中でも、令和５年に取り組む重要施策の四つのプロジェクトの中に、安心形成プロジェクトがあります。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、引き続き必要な医療、介護、予防、住まい、生活支援に切れ目なく提供するとございます。また、医療、福祉、健康づくりの充実を目指すと就任のご挨拶をされていらっしゃいます。ぜひ帯状疱疹に苦しむ市民を減らすために、未然に防ぐことができる帯状疱疹ワクチン費の助成を強く要望したいと思います。改めて助成の考えはあるか、市長の見解をお願いいたします。

○副議長（林　晴道）　伊藤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎）　帯状疱疹は 80 歳までに約３人に１人が発症すると言われており、激痛も続く、とてもつらい病気であると認識しております。帯状疱疹を予防するためにはワクチン接種が有効であり、帯状疱疹後神経痛も軽減するということで、市民の皆様が生涯健康で健やかな毎日を過ごすための一助になるものと考えております。

また、議員からは 50 歳以上の人が帯状疱疹ワクチンを接種することによる具体的な医療費削減の推計についてお話をお伺いいたしました。

ワクチン接種費用の助成につきましては、国の動向や近隣市の状況を踏まえつつ、前向きに検討してまいります。

○副議長（林　晴道）　伊藤議員。

○２番（伊藤春美）　市長、ご答弁ありがとうございます。市民の声が一番近い地方から国を動かす必要があります。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、２項目めの再質問に移ります。

２項目めの再質問、住み慣れた地域で安心して最期まで暮らし続けるためには、在宅医療・

介護を担う人材の確保が必要であるとの考えから、これから人材不足に対しての確保はどうしていくのかお伺いいたします。

○副議長（林　晴道）　伊藤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　今後の、現在もですけれども、市の介護人材確保に関する取り組みということで、詳細について、また再度回答したいと思います。

令和３年度から介護職員初任者研修受講費用助成と、城西国際大学の学生と旭市の介護福祉関係の現役職員との意見交換・交流会を支援しております。また、令和４年度からは介護人材育成に関する映画の上映会を開催し、令和５年度からは介護福祉士実務者研修受講費用に対する助成を開始しております。この各種研修の受講費用助成については、介護資格取得のための負担を軽減し、介護事業所への就業定着を図るものであります。

また、城西国際大学の学生と旭市の介護福祉関係の現役職員との意見交換・交流会については、大学生に旭市と介護事業に興味を持っていただき、将来的な介護人材確保に結びつけるため開催を支援するものであります。

そのほか介護人材育成のため、介護という仕事の魅力を知ってもらうことを目的とした啓発映画上映会と併せて、介護に携わる人たちの声を直接参加者に届けるため、市内介護事業者によるシンポジウムなどを開催しております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　一般質問は途中ですが、ここで午後３時ちょうどまで休憩をいたします。

休憩　午後　２時５２分

再開　午後　３時　０分

○副議長（林　晴道）　会議を再開いたします。

引き続き、伊藤春美議員の一般質問を行います。

伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　どの仕事においても今は人材不足が課題となっております。ＡＩでは賄えない介護、介護難民になることは不安となります。しかし、本市は人材不足に力を入れてくださることがよく分かりました。また、大学生との意見交換は、なぜかとても明るく思え、

うれしさが出てきます。若い方々がまた介護の世界に力を入れてくださることは楽しみになります。

（2）の再質問をさせていただきます。

在宅において、知らぬ間に亡くなっているケースが増えていく中、エンディングノートを記入し準備しておいても、保管場所を伝えていないと、その方の意思を確認することができません。身寄りのない方の場合は、警察から問合せが来ることもあるのではないでしょうか。本人の希望に沿った尊厳を守る支援として、希望者にはエンディングノートを市で保管することはできないか伺います。

○副議長（林　晴道）　伊藤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　本市では、エンディングノートとして「私の希望ノート」という冊子を発行しております。その内容は、ケアマネジャー連絡会で検討を重ね、その特色としては、市販のものより簡易ではありますが、どう生きるかに特化しているものであります。また、もしものときにどうしてもらいたいか、誰に連絡を希望するか、ご本人の気持ちが残せるようになっております。

この私の希望ノートについては広報でお知らせするとともに、ケアマネジャーに研修会で終末期について考える機会を設けて活用を周知しております。高齢者福祉課の窓口にも用意しており、希望者にはお渡ししております。

ご質問のこのエンディングノートの登録事業についてでございますが、本市では行っておりませんが、それに代わるものということで、ひとり暮らし高齢者台帳の登録を受け付けております。独り暮らし高齢者などの情報把握に努めているところであります。この台帳に緊急連絡先などを記載し関係機関と情報を共有する仕組みとなっておりますので、ご活用いただくようにお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　その方の尊厳を最後まで守れる、そういう支援を旭市が続けて支援していただけることを望みます。

続きまして、３回目の質問としまして、身寄りのない方が亡くなった場合は、市はどのような対応をされるのか伺います。

○副議長（林　晴道）　伊藤議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　身寄りのない方がご自宅で亡くなられた場合、まず警察の対応となり、事件性の有無を判断いたします。ご遺体の引取りを依頼できる方がいなかった場合、市は法に基づいて法定相続人の調査などを行います。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　分かりました。身寄りのない方も大切に最期を、尊厳を持って送り出してあげたいなという、そういう思いでいっぱいでございます。

続きまして、（３）の再質問をさせていただきます。

近年は、高齢世帯や親子２人世帯構成が多くなり、亡くなる直前まで人とのつながりがあっても、家族の留守中に自宅で亡くなっていたというケースが増えています。身近でも、よく聞くようになりました。この場合、異状死扱いとなるのですが、将来は５人に１人がそのようになるのではないかと言われております。異状死を避けるために準備しておいたほうがよいことは何かということで、２回目の質問とさせていただきます。

できれば自宅で安らかな最期を迎えたい、迎えさせてあげたいと願う人は多いもの。実際には、在宅で亡くなる人の半数ほどがこのように異状死として扱われると在宅医の調査で分かりました。病死、老衰の可能性が高くても死因を特定できない場合は事件性を疑い、異状死扱いとなり、警察が検死に入ることが少なくありません。非常に悲しい流れとなります。かつて、理想な最期の生き方と言われたピンピンコロリも考えてしまいます。検案は特殊なことから、どこの県、自治体も引受け手が不足となっております。

そんな中、本市では、地域の医師が重要な任務を担ってくださっていることに敬意を表します。しかし、在宅で亡くなり異状死扱いになりますと、死体検案書は保険診療外となり、輸送代、その他を含めると全額自己負担となるため高額になります。突然の警察介入による家族心情や経済的負担が大きいと多く声が寄せられるようになりました。身近において異状死が増えてきているということです。

そこで、窓口に死体検案書が提出された場合は、本市の葬祭費一部助成に加えて、さらなる助成金の支援はできないか伺います。

○副議長（林　晴道）　伊藤議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　自宅で医師の関わりがなく、誰にも知られず亡くなられたとき

には死体検案を行うことになります。その場合に、その費用については親族の方にご負担いただくことになります。

ご質問の死体検案の費用に関する助成については、現在のところ予定はございません。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊藤春美議員。

○２番（伊藤春美）　ご答弁ありがとうございます。これらのことは経験者じゃないと分からない心情です。これからますます増えていくと思われるこの大きな課題、少しでも寄り添った支援に結びつくよう、引き続き行政に相談させていただきたいと思います。

これからも様々な市民の声から、市政に届けるべき課題を取り上げ続けてまいりたいと思います。ご対応のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、私からの一般質問は終わりです。ありがとうございます。

○副議長（林　晴道）　伊藤春美議員の一般質問を終わります。

伊藤議員は自席へお戻りください。

◇　伊　場　哲　也

○副議長（林　晴道）　続いて、伊場哲也議員、ご登壇願います。

（５番　伊場哲也　登壇）

○５番（伊場哲也）　議席番号５番、伊場哲也でございます。

令和５年旭市議会第３回定例会におきまして、一般質問をいたします。

初めに向後教育長、就任、誠におめでとうございます。本定例会の開会に先立ちまして、教育長からの身の引き締まる思いであるとのご挨拶をいただいております。教育長としての重責が双肩にかかっており、激務であることは承知いたしております。関係者一同、可能な範囲で最大限バックアップさせていただきたいと思いますので、旭市の教育発展に尽力してくださるようご期待申し上げます。

それでは、一般質問通告書に従いまして、項目１、教育長の所信及び見解について質問をさせていただきます。

１点目でございますけれども、旭市の教育のさらなる充実に向け、教育長として旭市の教育をどのように導いていきたいとお考えか、教育長の所信をお伺いいたします。

２点目、教育長就任１か月弱ではございますが、教育長ご自身、旭市の教育課題は何で、その課題に具体的にどう対応していこうと考えているのか、教育長のご見解をお伺いいたしま

す。

項目２、医療の充実に向けてでございます。第２期総合戦略の将来都市像、キーワード「三郷の実現から発展へ」、医療・福祉の郷の医療の充実に向けて質問いたします。

市内の小児科の専門医院といえば、旭中央病院と専門医のタナカクリニックです。旭市の小児科の病院、クリニックとネットで探せば 12 件ヒットしますが、既に小児科を閉じた診療所もあります。

１点目、市としては小児科医院不足をどのように補おうとしているのか、お伺いいたします。

２点目、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の一つ、救急外来の患者対応、一つ、人間ドックの予約方法、この２点の業務改善を市として働きかけできないものか、お伺いいたします。

続きまして、項目３、高齢者福祉の充実についてでございます。

少子高齢化の波は、国内のどこの自治体でも同じです。旭市の人口は８月１日現在６万3,011 人、15 歳未満は 7,000 人弱、生産年齢人口 15 歳から 65 歳未満は３万 6,000 人、そして、65 歳以上の人口は２万人超えの２万 232 人だそうです。高齢化率は 32%前後というふうに算出されております。うち介護認定者は 3,005 人、居宅サービスやデイ・サービス、訪問介護を利用している人は 2,380 人、特別養護老人ホーム等施設サービス利用者は 582 人という数をいただいております。

高齢者福祉のさらなる充実に向けて質問いたします。

１点目、介護施設の利用者への支援は十分足りているのか、見解をお願いいたします。

２点目、要介護状態となっても住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムは、システムそのものが有機的に機能し、構築されているのか、お尋ねいたします。

項目の４でございますが、市営住宅の今後の運営計画について質問をさせていただきます。

旭市の 12 住宅団地 453 戸の市営住宅は、住宅の整備及び管理に関する方針については、旭市公共施設等総合管理計画の個別施設計画に基づいて、四つのタイプに選別して方針が定められているということは、一読し承知いたしております。

このタイプの中で、特に用途廃止する予定のタイプＤに分類されている市営住宅の課題は、何といっても二つあるのではないかと私自身、分析をしております。一つ、耐用年数を大幅に超過しているということ、一つ、老朽化が大変激しいということ、この２点に尽きると考えます。ですから、タイプＤの市営住宅は住宅セーフティーネットとしての役割をほぼ終え

ているのではないかと思います。現在、住んでいらっしゃる方々のお気持ちやお考えを最大限尊重した上で、全戸用途廃止を令和 18 年度まで待つべきなのかどうか、今後の運営計画を再検討する必要があるのではないかと思います。

そこで、１点目、今年度の旭市一般会計予算で計上していた鎌数の神西住宅跡地でございますが、いつどこに幾らで売却されたのか、お尋ねいたします。

２点目、個別施設計画で用途廃止、解体が計画されている住宅については、積極的に政策空き家にすべきと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

次に、項目５、農水産業の振興についてお伺いいたします。

１点目、農畜産物の地域ブランドの創出や高付加価値化をどのように市として促進しているか、現状をお伺いいたします。

２点目は、担い手の高齢化や後継者不足に対して、具体的にどのように支援しているか伺います。

最後、６点目でございますが、より信頼される市政運営に向けてについては９点ございます。時間の関係で質問要旨だけ読ませていただきます。

（１）市政の広報活動につきましては、高齢者、特にホームページにアクセスできない独り世帯の方々に対しては、より丁寧に寄り添って、親切に情報を得ていただけるような市政をアピールすべきと考えますが、秘書広報課の見解をお伺いいたします。

（２）防犯灯の設置など住民の要望に対して、よりスピーディーに対応すべきかと思います。よりよい方策をお聞かせください。

（３）地域公共交通計画を策定したばかりですが、公共交通の路線変更はどうすれば可能となるのか。企画政策課長、教えていただきたいと考えます。

（４）より住みやすく、さらに便利で利便性の高い旭市につなげていく上で、ＪＲ、高速バス、警察との連携をどのように現在行っているのか、お尋ねいたします。

（５）県立中央図書館の建設に伴う旭市立図書館の今後の計画について、生涯学習課長の答弁を求めます。

（６）議会ＩＣＴ化に向け、執行部や議員についせんだってタブレット端末が配付されました。聞くところによりますと、３年間で機材だけで 1,700 万円を投じてくださったということでございます。効果的な運用に向けて、今後の方針や計画につきまして総務課長、答弁をお願いいたします。

（７）上下水道事業につきましては、議案質疑等でも答弁をお聞きしておりますが、８月の

市内の漏水等を考えたときは、水道事業の会計悪化のおそれがないか心配になります。見解を伺います。

（8）先週金曜日、千葉県各市における台風被害があったばかりです。昨今の異常気象や台風の接近に伴う暴風雨に対する災害対策、特に人的被害対策やブルーシート、土のうなどの物的被害対策は十分なのか、見解をお伺いいたします。

最後の９点目でございますが、電気、ガス、ガソリン等の物価高騰が激しいですが、国や県からの補助金に頼らない、市として具体的な独自対策を考えているのかお伺いし、第１回目の質問を終わります。

なお、質問項目が多岐にわたっておりますが、基本はガバメント・オブ・ザ・ピープル・イン旭でございます。時間の関係もありますので、11 課長には要旨を押さえた簡潔明瞭なるご答弁をお願い申し上げ、再質問席に移動させていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

向後依明教育長。

○教育長（向後依明）　私からは、１番の教育長の所信及び見解について、（1）、（2）の順で回答させていただきます。

（1）旭市の教育のさらなる充実に向けて、市の教育をどのように導いていきたいかとのご質問にお答えさせていただきます。

現在、本市では第２期旭市の教育に関する大綱を教育の柱として、「～旭に学び、育ち、旭を誇りに思うひとづくり～」を基本理念に掲げ、学校教育、生涯学習、文化・スポーツ等の振興に取り組んでおります。

さらなる充実に向けて、教育こそが、まちづくりの原点であるとの認識の下、学校教育はもとより、地域社会全体で本市の未来を開いていく人材を育成することが重要であると考えております。

実現に向けて地域住民の皆様はもとより、文化・スポーツ団体、関係機関の皆様と様々な専門的知識、能力を持った方々にご協力をいただけるよう努めるとともに、そのための体制づくりやコーディネーターの発掘から、まずは取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、（2）現時点での旭市の教育における課題は何で、具体的にどう対応していこうと考えているのかとのご質問にお答えさせていただきます。

学校教育におきましては、学校再編、部活動の地域移行、地域とともにある学校づくりなど大きな課題に直面しておりますが、地域住民や関係者と十分に協議を繰り返しながら、一つ

一つ丁寧に進めてまいりたいと考えております。

ＩＣＴ教育の推進につきましては、学校現場でのタブレット活用方法等について、引き続きＩＣＴ教育アドバイザーや指導主事の指導、助言により、教員の授業力向上が図れますよう、努めてまいりたいと考えております。

生涯学習、文化・スポーツ等の振興につきましては、コロナ禍により各種事業が中止、または縮小となっておりましたが、単に再開するのではなく、今後はウイズコロナの時代に合った対策を講じた上で、より効果的事業になるよう関係者と十分に協議、調整をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（林　晴道）　健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　それでは、健康づくり課からは２項目め、医療の充実についてのうち、（１）市内の小児科医療不足をどのように補おうとしているかについてご回答申し上げます。

令和３年度、市内に３か所ありました小児科医院のうち２か所が閉院し、現在、小児科は旭中央病院を除くと１か所となっております。

乳幼児が受診する場合は、小児科医院のほか、市内の内科医院等でも受診することができますので、市ではこれらの医療機関の一覧を妊娠届け出や転入の際にお配りしている「子育てガイド」で周知をしております。

また、夜間の受診は旭中央病院の救急外来のみであるため、夜中にお子さんを受診に連れていくかどうか迷ったときには、小児科医や看護師に無料で相談できるこども救急電話相談の利用を勧めております。こちらにつきましても子育てガイドへの掲載のほか、市の保健師、助産師が家庭を訪問する赤ちゃん全戸訪問においてお知らせをしております。

旭中央病院が最終的な受診場所であるため、受診ができないということはございませんが、近隣の市・町にも小児科は少なく、待ち時間が長くなることから、お子さんや保護者の負担が大きく、改善が必要である状況であることは理解してございます。

今後、医師会や旭中央病院等のご意見を伺いながら、これからの地域での小児科医療についての検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　それでは、企画政策課からは、２の（２）、それと６の（３）、

（４）、（９）について回答いたします。

まず、２の（２）医療の充実に向けてのうちの旭中央病院救急外来と人間ドック、これの状況改善についてということでありました。お答えします。

まず、旭中央病院の救急患者の受入れ状況になりますが、令和４年度救急患者数は４万4,365 人、令和３年度と比べまして 6,000 人ほど多くなっています。また、令和４年度になりますが、救急車の搬送件数ですが 8,700 件、これは県内で一番多い状況です。ちなみに、２番目の医療機関より 1,600 件ほど多い状況になっております。

このように中央病院ですけれども、県内はもとより全国的にも救急患者を多く入れている病院となっております。その要因となりますが、救急医療ですが、症状、緊急性に応じて、初期救急の１次救急から救命救急センター機能の３次救急までの３段階に区分されております。

本市では、在宅当番医制や夜間輪番制による救急医療等が整備されていないため、旭中央病院が１次から３次まで全ての救急医療に対応しており、その結果、一極集中しているのが現状であります。この状況を中央病院だけで解消するのは難しいと考えております。

こうした中、救急外来では患者に対してトリアージを行い、緊急性の高い患者を優先して診療しているため、症状によってはお待たせするケースもあるかと思いますが、待ち時間の短縮に努めておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、人間ドックになります。旭中央病院の人間ドックの予約は受診希望日の５か月前の月初めから電話、窓口で受付を開始しておりますが、予約の混雑が毎月１日、２日の短い期間に限られていること、また希望者は高齢者が多いことから、インターネット等の予約は今考えておりませんで、引き続き電話、窓口による対応を考えております。

続きまして、６の（３）地域公共交通計画を策定したばかりですけれども、変更は可能なのかという質問でございました。

公共交通の路線変更ということで、コミュニティバスの例で回答いたします。

まず、ルート変更につきましては、市民アンケート等により要望が多い場合に検討することになります。その際は、その路線の利用実績、利用者への影響度、さらには自動車運転者の労働時間帯の改善のための基準が改正され、来年４月から適用となることから、運転手の労働時間が長くならないよう、慎重に考える必要がございます。

その上で、運行事業者の千葉交通と調整し、地域公共交通会議において協議を行った後、最終的に運輸局の承認により路線の変更が認められます。

運行時刻やルートにつきましては、市民の意見や利用状況を基に検討を重ねながら、これま

でも何度か見直しを行ってきましたが、今後も利用者が使いやすい公共交通を目指してまいります。

なお、公共施設やかかりつけ医など、ピンポイントで行きたい場合は、乗り合い型のタクシーであるデマンド交通、きらりんタクシーの利用を推奨しておりますので、ご検討いただければと思います。

続きまして、６の（４）より住みやすく、さらに利便性の高い旭市につなげていく上で、ＪＲ、高速バスの連携のうち、企画政策課はＪＲとバス会社の連携について回答いたします。

市では、道路運送法と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、旭市地域公共交通会議を設置しており、ＪＲやバスの運行事業者であります千葉交通は、この組織の委員となっております。

この会議では、需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保と利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議し、年に数回開催しているところです。

なお、市民の意見の反映についてですが、ＪＲに対しましては、通勤通学時間帯の増便などの要望を継続して行っております。

また、高速バス東京銚子線につきましては、昨年９月から横芝光・旭ルートが運行開始されたところですが、利用に関する要望があった場合は、市からも運行事業者である千葉交通へ情報提供しております。

最後に、（９）電気・ガス・ガソリン等の物価高騰が著しいが、市として具体的な対策を、これは補助に頼らないでということでございました。

今は物価高でありまして、生活者、事業者への経済対策につながる支援をするためには、やはり予算規模的に市単独費では難しいのかなと考えておりますので、交付金等、国からの動向を注視していきたいと考えているところです。

以上です。

○副議長（林　晴道）　高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　高齢者福祉課からは、３の（１）、（２）についてお答えいたします。

まず、（１）の介護施設の利用者への支援は十分に足りているかについてお答えいたします。

市内の介護施設については、生活全般の介護が必要な方が入所する特別養護老人ホームが８か所、看護やリハビリテーションを行い、在宅復帰を目指す方が入所する老人保健施設が２

か所、認知症の方が入所するグループホームが６か所、計16か所あります。

介護施設の利用料への支援については、介護サービスにかかった費用の１割負担のほかに食費・居住費、日常生活費の負担も必要になりますが、食費・居住費については低所得の方への負担を軽減する補足給付があります。

また、１か月の利用者負担の合計額が高額になった場合は、所得に応じ上限額を超えた分が高額介護サービス費として後から支給されます。

このように、介護が必要になっても高齢者の方々が安心して日常生活を営むことができるよう、社会的に支援することを基本とし、財政的にも支えるために介護保険制度がございます。

続きまして、（２）の地域包括ケアシステムは有機的に機能し、構築されているかについてお答えいたします。

地域包括ケアシステムにつきましては、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体に供給される仕組みのことで、市直営の基幹型地域包括支援センターと、市内の三つの委託型地域包括支援センターとが中心となり、医療機関、介護施設、介護支援専門員、民生委員や地域のボランティア団体などと連携して、地域包括ケアシステムの構築を進めております。

現在行っている主な取り組みとしましては、関係機関との各種連絡会や地域の生活支援として、通いの場の立ち上げと運営支援、地域の身近な総合相談窓口として、地域包括支援センターによる各種相談や災害時等の安否確認などの対応、認知症関連としまして、医師と連携し、認知症の人や家族を早期に支援するなどの各種事業に取り組んでおります。

この地域包括ケアシステムにより、地域の高齢者に充実した支援が行えるよう、各種関係団体や地域住民と有機的に連携しております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　行政改革推進課からは、大きな４項目めの（１）神西住宅跡地は、いつどこに幾らで売却されたのかのご質問にお答えいたします。

神西住宅跡地の売却につきましては、現在、事務を進めているところでございまして、今年度末までに売却を予定しているところでございます。現在は、不動産鑑定や物件調査を行っている段階でございます。

以上です。

○副議長（林　晴道）　都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　都市整備課からは、４の（２）積極的に政策空き家とすべきではないかという質問にご回答いたします。

議員の質問にございましたＤタイプの住宅ですが、市営住宅の中ですと西野住宅、みどり住宅、池の端住宅、双葉団地、四つございます。これらの政策空き家としている住宅からの転居につきましては、現在でも随時相談を受け対応はしておりますが、やはり住み慣れているということもありまして、ほとんど相談はございません。

用途廃止、解体するとなると、建物から全員の転居が当然必要となります。転居というのは、やはり住み慣れた土地を離れるということもございますので、生活環境の変化、そういったものがあることから、入居者の負担にやはりなるという考えもございまして、尚早な取り組みは避けなければならないのかなと市では考えてございます。

確かに老朽化が著しい建物もございますし、個別施設計画、そちらでは解体、用途廃止は令和 18 年度としておりますが、入居者の意向がございますので、積極的に廃止しなければならないとは考えてはございません。

以上です。

○副議長（林　晴道）　農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　それでは、大きな項目、５番目になります。農水産業の振興について２点ご質問がありました。

まず初めに、農水産物の地域ブランドの創出の促進というところでご回答いたします。

市では、こだわり旭ブランド創出事業として、地域のイメージを生かした商品開発やＰＲ活動などの取り組みを支援しています。農水産業の振興を図る上で、農水産物の有利販売や販路拡大、新たな旭の顔となる市内農水産物ブランドの創出などを促進することで、生産者や加工者の収益増加につなげています。

補助対象者は、市内の農水産業者３戸以上の団体、または市内で農水産業を営む法人等で、補助率は補助対象経費の２分の１以内で限度額は 50 万円、最高３年間の補助期間となっております。

続きまして、（２）になります。担い手の高齢化、後継者不足に対して、どのように支援しているのかという部分に対してお答えいたします。

市では担い手の高齢化や後継者不足に対応するため、新規就農者の支援に力を入れています。

具体的には農業委員会や県、ＪＡなどと連携し、個々の状況などを踏まえた総合的な技術指導、農地の利用調整などの支援、指導を一元的に行うワンストップ支援窓口を運営し、新規

就農の相談に対応しています。

各種補助制度といたしましては、新たに農業に本格的に取り組んでいただける方を対象に、新規就農総合支援事業として、一つ目に、就農して間もない、おおむね 50 歳未満の青年農業者に対し、定着を図ることを目的に年間最大 150 万円を最長３年目まで支援する経営開始資金や、それから就農後の経営発展のため、機械や施設の導入資金について補助率４分の３以内、上限が 750 万円を支援する経営発展支援事業、三つ目に、本市に転入して農業に従事する新規雇用就農者の家賃について、月５万円を最長３年間補助する転入者農業チャレンジ支援金、四つ目として、50 歳未満の農業後継者の親元就農に対し、年間 20 万円を最長５年間支給する親元就農チャレンジ支援金などのメニューを用意し支援しています。

以上です。

○副議長（林　晴道）　秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名　実）　６、より信頼される市政運営に向けての（１）より積極的に広報活動を行い、市政をアピールすべきと考えるが見解を伺うとの質問に、秘書広報課よりご回答申し上げます。

市では、市政情報を市民に分かりやすく提供するため、広報紙やホームページ、ＳＮＳなどで様々な媒体を活用して情報発信をしております。

近年、スマートフォンやパソコンで情報取得をする若い世代を中心に、そういったものが一般的になっておりますが、一方で、高齢者などはインターネットを利用できない人も多く、毎月２回発行しております広報紙が、市の取り組みなどを知るための主要な情報源となっていると思われます。

現在、広報紙の配布については、新聞折り込みのほか、市内の公共施設などに設置しておりますが、それらの方法で入手することができない場合に、希望する方に直接郵送しているところでございます。

独り暮らしの高齢者や高齢者世帯などに対しては、地域包括支援センターや民生委員を通じて、自宅訪問の際などに広報紙の入手状況を含め、行政サービスや各種イベントに関する情報、高齢者の日常生活に影響のある情報など、その人にとって必要かつ有益な情報が届いているかを確認し、それらの情報が確実に届くように取り組んでおります。

以上です。

○副議長（林　晴道）　総務課長。

○総務課長（小倉直志）　それでは、大きな項目６番、より信頼される市政運営に向けてのうち、

３項目ほどお答えさせていただきます。

まず、６の（２）防犯灯の設置など住民からの要望に対して、よりスピーディーに対応するための方策を伺うということですが、先般、防犯灯が設置されたんですけれども、なかなか通電までに日数がかかってしまったという例がございました。これについてでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○総務課長（小倉直志）　これにつきましては設置業者、東京電力との連携、連絡を密にしまして、早期に通電となるよう、また最低でも通電の時期を事前にお知らせできるよう努めてまいりたいと思っております。

次に、（６）になります。議会ＩＣＴ化に向け、執行部や議員にタブレット端末が配付されたが、効果的な運用に向けての今後の方針や計画を伺うというものでございます。

タブレット端末につきましては、この８月に配付され、今定例会から紙との併用という形で利用を開始したものです。

タブレット端末は、自治体事務のデジタル化推進の一つとして、議会と執行部共通の会議システムにより、スムーズな会議運営とペーパーレス化の実現に向けて導入したものです。

今後の計画ですけれども、令和６年第２回定例会からタブレット端末による本格運用を予定しております。本年度中３回の定例会においては、利用者の意見・要望等を聞きながら、タブレット運用での課題点を洗い出し、より効率的な運用形態となるよう、定例会のたびに改善を図っていきたいと考えております。

次に、（８）になります。気象状況や台風の接近に伴う暴風雨の災害対策は十分なのか、見解を伺うというものです。

台風などの風水害は、地震などと違ってあらかじめ備えることが可能な災害となります。そのため、市では発表される気象情報に合わせ、冠水が心配される場所を事前にパトロールしたり、避難所の開設準備をしたりする体制を整えてあるほか、様々な手段により、市民の皆さんへの早期の情報提供を行っています。

これとはほかに自助の部分として、おのおのの住宅事情に合わせた対策も重要ですので、屋外にあるものの飛散防止ですとか、窓ガラスの破損対策等、こちらは自助の部分として行っていただきたいと考えております。

それと、ブルーシートと土のうのお話がございました。いざというときに市民に配布するためのブルーシートの備蓄をしております。それと、土のうに関しましては備蓄もあるんです

けれども、おのおのの市民の方々が自分の家のところに使いたいという場合には、車で来ていただければ、お渡しすることができる状況にはなっております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　６、より信頼される市政運営に向けての（４）の警察との連携についてお答えいたします。

中央小学校周辺のゾーン 30 のスピードの取締りに向けて警察と連携できないかというようなご質問で、回答なんですけれども、中央小学校周辺では最高速度 30 キロメートルに速度規制をするゾーン 30 を今年の３月に開始いたしました。ゾーン 30 の規制後もスピードを出している車が多く見受けられます。警察に対して取締りの強化の要請をしてまいりたいと考えております。

以上になります。

○副議長（林　晴道）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行）　生涯学習課からは、大きな項目の６、（５）県立図書館の建設に伴う旭市図書館の今後の計画についてご答弁申し上げます。

千葉県立図書館基本構想においては、県立図書館３館を１館に集約するとしています。東部図書館については、千葉県との協議の結果、県から旭市に移譲することや、移譲までの間、東部図書館の一部を旭市図書館として使用することの覚書を令和３年１月に締結しております。

令和５年６月に策定された新千葉県立図書館・県文書館複合施設の建築工事基本設計の概要では、令和６年度に実施設計を行い、令和７年度から建設工事等に着手し、令和 11 年度に開館予定となっております。

今後は、移譲の具体的な時期や施設の改修等について協議を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（林　晴道）　上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　上下水道課からは、６、より信頼される市政に向けての（７）上下水道事業について、事業会計悪化のおそれがないかについて回答させていただきます。

旭市の水道事業は、旭市水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画に基づき、水道管路の更新、耐震化を実施しています。

水道管路の更新費用については、企業債の借入れや国庫補助金を有効に活用し、事業活動を

通じて内部に留保される資金を充当し、更新を実施するものでございます。

今後、人口減少による料金収入の減少が見込まれますが、旭市水道事業ビジョンでの人口減少の推移を踏まえた試算においては、令和 11 年度までの計画期間内に赤字が生じることのない経営が可能としております。

以上でございます。

○副議長（林　晴道）　一般質問は途中ですが、ここで午後４時ちょうどまで休憩をいたします。

休憩　午後　３時５０分

再開　午後　４時　０分

○副議長（林　晴道）　再開いたします。

引き続き、伊場哲也議員の一般質問を行います。

伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　１番の（１）再質問をさせていただく前に、先ほど発言に間違いがあったので訂正させていただきます。タナカクリニックと言った覚えは全然ないのですけれども、本人は。間違えておりました。中田先生のところの中田クリニックでございますので、おわびを申し上げ、訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、再質問させていただきます。

教育長、先ほどの答弁ありがとうございました。

再質問でございますけれども、１番の（１）どのように導いていきたいのかの中で、コーディネーターを発掘というお言葉がございました。我々キャリアを積んだ人間でも、やはり毎日アップデートするということがとても大事だというふうに私自身考えております。

そこで、再質問いたします。

教育長自身、ほかの先進自治体や、あるいは先進校を行政視察するお考えは今現在おありでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

向後教育長。

○教育長（向後依明）　他の自治体や先進校への行政視察をする予定はあるかとのご質問でございます。

現時点では行政視察の予定はございませんが、今後、教育行政を進めるに当たりまして、具体的な必要が生じた場合など、その状況に応じて他の自治体や先進校などへの行政視察につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　国内の教育委員会を見ますと、断トツに埼玉県戸田市の教育委員会が大変優れているというふうに思いますので、アクセス取られたらいいんじゃないかというふうに思います。

再々質問をさせていただきます。

ＩＣＴコーディネーターの確保、あるいはスクールサポートスタッフの確保、いい教育を施すとすれば、当然お金がかかるわけですけれども、教育予算の充実に向けた、確保に向けた教育長のお考えをお聞かせ願えますでしょうか。お願いいたします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

向後教育長。

○教育長（向後依明）　教育予算の確保に向けて、いかがお考えかというご質問にお答えいたします。

本市の教育予算でございますが、近隣市町と比較いたしましても現在、大変充実しているものと認識しております。市の予算編成に関しましては市長の権限でございますので、教育委員会といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく総合教育会議等において、予算を伴う教育条件の整備など重点的に講ずるべき施策について、市長と協議、調整をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ぜひ教育長、総合教育会議で市長にどっさりと教育予算を割いていただくようにお願いしたらよろしいかと思います。パワーアッププロジェクトも待っておりますので。

１番の（２）について再質問させていただきます。

学校再編の話は教育長より出ました。さて、教育長の母校であります飯岡中学校、海上中学校と合併ということになりますけれども、先生の母校がなくなってしまうかもしれません。そのことについて教育長自身どのようにお考えか、お聞かせ願えますか。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

向後教育長。

○教育長（向後依明）　学校再編につきましてご質問でございます。

母校についてということもございましたが、今回の再編基本計画におきまして少子化が進む中で、子どもたちの充実した教育環境をある程度確保する、そういった視点では、ある意味やむを得ないことなのかなという認識はございます。全て子どもたちのために、子どものために、我々大人が地域の人間として何をしてあげるか、そこを基本に今後、慎重に考えてまいりたいと考えております。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　飯岡中学校の住民の私の知っている教育関係者、伊場さん、頑張ってくれよなと。飯岡中、自分の母校を失うわけにいかないんだという声を私は相当数聞いております。これからが勝負どころかと思いますので、教育長自身、大変かと思いますけれども、力量を発揮していただきたくお願いを申し上げます。

再々質問をさせてください。飯岡中にこだわるわけではないですけれども、バイパスから壁面を見ますと、文武両道と大きく書かれております。この文武両道についての教育長のご見解、お聞かせ願えますか。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

向後教育長。

○教育長（向後依明）　文武両道でございますが、一般的に勉学とスポーツの両方のレベルが高い人に用いられる四字熟語でございます。学校におきましては、特に中学校や高校で校訓として取り扱っているケースもございますが、文は勉強、武につきましてはスポーツに限らず、運動部と文化部を合わせた部活動として置き換えている例もございます。

学校教育の役割は、子どもたちに知・徳・体バランスの取れた生きる力を育むことであり、文部科学省では、知を確かな学力、徳を豊かな人間性、体を健康・体力として、各学校がその定着を目指して努力しているところでございます。

文武両道をモットーに、授業を通して確かな学力を身につけること、部活動や体育的行事、文化的行事を通して豊かな人間性を育むこと、健康・体力を高めることが十分可能であると考えております。

以上でございます。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　教育長、ありがとうございました。私も教育推進員の一人として、ともに関わっていきたいというふうに思いますので、今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、２、医療の充実に向けてということで再質問をさせていただきます。

先ほど間違えてしまいました中田先生でございますけれども、やはりどう考えても市内には専門医が少ないというふうに、特に私の知り合いからも、子育て世代から言われております。早めに何とか手を打たないとというふうな危惧をしての心配です。

そこで、どのようにお考えかということです。中田先生や旭匝瑳医師会にどのように誘致したらいいのかというご相談をなさったらいいのではないかなと考えますけれども、その点についてご見解をお聞かせください。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　議員おっしゃるとおり、小児科不足を解消していくためには、医師会、旭中央病院と併せまして、現在開業されています小児科医などとも相談する必要があると思っております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　再々質問をさせていただきます。

行政が専門医の誘致に関して、小児科を誘致することについては法的には問題ないと思います。その点、お教えいただけますか。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　小児科を誘致することに関しまして、法的には問題ございません。他市町では誘致に取り組まれているところもございますが、誘致するに当たっては様々な課題がございまして、実際に取り組みを行うまでには、これまで旭市の医療を支えてくれております医療機関、医師会、中央病院とも十分な協議や調整が不可欠であると思っております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　昨日、サンモールの空洞化というお話もございました。現在、サンモール

内に眼科並びに皮膚科、本当は少ないほうがいいとは思うんですけれども、結構患者さんでごったがえしているんですね。そういったサンモールに先ほど言いました小児科医を誘致するですとか、あるいは、早め早めのいずれにしても対応を市としてもしていくんだということについては、健康づくり課長、いかがでしょうか。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛）　誘致に関してだけではございませんけれども、小児科の医療医院の不足につきましては、旭市だけではなくて近隣市町全体の問題であると。また、少子化対策を進める中でも重要な課題の一つとして捉えております。市民が安心して子育てができるよう課題を先送りすることなく、将来の旭市を見据えながら、よりよい方法を研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ありがとうございました。早め早めの対応ということでお願いできればと思います。

続きまして、２番、医療の充実に向けての（２）中央病院の救急外来並びに人間ドックの予約状況改善です。中央病院調整室長たる企画政策課長は、中央病院のどこに業務改善をする場合はご相談されるんですか、お尋ねいたします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　まず、旭中央病院の調整室の所掌事務につきましては、こちらは地方独立行政法人、総合病院、ここ旭中央病院調整室設置規程にて規定されております。中身としましては、病院の評価委員会に関すること、病院事業債管理特別会計に関すること、その他連絡調整に関することとなっております。これらについて連絡調整を行う場合ですけれども、まず、今、策定しております中期目標、中期計画等に関するものにつきましては、総務人事課であったり、経営企画室になります。また、病院事業債に関するものについては経理課、それと外部からの相談であったり、要望、苦情等につきましては広報患者相談課となります。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　再々質問をさせていただきます。

せんだって頂いた中央病院の事業経営状況についてのこの組織図を見ても、調整室と中央病院との関係図、このラインが全然ないんですね。なもので、いわゆる市と中央病院がどういったつながりになっているのかなということが分からなかったもので、今お尋ねしたんですけれども、今、課長が言われましたように、例えば一般の我々が中央病院にこうしてほしいんだと改善要望を伝える場合は患者相談課、かつて相談させていただいたこともあるんですけれども、なかなか改善しなかったという事実が過去にあったので、改めて市のほうから、せっかく調整室長いらっしゃるわけですので要望です。確かに基幹病院ですし、中央病院、中核病院というのはよくよく分かるんです。しかしながら、実際に広い目で今助けてよという、そういう意味で救急外来にかかっても、今、患者さんが７名いますので、もう１時間半お待ちくださいと。１時間半待ってまだですかと。まだ患者さん５名おりますので、もうしばらくお待ちください的な、何のための救急外来と思うことが過去に多々あったもので、お伝えさせていただいたということでございます。

人間ドックにつきまして４回目の質問になりましょうか、３回目でよろしいですか。

人間ドックにつきましても業務改善、これは私自身もそういう経験をしましたし、ほかにこういう方もいるんです。確かに５か月前。ですから、例えば今月９月１日に私、電話しました。人間ドックを予約したいんですけれども、１日通じないんです。過去６月１日もそうです。すみません、10 月の期間、議会もないもので予約を取りたいんですけれどもと。11 月でした、５か月前ですから。１日じゅう通じないんですよ。翌お昼になってようやく通じて、もう既に 11 月は埋まっちゃいました。日帰りドックは１日８名しか受け付けていないんですね、中央病院。ああ、そうですか、じゃどうしましょうということで、結局取れていない状況なんです。これ改善してほしいなと。

先ほどインターネットシステム導入についてお話しさせていただいたんですけれども、患者相談室の回答は、やはり人間ドックにかかる人間が、もうほとんど 70 歳以上だからって、これちょっと 70 歳以上、人生のキャリアを積んだ方々に対して冒瀆の言葉でした。インターネットシステムを導入しても使えない人がというのは、いやいや、そうではないだろうと。幾ら電話しても通じない。何とか改善してよと、天下の旭中央病院。これすら改善できないで、どうするのと。理事長、それから病院長、吉田ドクターのお言葉、地域住民の健康寿命延伸に貢献すると、地域連携のさらなる強化ということを強く訴えているんです。医療機関はもちろん行政、施設、住民全てに面で対応し、密なるネットワークを構築する。あわせてＩＣ

Ｔを活用した医療進化と。これ吉田理事長、ドクターの言葉です。

一方、野村ドクターは、やはり救急医療の充実ということで、先ほどおっしゃいました３次救急医療機関として 24 時間 365 日、重症の救急患者の受入れ、ですから救急外来でかかるときは、もしかしたら救急車に乗って行っちゃったほうが、重篤患者というふうにチェックを受けて早くやってくれよということで、そのほうがいいのかもしれません。

しかしながら、例えば野球の金属バットを振って、最後振り抜いたときに、ぽこんと眉間に当たっちゃったと。しかしながら、近所のほうで実際いたんです、小学校１年生が。４歳のちょろちょろした子にぽこんと、みるみる腫れちゃったんですね。すぐ氷で冷やしました。しかしながら、脳波に影響があってはいけないということで、近所のおばあちゃんが連れていったら、こういう状況だったというようなことで、今お話しさせていただいているんですけれども、何のための救急外来なんだと。病院の事情とかスタッフ不足とか、いろいろあろうかとは思いますけれども、やはり救急事態で連れていく、その心情をご理解いただけないかということをお伝え申し上げたいんです。

そして、野村ドクターは 2019 年に導入したドクターカーが順調に稼働して、迅速な救急医療の提供ができているとおっしゃっているんです。さらに、医療の質の維持向上を図りたいと。お願いしますよ、理事長、病院長という感じなんです、私ね。ですので、声を大にしてお伝えさせていただきました。

先にいきます。３番、高齢者福祉の充実について再質問させていただきます。

給付金を受けるのと受けないのでは、金銭的にどれぐらいの差があるのか、教えていただけますでしょうか。お願いいたします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　定額給付の補足給付、また高額介護給付の具体的な金額ということであります。

事例で回答したいと思います。まず補足給付のほうですが、これは特別養護老人ホームと老人保健施設に入所した場合の食費・居住費の利用者負担になります。それは利用される方の所得状況によって上限額が決められております。例えば住民税が課税されている方で多床室、大部屋を利用した場合、食費が１日 1,580 円、居住費は１日 855 円、１か月、これ 30 日で見込みますと７万 3,050 円となります。

一方で、住民税が非課税で年金収入 80 万円以下の方では、食費が１日 390 円、居住費が１

日 370 円、１か月 30 日で２万 2,800 円となりまして、その差額の５万 250 円が低所得者の方が減額されるというような計算になります。

次に、高額介護サービス費です。同じ月に利用したサービスの利用負担が、その上限額を超えたときは超えた分が払い戻されるというものですが、介護サービスの利用者負担額は月額の上限額が決められており、これも所得の状況により、それぞれ区分が設定されております。

例えば一般的な住民税課税の方については上限額４万 4,400 円、一方で、住民税が非課税で年金収入額が 80 万円以下の方は上限額が１万 5,000 円と低く設定されておりまして、所得の低い方への負担軽減となっております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　再々質問させていただきます。

計算事例を参考にした自己負担額が例えば３万 5,000 円から 16 万円程度と、グループホームの施設によっては 10 万円から 20 万円程度って、本当というような話も聞いたことあるんですけれども、この点についてはいかがですか。把握されていますか。20 万円もかかったんでは、私なんか将来入れません。お願いいたします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名　隆）　認知症グループホームの話だと思います。先ほど申し上げました補足給付については、食費・居住費のグループホームはその対象にはならないんですけれども、あくまでも高額介護給付費のほうの対象にはなります。そちらについてはサービス給付費のほうで、その利用負担の上限額で設定されますので、そちらのほうで後日戻るという形になりますので、認知症のグループホームに入られた方については、その所得に応じて負担限度額というのが段階を決められておりますので、所得の低い方については、今言ったように年金収入 80 万円以下の方は上限額が１万 5,000 円、住民税課税の方は４万 4,000 円、それ以上所得のある方は、もっと上限額が上がってくるんですけれども、その所得の段階によって給付のほうの額が決まってきます。

今、議員おっしゃられましたグループホームが幾らというような話は、あくまでも議員が伺った総体的な金額だと思いますので、それは事業所によって若干変わってきますので、一概に 20 万円とか 15 万円とかというのは、私のほうでは何とも申し上げられないんですけれども、あくまでも所得の段階によって、その給付の上限額、あくまでも介護保険の給付額の上限額

というのは決められておりますので、それで段階的に低所得の方は軽減されているという形でご理解いただければと思います。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ありがとうございました。私もいずれ通る道であろうということで、これから一生懸命、景山議員に教わりながら勉強していきたいというふうに考えております。また分からないところ、いろいろ教えてください。ありがとうございました。

３番の（２）につきましてはパスさせていただき、４番のほうの市営住宅の今後の運営計画につきまして再質問をさせていただきます。

あの土地のほうですけれども、まだ売れていないと。今年中に売るというお話をお聞きいたしましたけれども、これは見積り、不動産鑑定されたということで１億5,000万円、あるいは１億二、三千万円ぐらいになったんでしょうか。不動産鑑定をした結果、幾らになったのでしょうか。

また、売ったお金が市の財産になるわけですけれども、財源になるわけですけれども、どういった方に買っていただこうとしているのか。官公庁のネットオークションに出すのかなとかって、まず不動産鑑定結果、金額が幾らになったかということでお伺いしたいと思います。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　不動産鑑定の結果、幾らになったのかというご質問でございますが、鑑定のほうを現在実施している最中でございますので、結果につきましてはこれからということになるかと思います。

それから、またどういった方にというご質問でございますが、この不動産のほうの土地の売却につきましては、インターネットによる入札を予定しております。そのためホームページや広報等で広く周知をいたします。応札される方を特定の業界の方などに制限することはございませんので、全国の事業者、また個人の方が応札可能となる予定です。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　再々質問をいたします。

本来、住宅の跡地、具体的な使用目的がなかったから売りますよということです。じゃ、実際にネットオークション等々で今年度中に売れた場合は何に使うか、計画や予定はございますか、お教えください。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤　茂）　土地の売払い収入につきましては、目的のある事業に充当されるわけではございませんで、一般財源として歳入されることになります。

また、先ほど議員のほうからお知らせというお話がございましたが、この神西住宅跡地の売却に関しましては、地方自治法の規定により議会の議決を必要としますので、しかるべき時期に議案として提出させていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　ありがとうございました。よろしくお願いします。

それでは、４番、市営住宅の今後の運営計画の（２）個別施設計画で用途廃止・解体が計画されている住宅の再質問ですけれども、先ほどタイプＤについてお伺いいたしましたけれども、課長、タイプＣ、二つの住宅がありますよね。これについてもかなり耐用年数のほう過ぎております。このタイプＣの住宅につきましても、政策空き家の推進が必要ではないかと思うのですけれども、見解をお聞かせ願いますか。鎌数の香取住宅、旭市にありますみどり南住宅に関してでございます。お願いいたします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則）　それでは、Ｃタイプ、香取住宅とみどり南住宅の今後の計画についてご回答いたします。

まず、香取住宅におきましては、市内の市営住宅の地理的な配置、そちらの観点から残す。もう一つ、みどり南住宅については、全戸統一された間取りと整然とされた施設配置により管理性が高い、そういったことで個別施設計画で記して残す住宅としております。今後も維持管理を継続する住宅としております。

それと加えまして、これらの住宅、この二つの住宅は民間の賃貸住宅に比べて、今後継続する市営住宅の中でももちろんなんですが、かなり低廉な家賃で供給できる住宅となっております。そういったことから、セーフティーネットとしての役割に大きく寄与していることもございますので、今後も維持管理を継続していく予定となっております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　恥ずかしながら、私この夏、初めて旭市内にあります旭市営住宅というの

を機会があって見て回ったんですけれども、住まれている方には誠に申し訳ない表現になってしまいますけれども、外見、見た目、これが旭市の市営住宅だよって胸張って私自身は言えなかったんです。他の自治体で同じ仕事をしている教え子がいまして、おひさまテラスできたでしょう、旭市。ちょっと見せて、行っていいって。もう一つ、今、空き家政策関係が非常に問題になっているので、旭市の市営住宅というのはどこにあるの、先生教えてよと言うから、じゃ回ってみようという、そのことで私、愕然としたんです。

しかしながら、住めば都じゃないですけれども、今、毎日毎日、一生懸命生活をされている気丈で真面目で責任感の強い高齢者の女性の方がいらっしゃいました。非常につつましやかな、すてきにお年を取られた女性の方でした。その方はこうおっしゃいました。私らもう先がないだからいいだよって。若い人らにね、お金をどんどん投じてやってよという、そういうお言葉を聞いたり、あるいは住宅の空気感、雰囲気を読んだときには、これは早く改善をすべきではないかなと。いかんせん、その後、おひさまテラス、多世代交流という旭市が今売出しているところへ行ったもので、そのギャップの大きさに私、愕然ときてしまったんです。

やはり耐用期限年数が 20 年も超過している住宅に住まわせるような政策とか計画、しかも、この後まだリフォームしながら継続していくと。令和 18 年まで存続していく。ううんと。実際に行って、つぶさによく見られたらいいと思います。あれ連棟だから、どこか空かないと壊せないところが多々ありますよね。家賃が払えないほど生活に困窮している方もいっぱいいらっしゃると聞いています。そういう困っている人を助けないで誰を助けるんだって、よくおっしゃる先輩の方もいるんです。実際に見て回ってどうしたらいいのかなといったことを課長、申し訳ないですけれども、都市整備課の写真、看板が掲示されているところもありました、この夏。写真を撮ってありますから後でお見せしますけれども、再考を願えればと思います。

時間の関係もありますので、申し訳ございません。先に進ませていただきます。

５番目、農水産業の振興についてということで、ブランディング創出ですね。再質問をさせていただきます。

私も農業のことは先月から勉強会をスタートしたばかりで、的を外れている再質問になるかもしれませんけれども、農畜産物の地域ブランドの創出と高付加価値の促進についてということで再質問させていただきますけれども、旭市の農畜産物を産業まつりでのＰＲはもちろんですけれども、道の駅、観光物産協会、もう既にやられていることとは思いますけれども、

県やほかの自治体とタイアップしてアンテナショップですとか、あるいは短期のポップアップストア、そういったものを全国から人が集まるような千葉市内の商業施設ですとか、あるいはターミナル駅ですとか、成田空港などで開いて、旭産品をＰＲするということは、ブランディング創出に非常に効果があるのではないかなと個人的に思うのですけれども、農水産課のほうでバックアップするような検討というのはできませんでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　市のバックアップといたしましては、先ほど１回目の質問で回答いたしました、こだわり旭ブランド創出事業の中で、特産品などの販売促進に係る広告宣伝費についても対象としているところで、各農水産業者や団体等につきましては、ぜひこの事業を活用して旭市産品をＰＲしていただき、販売促進や旭市のブランド力向上につなげていただきたいと考えております。

また、千葉県におきましても、都内などで短期のアンテナショップなどを開催していますので、引き続き県と連携しながら、農業者や漁業者などへの情報提供に努めていきたいと思います。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　再々質問いたします。

メイドイン旭の農畜産物を世界のブランドに仕立て上げ、もうかる農業、漁業、スマート農業、漁業に発展させるため、食の未来を支えるスマート農業、衛星データの活用で超効率化なんていうのがテレビでやっていたんですけれども、農水産課のほうでは、いわゆるもうかる農業とか、もうかる漁業とか、スマート農業とか、スマート漁業に向けて具体的な支援、具体的な促進、おありでしょうか、お示しいただければと思います。お願いします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀）　スマート農業に関しましては、県が策定している千葉県スマート農業推進方針、これがあるんですけれども、こちらに基づきながら農業の持続的な発展を目指した農業者が実践するスマート農業を推進しているというところになります。

具体的には、意欲のある農業者に対する相談受付、それから国・県補助事業の紹介、申請書の作成支援などを行っています。

また、漁業につきましても、スマート水産業に係る国・県の補助事業のメニューがありますので、同様にご相談があれば支援しているというところです。

市といたしましては、先ほど議員おっしゃいましたもうかる農業、もうかる漁業を目指して、引き続き各種施策の推進、農水産業の振興に努めていきたいと考えております。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　池田課長、先ほど私も言わせていただきました。農業について先月、勉強をスタートしたばかりですので、またいろいろご助言、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、６のより信頼される市政運営に向けて、（２）再質問をさせていただきます。

（２）でございますけれども、住民からの要望に対しての各課の対応ですけれども、本当に一生懸命やってくださっているんですね。感謝申し上げることが多々あるのですけれども、先ほど総務課長おっしゃられた通電に関する件、これにつきましては、いま一度努力いただきたいと個人的に思うのですけれども、その点、再度お伺いします。

せめて、いつぐらい電気が通じるよと先ほどおっしゃいました。次回もし、こういうような事案が発生した場合は大丈夫でしょうか。お願いします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　先ほども申し上げましたけれども、実はその通電に時間を要したケースがあったときに、私も非常にじくじたるものがありまして、せめていつまでに通じるか、通電するかということをお知らせできるような体制に努めていきたいと考えておりますので、どんどんお問合せをしていただいて、先ほど申し上げましたが、東電や設置業者と連携をして、なるべく早めにお知らせできる体制を整えてまいりますので、その辺のところはこれから協議に入りたいと思っております。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　総務課長、東電のほうでお願いしている業者のほうがマンパワー不足というのはないのでしょうか。把握している情報で結構ですけれども、お尋ねいたします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　今般のケースは、新たに電柱のないところに電線を持ってくるという形で東電の設計が入ります。東電自体のです。それにちょっと時間を要したということがあ

るんですが、ですから、その設置業者についてマンパワー不足が発生しているということではございません。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　工事予定計画というのは、いつ頃通電できるという業者のほうでも日時等の予定が分かると思いますので、繰り返しになりますけれども、今後、正確なる日時をお知らせいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、（３）の公共交通のバスですけれども、実は新しくリフォームした市民センターまで、バスは乗り入れていないんだそうです。私も乗っていないので、ちょっとそこは申し訳ない、確認できていないんですけれども、旧旭市役所の跡地、あそこに入ってぐるっと巡回していってしまうというふうに聞いております。

したがいまして、言いたいことは、市民センターのほうにいろいろ講座があるので、そこまで行きたいんだよと。あと 300 メートルぐらいかもしれませんけれども、じゃ、そこまで乗入れが可能になるのは来年度以降ということになりましょうか、お尋ねします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　今、具体的に旧市役所跡地から市民センターまでというお話がありました。これにつきましては、先ほどもちょっとお答えしましたが、まず利用者がどのくらいあるのかというのを確認したいと思います。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　言いたいことは、当然リクエストがあるわけですから、確認していただきたいと思います。私が質問をお尋ねしたいことは、それがいつ頃になったらという、可能性がゼロではないのかなという淡い期待を持つんですけれども、今年度中には無理だというふうに捉えなきゃいけないんでしょうか、お尋ねします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　今年度中というお話でした。今、仮に要望を調べて、要望がたくさんあるというような状況になったとしまして、まず運行時間が距離が 300 メートルぐらいでどうなのかという部分と、あとは公共交通会議にルートを諮る。それと運行事業者との協議

が必要になりますので、仮に今年度ということであれば、それは結構厳しいかなというふうに思います。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　分かりました。ご努力いただきたいというふうにご期待申し上げます。

次に、（４）のＪＲ東日本に対しての対応ということで再質問させてください。

１時間に１本、これリモートワークやって東京まで勤めている人でしたら、もうちょっと本数を増やしてほしいよな的なリクエストは当然出てくると思うんです。ＪＲ東日本ご意見承りセンター、050－2016－1651、全然電話に出ないんですよね。旭市としてＪＲとの折衝とか、１時間に１本は少な過ぎるので、40 分に１本ぐらい増発してもらえないか的な相談というのは、どこの窓口に相談されるんですか、お尋ねします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　ＪＲに対する要望ですけれども、県を通じまして直接ＪＲのほうに要望しております。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　お尋ねします。ＪＲ旭駅にお勤めの駅員さんが、こうおっしゃっていました。我々が上司に言っても、なかなかダイヤの改正は難しいよ。むしろ利用者であるお客さんのほうから、このＪＲご意見承りセンターのほうにどしどし連絡をしてくれというような話も聞いておりますので、市のほうも東京圏から 80 キロ、栃木県の小山市辺りでは、かなりＪＲのほうの、また私鉄のほうの線とも併せて便があるやに聞いております。高速バスにつきましても、神栖から東京へは 20 分に１本というようなことも聞いております。細部についてチェックしておりませんけれども、旭市のいわゆる移住者を呼び込む、人を増やす、魅力を発信して住んでもらいたい。そこにはやはりインフラが大事じゃないですか。そういった面で市もＪＲですとか、あるいは高速バス会社、千葉交通、京成バスと協議をして、少しでもインフラ整備が向上するようにご努力いただければなと、そんなふうに思います。

生涯学習課長、県立中央図書館の建設に伴うですけれども、そうしますと今度、旭市の図書館の運営維持管理費、これ大幅に増大するんじゃありませんか。（５）について再質問させていただきました。教えてください。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行）　現在、施設は県から教育財産使用許可により、使用料は全額減免で使用している状況にございます。移譲後は確かに図書館の運営費や維持管理費などの財政負担が必要になりますが、市立図書館として幅広い図書資料を整備し、多様化する市民ニーズに対応した図書館サービスの提供が図れるものと考えております。

以上でございます。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　再々質疑いたします。

そうしますと生涯学習課長、生涯学習課としても予算を確保しなければいけないということでよろしゅうございますか。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行）　図書館の運営費や維持管理費につきましては、予算を今後、確保して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　分かりました。

（６）議会ＩＣＴ化に向けについて再質問をさせていただきます。

貸与の目的、もう一度お伺いいたします。お願いいたします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　こちらに関しましては、自治体事務のデジタル化推進の一つとして議会と執行部共通の会議システムにより、スムーズな会議運営とペーパーレス化の実現に向けて導入したものです。

以上です。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　お尋ねします。せんだってタブレット研修会が開催されました。と同時に、以前これは事務局職員から頂いたのですけれども、旭市議会タブレット端末貸与基準、これはどこの課が作成されたものか、お尋ねいたします。

○副議長（林　晴道）　暫時休憩いたします。

皆さん、その場でお待ちください。

休憩　午後　４時４９分

再開　午後　４時５０分

○副議長（林　晴道）　会議を再開いたします。

引き続き、伊場議員どうぞ。

○５番（伊場哲也）　質問させていただいた段階では、十分この貸与基準について、令和５年６月 27 日から施行するというふうに書かれておりました。そして、まだこれは決定ではないといったようなことで私自身理解していたもので、理解不十分で誠に失礼いたしました。

再々質問をさせていただきたいと思います。

来年の６月をもって、最終的にこのタブレットをうまく活用していきたいというような総務課長のお話がありました。完全ペーパーレス化は最終的な目標なのでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（林　晴道）　伊場議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志）　最終的には完全なペーパーレス化を目標とはしております。ただ、今回試行でやりましたけれども、先ほどの伊場議員からのタブレット端末のこれからの方針という質問にお答えしましたけれども、あれ私、紙を見ていました。ですから、これからどんどん詰めていって、今現在はペーパーと両方なんですけれども、どんどんこの紙を減らしていくことはできると思うんです、段階的に。それが来年の６月議会で完全になくなるかどうかというのはあくまでも目標であって、自信を持って言えるかというと、ちょっと厳しいです。

（発言する人あり）

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也）　私の一般質問の時間です。あと 39 秒です。間もなく終わります。

これまで、多くの方々、答弁いただき誠にありがとうございました。いずれにいたしましても、（８）、（９）残しましたけれども、市民が安心して旭市で暮らすことができるような、そういう質問でもございましたので、ご理解いただき、私の目の前にいらっしゃいます市長、

副市長、教育長、ナンバー１、２、３並びに各課の課長の皆様方におかれましては、総合戦略のさらなる実践、そして、ずっと大好きな旭市、この一層の実現に向けてご尽力くださることをご期待申し上げ、伊場哲也の一般質問、ちょうどゼロ秒になりましたので、終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（林　晴道）　伊場哲也議員の一般質問を終わります。

伊場議員は自席へお戻りください。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○副議長（林　晴道）　これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は 27 日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会　午後　４時５４分

令和５年旭市議会第３回定例会会議録

議　事　日　程　（第５号）

令和５年９月２７日（水曜日）午前１０時開議

第　１　決算審査特別委員長報告
第　２　質疑、討論、採決
第　３　常任委員長報告
第　４　質疑、討論、採決
第　５　常任委員長請願報告
第　６　質疑、討論、採決
第　７　議員派遣の件
第　８　事務報告
第　９　閉　　会

本日の会議に付した事件

日程第　１　決算審査特別委員長報告
日程第　２　質疑、討論、採決
日程第　３　常任委員長報告
日程第　４　質疑、討論、採決
日程第　５　常任委員長請願報告
日程第　６　質疑、討論、採決
日程第　７　議員派遣の件
日程第　８　事務報告
日程第　９　閉　　会

出席議員（２０名）

１番	常世田　正　樹	２番	伊　藤　春　美
３番	菅　谷　道　晴	４番	戸　村　ひとみ
５番	伊　場　哲　也	６番	﨑　山　華　英

7番	永井孝佳	8番	井田　孝
9番	島田　恒	10番	片桐文夫
11番	遠藤保明	12番	林　晴道
13番	宮内　保	14番	飯嶋正利
15番	宮澤芳雄	16番	伊藤房代
17番	向後悦世	18番	景山岩三郎
19番	木内欽市	20番	松木源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	飯島　茂
教育長	向後依明	秘書広報課長	椎名　実
行政改革推進課長	榎澤　茂	総務課長	小倉直志
企画政策課長	柴　栄男	財政課長	山崎剛成
税務課長	向後秀敬	市民生活課長	江波戸政和
環境課長	髙根浩司	保険年金課長	髙野　久
健康づくり課長	飯島正寛	社会福祉課長	向後利胤
子育て支援課長	多田英子	高齢者福祉課長	椎名　隆
商工観光課長	大八木利武	農水産課長	池田勝紀
建設課長	齊藤孝一	都市整備課長	飯島和則
会計管理者	小澤　隆	消防長	伊東秀貴
上下水道課長	多田一徳	教育総務課長	向後　稔
生涯学習課長	伊藤弘行	体育振興課長	金杉高春
監査委員事務局長	杉本芳正	農業委員会事務局長	戸葉正和

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二

開議　午前１０時　０分

○議長（木内欽市）　おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（木内欽市）　議案第１号から議案第14号までの14議案及び請願第３号の請願１件を一括議題といたします。

決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　配付漏れないものと認めます。

◎日程第１　決算審査特別委員長報告

○議長（木内欽市）　日程第１、決算審査特別委員長報告。

これより決算審査特別委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、遠藤保明議員、ご登壇願います。

（決算審査特別委員長　遠藤保明　登壇）

○決算審査特別委員長（遠藤保明）　おはようございます。

決算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る９月７日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案第１号、令和４年度旭市一般会計決算の認定について、議案第２号、令和４年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、議案第３号、令和４年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、

議案第４号、令和４年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第５号、令和４年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第６号、令和４年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第７号、令和４年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第８号、令和４年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての８議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る９月 14 日及び 15 日のそれぞれ午前 10 時より議会委員会室において本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑、その答弁の内容を申し上げます。

議案第１号について申し上げます。

１点目として、デマンド交通運行事業について、登録者数と開始当初の令和２年度から令和４年度までの利用者数はとの質疑では、令和４年度末の登録者数は 1,460 人で、内訳は、旭南地区が 591 人、干潟・旭北地区が 397 人、海上・飯岡地区が 472 人、利用者数は、令和２年度が 4,091 人、令和３年度が 5,373 人、令和４年度が 6,648 人との答弁がありました。

２点目として、さわやか畜産総合展開事業の事業内容と導入実績はとの質疑では、畜産農家が行う家畜排せつ物の浄化処理施設の機能向上、堆肥の利用促進に関する機械、施設の整備に支援する県単独の補助事業、補助率は事業費の 10 分の１以内、市の補助と合わせて 10 分の３以内となる、令和４年度は、急速発酵堆肥化装置１基の導入があったとの答弁がありました。

３点目として、住宅リフォーム補助事業 119 件の工事実績はとの質疑では、外壁、屋根の工事が 78 件、浴室やトイレ、キッチンなどの水回りが 30 件、内装建具の工事が８件、その他増築が３件の合計 119 件との答弁がありました。

４点目として、津波避難道路の横根三川線と椎名内西足洗線の完成年度は、また南堀之内バイパス整備事業の完成時期はとの質疑では、横根三川線は今年度、飯岡片貝線から国道 126 号までの区間は通行可能となる予定、飯岡片貝線から南側については、未買収地があり時間を要する、椎名内西足洗線は、道の駅季楽里あさひ付近の最終地点のみ未整備だが、それ以外は全線開通している、また南堀之内バイパスは令和６年度中の完成を予定しているとの答弁がありました。

５点目として、消防団活動費について活動費や個人の報酬が全国平均と比較して低いようだが、増額される予定はあるのかとの質疑では、消防団の報酬は、平成 30 年３月の条例改正に

より近隣市町を参考にしながら増額改正し適正化を図ったところ、令和３年４月に総務省から非常勤消防団員の報酬等の基準が策定されたが、報酬の増額については近隣市町の動向を見ながら協議していきたいとの答弁がありました。

６点目として、小学校施設改修事業の内容はとの質疑では、小学校改修工事の工事請負費は、三川小学校の屋内運動場の屋根の改修工事と干潟小学校の屋上防水工事、令和３年度からの繰越事業で、三川小学校と中央小学校の空調設備の改修工事との答弁がありました。

次に、議案第８号について申し上げます。

農業集落排水事業報告書の経営指標の推移について、経費の回収率が前年度と比較して大幅に減少しているが、その理由はとの質疑では、修繕費や動力費等の高騰により経費が増加したため、経費回収率が減少したとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第１号から議案第５号の５議案は全員賛成で認定することに決し、議案第６号から議案第８号の３議案は全員賛成で、原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和５年９月 27 日、決算審査特別委員会委員長、遠藤保明。

以上です。

○議長（木内欽市）　決算審査特別委員長の報告は終わりました。

◎日程第２　質疑、討論、採決

○議長（木内欽市）　日程第２、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第１号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、ご登壇願います。

（２０番　松木源太郎　登壇）

○２０番（松木源太郎）　日本共産党の松木源太郎でございます。

2023 年、令和５年旭市議会第３回定例会に当たりまして、令和４年度旭市一般会計決算の認定に反対の討論をいたします。

市長は、令和４年３月第１回定例会で、新年度に取り組む重点施策として４つのプロジェクトを取り上げ、米本市政の目玉として「ストップ少子化大作戦」を提起しました。「チーム旭市役所」として取り組むと宣言しました。

この事業は九つの事業だそうですが、１年後の該当常任委員会で質問されても事業名の九つが答えられず、後日、令和４年度当初予算案における新規施策の印刷物が配られました。

ことほどさように、市の事業なのか市長の趣味なのか不明な実態を指摘しておきます。

そのため、令和４年の３月議会で、市長の施政方針が意味不明と私は申し上げたのであります。

さて、旭市は、福祉政策、産業政策、環境政策など、市税の主な政策面で市民のためになる施策を幅広く実施してきました。これは、例えば、合併前の旧旭市で実施されてきた高校、大学の奨学資金の返済の必要のない給付などが対象的なものであります。

私は、令和４年度の予算議会で、令和３年度から令和４年度にかけては地方財政においては全体として財源に余裕があり、令和２年度の繰越金 20 億円と令和３年度の繰越予定を合わせると約 40 億円の繰越金で、180 億円近くの基金の一部を取り崩せば市民の要望に応えられる事業はたくさん実施できるので、令和４年度の経理状態と言えると討論いたしました。結果は、決算カードで明らかなように、積立金現在額の増、財政調整基金の７億円の減がその結果でした。

コロナの流行も３年目でしたが、ワクチン対策関係が４億 6,000 万円、子育て関係が４億 3,000 万円、中小企業対策が約３億円と持続化給付金が給付され、市民の仕事が大変多くなりました。

決算審査で質疑をした事項を中心に、決算を認定すべきかの判断となる事項について、以下のとおり検討いたします。

７点あります。

生涯活躍のまち形成事業、30 年で 11 億円、毎年 3,800 万円の賃借料、指定管理者費用年間 9,800 万円と使用料収入などの実費ですが、市の中心市街地の活性化になりますか。

イオン旭中央ができてすぐ、サンモールのイオンが撤退しました。40 年間あった店がなくなり、これから中心市街地はどうなるんでしょうか。市は全く関心を示しません。

２番、サッカー場の完成と同時に、12 の社会体育施設を指定管理者制度、つまり民間に管理させることにしました。市が社会体育施設で市民のスポーツの指導をする役割はどこへ行ってしまったのでしょうか。その上、自主事業で利益が出たら 200 万円を指定管理料削減のために充当させる、管理は令和５年からであります。

３番目、第２期旭市子ども・子育て支援事業計画が作成されまして４年たちますが、子どもの貧困対策は全く調査もせず、行動計画もありません。第３期が令和７年から始まりますが、全く計画すらありません。

４番目、市立干潟保育所を指定管理期間 15 年が過ぎたらば学校法人に無償で譲渡し、市有地は無償で貸与、こんなことが頻発したら、市立保育所は必要ないということでしょうか。

５番、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に、令和４年度にコロナ病床のため旭市は１億円を支援しました。決算でどのように使われたか質疑したところ、独法のホームページを見ていただきたいとの回答でした。旭市の設立した病院でも、支援したらその報告をちゃんとすべきではないでしょうか。

６、防災行政無線の運用については、６月議会で改修工事の予算の反対討論をしました。その後多くの市民から、聞こえないと連絡してもなしのつぶてですので伝言を入れていない、電池を取り替えてと表示が出て、入れ替えても同じ表示が出るのでそのまま放っておるなどの声を聞きます。

防災行政無線の戸別受信機で使われていないものが多数あるのでしょう。これでよいのでしょうか。

７番、広報活動費の配布の問題であります。

現在、広報あさひは毎回新聞折り込みで１万 7,010 部、郵送 950 部を月２回発行しており、合計 740 万円ほどかけています。60 パーセントの家庭にしか広報あさひは届いていません。郵便局のポスティングの制度を利用すれば、旭市の世帯数２万 6,489 世帯に配送して 130 万 9,000 円です。12 回で 1,540 万 8,000 円です。これで全世帯に配れますよ。

以上、７つの項目は一例ですが、このように市民の立場に立ってみますと、いかに現在の旭市政が住民の目から見て十分に市民の役に立っていない点があるかが分かります。このような点をなくし、住民の立場に立った行政を進める必要があり、以上の理由により令和４年度旭市一般会計決算の認定に反対いたします。

○議長（木内欽市）　以上で議案第１号について、通告による討論は終わりました。

続いて、議案第２号から議案第８号までの７議案について、討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより議案第１号から議案第８号までの８議案について採決いたします。

採決は電子表決システムで行います。

議案第１号、令和４年度旭市一般会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第１号は認定することに決しました。

議案第２号、令和４年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第２号は認定することに決しました。

議案第３号、令和４年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第３号は認定することに決しました。

議案第４号、令和４年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第４号は認定することに決しました。

議案第５号、令和４年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第５号は認定することに決しました。

議案第６号、令和４年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案のとおり可決及び認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第６号は可決及び認定することに決しました。

議案第７号、令和４年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案のとおり可決及び認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第７号は可決及び認定することに決しました。

議案第８号、令和４年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案のとおり可決及び認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

賛成多数。

よって、議案第８号は可決及び認定することに決しました。

◎日程第３　常任委員長報告

○議長（木内欽市）　日程第３、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、菅谷道晴議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長　菅谷道晴　登壇）

○建設経済常任委員長（菅谷道晴）　おはようございます。

それでは、建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る９月 20 日午前 10 時より議会委員会室において本委員会を開催いたしましたので、審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

去る９月７日の本会議において、本委員会に付託されました議案は議案第 12 号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての１議案であります。

まず、議案の審査結果から申し上げます。

当委員会に付託されました１議案については、別紙報告書のとおり全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 12 号の主な質疑について要約して申し上げます。

現在、把握している特定空家の数はとの質疑では、平成 30 年に空き家の一斉調査を行っており、市内に特定空家になり得る建物が 106 件あることを確認している、同様の調査を本年度実施中であり、最新の数値は年度末に把握できるとの答弁がありました。

以上のとおりでありましたので、ご報告いたします。

令和５年９月 27 日、建設経済常任委員会委員長、菅谷道晴。

○議長（木内欽市）　建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長　宮内　保　登壇）

○文教福祉常任委員長（宮内　保）　おはようございます。

それでは、文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る９月７日の本会議において本委員会に付託されました議案第９号、令和５年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 10 号、令和５年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第 14 号、専決処分の承認についての３議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る９月 21 日午前 10 時より議会委員会室において本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第９号について申し上げます。

保育所統合整備事業について、統合保育所の設計で事故予防や安全に対し、気をつけるべき点や工夫した点はあるかとの質疑では、平家造りであり、保護者や子どもたちの様子が安全に配慮して見て取れる形となっている、また事務室とゼロ、１歳児の保育室が接している、

２歳児の保育室から子どもたちが外に出ていかないよう施錠ができるつくりとなっている、園舎の周りをフェンスで囲み、防犯カメラ等も多く設置する予定との答弁がありました。

次に、議案第14号について申し上げます。

新型コロナワクチンの秋開始接種の対象者について、１回目の人は対象なのか、また接種年齢はとの質疑では、１回目の方も対象、ワクチンについてはＸＢＢ.1.5 対応ワクチンになる。また接種年齢は生後６か月以上との回答がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり議案第９号と議案第10号は全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決し、議案第14号は全員賛成で原案のとおり承認することに決しました。

以上のとおり報告を申し上げます。

令和５年９月27日、文教福祉常任委員長　宮内保。

○議長（木内欽市）　文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長　景山岩三郎　登壇）

○総務常任委員長（景山岩三郎）　おはようございます。

総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る９月７日の本会議において本委員会に付託されました議案第９号、令和５年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管の事項について、議案第 11 号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 13 号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての３議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る９月22日午前10時より議会委員会室において本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑と答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第９号について申し上げます。

ちば消防共同指令センターの指令システム機器全体更新負担金について、全体事業費と更新内容はとの質疑では、指令システム機器は運用開始から 10 年が経過しており、機器の更新が必要となるため、令和５年度から令和８年度までの４年間で機器の全体更新を行うもので、総額は52億3,493万3,000円。

ちば消防共同指令センターは千葉市消防局内にあり、県北東部、南部の 20 の消防本部で構成されている、更新により指揮隊にタブレットが配付され、現場の画像が指揮本部や指令センターでも共有できることが大きなメリットとなっているとの答弁がありました。

次に、議案第11号について申し上げます。

マイナンバーカードやスマートフォンを使用したコンビニでの証明書の交付率はとの質疑では、マイナンバーカードでのコンビニ交付については、市全体の発行する住民票や印鑑登録証明書等のうち 10 パーセント程度となっている、スマートフォンを使用した運用は今のところ開始されていないが、年内に開始される予定との答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果別紙報告書のとおり３議案とも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をさせていただきます。

令和５年９月 27 日、総務常任委員長、景山岩三郎。

○議長（木内欽市）　総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

先ほど、議案第８号について、採決結果は録画映像を確認した結果、全員賛成でありました。訂正させていただきます。

◎日程第４　質疑、討論、採決

○議長（木内欽市）　日程第４、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（木内欽市）　質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより議案第９号から議案第14号までの６議案について採決いたします。

議案第９号、令和５年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

議案第 10 号、令和５年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議案第 11 号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議案第 13 号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

議案第 14 号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり承認されました。

◎日程第５　常任委員長請願報告

○議長（木内欽市）　日程第５、常任委員長請願報告。

総務常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長　景山岩三郎　登壇）

○総務常任委員長（景山岩三郎）　それでは、請願報告を申し上げます。

総務常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る９月７日の本会議において本委員会に付託されました請願第３号、インボイス制度の中止を求める請願について、審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、９月 22 日、付託議案の審査終了後、本請願について直ちに審査を行いました。審査の中で、インボイス制度の導入は中小事業者に影響を及ぼすため、改めてもう１回考え直さなければならないとの意見がありました。

審査では、別紙報告書のとおり、賛成多数で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和５年９月27日、総務常任委員長、景山岩三郎。

○議長（木内欽市）　総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託請願に対する委員長の報告を終わります。

◎日程第６　質疑、討論、採決

○議長（木内欽市）　日程第６、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第３号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　質疑なしと認めます。

これより請願第３号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより請願第３号について採決いたします。

請願第３号、インボイス制度の中止を求める請願について、採択と決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市）　押し忘れなしと認め、確定します。

賛成少数。

よって、請願第３号は不採択と決しました。

◎日程第７　議員派遣の件

○議長（木内欽市）　日程第７、議員派遣の件。

議員派遣の件を議題といたします。

地方公共団体の事務に関する調査等のため、地方自治法第 100 条第 13 項及び旭市議会会議規則第 166 条の規定により、お手元に配付されております議員派遣一覧表のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市）　ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに決しました。

◎日程第８　事務報告

○議長（木内欽市）　日程第８、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長　小倉直志　登壇）

○総務課長（小倉直志）　それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

一つ、アルミブランケット、携帯トイレ及びポケットティッシュ 500 組をシーデーシー情報システム株式会社様より、8 月 22 日受納いたしました。

一つ、子ども卓球台１台を芝田沙季様より、8 月 31 日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

◎日程第９　閉　　会

○議長（木内欽市）　以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は終了いたしました。

これにて令和５年旭市議会第３回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会　午前１０時４３分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

旭市議会　議　　長　　木　内　欽　市

副 議 長　　林　　晴　道

議　　員　　常世田　正　樹

議　　員　　伊　藤　春　美